

昭和十三年七月廿三日第三種郵便物認可  
昭和十三年八月十日發行

# 同盟旬報

（No. 40） 行發日十月八・號一十二第 卷二第

【號旬下月七年三十和昭】

## 主要記事

爲替資金の日銀集中……  
 支那事變第二次論功行賞……  
 皇軍九江・太湖占領……  
 國府機關漢口撤退……  
 張鼓峰事件……  
 チェコ問題解決に英代表派遣……  
 英國議會休會に入る……  
 ブルガリア再軍備容認さる……

行發社信通盟同人法團社



七月廿一日(木)

- △農林水産物販賣連絡委員會設置
- △萬國議員會議貴院代表渡歐
- △東京海上火災が保有外國證券を正金に提供
- △綿製品販賣加工制限一部解除さる
- ▽山西戦線、運城西南の解縣占領
- ▽海空中南支各地を爆撃(廿一日―廿一日)
- ▲ウズリ方面でソ兵不法射撃
- ▲ズデーテン黨、英佛に覺書提出
- ▲英政府、チエコ問題調停に乗出す
- ▲ウ大尉、ヒトラ―總統に復命
- ▲佛大統領明年倫敦訪問を發表
- ▲葡、エチオピア併合承認
- ▲格蘭・チャコ國境紛争問題解決
- ▲英マーキユ―ノ號機北太平洋横斷成功

同廿二日(金)

- △水害被害者に國稅の減免猶豫
- △陸軍が失業對策方針發表
- △閣議經濟保安警察費第二餘備金支出決定
- △五相會議開かる
- △中央職業紹介委員發令
- △麥酒値上げ中止に決定
- △人絹リンク細目決定
- △輸出綿製品配給統制規則改正
- ▲日滿赤十字社協定調印
- ▲全滿銀行協會誕生
- ▲張鼓峰事件の我軍使歸る
- ▲英帝、フランスより御歸國
- ▲英佛參謀總長會見
- ▲伊艦隊ユーゴ―訪問
- ▲陸上交通事業調整法施行令公布

同廿三日(土)

- ▲陸上交通事業調整法施行令公布

△人絹の太き制限に關する省令公布

- △商工省令、織維製品販賣價格取締規則中より人絹糸除外さる
- △人造絹糸販賣價格取締規則公布
- △人造絹糸の種類並に最高價格告示さる
- △中央物價委員會、加工販賣解除綿製品、石炭及水の標準價格決定す
- △日鐵倍額増資案半額に査定
- △人絹取引所の業務規定變更認可
- ▲棉花、綿糸最高標準價格の基準變更
- ▲鄧陽湖西岸に敵前上陸、九江進撃開始
- ▲陸空軍北中支各地爆撃(廿三日―廿九日)
- ▲蔣、雲南、四川兩省主席を招致し、奧地遁入對策を講ず
- ▲滿國時局經濟會議開催

同廿四日(日)

- ▲宇垣・クレ―ギー會談す
- ▽ソ聯軍事顧問二十名着漢
- ▲北歐中立國會議散會
- 同廿五日(月)
- △神宮關係施設調査會答申案決定
- △商工省轉業對策委員會設置
- △實業教育答申案成る
- △政友、戰時經濟對策委員會設置
- ▽陸戰隊九江西方に上陸、江上艦艇猛攻
- ▲太湖縣城を占領す
- ▲ソ聯兵又もや小八嶺越境
- ▲チエコ政府、英の調停案受諾す
- ▲パレスチナ騷擾重大化
- ▲パース、チアノ會談
- ▲米國商務省、上半期出超六億弗と發表
- ▲米、佛兩藏相會談

同廿六日(火)

- △醫藥制度調査會第一回總會
- △ソ聯北樺太利權壓迫情報部長談發表
- △陸大專科學生特例告示
- ▽九江占領、陸海兩部隊入城す
- ▽武漢防務委員長に王明を任命す
- ▽北・中支會社引受株式割當決定
- ▽維新政府交通部長、江洪杰氏任命さる
- ▲ズ黨、英の調停案を一應受諾
- ▲ソ聯、明年一月國勢調査やり直し決定
- ▲對比島日米綿布輸出紳士協定一ヶ年間更改延長

同廿七日(水)

- △議會制度審議會に貴族院改革政府參考案提示
- △内政會議で國民精神總動員再組織方針決定
- △海軍が失業防止に關する副官談發表
- △中央失業對策委員任命
- △民政、中小商工業失業對策決定
- △醫藥品卸賣最高標準價格設定
- △不正競争防止、特許及商標の三改正法施行令公布
- ▽九江領事館再開す
- ▽國府機關漢口放棄、重慶、昆明等に遁入

同廿八日(木)

- △舞鶴市制施行告示(八月一日實施)
- △文相、大學自治改革を目指し六帝大總長と會談
- △重要礦物委員會官制公布
- △電話の賣買金融禁止に決定
- △物品販賣價格取締規則改正
- △皮革販賣、輸入業者並公定販賣價格決定
- △輸出資金前貸損失補償制新設
- △綿糸清算取引所の業務規定改正
- △支那事變第二次論功行賞、二千三百二十

六名に行賞

- ▲スペイン人民戰線政府義勇軍撤收案受諾に關する覺書發表
- ▲ソ聯第二回最高會議八月十日招集決定
- ▲ソ聯、リュニシコフ大將の後任正式任命
- 同廿九日(金)
- △教審整理委員會初等教育科目決定
- △日銀に余裕爲替資金の集中方決定
- △外國爲替基金の利用手續並に輸入品目決定
- △豫約爲替の限月制撤廢さる
- △臨時輸出入許可規則改正
- △買上綿製品の加工、販賣に關する省令公布
- △農地調整法規則公布
- ▽支那機我が病院船を爆撃す
- ▲英議會十一月迄休會
- ▲波外相諾威訪問
- ▲ギリシヤに叛亂勃發
- 同三十日(土)
- △兩陛下葉山へ行幸啓遊ばさる
- △第一回轉業對策委員會
- △小磯大將、香月中將豫備役編入
- △厚生省、食料品物價調整に公私設小賣市場の監督方地方官宛に通牒を發す
- △石油資源開發法施行規則公布
- △普通銼鐵配給指定團體變更さる
- △池具の自動車用デ―ゼル機關を標準型に指定
- ▽華北電信電話會社設立
- ▲滿國訪歐使節一行出發
- 同卅一日(日)
- ▽蒙疆委員會駐滿代表決定
- ▽華中電氣通信會社設立
- ▲我軍張鼓峰、沙草峰を占領す
- ▲ブルガリア再軍備容認さる

同盟旬報 第二卷・第廿一號 七月下旬 主要目次

宮 廷

明治天皇祭……………四  
 兩陛下葉山山行幸啓……………四  
 三内親王樺葉山へお成……………五  
 三内親王樺葉山へお成……………五  
 ウ博士に勳三等御贈與……………五

支那事變

宇垣・クレギー會談……………四  
 第三國人利用の輸送艇禁通運……………四  
 外國旗の六割迄支那軍の撰裝……………四  
 支那機我が病院船を擄撃……………四  
 南昌空襲の海空軍に感狀……………五  
 戰死將校氏名……………五  
 第一次論功行賞……………五  
 行賞二千三百廿六名……………五

戰 況

北支殘敵掃蕩……………六  
 山西殘敵着々剝滅……………六  
 運城西南の縣縣占領……………六  
 山西殘敵の自滅迫る……………六  
 夏縣東方で敗殘兵粉砕……………六  
 代縣奪回企圖の敵擊退……………六  
 支那遊撃隊永定河を決潰……………六  
 山東西部の敗敵擄々歸順……………六  
 湯玉祥、隴海線西段に現はる……………六  
 中支戰況……………六  
 寧國附近の遊撃隊掃蕩……………六  
 敵遊撃隊浦東に侵入……………六  
 九江占領……………七  
 九江の敵、外人に引揚勸告……………七  
 九江進撃開始……………七  
 敵前上陸直ちに山嶽戰……………七  
 九江西南一里半に迫る……………七  
 海軍江上部隊猛攻……………七  
 陸軍南昌方面に敗退……………七  
 陸軍南昌方面に敗退……………七  
 陸軍南昌方面に敗退……………七

城頭高く日章旗翻る

全城内の清掃完了……………七  
 九江占領公表……………八  
 陸軍部隊の武勳……………八  
 海軍部隊の武勳……………八  
 九江陥落の意義……………八  
 米紙九江陥落を重視……………八  
 敵の損害約一萬……………九  
 九江城内陸海兩軍の交鋒……………九  
 引續き戦果擴張……………九  
 海軍も引續き殘敵掃蕩……………九  
 湖口以西の肅清成る……………九  
 敵南潯鐵路全線を破壊……………九  
 名峰廬山の死命を制す……………九  
 機雷滿載のジャックを粉砕……………九  
 九江西北方の中央軍を撃破……………九  
 九江周邊を確保……………九  
 太湖占領……………九  
 太湖縣城に迫る……………九  
 太湖縣城占領……………九  
 太湖占領迄の戰績……………九  
 太湖より更に猛進……………九  
 太湖北方の敵を猛攻……………九  
 宿松包圍陣完成……………九

空中戰・空襲

敵前上陸掩護の大編隊爆撃……………九  
 米船爆撃のU・P電は虚報……………九  
 米紙我が空軍の活躍を報道……………九  
 海空軍……………九  
 中南支各地爆撃(廿一日・卅一日)……………九  
 陸空軍……………九  
 北中支各地爆撃(廿一日・廿九日)……………九

占領區域情勢

青島から天津への無稅人稱禁止……………九  
 天津佛租界當局犯人引渡拒絕……………九  
 九江領事館再開……………九  
 【國民政府】……………九  
 軍事委員會改組……………九  
 逃亡勞動者の補充策……………九  
 三民青年團強化……………九

宋子文河内へ

王耀惠線語……………三  
 粵漢線軍需品輸送に政商暗躍……………三  
 四川の兵變陰謀疑霧……………三  
 蔣介石黨政人員を戒告……………三  
 重慶昆明間定期空路急設……………三  
 程駐獨大使歸國の途に……………三  
 共產黨七十大會召集……………三  
 香港經由武器輸入額激減……………三  
 國府機關漢口撤退……………三  
 蔣、雲南、四川兩省主席を招致……………三  
 蔣國愈々漢口放棄……………三  
 蔣一派飛行を手配……………三  
 外交部重慶移轉完了……………三  
 軍事機關は江西省に遁入か……………三  
 漢口外人八月一日迄に引揚……………三  
 漢口市民に避難命令……………三

抗日戰備

前線將領招致軍事會議開催……………三  
 武漢防衛を總る國共抗爭……………三  
 比島から支那飛行將校歸國……………三  
 ソ聯軍事顧問計名齊集……………三  
 英國航空隊教官昆明着……………三  
 虎門砲臺強化……………三  
 武漢防備狀況……………三  
 武漢防務委員長に王明……………三  
 内外二重の防備狀況……………三  
 ソ聯兵を漢口前線に配備……………三  
 蔣の揚子江決潰計畫……………三  
 漢口租界の防備振り……………三  
 赤色ルート防衛……………三

赤色ルート確保に躍起

ソ聯將校指揮の機械部隊北上……………三  
 内外二重の防備狀況……………三  
 陝西、寧夏の防備強化……………三  
 戰時財政……………三  
 香上銀行法幣維持に乘出す……………三  
 英米、支那在外正貨管理に動く……………三  
 英の借款拒絕に支那紙法幣……………三  
 法幣發行高新記録……………三  
 廣九鐵路對英賣却說……………三  
 公債償還を法幣で支拂ふ……………三  
 事變と列國動向……………三  
 英下院論戰……………三  
 對援助問題……………三  
 日英關係質問……………三  
 宇垣クレギー會談問題……………三

英米提携の必要を強調

外相答辯……………三  
 上院議員の對日硬論……………三  
 融資問題應酬……………三  
 日本品ボイコットは實行不可能……………三  
 日本製塗油絹布輸入阻止を要求……………三  
 米 國……………三  
 支那より援助申込受けす……………三  
 (ハル聲明)……………三  
 ブラジル……………三  
 伯國から觀戰武官へ朝……………三  
 各國大使館近く重慶へ移轉……………三  
 ジョーンソン米大使動靜……………三  
 カリ英大使動靜……………三  
 オレルスキー蘇聯大使動靜……………三  
 フイツンヤ獨代理大使動靜……………三  
 香港總督廣東訪問……………三  
 外紙論調……………三

中國新政權

六月中全支貿易……………三  
 北・中支會社引受株式割當決定……………三  
 【北京臨時政府】……………三  
 縣政整備、補佐官制を新設……………三  
 山西災害地區に免稅……………三  
 山西司法機關整備……………三  
 全般的輸出入許可制採用……………三  
 華北電信電話會社設立……………三  
 【蒙疆委員會】……………三  
 蒙疆政府機構強化……………三  
 駐滿代表決定……………三  
 家畜増産計畫……………三  
 蒙疆銀行發券高二千萬圓突破……………三  
 銅類の撤出禁止……………三

【南京維新政府】

交通部長に江洪杰氏任命……………三  
 安徽省政府決定……………三  
 華中電氣通信會社設立……………三  
 政府内政部廳舍に據蹕……………三  
 浙江養蠶復興策……………三  
 上海魚市場組合創立……………三  
 上海内河汽船創立總會……………三  
 上海崇明島間交通回復……………三  
 兩租界内のテロ事件累計……………三

政治・外交

【樞密院】……………三  
 樞府本會議……………三  
 議會制度審議會……………三  
 選舉制度部會……………三  
 議院制度部會……………三  
 貴族院改革政府參考案提示……………三  
 貴族院機構改善審議細目……………三  
 水害對策……………三  
 水害被害者に國稅の減免猶豫……………三  
 災害復舊申請總額九百四十萬圓云……………三  
 首相内閣制度の改革決意……………三  
 神宮關係施設答申案決定……………三  
 政務會議……………三  
 國民精神總動員再組織……………三  
 農相重ねて進言……………三  
 内政會議で方針決定……………三  
 首相、文相會談……………三  
 首相政黨出身關係參議と懇談……………三  
 東亞國策研究會……………三  
 勞務需給對策……………三  
 陸軍の失業對策……………三  
 海軍も失業防止救済へ……………三  
 失業對策委員會任命……………三  
 熟練工登錄令要綱……………三  
 商工省轉業對策委員會設置……………三  
 轉業對策委員會の目標……………三  
 第一回轉業對策委員會……………三

閣 議

定期閣議……………三  
 五相會議……………三  
 三相會議……………三  
 內政會議……………三  
 內閣參議……………三  
 定例參議會……………三  
 兩參議院中席次……………三  
 閣僚參議懇談會……………三  
 閣員參內……………三  
 往 來……………三  
 法令公布……………三

▲内 務

經濟保安警察大綱決定……………三  
 第二豫備金六十四萬三千圓支出……………三





我軍張鼓峰、沙草峰占領……………	六〇	海軍力整備に波々……………	六〇	英國・英帝國……………	七三	九萬噸の超大巨船建造……………	七〇	前沿海州兵團長死刑……………	八〇
他の國境線は平穩……………	六〇	ソ芬國境警備を強化……………	六〇	【英帝御訪佛】……………	七三	日滿獨通商協定近く成立せん……………	七〇	又もゲベウ課員逃亡……………	八〇
ウズリー對岸のゲベウ射擊……………	六〇	【アルガリア】……………	六〇	英帝佛陸軍を御團長……………	七三	【イタリヤ】……………	七〇	獨記者のリニシコフ會見記……………	八〇
滿人十名擧げられ行方不明……………	六〇	再軍備容認さる……………	六〇	英帝戰没將士記念碑除幕式へ……………	七三	葡、エチオピア併合承認……………	七〇	リニシコフ大將後任々命……………	八〇
四名歸る……………	六〇	【チエコスロヴァキヤ】……………	六〇	英帝御歸國……………	七三	我が訪伊少年團ナポリ着……………	七〇	【米 國】……………	八〇
我方對策……………	六〇	ズデーテン黨英佛に惡書提出……………	六〇	英帝の御禮電……………	七三	歐洲・近東諸國……………	七〇	ル大統領は三度立候補するか……………	八〇
各關係相協議……………	六〇	チエコ民族法案大綱……………	六〇	獨紙の英佛元首演說評……………	七三	【薩 洲】……………	七〇	ビツトマン外交委員長長大著明……………	八〇
重光大使に訓電……………	六〇	獨大使四ヶ國會講開催提唱……………	六〇	佛紙論議……………	七三	【印 度】……………	七〇	外國攻撃を非難……………	八〇
明白なるポーツマス條約違反……………	六〇	四ヶ國會講提唱を獨否定……………	六〇	【議會休會】……………	七三	ラングーンに暴動……………	七〇	獨墨波收農務の賠償要求……………	八〇
國境認定委員會提唱の用意……………	六〇	佛、ドイツ外交を警戒……………	六〇	議會十一月迄休會……………	七三	フランクフルトに暴動……………	七〇	對墨外油取用問題解決要望……………	八〇
ソ聯の遊蕩突刃ぬ……………	六〇	ホツザ首相、英公使會談……………	六〇	多事を始めた今議會……………	七三	【外 交】……………	七〇	墨政府米の提案を拒否せん……………	八〇
ソ聯中央部の態度……………	六〇	佛外相各國大公使と協議……………	六〇	首相の外交演說……………	七三	【外 交】……………	七〇	【經 濟】……………	八〇
赤軍首腦警後策協議か……………	六〇	チエコ援助に赤軍移動……………	六〇	外相の外交演說……………	七三	【希臘叛亂勃發】……………	七〇	下半年景氣豫想……………	八〇
ゲベウは狼狽、赤軍は冷靜……………	六〇	ベルチナツクス氏所論……………	六〇	關聯外交問題協議……………	七三	クレータ島に叛亂勃發……………	七〇	經濟界回復歩調を繼續せん……………	八〇
モスクワ政界の飄洶……………	六〇	英國調停案……………	六〇	パリス・チアノ會談……………	七三	希臘政府聲明……………	七〇	英米當局ボンドの低落を放任……………	八〇
政府機關紙論議……………	六〇	英政府積極的調停乘出し……………	六〇	英佛參謀總長會見……………	七三	叛徒擧げざる……………	七〇	輸出入銀行南米向輸出促進工作……………	八〇
危機漸次解消と見る……………	六〇	英首相抱念憤重……………	六〇	【英獨會談】……………	七三	【近東諸國】……………	七〇	航空機輸出高激増……………	八〇
平和的解決を期待……………	六〇	チエコ政府調停案強々受諾……………	六〇	ウ大尉、ヒトラー總統に復命……………	七三	シリア政變……………	七〇	「死刑宣告條項」發動か……………	八〇
日ソ戰爭の可能性なし(ソ駐英……………	六〇	ズデーテン黨も受諾……………	六〇	【英獨會談】……………	七三	イラク石油會社採油權獲得……………	七〇	米ソ通商協定更改……………	八〇
大使談)……………	六〇	ヘンライン黨首プレスラウへ……………	六〇	英首相、獨大使と要談……………	七三	【スベイン】……………	七〇	【英米通商協定】……………	八〇
ソ聯遊蕩抗議訓令……………	六〇	ドイツ政府慎重……………	六〇	英佛の獨獨接近機運……………	七三	人民戰線政府撤收案受諾……………	七〇	通商協定維持……………	八〇
政府依然沈黙を守る……………	六〇	佛、チエコ調停案歡迎……………	六〇	ウイーデマン再度訪英說……………	七三	人民戰線政府對英回答……………	七〇	通商交渉纏綿……………	八〇
各國反應(米、英)……………	六〇	調停案成立までの經過……………	六〇	再度英說を否定……………	七三	回答内容……………	七〇	戰債問題交渉開始か……………	八〇
新聞論調(米、佛、波、支)……………	六〇	英獨關係調整も企圖……………	六〇	【薩 洲】……………	七〇	英船擧げざる……………	七〇	【米佛相訪佛】……………	八〇
世界外情勢……………	六〇	駐獨英大使獨外務次官會談……………	六〇	【印 度】……………	七〇	諸威汽船擧げざる……………	七〇	【米佛相訪佛】……………	八〇
國際電據彙報……………	六〇	民族法案上程延期されん……………	六〇	【印 度】……………	七〇	【ス・フ關稅引上げ】……………	七〇	【米佛相訪佛】……………	八〇
【英 帝 國】……………	六〇	ランシマン卿派遣正式發表……………	六〇	ラングーンに暴動……………	七〇	英代表空軍總調查團を提唱……………	七〇	【フイリッピン】……………	八〇
再軍備支出膨脹せん……………	六〇	各專門家を同伴……………	六〇	フランクフルトに暴動……………	七〇	無防備都市空襲反對決議……………	七〇	日本の比島鐵礦開發拒絕さる……………	八〇
歐洲國國防強化案……………	六〇	【聖地亞哥】……………	六〇	大統領明年倫敦訪問……………	七〇	【ソ 聯 邦】……………	七〇	米紙比大統領聲明を反駁……………	八〇
【米 國】……………	六〇	パレスチナの騷擾軍大化……………	六〇	空軍司令近く訪獨……………	七〇	第二回最高會議會期決定……………	七〇	比島から手を引け(米紙)……………	八〇
駭逐艦四隻計文……………	六〇	反英抗爭激化……………	六〇	佛大使英外相と會見……………	七〇	最高會議で農民對策協議か……………	七〇	對比島日米綿布協定更改……………	八〇
太平洋洋海軍根據地擴充を調査……………	六〇	武装騒起の兆候化……………	六〇	【ソ 聯 邦】……………	七〇	再びソヴエト解放送……………	七〇	中南米諸國……………	八〇
アラスカ空軍根據地増強か……………	六〇	アラビヤ人暴徒警察騷擾……………	六〇	【聖地亞哥】……………	六〇	【肅清工作】……………	七〇	中米問題和平條約調印……………	八〇
六月中式器輸出統計……………	六〇	埃及首相聖地問題に乗出す……………	六〇	【印 度】……………	七〇	【肅清工作】……………	七〇	チャコ問題和平條約調印……………	八〇
【イタリヤ】……………	六〇			【印 度】……………	七〇	【肅清工作】……………	七〇	世界經濟……………	八〇
【ソ 聯 邦】……………	六〇			【印 度】……………	七〇	【肅清工作】……………	七〇	世界小麥供給豫想……………	八〇
				【印 度】……………	七〇	【肅清工作】……………	七〇	國際ゴム委員會……………	八〇
				【印 度】……………	七〇	【肅清工作】……………	七〇	國際航空……………	八〇
				【印 度】……………	七〇	【肅清工作】……………	七〇	大西洋洋橋シーズン活況……………	八〇
				【印 度】……………	七〇	【肅清工作】……………	七〇	探 險……………	八〇



明治天皇祭

【七三】卅日明治天皇祭は宮中皇靈殿に於いて厳かに初められた、大禮服着用中止になつて行はせられた、

兩陛下葉山行幸啓

【七二】天皇陛下には事變勃發以來日夜軍務を始め奉り萬機に御精勵、御遊幸、御遊幸も御取止め遊されて皇軍將兵の上

支

那

支

那

旬間大觀

湖口に満を持してゐた我軍は廿三日雷雨を銜いて進發、鄱陽湖を渡つて對岸に敵前上陸を敢行した陸軍部隊と長江を遡

宇垣・クレーギー會談

【七四】宇垣外相は在支第三國權益を總り帝國と列國との間に生ずる懸絶の排除

關しての對英折衝は帝國の事變處理に對する根本方針より推測してもあり得べからざるものとされてゐる、帝國政府として

上海【七三】第三國の中立性を利用し事毎に我が軍の攻撃を避けつゝある支那側は學漢鐵路に對する我が海軍航空隊の連

岸に面した家屋が殆んど軒並に第三國旗を掲げ又は第三國權益の標識を附してを

支那艦我が病院船を爆撃

上海【七五】艦隊報道部正午發表

一艦に事變當初上海郊外吳淞下流に於て我が病院船期日丸を爆撃及び銃撃し

外國旗の六割迄支那軍の擬裝

九江【七六】九江に於ける錯綜せる第三國權益を考慮し廿六日陸軍の第一線部隊

第三國人利用の輸送嚴禁通達

第三國人利用の輸送嚴禁通達

中央御車寄に御着、天野東京驛長御前行長崎東越局長御先導申上げ直ちに中央通路から御石車に乗御あらせられたが驛頭には時局に鑑み奉送を遠慮せしめられる畏き思石から皇太后陛下御使、各皇族方を始め奉り近衛首相以下文武顯官の奉送は殆んどなく同二時五分同驛御發車、同三時五分逗子驛御着、兩陛下には照宮、孝宮、順宮三内親王殿下の御迎へを受けさせられて天機並に御機嫌御馳しく沙風爽やかな御用邸に入らせられた

三内親王様大宮御所へ

【七・三】暑中休暇に入つてからも毎日女子學習院に御通學、白衣の製作に御參加あらせられてゐた照宮様には廿三日を以て六日間に亘る御勤勞奉仕を了へさせられたが、この日は孝宮、順宮兩内親王様とも御揃ひにて午後二時四十五分吳竹寮御發、大宮御所に成らせられ皇太后陛下に御對面、晝中の御挨拶を遊ばされ、午後五時大宮御所御出門御歸還遊ばされた

三内親王様葉山へお成

【七・三】照宮様には廿六日孝宮順宮兩内親王様とお揃ひで藤井御養育掛長、名取御養育掛等を従へさせられ午前九時廿四分東京驛發電車にて同十時廿四分逗子驛御着葉山御用邸附邸邸に入らせられた

ウ博士に勳三等御贈與

【七・三】畏き邊りでは我醫學界の進歩發達に貢獻した獨逸人プロフェッソール・ドクトル、パウエル・ウーレンフット氏に對し左の勳章贈與の御沙汰があつた

獨逸人 プロフェッソール・ドクトル  
パウエル・ウーレンフット  
贈與勳三等旭日中綬章

戰部隊九江進入に際しては敵の敗殘兵は同地を泊第三國艦艇の陰に逃避し我が攻隊を免れたり、潰滅の敗色愈々新たなる支那軍は事毎に捨鉢となりその暴虐とその惡辣なる卑劣行動とは洵に言語に絶し實に天人共に許さざる世界の公敵といふべきなり

南昌空襲の海空軍に感狀

【七・三】去る十八日未明敵再建空軍の有力なる基地南昌を空襲した我が海軍機隊機隊指揮官松本少佐、戰團機隊指揮官故南郷少佐(當時大尉)攻隊機隊指揮官渡邊大尉等の戰史に燦たる戰果に對し去る廿日及川支那方面艦隊司令長官より左の如き感狀が授與されたが、その感狀は長くも上開に達せられた旨廿三日大本營海軍部より公表された

大本營海軍報道部午後四時公表

左記感狀は本日上開に達せられたり  
△感 狀 ○○航空隊  
昭和十三年七月十八日未明其の主力を以て南昌敵空軍根拠地を攻撃猛烈なる空中戰團に依り敵機に對し果敢なる銃爆撃を加へ其の七機を炎上せしめ遺憾なく敵を制壓したる機に乗じ一部爆撃機を以て敵飛行場に着陸を敢行し沈着敵艦飛行場を限なく偵察、殘存敵機五機を燒却して所在敵の飛行機を潰滅したるは武勇拔群なり  
仍て茲に感狀を授與す  
昭和十三年七月廿日

支那方面艦隊司令長官

及川古志郎  
當時の指揮官  
爆撃機隊指揮官 海軍少佐 松本眞實  
戰團機隊指揮官 海軍大尉 南郷茂章

攻隊機隊指揮官 海軍大尉 渡邊初彦  
戰死時校氏名  
九江【七・三】廿三日鄱陽湖西岸に敵前上陸、陣頭に立ち頑敵を驅逐中戰死せる將校左の如し

佐藤部隊 大尉 小野虎治(福岡縣)

【七・三】原隊發表 去月廿五日より七月九日に至る河南省西陽村濟源をはじめ、その他の戰團に戰死せる將校左の如し  
▲高柳部隊 少佐 小笠原武六、大尉 入江三郎、中尉 後藤太助

第二次論功行賞

行賞二千三百二十六名

【七・三】今次事變第二回論功行賞は御裁可を経て廿八日內閣賞勳局より發表された、輝く恩賞に浴した勇士は總計二千三百廿六名で、その内陸軍關係は二千二百六十名(内殊勳甲十名)、海軍は六十六名(内殊勳五十六名)である、而して陸軍關係は戰死傷せる諸國の英靈中第一回に次いで調査を終了したもので今回の方は第一回同様戰死戰傷したる勇士の順序によつたものでなく調査の終了せるものより行賞を仰いでいるのである、海軍に於ては全支に有形無形の打撃を與へた海の荒鷲の勇士をはじめ海上交通遮斷又は陸戰隊、揚子江瀾江部隊等の勇士で一部戰團行動中公務死亡者も含まれてゐる

陸軍關係

▲陸軍關係  
△殊勳甲  
功三旭三 步中佐 兒森高樞(小倉)  
功四旭五 步少佐 藤田叶(鹿兒島)  
功五旭六 步少尉 米原那次(熊本)  
功四旭六 步中尉 丸山健二(門司)

功五旭六 步少尉 中村春吉(新潟)  
功五旭六 步少尉 渡部泰藏(新潟)  
功五旭七 步軍曹 鶴巻好孝(新潟)  
功五旭七 步軍曹 菊地正司(新潟)  
功六旭八 步伍長 片岡義雄(下關)  
功六旭八 步伍長 金子 環(福岡)  
△右の他發表せられたるものの中功五級以上左の如し  
功五小綬 步少佐 久保幸年(長野)  
功五小綬 步少佐 濱田正勝(東京)  
功五旭六 步大尉 赤岩 隆(群馬)  
功五旭六 步中尉 黒川秀雄(東京)  
功五旭六 步中尉 白石春男(東京)  
功五旭六 步中尉 紺野 明(東京)  
功五旭六 步少尉 遠藤政雄(宮城)  
功五旭六 工中尉 田中秀吉(埼玉)  
功五旭六 步中尉 桑折 季(福島)  
功五旭六 步中尉 梅田忠愷(熊本)  
功五旭六 步少佐 佐々木長吉(宮城)  
功五旭四 步少佐 大泉 基(宮城)  
功五旭六 步中尉 小野田久(宮城)  
功五旭五 步中尉 本郷吉四郎(宮城)  
功五旭六 步中尉 佐藤 正(石巻)  
功五旭六 步少尉 二上信一(京城)  
功五旭六 步少尉 石崎太一(北海道)  
功五旭六 步中尉 上妻理記(鹿兒島)  
功四旭三 步中佐 武田光邦(新潟)  
功五旭六 步中尉 野上 諒(北海道)  
功五小綬 步少佐 伊藤善松(新潟)  
功五小綬 步少佐 岡本猛雄(大分)  
功五旭五 步少尉 村上彌三治(新潟)  
功五旭六 步中尉 市橋虎吉(新潟)  
功五旭六 步大尉 川又 保(栃木)  
功五旭六 步少尉 渡邊喜代松(新潟)  
功五旭六 步少尉 波多野元也(新潟)  
功五旭六 步中尉 大島三司(新潟)

功五旭六 步大尉 久藤恒安(宮城)  
功四小綬 步中佐 植田 勇(福島)  
功五旭四 步少佐 石原英夫(鳥取)  
功五旭六 步中尉 小山永久(東京)  
功五旭六 步中尉 庭野富治(新潟)  
功五旭五 步中尉 熊倉菊次郎(新潟)  
功五旭六 步中尉 村上太一(新潟)  
功五旭六 步少尉 瀧澤嘉長(新潟)  
功五旭六 步少尉 五十嵐源助(栃木)  
功五旭五 砲少佐 外山喜一郎(新潟)  
功五旭六 砲大尉 齋藤英二(新潟)  
功五旭六 砲少尉 横田健次郎(新潟)  
功五旭六 工中尉 穂積 信(福島)  
功五旭六 工中尉 庄子十二(宮城)  
功五旭五 工中尉 森 源治(宮城)  
功五旭五 主少佐 佐藤正夫(熊本)  
功五旭五 騎少佐 木村正世(熊本)  
功五旭六 騎少尉 池田正夫(福岡)  
功五旭六 步大尉 佐野義明(静岡)  
功五旭五 步少佐 板坂義雄(金澤)  
功五旭六 步中尉 飯村忠藏(青森)  
功五旭六 步中尉 安岡茂雄(高知)  
功五旭五 工少佐 中村 寛(山口)  
功五旭五 工少佐 唐澤 治(長野)  
功五旭六 工中尉 小西吾七(兵庫)  
功四中綬 少 將 井澤 新(小倉)  
功五旭六 砲中佐 上田門藏(久留米)  
功五旭六 步中尉 高崎眞章(八幡)

功五旭六 步中尉 山田千年(福岡)  
功五旭六 步中尉 山口清晴(福岡)  
功五旭六 步中尉 辻 繁雄(福岡)  
功五旭六 步中尉 林 辰雄(長崎)  
功五旭六 步中尉 村上 卓(長崎)  
功五旭六 步中尉 吉居正巳(佐世保)  
功五旭六 步中尉 佐藤 明(大分)  
功四小綬 步中佐 岡部 淳(山口)

功五旭六 步中尉 中村春吉(新潟)  
功五旭六 步少尉 渡部泰藏(新潟)  
功五旭七 步軍曹 鶴巻好孝(新潟)  
功五旭七 步軍曹 菊地正司(新潟)  
功六旭八 步伍長 片岡義雄(下關)  
功六旭八 步伍長 金子 環(福岡)  
△右の他發表せられたるものの中功五級以上左の如し  
功五小綬 步少佐 久保幸年(長野)  
功五小綬 步少佐 濱田正勝(東京)  
功五旭六 步大尉 赤岩 隆(群馬)  
功五旭六 步中尉 黒川秀雄(東京)  
功五旭六 步中尉 白石春男(東京)  
功五旭六 步中尉 紺野 明(東京)  
功五旭六 步少尉 遠藤政雄(宮城)  
功五旭六 工中尉 田中秀吉(埼玉)  
功五旭六 步中尉 桑折 季(福島)  
功五旭六 步中尉 梅田忠愷(熊本)  
功五旭六 步少佐 佐々木長吉(宮城)  
功五旭四 步少佐 大泉 基(宮城)  
功五旭六 步中尉 小野田久(宮城)  
功五旭五 步中尉 本郷吉四郎(宮城)  
功五旭六 步中尉 佐藤 正(石巻)  
功五旭六 步少尉 二上信一(京城)  
功五旭六 步少尉 石崎太一(北海道)  
功五旭六 步中尉 上妻理記(鹿兒島)  
功四旭三 步中佐 武田光邦(新潟)  
功五旭六 步中尉 野上 諒(北海道)  
功五小綬 步少佐 伊藤善松(新潟)  
功五小綬 步少佐 岡本猛雄(大分)  
功五旭五 步少尉 村上彌三治(新潟)  
功五旭六 步中尉 市橋虎吉(新潟)  
功五旭六 步大尉 川又 保(栃木)  
功五旭六 步少尉 渡邊喜代松(新潟)  
功五旭六 步少尉 波多野元也(新潟)  
功五旭六 步中尉 大島三司(新潟)



功五旭五	步大尉	古賀辰雄(佐賀)	功五旭六	同	山根英雄(大阪)
功五旭六	步中尉	廣松智加(福岡)	功五旭六	同	松屋信男(大阪)
功五旭六	步中尉	永田彌男(佐賀)	功五旭六	同	福岡素典(兵庫)
功五旭六	步中尉	宮副岩雄(佐賀)	功五旭六	歩少佐	得丸伸太郎(大分)
功五旭六	步中尉	森田三夫(福岡)	功五旭六	歩大尉	長尾彦(山口)
功五旭六	步中尉	山田誠(佐賀)	功五旭六	歩中尉	小川勉(静岡)
功五旭六	砲大尉	倉田春造(福岡)	功五旭六	同	佐藤祐幸(島根)
功五旭六	步中尉	東宮鐵男(群馬)	功五旭四	歩少佐	中川甚太郎(奈良)
功五旭五	步中尉	山中德一(茨城)	功五旭五	歩中尉	大塚善雄(佐賀)
功五旭五	步中尉	小貫昂(茨城)	功五旭五	歩大尉	安武敏臣(廣島)
功五旭六	步中尉	山口輝忠(茨城)	功五旭六	歩中尉	小木谷泰彦(水戸)
功五旭五	歩少佐	木村謙三(茨城)	功五旭六	同	村井敏(福岡)
功五旭六	歩中尉	兒島良成(茨城)	功五旭六	同	下條一雄(長崎)
功五旭六	歩中尉	寺内市郎(茨城)	功五旭五	歩少佐	中澤菊二(佐賀)
功五旭六	歩少佐	清宮雄輔(茨城)	功五旭五	歩少尉	末永安次(山口)
功五旭六	歩中尉	谷津敏雄(茨城)	功五旭六	歩大尉	大平芳夫(大分)
功五旭五	歩中尉	内山隆(群馬)	功五旭五	歩少尉	永田直(長崎)
功五旭六	歩中尉	松橋義男(群馬)	功五旭五	航大尉	藤原武夫(大分)
功五旭六	歩中尉	淺川秀(群馬)	△優賞授勲		
功五旭六	歩中尉	佐藤安五郎(群馬)	△海軍關係		
功五旭六	同	入澤才(群馬)	功四旭五	少佐	安仙三(茨城)、功四
功五旭六	同	長島一雄(群馬)	功五	少佐	坂本以文(廣島)、功五旭
功五旭六	同	森下武(岡山)	七	航空兵曹長	脇田秀司(岐阜)、功
功五旭六	同	村上諭吉(長野)	五旭六	航空特務少尉	犬塚種雄(佐
功五旭六	同	中村彌一郎(松本)	賀、功五旭六	航空特務少尉	藤村徳
功五旭六	同	徳田光(奈良)	藏(秋田)、功五旭七	航空特務少尉	田澤留吉(青森)、功五旭七
功五旭六	同	中島利男(長野)	長	佐藤進(岩手)、功五旭七	二等航
功五旭四	歩大尉	井上由多(山形)	空兵曹	加藤義雄(神奈川)	
功五旭四	歩中尉	小澤久市(名古屋)	△右の他發表せられたるもの、中功五級		
功五旭四	歩中尉	國定壽登(岡山)	以上左の如し		
功五旭四	歩少佐	後藤信一郎(新潟)	功五旭六	大尉	石井春生(佐賀)
功五旭六	歩中尉	田畑富士男(大分)	功五旭五	少佐	鹽治藤二(山口)
功五旭六	同	東田正男(兵庫)			
功五旭六	同	大窪正明(大阪)			

### ☆北支殘敵掃蕩

#### 山西殘敵着々削減

北京【七三】山西殘敵削減戦に於ける皇軍は最近の降雨による泥濘の悪路と灼熱の酷暑を克服、彈藥糧食の缺乏を物ともせず進軍中であつたが、廿日以來天候回復を俟つて愈々敗敵を追て猛撃を敢行敵に多大の損害を與へて居る、即ち二日朝より眞野部隊は騎兵南方二里半の帽陽鎮城を攻撃し午後五時完全に之を占領、敵は死體約四百を遺棄して敗走した、我軍は捕虜廿の外砲藥兵器多数を鹵獲した、此の戦闘に於ける我が損害は戦死なく戦傷のみ少数であつた、一方高木部隊は廿日官店村附近で敵第六十四師に屬する迫撃砲を有する三、四百の敵を撃破、敵は死體卅を遺棄して敗走した、之等地上部隊の猛攻に次いで我が空の荒鷲は廿一日嶺頭(彭德西南八里)及びその南方十里の香泉寺に蟠踞する共産軍の本據を衝いて猛撃を浴びせ多大の損害を與へて之を潰亂せしめた

#### 運城西南の解縣占領

北京【七三】運城に入った森本部隊は更に敗敵を追うて廿一日解縣(運城西南約五里)に據る殘敵數千に對し交戦約四時間、遂にこの敵を撃破し同縣城を占領した、この戦闘に於ける敵の遺棄死體は約三百に上つたが我軍の損害は皆無である向この敗敵は解縣南方山地に目下陣地を構築し抗戦の氣勢を示してゐる

#### 山西殘敵の自滅迫る

北京【七三】山西西南部で我が軍の猛撃を受けた支那中央軍その他の諸部隊は黄河を渡河して潼關、西安等へ離海線を利用して續々西方に移動しつゝあるが山西西南部解縣、黄河間には未だ多数の敗敵が残つて山中に遁入、遊撃を計畫せる模様である、然して山西西部の山西軍は同蒲線上の閻軍、安邑西方山嶺地帯に潰走、共産軍、四川軍は靈石西方の山中に發動しそれ／＼集結しつゝあり又敗將閻錫山の行方は依然不明であるが離石附近に居るの敵は漸次物資が缺乏し兵に對しては阿片の分與、之を金に換へしめると云ふ程で彼等の自滅は刻々に切迫してゐる

#### 夏縣東方で敗殘兵粉碎

石家莊【八一】我が山根部隊は山西省南部夏縣東方山中蛤蟆石附近に敗殘兵侵入して陣地構築中なるを深知し卅日夜果敢なる夜襲を敢行して一擧にこれを粉碎更に其の南方高家砦陣地をも奪取し敵は山傳ひに南方に潰走しつゝあり我方は引續き戰果を擴張中である

#### 代縣奪回企圖の敵撃退

石家莊【八一】共産軍第八路軍に屬する迫撃砲二機關銃八を有する敵約二千は山西西北部代縣の奪回を企圖し繁峙方面より進撃し來つたが早くも右企圖は縣城の我が中村部隊の知る所となり卅一日拂曉代縣南方地區に之を遊撃敵に徹底打撃を與へて西南方へ潰走せしめたが敵の遺棄死體は中解口附近に二百、中貝村に百廿四、張家寨に三百に達した

### 民と協力してこれが修理を急いでゐる

#### 山京西部の敗敵續々歸順

濟南【七三】山東西部地區の舊山東軍その他の敗殘兵並に遊撃隊匪賊で我が軍に歸順するもの續々山東の明朗化を齎つてゐる、即ち部下三千餘を有する元第七路軍遊撃隊長景景玉は部下一千を率る廿四日汶上西方雲口に於て藤田部隊長の下に歸順宣誓を行ひ馬山東省長より魯西地區民團總司令に任命され又同地方の劉某も麾下一千二百を率ゐて廿四日歸順を申出で、固巢、泰安附近の紅槍會匪も續々歸順を求め其數約二千餘に達し彼等は各々各鄉村で保衛團に改編された、その他曲阜南方の有力な匪賊三千五百名、寧陽附近の某某等いづれも歸順を申出てゐる

#### 馮玉祥離海線西段に現はる

石家莊【七三】當地に達した情報によると久しく抗日戦線の表面から姿を消してゐた馮玉祥はこの程忽然として離海線西段地區の前線に現れ洛陽、潼關、西安等の赤色ルートの彼方此方を飛び廻つてゐると言はれる、彼は目下この方面總指揮たる程潛の帷幄に參じ遂に北支方面敗戦で失墜した抗日將領の名聲挽回に躍起となつてゐると傳へられる

### ☆中支戦況

#### 寧國附近の遊撃隊掃蕩

上海【七三】寧國附近に蟠踞する敵は我が長江進撃のため背後の脅威を感じつゝも遊撃戦を強制せられて相當積極的な反撃を試みつゝあるので埡内、福富、田中鬼塚、梅田、谷、成友、小原の各新銃部隊

### 戦況

隊は断乎之を掃蕩することとなり、廿一日より迫撃砲、大砲を有する約三千の敵に對し包圍攻撃を開始廿二日廿三日と引續き猛攻撃を續け遂に廿四日に至り敵は約八百の死體を遺棄、潰亂し我が軍は目下殘敵を掃蕩中である、この敵は唐武遷墜下の四川軍第四十四、第四十五の兩師で多數の共產分子が指導的地位に立つてゐたものである

敵遊撃隊浦東に侵入

上海【七五】武漢の危期迫るに伴ひ蔣介石は躍起となつて我が占領區域内の後方擾亂を指令し各地の敵遊撃隊も亦死物狂ひの蠢動を續けてゐるが、錢塘江對岸の敵約二千が廿四日未明同江を渡河して浦東方面に移かに上陸し我が警備の間隙を狙つて黃浦江河口に近き高橋方面に侵入せんと企圖しつゝある事が判明したので我軍並に警備上海市政公署は相協力して之れを討伐滅滅すべく行動を起した、尙高橋方面は最近の増水に依り堤防決潰し黃河氾濫の二の舞を演ずるのではないかと憂慮されたが、幸ひに堤防決潰は局部的に過ぎず浸水も水田の一部に止まつた

九江占領

九江の敵、外人に引揚勧告

上海【七五】九江の陥落眞近に迫つた廿五日漢口駐在米國總領事ジョセリン氏の許に達した九江外人學校々長ロイ・オーグッド氏からの電報によれば、蘆山に司令部を置く支那軍當局は廿五日九江に在留する第三國人の引揚げを勧告した、右の情報により目下漢口にある英米兩國大使館當局では現在九江上流三哩の江上

にある英米兩國軍艦により長沙に避難せしむるやう最善の處置を講じつゝある模様である、因に九江に留外國人は英米人それら約五十名である

九江進撃開始

姑塘【七五】揚子江南岸に沿ひ進撃を續けつゝある佐藤、高橋、中島、芳賀、山田の各部隊は去る四日湖口占領以來秘かに漢口防備の敵重要據點たる九江奪取の作戰準備を進め新統の田中、園田、木島市川、宇賀の各部隊もその後續々湖口に到着し同方面の殘敵掃蕩を完了し九江進撃の命を待機してゐたが廿三日午前零時半を期し突如行動を開始し、折柄の大雷雨を胃し湖口東北方と西南方の兩地區から〇〇隻の〇〇に分乘し海軍江上艦艇と協力、荒狂ふ鄱陽湖上の波濤を蹴つて雷鳴轟く漆黒の闇を縫つて一気に湖上を渡り對岸姑塘目指して敵前上陸を敢行した之より先き敵は我が進攻に備へて湖畔の各所に堅固な陣地を構築し、水際には各種の障礙物を増設し一歩も近づけじと防備に努めてゐたが荒天を利用して我が奇襲に全く慮を衝かれ周章狼狽しつゝ猛烈な銃砲火を浴せ抵抗を續けたが難なくこれを撃破し、午前二時半蘆山の東北方鄱陽湖西岸の湖家、馬家、韻家、湖庄の敵前上陸に美事に成功、直に各部隊は西方に向へ進撃を開始、湖岸各所の丘陵山岳等にて抵抗する敵を撃攘しつゝ姑塘、雨林港の線を除く間に占領、高橋部隊は午前十一時周期嶺奪取更に息づく邊なく前面の敵を急追し午後一時半には猪家橋を完全に占領、佐藤部隊は馬祖山の敵陣地に果敢なる突撃を敢行し遂に之を占領し山頂高く日章旗を翻した、九江第一線

敵前上陸直ちに山嶽戦

上猪橋【七五】廿三日未明鄱陽湖西岸に嵐の中の壯絶なる敵前上陸を敢行した高橋、佐藤、中島、芳賀の各部隊は山嶽地帯の天險を利用した陣地から頑強に我に挑みかゝる敵と凄壯なる山嶽戦を演じこれを撃破し同日夕刻上陸地點より六キロを突破し蘆山東北方塔頂山の敵要害を屠り續いて同夜決死の夜襲を行ひ塔頂山西麓の廣西橋の敵陣地に躍り込みこれを奪取し、普泉山、馬頂山の各砲兵陣地を次ぎに氣潰しとなし、破竹の勢ひを以て九江に進撃中である、廣西橋から上猪橋に至る道路には敵の遺棄死體累累として横はり路傍の溝は流血の爲め眞紅になつてゐる廣西橋の戦場では敵の野砲四門を擄獲した

九江西南一里半に迫る

〇〇山上【七五】戦線上空を亂舞敵陣に猛爆を加へる空軍部隊の協力下で峻険なる山嶽地帯の不利を克服しつゝ九江目指して一路進撃の佐藤、高橋兩部隊は廿五日薄暮九江西南一里半の線に達し九江縣城に對し最後の猛攻撃を開始した、中島芳賀の兩砲兵部隊亦砲撃射撃圈内に躍進し我が砲陣は縣城眞近に間斷なく落下迷

げまど敵軍馬を粉碎して凄愴な情景を呈してゐる、九江陥落は今や全く目睫の間に迫つた

海軍江上部隊猛攻

〇〇【七五】廿五日午後三時空中偵察によれば水雷排除その他凡ゆる困難を胃して猛進中の海軍遡江部隊〇〇艇は銅鑼洲の北方を迂回して張家後埠の西北方に出現し九江を距る三軒餘の江上に在り九江東北の敵陣地たる五里橋、百壽湖庄、下八塘及び九江東方の坪岑東南陣庄等に砲撃を加へ着々これを粉砕中で敵は九江最後の一戦としてこれに應戦目下彼我兩軍激烈な砲撃戦を演じ砲聲殿々として垂れ幕の暗雲に衝し長江の流れも止まらん許りで壯絶を極めてゐる

陸軍隊九江西方に上陸

〇〇【七五】陸軍部隊の東方よりの九江進撃に呼應して海軍陸戰隊は廿五日午後六時半頃九江前面江上に並ぶ遡江部隊艦艇〇〇隻の掩護射撃の下に九江西方一キロ足らずの龍開河左岸枇杷亭址附近より果敢な敵前上陸を敢行、九江の敵を背後より制壓しつゝある

敵營南昌方面に敗退

〇〇山上【七五】我が佐藤、高橋、中島芳賀各部隊の猛進撃と湖口、九江間隙間もなき敵機雷原を掃掃しつゝ江上より九江に肉薄した海軍遡江部隊の挟撃に加へ蘆山北麓を迂迴してその背後に迫つた〇〇部隊のため九江防備の敵約二萬は漸次我が包圍に陥りつゝあり、殲滅の危機迫れるを知つた敵は武穴、南昌方面を目指して人波を打つて敗退中である又鄱陽湖入口西側突角にあつて最後まで我に抗

戦した敵四千も我によつて退路を完全に遮斷され刻々殲滅の運命に陥つてゐる

陸軍隊城内に突入

九江【七五】廿五日午後五時卅五分難攻不落の堅壁を誇つた揚子江〇〇要害も遂に海軍江上遡江部隊の猛襲によつて潰滅した、此の日拂曉我が揚子江遡江部隊は船艦相脚んで堂々進撃を開始し陸上各部隊空軍と相協力して江岸の堅壁を突破し頑強なる抵抗を試みる敵を徹底的に粉砕し〇〇艇〇〇をトップに午後零時卅分早くも港口に突入城内に互蹙の雨を降らせ更に午後一時廿分上流三哩に進出して完全に九江の死命を制した、城内突入の時機を窺つてゐた陸軍隊土師部隊〇〇名は中武滿雄大尉指揮下に午後五時廿七分決然小舟を驅つて霧らに日清汽船ハルク上流一キロの江岸より敵陣雨飛の中を強行敵前上陸に成功、五時卅五分江岸一帯を占據して細かき一番栗の軍艦旗を翻し直ちに市内の敵と猛烈なる市街戦を展開、肉弾戦を演じて敵を潰走せしめ一部隊は九江飛行揚を占領、萬歳の聲は蘆山々頂にこだまして轟き渡つた

城頭高く日章旗翻る

〇〇【七五】高橋、佐藤の各部隊は所在の敵を撃破しつゝ九江目指して猛進を續け夜陰に乗じて九江前面の各陣地に突入し難なく之を奪取して徹宵攻撃を續行潰走する敵を追つて廿六日早朝一気に大東門に殺到し、城壁によつて頑強に抵抗する敵を撃散らし九江城内に雪崩れ込み城門高く日章旗を翻し直ちに市内の殘敵掃蕩に着手した

▲各城門に日章旗 〇〇【七五】廿六日

午前六時半空中偵察に依れば地上部隊は九江を完全に占領、大東門、東門、大南門、小南門、九華門、額師門を初め南門湖畔及び福建會館、咽喉山々頂その他各市内主要機關に日章旗が爇と翻り佐藤、高橋各部隊の一部は市内の殘敵を掃蕩中である

全城内の清掃完了

九江【七云】廿六日早曉大東門及び岳師門を占領した高橋部隊は直ちに城内に入、逃げて遅れた殘敵と隨所に市街戦を演じつゝ戰果を擴張、縣政府、縣黨部以下相次で各機關を占領、午前九時過ぎには全城内の清掃を完了した

九江占領公表

上海【七云】(中支軍報道部、艦隊報道部)午前十一時發表、曩に湖口を占領せる我が陸海軍揚子江艦隊部隊は引續き爾後の週江作戰を準備し海軍江上艦艇は連日濁水渦巻く江上に幾百の機雷を清掃し陸軍上陸部隊は湖口以東の地區に蟻集する敵必死の逆襲を破砕しつゝ共に着々その準備を完了せり、かくて七月廿三日密接なる共同の下に敵の妨害を排除して鄱陽湖畔に上陸、次で陸軍上陸部隊は炎熱灼くが如き山岳地に所在の頑敵を撃破しつゝ城段の堅壁に據る數ヶ師の敵軍を粉砕し一方海軍江上艦艇は更に機雷群を突破し兩岸の敵陣地を徹底的に砲撃し陸海軍航空隊の潰滅的爆撃と相俟つて廿六日午前八時頃遂に九江を占領し、凱歌高く廬山に擧り餘韻は長く長江を歴し茲に大別山系及び南昌を通ずる漢口防禦線の中樞要衝は我の掌握に歸せり

陸軍部隊の武勳

九江【七云】廿三日未明鄱陽湖對岸に敵前上陸してから廿六日早曉九江攻略迄の〇〇部隊の奮闘は左の如く赫々たるものであつた、廿三日敵前上陸に成功するや高橋部隊、中島部隊の主力及び芳賀部隊佐藤部隊の一部は左翼に展開進撃を開始し、夜來の暴風雨に洗はれた山間を傳ひ敵を制壓、同日夕刻上陸地點より二里の朱家壩に達した、廿四日百四十度の炎天下に重疊せる山岳の永久陣地に據る頑敵を撃破同夜普魯山の堅壁を突破、廿三、四兩日間に於ける敵の遺棄屍體約二千、野砲四門を初め彈藥多數を處獲した、廿五日普魯山頂に於て黎明を迎へるや前面の峯上山の敵を奇襲し同日午前八時山頂に大日章旗を翻した、峯上山は九江東南方三里、九江防守の重要陣地で山頂に立てば遙かに九江が浮んで見える、此の日九江城内の敵既に敗走し南昌、武穴兩街道は隊列を亂して奔き合ふ馬車輛充満し雜閑を極め同日午後九江西南一里半上八里坡部落に躍進、砲兵部隊又砲撃射程圏内に進み九江に砲彈の雨を降らし同夜半更に二千米の南嶺東麓部落、馬家を占領廿六日午前三時敵は小畑にも逆襲したが高橋部隊はこれを一舉粉砕、敗敵を追つて大東、岳師兩門より九江城内に突入佐藤部隊は左翼を迂回退路を遮斷し約二千の敵集團を屠り正午九江東南要隘山樹嶺を占領したのであつた

海軍部隊の武勳

上海【七云】(艦隊報道部)午前十一時發表、七月上旬湖口占領以來我が週江作戰海軍部隊は陣容を整へ着々九江攻略の準備を進めありしが廿三日黎明を以て愈々海陸協同の進撃を開始し一部隊を以つて

陸軍の鄱陽湖畔上陸を掩護して見事に之を成功せしめ他部隊を以て廿三日、廿四日に亘り九江下流兩岸の敵砲兵陣地と激戦を交へつゝこれを制壓し濁流に出没する機雷原を猛然突破しつゝ廿四日夕刻に既に九江を招呼の間に望めり、廿五日午前敵動搖の敗色を看破せる〇〇部隊指揮官は愈々九江に突入の令を下せり、

船輻輳して股脈を極め更に南潯鐵道の起點として水陸兩交通の要衝であつた、之が陥落後の影響は最も甚大で軍事的政治的及び經濟的見地より見れば大體左の如き重大意義を有してゐる

土氣益々揚れる各部隊は威風堂々九江に向け猛進を起し敵砲兵陣地の猛射を物ともせず濁流と機雷を突破進撃し江岸を敗走する敵兵を潰滅しつゝ先頭第一艦を以て午後一時九江前面に突入、引續き後續部隊を以て午後三時勇躍破艦〇〇を中心

一 軍事的方面 我軍の湖口及び九江の長江二據點確保により揚子江への水路は完全に遮斷された、其結果江西省に於ける水路と交通の死命は全く制壓されたわけで、勢ひ現在餘喘を保ちつゝ湖上に徒らな蠢動を續けてゐる支那海軍は文字通り袋の鼠と化して我が軍の爲め潰滅の日を待つのみとなつた、更に九江より漢口へ至る距離は僅に二百

れ近時その復興目醒しきものがあ

一 政治的方面

九江は民國十八年より同廿四年迄共產軍の支配下に入りその惡政と横暴に良民は苦しみ衰退の一途を辿りつゝあつたが廿四年蔣介石の赤軍大討伐の結果再び蔣政權下に編入さ



米紙九江陥落を重視

ニューヨーク【七三】日本軍九江占領の報は廿六日早くもニューヨークに報道され同日の朝刊各紙は一齊に紙面の大部をこのニュースで埋め大々的に報道した、

識者は米砲艦モノカシイ號が戦大の最も激しかった附近に碇泊してゐたにも拘らず何等の損傷も蒙らなかつたことを喜んでゐるが一方外人多数が避難に赴いてゐる廬山が支那敗兵の遁入によつて次の戦場になるのではないかと憂慮してゐる、目下廬山に滞在中の米國人は女子廿五名子供十三名を含め全部で五十二名と傳へられてゐるが現在残された唯一の避難路は地圖にもあまり出てゐない廬山西南側の山路であり彼等が無事モノカシイ號迄避難するのは頗る困難とされてゐる、九江の陥落により消息筋方面では既に早くも漢口陥落の日を種々豫測し始めたが、日本軍は多分揚子江南岸に沿つて漢口に達するだらうと見、若し日本軍が多数の犠牲者を出すを好まずより安全な作戦をとれば武漢三鎮の占領迄にはやはり數ヶ月は必要だらうとしてゐる

敵の損害約一萬

九江【七三】漢口防衛の前進據點九江防守の敵は第十五師、第十一豫備師を基幹とし四十四、廿六、百廿六各師の一部及び保安團二個團がこれに加はり總兵力約二萬五千といはれるが廿三日の敵前上陸以來三日夜に亘る戦闘に於いて我が高橋佐藤、中島、芳賀の各部隊の爲め受けた敵の損害は約一萬に及ぶ見込み

▲鹵獲した兵器 九江【七三】九江方面に於ける戦闘に於て鹵獲したる敵兵器左

の如し

十センチ加農砲四、野砲四、山砲五、彈藥車二、機關砲一、重機銃一、五、砲彈五〇〇、自動車四、其他小銃小銃彈多數

▲焦土戦術を拒否して銃殺さる 九江【七三】九江城内に於て投降した捕虜の談に依れば蔣介石は九江の防衛困難となつた場合は自ら放火して全市を焦土とせしめ建物、物資の我が軍の爲め利用されることを防ぐべしと敵命を下したが縣長張貴卿は外國權益に及ぼす危険と戦後復讐する住民の困難を理由に之に反對した爲め遂に罷免され漢口に押送の上銃殺された

九江城内陸海兩軍の交戦

〇〇【七三】廿六日午前七時我が佐藤、高橋兩部隊主力は南方より九江に入城、續いて同九時〇〇部隊主力も威風堂々入城し、九江市街には陸海兩軍の交戦が到る所に展開されつゝある

▲海陸兩指揮官感服の握手 九江【七三】

海軍の勇士を率ひて江上より九江に進攻、陸軍部隊と密接な協力の下に漢口防衛の東部戦線據點九江攻略の殊勳を共にした第〇〇戦隊司令官は廿七日午前十時陸軍部隊に〇〇部隊長を訪問海陸兩指揮官の歴史的會見を行つた

引續き戦果擴張

上海【七三】(中支軍午後五時發表)九江占領諸部隊は續いて戦果を擴張中なり、この作戦地一帯に於ける友邦諸權益及び支那良民は逐次我が手によりその保護を完うせられつゝあり

▲城外潰走の敵を猛追 九江【七三】佐

敵部隊及び中島部隊の一部は九江城外西南方に向つて潰走中の約二千の敵集團の退路を遮斷猛追を加へこれを殲滅し引續き追撃中

▲廬山山岳地帯を急追 九江【七三】去る廿四日鄱陽湖西岸に上陸した〇〇部隊の一部を以て南方〇〇に進撃し一部は廬山東北麓の山岳地帯を西進大檢を待み得意のゲリラ戦術をもつて執拗に抵抗する敵を逐次撃破しつゝ廿六日午後九江から潰走の敵を急追引續き追撃中である

海軍も引續き猛敵掃蕩

上海【七三】(艦隊報道部正午發表)一 廿五日九江前面に突入、廿六日陸軍と協力完全に九江を占領せる揚子江遡江海軍部隊は引續き九江々々面を制壓機雷掃蕩に任ずると共に江岸の敗殘兵を潰滅す

二 廿六日海軍航空部隊は九江々々岸及び對岸小池口附近の敗殘兵を猛掃すると共に德安方面の敵を攻撃兩地に於て各一ヶ所軍需品らしきものを猛烈に炎上せしめたる外九江南方十里鋪附近道路上の敵人馬及び野砲、貨物自動車等を爆撃何れも甚大なる損害を與へたり、尙黃石港上流約三哩に於て巧みに杜陵に陰蔽せる砲艇江艇型を撃沈せり

▲九江上流三哩に進出 上海【七三】陸

海兩協力部隊の九江攻略と共に海軍前衛部隊は更に遡江を續行兩側の敵陣地に猛烈果敢なる砲撃を敢行しつゝ九江上流三哩の地點迄進發、漢口方面奥地の敵大軍を睥睨しつゝある

湖口以西の肅清成る 九江【七三】廿七日朝來九江東方突角地

帶の獅子臺及び灰山兩砲臺を猛攻中であつた長井部隊は敵約四百を殲滅同夕刻相前後して兩砲臺を占領した、兩砲臺は揚子江鄱陽湖の合流點西方の突角地帯高地にあり警開我が空軍の活躍中は空機を恐れて沈黙、夜間を利用して江上通行艦船及對岸湖口を砲撃してゐたものでこれによつて湖口以西地區の掃蕩は全くつた譯である

敵南潯鐵路全線を破壊

〇〇【七三】空中偵察によれば神速果敢な我軍の猛進撃に驚愕した敵は全長百卅キロに亘る南潯鐵路の内既に九江、德安間約六十キロのレールを完全に取り外し更に我軍の九江占領後は德安以南の鐵路をも同様レールを取除き或ひはこれを破壊して南昌防衛に臨起となつてゐる

名峰廬山の死命を制す

九江【七三】九江及び廬山の中間重疊せる山岳地帯によつて頑強に抵抗する殘敵を撃散らしつゝある我が〇〇部隊は果敢なる追撃を續け廿九日和尙分の殘敵據點を掃蕩せる後、田中、園田兩部隊は第三國權益の錯綜する廬山に我軍を導入して國際紛議を起さしめんとする敵一流の老獪卑怯なる作戦の裏を巧に掻いて逐次西南地帯を掃蕩卅日廬山最大の登山口たる蓮花洞を確保、今や世界的遊撃地として聞え又蔣介石の抗日奮闘の策源地たりし廬山の死命は完全に我が掌中に歸した、一方和尙分より右翼を追撃した木島、市川兩部隊は卅日南潯鐵道を去る三里の地點に躍進殘敵を掃蕩しつゝある

機雷滿載のジャンクを粉碎

上海【七三】(艦隊報道部正午發表)廿九日江上艦艇の一部は九江上流に於いて機雷多數滿載の大型ジャンクを攻撃、機雷全部をジャンクと共に粉碎せり、海軍航空部隊の一部は廿九日大通の附近に於いて敗殘兵の據點を猛掃多々の損害を與へたり

▲九江西北方の中央軍を撃破 上海【七三】我が〇〇、〇〇の諸部隊は廿九、卅の兩日に亘り九江の西北方にある數線の陣地に據つて抵抗する敵軍と交戦之に大打撃を與へて敗走せしめた、此の敵は中央直系軍で鄱陽湖の東方地區より南方を迂回して同方面に配されたもので中央直系軍も意外に脆弱な事が此戦闘に於て完全に暴露された尙敵は九江附近の戦闘が悉く敗戦に終りつゝある事に狼狽して兵力の増強に大童となつて居り空中偵察によれば武漢方面よりの救援隊の先鋒は城門湖南方地區に到着しつゝある

九江周邊を確保

上海【七三】(中支軍午後五時發表)鄱陽湖畔に頑強なる敵の抵抗を排して上陸せる我が軍は攻撃晝夜連續三日間敵線に備へたる約八ヶ師を以てする堅陣を突破して廿六日九江要塞を攻略せるの胸を休める暇もなくその周邊の敵軍を屠殺し早くも濟州島大の地域を占據確保せり、田中、園田、木島、市川、宇賀、母袋らの諸隊は炎熱の下に進撃を續行し廬山西方地區に於て敗敵及び吳奇偉の指揮する蔣介石直系第四軍が山險に據り必死に防衛せるに對し、廿七、廿八兩日の猛攻により風波腦、難堆山、東林頭、賽湖、張家山、獅子山等に於て之れを粉碎し更に武漢方面より増援し來たるものを合し十

數ヶ師に餘る敵軍に對し力攻中なり斯くして九江攻路部隊の偉大なる戦果は敵の武漢直接防衛軍に甚大なる動搖を與へつゝあり

### 太湖 占領

#### 太湖縣城に迫る

○【七・二六】長谷川、中野、佐野の各部隊は廿五日拂曉朝霧を衝いて一齊に進撃を開始し降くも昌龍河の線を突破し太湖に向つて猛撃を加へつゝあり敵は太湖東北方の山岳地帯の陣地に據つて我が進撃を阻止せんと猛烈な抵抗を行つてゐるが我が各部隊の意氣軒昂、敵陣地を粉碎しつゝ太湖縣城に肉迫し一方〇〇基地にあつた陸軍航空隊前隊、衣川各部隊〇〇機の精銳は廿五日前六時半太湖縣城附近敵陣地を空襲し之に猛爆を加へ多大の損害を與へた

#### 太湖縣城占領

○【七・二六】長谷川、中野、佐野の各部隊は廿六日午前十一時太湖縣城に一齊總攻撃を開始して長河を渡河せる長谷川部隊は前面の頑敵を撃破しつゝ怒濤の如く太湖縣城東門に殺到城壁より抵抗する敵を蹴散して城内に雪崩込み午前東門高く日章旗を蹴し中野、佐野の各部隊も同時に城内に殺到し同十一時四十分太湖縣城を完全に占領した、敵の一部は黃梅に向け一部は西北方に向け潰走中

#### 太湖占領公表

上海【七・二六】(中支軍午後五時発表)七月廿七日軍の一部は太湖を占領せり、即ち皖北にありて酷暑の下に進撃の機を窺ひつゝありし〇〇兵團は突如行動を開始するや重疊せる山岳地

帯に所在の敵を撃破しつゝ猛攻を續け緒方、江島、藤村等の諸部隊は昨廿七日午前十一時廿分早くも安慶を西に去る約八十キロの、北に四門山への險道を負ひ東に長河を扼する要衝太湖城頭に日章旗を掲揚將兵の士氣愈々旺んなり

#### 太湖占領迄の戦績

○【七・二六】太湖に向つて進撃中の長谷川、中野の各部隊は廿五日前十時大別山系中の石鷄山四門山等を遙かに望みつゝ破竹の勢を以て進み所在の敵を撃破しつゝ五家牌樓、楓香舖、黃泥港の線を確保した、楓香舖より太湖縣城まで約十キロ、尙敵は觀音寺、大橋頭の兩地に有力なる砲兵陣地を構築、頑強な抵抗を續けてゐるが佐野部隊は同日午後七時長河を渡河して大橋頭を占領し太湖の敵を東南兩側より逐次制壓、長谷川部隊は午後五時敵の陣地觀音寺を陥れ更に同六時卅分途中の敵を完全に制壓太湖縣城東方七百米長河東岸に達した、斯くて息をもつかず猛攻を續け廿六日午前十一時四十分縣城を完全に占領したのである

#### 太湖より更に猛進

○【七・二七】太湖縣城を完全に占領した長谷川、佐野各部隊は廿六日午後二時大別山系の山麓(谷間を縫ひ續々英山に敗走する敵を追撃しつゝ猛進撃を續け一舉に〇〇を屠るべく所在の敵を撃破しつゝ午後三時半頃早くも〇〇の線に進出した

#### 太湖北方の敵を猛攻

○【七・二七】中野部隊は廿七日早朝より太湖北方に蟠居する敵に對し猛烈な攻撃を開始し敵を英山附近に制壓中である

#### 反撃の敵を撃破

○【七・二七】英山の

敵は太湖縣城より敗走し來つた兵團を威嚇戰して小類にも太湖縣城の奪回を畫し北方の山嶽を利して今朝來反撃態勢を取つて來たので我が中野部隊は之に大痛撃を加へて冷んと殲滅した、又陸軍飛行隊衣川、釘宮、神崎各部隊は之と相呼應し山地の敵陣地を爆破し更に敗走の敵に果敢は猛爆を加へ大攻撃を與へた

#### 華涼店占領

安慶【七・二七】太湖を占領した我が〇〇部隊の一部は本日午後二時頃太湖北方の天望山方面に進入した敗敵を長河流域の山林隘路に追ひ詰めてこれに潰滅的打撃を與へ更に進撃を續けて太湖北方約八キロ華涼店を占領した

#### 華涼店遺棄の敵を撃退

安慶【七・二七】太湖北方華涼店前面の山間に潜伏する敵は百十四、百七十の兩師を主力とし、これに百卅一、百卅五師の一部を加へた兵力約三ヶ師の大敵で敵は小類にも卅日夜業を恃んで數次に亘り次ぎ〇〇華涼店前面の我が陣地に逆襲し來つたが執れも我が〇〇部隊岡山、白濱、高木、宮脇の諸部隊のため猛烈な反撃を受けて殘滅的打撃を蒙り死體約三千の多數を遺棄して北方の山間に敗走した、尙この戰間に於て我が軍は山砲、迫撃砲、チェッコ機關銃その他彈藥多數を鹵獲した

#### 華雲松軍を撃破

上海【七・二七】(中支軍午後五時発表)廿六日太湖を攻め、續いて其北方四門山の堅塁に據る敵を撃破せる中野、長谷川、竹下、藤村、中村等の精銳は更に英山方面より南進せる華雲松の指揮する敵第一軍の主力約二師團に對し廿七日以來果敢なる攻撃を開始し困難なる山地戦を繼續卅日遂に之を撃破せり

#### 宿松包圍陣完成

○【七・二七】廿七日夜五時頃長谷川部隊一部は炎熱を冒して猛進山嶽に據つて頑強に抵抗する敵を撃破しつゝ涼亭河の線に進出した、同地點より宿松迄廿軒にして宿松の陥落も目睫の間に迫つてゐる

#### 宿松を廿軒の西南に睥睨し

○【七・二六】宿松を廿軒の西南に睥睨して意氣昂揚の中野部隊右翼は廿八日早朝前面の敵を一氣に蹂躪し紅家舖、劉字舖鳳凰舖等大別山系南麓の諸部落を相隨いで陥れ午前九時頃には早くも馬蔭舖(涼亭河西南方十六軒)を占領、二郎河東方二軒の線に迫つた、一方左翼長谷川部隊は同時刻既に潤平坦の線に進出敗走の敵を猛追中である

#### 我が空軍の空中偵察によれば

○【七・二七】我が空軍の空中偵察によれば涼亭河の線に進出した我が中野部隊前面の敵約九百は廿九日午後四時過ぎ黃梅に迫る本道上を西南方に向け安慶、湖北省境方面に續々敗走中である

#### 九江を廿八日太湖西方の涼亭河を

○【七・二七】廿八日太湖西方の涼亭河を果敢なる勇の敵前渡河したる後更に大別山脈東南麓の重疊たる山路を利用し永久陣地に據る頑敵を撃破しつゝ長江北岸の要衝宿松、〇〇を目標して猛進撃を續けてゐる我が〇〇部隊は卅一日朝に至り遂に宿松包圍態勢を完成、目下同方面の敵殲滅を期してこれに猛攻を加へつゝある

## 空中戦・空爆

#### 敵前上陸掩護の大編隊爆撃

○【七・二七】陸軍飛行隊神崎、下村、前島、木村、村岡、高月、枝山各部隊の〇〇機は海軍航空隊の〇〇機と協力廿三日

拂曉朝霧を衝いて鄱陽湖西岸に現れ敵前上陸部隊の作戦に協力正面の敵に連續的大爆撃を加へ漢口守備の敵第一線陣地を粉碎して敵前上陸の歴史的成功を完全に掩護、更に朱家磯、周朗嶺、楊家坂、積餘橋の敵有力陣地を襲ひ之を撃滅沈黙せしめた、陸軍飛行隊は同午前十時再び出勤汪家湖附近を急襲し猛烈なる爆撃を加へて敵砲兵陣地を粉碎した、この空襲は陸の荒鷲〇〇隊の未曾有の大編隊爆撃で敵前上陸掩護のための空爆としては空前の盛観でふつた

#### 米船爆撃のU・P電は虚報

南京【七・二七】U・P漢口發電に依れば九江前面に於いて「スタンダード・オイル」會社の油槽船「メイユン」號が日本飛行機の爲爆沈せられたりと報じてゐるが右報道は全く事實無根で同船は米砲艦「モカシー」號英砲艦「コックチニエフ」號及びその他の避難船數隻とも九江上流三哩の地點に集團をなし安全に碇泊してゐることは今曉の我が航空隊の偵察に依つて確認されて居り、且つ我が方は同方面の敵に對しては全く爆撃を行つてゐない

#### 米紙我が空軍の活躍を報道

ニューヨーク【七・二六】我が海軍航空隊は陸海漢口進撃部隊と呼應連日に亘り南嶺漢口その他敵軍基地を空襲して支那空軍に殲滅的打撃を與へたが右につき廿八日のニューヨーク・タイムス紙漢口特電は軍界専門家の意見として左の如く報じてゐる

日本空軍部隊は最近數回に亘り南昌、漢口の支那軍事根據地を空襲し多大の

損害を與へた結果支那空軍は著しく弱勢となつた、之に依つて日本軍の漢口進撃は一層容易になつたと思はれる

☆ 海 空 軍

▲廿一日 上海【七三】(艦隊報道部正午發表)廿一日海軍航空隊は信陽驛を爆破ケケ所を炎上せしめたるが特に一貨物列車は猛烈なる火焔を上げたり、揚子江九江方面に於ては新浦南西方の敵兵及び軍馬を擧げ鐵道の打撃を與へ九江南東兵舎二棟を擧げ炎上せしめ白石磯、獅子山方面の敵陣地を猛機大破せる外大冶下流漳源口にて軍用商船一隻を爆破擱坐せしめ軍用戎克廿數隻を爆破し同地附近の軍用建物を粉碎炎上せしむ、南支方面に於いては粵漢線坪石附近の鐵路及び貨車群を擧げ相當の損害を與へたり江上艦艇の一部は廿一日前日に引續き獅子山、毛家店方面の敵陣地を猛機多大の損害を與へたり

▲廿二日(漢口空襲) 上海【七三】(艦隊報道部正午發表)廿二日海軍航空隊は漢口、孝感、荊門、宜昌、長沙等の各地飛行場を攻撃中二機、大型一機を爆破せり、各飛行場とも砲撃多く空中にては僅に宜昌に於て戰闘機二機を認めし直に遁走せり南支に於ては廣九線石龍驛附近粵漢線新街附近の鐵道を爆破切断せり

▲廿三日(長沙空襲) 上海【七三】(艦隊報道部正午發表)廿三日海軍航空隊は長沙飛行場を攻撃し中機四機に相當な損害を與へたる外飛行場東北隅建物及附近森を擧げ、加工品類と聲しきものを盛んに炎上せしめたる外廣東郊外増歩火

藥工廠の南端及北端工場を擧げ粉砕、粵漢線西村驛の引込線及び貨車約十輛を爆破し又砂口圩南方鐵橋を完全に爆破し落せしめ更にその南方鐵橋二を大破し附近鐵路を切断す、揚子江方面に於ては九江附近及び同下流揚子江々岸敵陣地及び敵兵を猛烈に擧げ多大の損害を與へたり

▲廿四日 上海【七三】(艦隊報道部正午發表)廿四日海軍航空隊は漢漢線を攻撃連江口附近鐵路を切断、土砂を崩潰せしめ、英德南方の鐵路を切断又沙口圩驛南方の鐵橋を破壊墜落せしめ同地附近の鐵路を爆破埋没せしむ

▲廿七日 上海【七三】(艦隊報道部正午發表)廿七日海軍航空隊は岳州驛倉庫貨車、線路等を攻撃、倉庫一、貨車數輛擧げ戰車軍需品を爆破、炎上せしめ咸寧の倉庫一貨車二を大破し線路數箇所を破壊し南海鐵路德安修水附近に於いて敵砲兵を擧げ多大の損害を與へたり、又廿七日午前我が海軍〇〇機は漢口西南方及び武穴西方に於て敵重機二機を擧げせり

▲廿八日 上海【七三】(艦隊報道部正午發表)廿八日海軍航空隊は田家鎮上流蕪湖附近軍用ジャンク群を擧げし又田家鎮及び宿松方面の敵を擧げ、何れも多大の損害を與へたる外南昌西方浮橋飛行場を空襲、飛行場北方建物及び飛行場を擧げ破壊せり

▲卅一日 上海【七三】(艦隊報道部午後五時發表)七月卅一日海軍航空隊は折柄の雷雨を縫ひ九江上流敵軍艦、軍需品搭載ジャンク及び敵陣地を反覆擧げし砲艦三隻を炎上又は擱坐せしめ、小蒸汽船一隻を粉砕ジャンク十數隻は猛烈な火焔に

☆ 陸 空 軍

包まれ沈没せり

▲廿三日 〇〇【七三】廿三日午後四時卅分陸の荒鷲竹田、村岡、木村、高津の各快速奇襲部隊は大舉南昌空襲を敢行、猛烈な地上砲火を物とせず軍事施設を猛撃、新舊兩飛行場を低空卅米に旋回し機銃の掃射を加へて敵の度膽を抜き全機無事歸還した

▲廿七日 〇〇【七三】陸の荒鷲釘宮部隊〇〇機は廿七日曉雲を衝いて廬山南方に飛び敵陣地に猛烈なる擧げを敢行多大の損害を與へた

▲廿九日 〇〇【七三】我が陸軍飛行隊下村部隊〇〇機は廿九日午前十時廬山の峻険を越えて同山南方地區一帶の敵陣地に猛機を加へ更に果敢にも地上〇〇米に急降下してあはてふため敵兵の頭上に機銃掃射を浴びせ敵に多大の損害を與へた、陸軍飛行隊前島部隊の〇機は廿九日午後四時頃龍潭(太湖西北方十キロ)附近の山間の小道を四、五十名づゝ一團となつて英山方面に向け續々敗走する敵約五百を發見之に空襲を加へ多大の損害を與へた

占領區域情勢

高方面より津浦線を経由無稅格安の人絹糸入荷續々と行はれ、これがため天津市中に於ける人絹相場は連日低落を示し市場を混亂に陥れた爲總領事館當局では昨廿九日を限り青島よりの無稅人絹糸の賣込みを不許可とするに決定した

▲天津佛租界當局犯人引渡拒絶  
北京【七三】我が天津憲兵隊は最近佛租界内廿九號路北口九十七、華章印刷局が共産軍及び土匪に使用させる目的で巨額の不法紙幣を印刷發送準備中である事を探知し去る廿四日右紙幣九萬二千元を日本租界内に搬出したところを關係者十七名と共に押收逮捕した、然るに紙幣印刷の本據が前記の通り佛租界内にある爲め殘餘の紙幣押收と犯人逮捕に關し工部局當局に協力を求めたところ工部局は直ちに關係者十六名を逮捕、印刷機、殘存紙幣を押收したが我が方の犯人引渡し要求を拒絶しその不法性を認めず暗に一味を庇護する態度に出たので我が方は佛租界當局の反省を促すためこの程外交機關を通じてその注意を喚起することとなり卅日田代總領事から工部局宛て申入れを行ひ工部局當局の出様如何を嚴重に監視してゐるが、問題は佛租界當局が誰かになした租界内に於ける共産抗日運動を取締るといふ言明を明かに裏切るものでありその成行は非常に注目されてゐる

▲押收紙幣機却も應ぜず 天津【七三】天津フランス租界華章印刷局における不法紙幣印刷事件により我が憲兵隊で逮捕せる犯人十七名につき嚴重取調の結果これまで既に發行使用せる不法紙幣は二百萬元の巨額に及び又その一部は既に奥地共産部落に發送済みなる事實が判明したので直ちに手配の上去る廿六日德縣において憲兵隊の手で紙幣三萬六千元を押收したが紙幣は何れも小額のもので廿六種類に分類され必要に應じて奥地共産匪並に共産部落に送られてゐた、今次の事件を通じてフランス側當局の態度は不誠意を極め殘餘の犯人引渡しに應ぜざるのみが昨卅日支那側公安局立會の上に押收紙幣の燒却を行ふこととなつてゐるにも拘らず言を左右にしてゐるので未だ之は實行されてゐない

▲九江領事館再開  
九江【七三】九江完全占領と共に南京より九江に向つた田中正一領事は昨年事變勃發直後八月七日白井九江領事と共に最後の九江引揚げを敢行した九江領事館警察巡查部長松村幸太郎氏を帶同廿七日九江に到着し直ちに領事館を開設した

國民政府

軍事委員會改組

上海【七三】漢口放棄後の事態に備ふべく軍事、政治兩方面に亘つて陣容整備に努めつゝある蔣政權の最高國防會議では最近軍事委員會の組織を廣範圍に亘つて改組、同委員會政治部長陳誠が退き其の後任に黃琪翔を任命、同時に副部長として賀衷寒、張厲生の兩名を任命したが右は陳誠が湖北省主席同省保安司令、武漢警備司令、軍事委員會政治部長と背負ひきれぬ肩書を持ち特に武漢守備の全責任を負はされ軍事上の職務に多忙を極めて居る爲黃琪翔を後任に推薦したものである、黃琪翔は第三黨の實際上の首腦者に



して軍人でありながら相當の政治的手腕を持ち嘗ては國民革命軍の軍長師長を歴任し、その後南京政府に叛旗を翻へし李福林等と臨時廣東軍務委員會を組織護黨軍西路總指揮となり、廣東の共產黨暴動事件により失脚、一九三三年の福建獨立事件には事實上の首領として蔣政權を悩ました人物である、之に配する賀衷寒は藍衣社の代表的人物、張厲生はC.C.團の有力者であるが左派の黃を輔佐するに右派の二名を以つてしたコンビは興味あるものとされ武漢陥落後に於ける政治工作に最後の苦心を垂ねてゐるものゝ如くである

### 逃亡労働者の補充策

上海【七三】漢口來電、國府軍事委員會は國內諸軍需工業の技術專家養成のため近く工業技術部を創設するに決定した同機關創設の目的は表面上新發明の獎勵及び工場作業の監督者養成にありと稱してゐるが打ち續く敗戦により軍需労働者の逃亡も多く彈藥製造及び機械の修理に當る人材全く拂底のため之が補充を行はんとするものであると云はる

### 三民青年團強化

上海【七三】中國共產黨の執拗な宣傳工作による全國青年層の左傾々向は最近頗る著しく今や蔣政權の深刻なる悩となつてゐるが之れに對抗する意味に於て國民黨側では蔣介石を團長として過般組織された三民主義青年團の機能を益々活潑ならしむべく同團首腦部の陣容を強化し陳誠を書記長に胡宗南を組織部長、黃季陸を宣傳部長、盧作孚を社會服務部長に任命發令した、軍務に多忙極まる陳誠をし

て三民主義青年團の實際的指導者たらしめた事は陳誠の有する人氣に頼り離反し行く青年層の國民黨支持を取り戻さんとするもので没落蔣政權の思想戦に於ける敗北を暴露するものである

### 宋子文河内へ

ニューヨーク【七三】廿六日ニューヨークに達したA.P.香港電は宋子文の河内行を報じ今回の旅行の使命につき左の如き消息を傳へてゐる

宋子文は去る廿四日河内に赴いたが引續き昆明及重慶に赴く豫定である、今回の旅行の目的は國民政府の武器輸送路として近來益々重要な度を加へて來た佛領印度支那雲南間の鐵道及び公路の改良計畫促進の爲と云はれる、尙宋子文の今回の旅行により國民政府が廣東軍直屬の新空軍創設を企てフランス製飛行機多數の購入を計畫してゐるとの報道は愈々確實視されるに至つた

### 王寵惠談話

ニューヨーク【七三】漢口方面の形勢逼迫と共に漢口陥落後國民政府が如何なる態度に出るか各國の注目の的となつてゐるが廿七日ニューヨークに達したU.P.漢口電によれば國民政府外交部長王寵惠はU.P.特派員を引見し日本側が態度を變更せぬ限り支那は和平に應じないと例によつて發語する一方相變らず諸外國の干渉を要望して左の如く語つた

日支間に和平交渉を開始する可能性に關し支那政府或は他の外國政府の意向を打診した外國使臣は未だ一人も居ないと斷言し得る、和平交渉に關するすべての報道は事實と反對或は無根であ

る、日本軍が漢口を占領した後進軍を止めるとしても國民政府の抗日政策には些かの變化も生じないであらう、日本軍が戰鬪行為を中止しても我々は戦ひ續ける心算だ、日本軍は支那の廣大な地域を占領してゐるのだから日本側が單に軍事行動を中止するだけでは和平とはならない、和平に對する支那側の第一條件は日本が侵略政策を抛棄することだ、従つて和平問題は日本の出方如何によつて決定されるものだ、然し支那は勿論和平を熱望して居り唯その條件が平等にして且つ名譽あるものであることを主張するに過ぎない、日支紛争の解決方法を發見するため米國が他國に先んじて乗り出すことは極めて望ましい、諸外國が自身を戰爭の渦中に投することなしに侵略行動を阻止する手段は多々あると信する

### 粵漢線軍需品輸送に政商暗躍

上海【七三】抗日國民政府最大の榮譽勳脈たる粵漢線は我が荒蕪群擾の隙間を縫つて必死の軍需品輸送を續けてゐるが右鐵道運輸の裏面には國家存亡最後の關頭に立つて尙私利の追及に汲々たる支那軍閥と政商の醜關係が暴露し交通部は廣東の軍政當局に對し嚴重取締を要求した

### 四川の兵變暗謀發覺

上海【七三】此の程當地に達した成都よりの通信は四川省の現軍政當局顛覆の大陰謀事件が發覺した事を傳へてゐる、即ち右陰謀團で川康人民聯合抗日義勇軍の名の下に四川省内の土匪を狩り集め全省に亘つて暴動を起し、漢口政府の四川通入前に現四川軍政當局を一舉に顛覆し

自ら四川の主たらんと企圖したものであるが未だ發覺し主犯十一名が一網打盡になつた、首謀者は元第廿軍(楊林)第一旅長金海門、元第廿九軍獨立師參謀長彭浩日本大學法科卒業元四川軍司令縱隊司令李宗等で國府當局も此の四川の紊亂には大狼狽を來してゐるが抗戰の繼續は蔣の狙ふ四川の中央化とは反對に封建軍閥の昔に還元しつゝあるは争はれぬ事實である

### 蔣介石黨政人員を戒告

上海【七三】蔣介石は廿七日國防最高委員會を通じて政府各機關に對し左の如き戒告を發した

國難嚴重にして日軍深く侵入してゐる際全國上下相勵して豪華な生活を戒めねばならぬ凡そ我が黨政人員は自ら反省し國民の模範とならねばならないにも拘らず報告に依れば内地各省に旅行又は遊樂せる中央黨政人員は起居生活奢侈浪費に流れ、たゞ安逸のみを求め臥薪嘗膽の覺悟を失つてゐる、斯くの如きは軍民に惡影響を與へるのみならず外國人にもまた我が黨政人員の精神墮落を認識せしめ同情と援助の熱誠を減少せしめる、思ひを茲に致せば痛心之に過ぐるものはない、全將兵は身命を擲ち寒暑と戦ひ流離の難民は腹もなく野に伏してゐる、思へば食物も喉を下さず就も安らかならざるを覺ゆる、

相警めよ、尙言ふのみにして行はず表面命を奉じ蔭に廻つて違反する者あらば直ちに之を處分する

### 重慶昆明間定期空路急設

上海【七三】漢口來電によれば國民政府は重慶移轉後の交通路を確保する爲め愈々來る八月一日より重慶、昆明間の定期飛行を開始する事となつた、同航空路は差し當り毎週一回で重慶發は月曜、昆明發は火曜の豫定となつてゐる

### 程駐獨大使歸國の途に

ベルリン【七三】前駐獨支那大使程天放氏は愈々歸國することとなり來る八月二日ベルリンを出發、北歐、パリ、ロンドンを歴訪の後、九月十五日ゼノア出帆のドイツ汽船ボツダム號で一路本國に向ふこととなつた、ドイツ政府は程前大使の歸國に際しドイツ憲大十字章を贈呈したが右は外國使臣が歸國の際儀禮的に贈呈される例のもので別段政治的意味は無い模様である

### 共產黨七次大會召集

上海【七三】中國共產黨は昨年十二月の政治局會議に於て既に最短期間内に第七次全國代表大會を召集する旨を決議し續いて本年三月更に政治局會議を開き一現下の抗戰形勢及び抗戰繼續、勝利獲得の方法

### 作

の二次議事について協議を遂げ爾來今日に及ぶ迄に關する諸方策を逐次實行に移し來つたが愈々國際反戰、反侵略デーたる八月一日を期し陝西省西安に(但し豫定地)中國共產黨第七次全國代表大會

を召集することとなつた、七全大會の中  
心題目となるのは  
一 黨内問題  
二 民衆の訓練及び組織問題

の二問題であつて中國共產黨がこの七全  
大會を開き抗戰第二年武漢陥落後の新方  
針を決定し西北に強大なる赤色政權を樹  
立し上海始め長江以北に普遍的に遊撃戰  
術を實行することとなれば日本は、支那  
抗日勢力に對し政治的軍事的援助をなし  
更に中國共產黨を通じて抗日共同戦線に  
參加せるソ聯を敵として戦ふことが愈々  
明かとなつて支那事變の反共的意義は愈  
々加強されるわけである

香港經由武器輸入額激減

上海【八】 戰費不足の苦惱愈々深刻化  
し來つた國民政府は是には再度に亘つて  
孫科をモスクワに派しソ聯の援助を懇請  
せしめ其後も英米佛等より物質的精神的  
援助を獲得せんと狂奔しつゝあるが國民  
政府の哀訴歎願にも拘らず對蔣援助に關  
する列國の態度は意外にも冷靜なるもの  
ゝ如く香港經由廣東より輸入さるゝ武器  
購入額は従來一ヶ月平均五千萬弗に達し  
てゐたが、最近の六月、七月に至つては  
平均二千萬弗に低下してゐる、斯る武器  
輸入額の減少は粵漢鐵道輸送力の減退に  
原因するよりも寧ろ國民政府の財政難に  
基く事は微ひ難き事實で戰費捻出の問題  
こそ抗戰第二年を迎へた國民政府の直面  
しつゝある焦眉の問題となつてゐる

國府機關漢口撤退

蔣、雲南四川兩省主席を招致  
上海【七三】 四川省主席王績緒は蔣介石

の招電に應じ廿三日午前六時成都發の飛  
行機で漢口に向つた、目的は政情報告の  
爲と稱してゐるがさきに漢口に赴いた雲  
南省主席龍雲と共にその行動は頗る注目  
されてゐる、即ち漢口放棄の時機迫る蔣  
政權はその遁入先を四川雲南兩省とし政  
府機關の大部分を重慶に移しその一部分  
を昆明に置き兩省をして政權維持の地盤  
たらしむべく方針を決定したので蔣介石  
は遁入を前に兩省軍閥代表者たる龍雲、  
王績緒等に威嚇と懐柔の二手を用ひて忠  
誠を誓はしめんとするものである

龍雲昆明に歸る

上海【七三】 昆明來  
電によれば雲南省主席龍雲は漢口に於て  
蔣介石と會見後四川軍閥と成都に於いて  
協議を遂げ廿八日午後二時飛行機で昆明  
に歸着した、同人の談話發表に依れば  
蔣介石を始め中樞軍政長官と建國の大  
計に就き意見を交換した、現在に於い  
ては既に全國黨派を分たす抗戰に努力  
してゐるは欣快に堪えぬ、雲南省は既  
に交通生産の建設に努力してゐるが漢  
口に於ける各機關長官と懇談の結果今  
後更に之を強化することゝした  
と述べ全國黨派に軌轢の存在するを暗示  
し且つ雲南省を輿地遁入後の國府の經濟  
的基礎たらしめることを蔣介石により無  
理強ひに承認させられた事實を物語つて  
ゐる

王績緒談

上海【七三】 龍雲、王績緒  
の雲南、四川軍閥を漢口に呼びつけて國  
府の輿地遁入後の對策を協議した蔣介石  
は行政各機關の移轉を八月三日迄に完了  
すべく漢口逃出の準備を進めてゐるが、  
蔣介石の懷柔策に丸められて表面忠誠を

誓つた四川省主席王績緒は本日漢口に於  
て談話を發表した  
蔣委員長と會談の結果今後の後方問題  
は全般的に決定を見た、特に四川省の  
國防建設計畫は大規模のものであり今  
後の國家民族の盛衰に重大關係あるた  
め全力を盡しこれが實現に努力する様  
誓つた、而してこれが實現のために一  
委員會を組織して専門的に實行せしめ  
る筈だが委員には國民政府財政、交通  
經濟各部長を始め四川省建設廳長も加  
へられ委員長には中央某要人、副委員  
長には四川省主席が當る豫定である、  
國防事業の中國營のもの以外は四川省  
各地方機關及び地方工、商、金融、社  
會各團體の投資經營を歓迎するもので  
兩三年後には驚くべき收穫を得るであ  
らうと期待してゐる、又四川軍は既に  
中央の命に依り指定地に向つて出發し  
てゐるが四川省の防備については中央  
でも特に注意して居り自分も亦建議す  
るところあつて辦法を講じたから日本  
軍が侵犯することはあるまい  
と述べた、右に依れば國民政府の新しき  
根據地たるべき四川省に對し蔣介石が如  
何に苦心慘愴して中央勢力を扶植せんと  
し且つ民衆搾取の計畫を進めるかど窺は  
れ法目を惹いてゐる

× ×

國府愈々漢口放棄

上海【七三】 漢口に殘留する國府行政各  
機關は本月末までに重慶移轉を完了する  
様廿一日夜最高當局よりの命令を接受し  
た、右命令には外交部も包括されて居り  
外交部長王寵惠が近く漢口を離れると共

に米國大使ネルソン・ジョンソン氏はじ  
め外國使臣も重慶に赴くこととなつた  
ニューヨーク【七三】 皇軍の進撃を前に  
漢口市内は異常な混亂を呈してゐる模様  
だが廿一日のA・P漢口電は國民政府の  
漢口引揚げ切迫を報じ左の如く述べてゐ  
る  
外交部始め軍事關係以外の全官署は十  
日以内に漢口を撤退大部分は重慶に一  
部は貴陽と昆明に移轉することとなる  
模様である、その結果漢口は蔣介石の  
總指揮下に純然たる軍事的據點となる  
譯だが移轉の理由につき外交部では漢  
口が危くなつたからでなくたゞ餘裕を  
とつて引揚げ且一般市民の撤收を促進  
するためだと辯解してゐる、外交部は  
王寵惠部長以下全部七月末迄に重慶に  
移轉する筈で漢口には同部代表として  
董顯光が截止するが外國大使館も外  
交部と前後して重慶に移轉しやう、重  
慶には既にソヴエト大使館が引移つて  
居り又ジョンソン米國大使も數日内に  
漢口を去ると言明した

蔣一派は昆明行を手配

香港【七三】 漢口に殘留する國民政府各  
機關の重慶移轉は今月末迄に完了する様  
國民政府命令が發せられたと傳へられて  
ゐるが抗戰の主體となれる軍事委員會は  
既に雲南省昆明に移されて居り委員會事  
務は總べて同地に於て處理され漢口には  
蔣介石を繞る軍事委員會の實行機關のみ  
でこれらも又漢口陥落後は長沙、衡陽よ  
り貴州、廣西を経て昆明に入る手配を整  
へて居るといはれる、最近輸入せられる  
武器は香港經由のものよりも河内、ベル

外交部重慶移轉完了

ニューヨーク【七三】 漢口の形勢逼迫と  
共に國民政府は政府機關を續々漢口から  
重慶に移轉してゐるが廿七日ニューヨーク  
に達したA・P漢口電は漢口の外交部  
が七日正式に閉鎖された旨左の如く報道  
してゐる  
國民政府は重慶移轉のため廿七日遂に  
漢口の外交部を正式閉鎖した、王外交  
部長は廿六日夜特に外國記者團を招い  
て悲壯な送別の晩餐會を開いた、各國  
大使館は外交部を通じて該兩三日中  
に重慶に新事務所を選定することにな  
るらしいが領事館は各國とも領事だけ  
が先づ重慶に避難し他は殘務處理のた  
め暫く漢口に截止することにせらう、  
ジョンソン米國大使は來る八月二日米  
國總領事テイラ號で重慶に赴く豫定で  
ある

軍事機關は江西省に遁入か

上海【七三】 國民政府外交部は卅日情報  
司長李迪俊が飛行機で漢口發重慶に向つ  
たのを限りに外交部全部の移轉を完了し  
た  
上海【七三】 漢口よりの外人傳消息によ

れば國府軍事機關は行政各機關の重慶移轉完了後暫くは漢口に留るがその後は形勢の變化に應じ何時でも江西省某所に逃げ込むやう準備を進めてあるといはれる。右は六月九日決定の湖南省衛陽移轉計畫を最近に至り變更したもので衛陽に對する日本軍の脅威が餘りに大きい爲めにこの際所在を暗まさんとするものと解釋される。但し軍事機關の全部が交通不便にして危境迫る江西省に移るとは思はず。最高主腦部は失張り鐵道水運に便利な地點を選ぶものと見られる。

漢口外人八月一日迄に引揚

上海【七三】漢口來電によれば漢口には現在軍隊、外交官、新聞通信記者、宣教師など約一千二百名の外國人が在留してゐるが、いづれも日本軍進軍近しの聲に引揚げ準備に忙殺されてゐる。廿二日の漢口外字紙は來る八月一日外國人引揚げのため九龍行き最後の特別列車を仕立てることになつた旨の國際委員會の通告を掲載し漢口外人間には慌しい空氣が漲つてゐる。

▲殘留外人尙一千名 上海【七三】外交部を始めとする國民政府行政機關が八月三日迄に重慶移轉を完了すべく續々移轉し外國使臣も亦八月十五日までに重慶に到着する様特別船福建號を準備する等各方面の漢口逃出工作は本格的に進められつゝあるが殘留外人は尙一千名を數へ、卅一日には再び國際列車を仕立て一部分を香港に避難せしめる事となつた。舊英、舊露兩租界も佛租界にならつて境界線に土壤を築いて鐵條網を張繞らして避難民

の殺到致殘兵遁入の防止策を講じ又舊獨逸租界も特別區避難民を收容せんとする計畫あり目下支兩國當局の承認を要求中といはれる。京漢線停車場も避難民收容所とする爲め擴張中であり警察隊消防隊等も特別に組織して來るべき混亂に備へる等非常な緊張振りである。

漢口市民に避難命令

ニューヨーク【七六】皇軍の漢口進軍の前に漢口市内は混亂狀態を呈してゐる積りだが廿八日ニューヨークに達したA・P漢口電は全市民に即時避難の命令が下つた旨左の如く報じてゐる。

漢口政府當局は無用の犠牲を避けるため武漢三鎮一帯の全非戰鬥員に對し即時避難方を命令した。

☆抗日戰備

前線將領招致軍事會議開催

香港【七五】蔣介石の招電に接した四川將領王繼緒は昨廿三日急遽重慶より漢口に飛來したが、遂に雲南省主席龍雲を迎へた蔣介石は之を機會に目下漢口に前線將領、陳誠(湖北)、張治中(湖南)、熊式輝(江西)、陳儀(福建)、蔣鼎文(陝西)及び劉峙、顧祝同、張發奎等の各省政府主席、各戰區軍事長官を招致、軍事會議を開催し武漢防衛を中心に地方行政、抗戰準備、抗戰教育の現状、第三期抗戰中の雲南、四川を中心とする後方建設後方作戰等の諸問題に就き重要協議中だといはれる。

武漢防衛を繞る國共抗爭

上海【七六】最近漢口より上海に歸來した某有力外人の齎らした所に據れば國民

政府各行政機關の重慶移轉命令發出以來漢口の不安集焦は愈々その深刻の度を加へ國民政府軍事最高當局に於ても武漢を最後まで守備すべきや否やに就て未だに議論が聞はざり殊に共產黨の自己の立場擁護の建前よりする武漢死守の主張は執拗に繰返され國民黨側を困惑せしめてゐるが最高決定權を持つ蔣介石は日本軍の進軍の前には武漢の守備困難なるを察知し自己麾下中央軍の武力保全の爲め戰はざる前に放棄も已むなしと決意し政治軍事機關、兵力武器等の移轉に依り武漢そのものゝ軍事政治上の價値を減殺すべく準備中であつた所共產黨側の強力なる反對に遭遇し一戦も交へずして退去するは國民を僥倖するの甚しきものなりと脅迫的態度を示された結果、蔣介石もつひにこれに引ずられて形式的ながら武漢守備の擬態を示すことに決したといはれ、これによつて見るも蔣介石に決戦の意氣な

らざる前に放棄も已むなしと決意し政治軍事機關、兵力武器等の移轉に依り武漢そのものゝ軍事政治上の價値を減殺すべく準備中であつた所共產黨側の強力なる反對に遭遇し一戦も交へずして退去するは國民を僥倖するの甚しきものなりと脅迫的態度を示された結果、蔣介石もつひにこれに引ずられて形式的ながら武漢守備の擬態を示すことに決したといはれ、これによつて見るも蔣介石に決戦の意氣な

英國航空教官昆明着

上海【七五】當地に達した情報によれば潰滅に瀕せる支那空軍再建の爲め英國航空教官約廿名は英國製優秀戰鬥機グロスター・グラディエーター卅機と共に二週開程前雲南省昆明に到着したと傳へられる。

虎門砲臺強化

香港【七五】廣東綏靖主任余漢謀は中央の命により最近虎門砲臺を強化し最新式海岸砲數門の裝付を終り珠江江口の防備を嚴重にしてゐる。尙前虎門要塞司令陳策の後を受けて就任した郭恩園は廿四日これが視察を行つた。

武漢防備狀況

武漢防務委員長に王明

上海【七六】確實なる情報によれば皇軍の漢口進軍に對し陳紹禹、周恩來等共產黨幹部の提唱により大武漢防務委員會が組織せられ委員長には陳紹禹(王明)が任命せられたと言はれる。右は陳誠の武漢衛戍司令の職務と重複し武漢防衛の中心たる陳誠を窮地に陥らしめるものであるが共產黨が自己の立場擁護の伏線を露骨

に曝露して消極的に流れんとする蔣介石を鞭打ち半ば脅迫的に右委員會を成立せしめたものと解され武漢防衛問題を繞る國共間の相剋摩擦はこゝに具體化するに至つた。

内外二重の防備狀況

香港【七三】武漢衛戍區内に於ける水陸空の防備は目下ソ聯軍事顧問の手で更に一段強化されて居るが武穴、黃石、鄂城の諸點に於て揚子江の封鎖を行ふ一方武漢の東南北の三面に位する水陸の要衝には至る所に要塞陣地が構築されこれ等は來月初旬に完了する見込みである。各方面の情報を綜合するに支那軍の配備現状次の如し。

- 一 東部戰區總司令黃紹雄、副司令劉建緒
- (イ) 浙江省内劉建緒、第六路軍十五、十六、十九、卅二、六十三の五ヶ師
- (ロ) 安徽省南部劉和鼎の卅九軍五十二、五十六の二ヶ師、唐式遵の四川軍第廿一軍三個師
- (ハ) 江蘇、浙江、江西の三省境地方葉挺、項英らの共產黨新編第四軍約二萬

二 武漢防衛外線

- (イ) 江西省總司令張發奎、前敵總指揮薛岳、鄒陽湖以東上饒一帶熊式輝の六個師、阮毅昌の第四十六、五十五、五十七の三ヶ師
- (ロ) 萍萍鐵路一帶李漢魂の第二十九軍第五十五、五十六の二ヶ師、葉肇の第六十四軍第五十師、百五十九、百六十の三ヶ師
- (ハ) 安徽省湖北省省境一帶徐源泉の第十軍第十五、六十二、六

師及十一、卅二の二獨立旅、揚蘇の第廿軍四川軍第百廿三、百廿四、百廿五三ヶ師

(二)河南省南部より安徽省境 總司令李季仁代理李品仙、聶一、譚連芳、程樹芬の廣西軍約廿萬

因みに四川の第三期動員部隊たる王陵基、王纘緒軍約五個師は蕪春、廣濟、黃梅一帯に増援中で雲南の第二期第三期動員部隊たる廖行超、孫慶の兩軍は修水武寧、陽新等の湖北、江西省境へ配屬される模様

三 武漢防衛内線

武勝關、麻城方面より揚子江を横斷して鄂城、通山を結ぶ線には直系新編軍約四十萬といはれる李鐵軍の第一、黃杰の第二、李玉堂の第三、周蔚の第六陶峙岳の第八、李延年の第九、王仲廉の第八十九等の直系最精銳部隊約十五箇師は武漢を中心に黃陂、孝感、武勝關等京漢線と粵漢沿線の咸寧岳州、株州湘潭などに進結されつゝある

▲東部防衛陣強化 九江【七三】確實なる情報によれば漢口軍事當局は九江陥落による漢口東部戦線の全面的取北に狼狽新に廣濟、武穴、瑞昌、德安、南昌の線を以て東部に於ける漢口防衛の絶対抵抗線となし前線敢死隊の後退集結を命ずると共に漢口より續々新銳軍を増強晝夜兼行既設陣地の補強並に新陣地の構築を急ぎつゝあり且つ該方面の重要性に鑑み陣誠をして東部戦線指揮を兼任せしめた陳誠は既に九江近く迄督戰に赴きたる事實あり田家鎮に總司令部を設置して萬般の準備を整へつゝありと云はれて居るが今や揚子江を中心とする東部戦線は武漢

防衛の運命を賭けるものとして極度の緊張を示してゐる

ソ聯兵を漢口前線に配備

香港【七三】當地に達した情報によれば國民政府航空委員會は最近本部を重慶に置き目下支那飛行士約四百名を八班に分ちソ聯飛行士の指導下に連日猛訓練を施しソ聯本國とも絶えず連絡して第三期航空中の支那空軍の裝備に當つてゐるといはれ一方最近ソ聯から供給された新式武器は何れも支那軍が完全に之れを操縦し得ぬための現地指導の目的を以て多數のソ聯機械化部隊員が秘かに支那兵の服裝を纏ひ漢口前線に配備されつゝありと傳へられる

蔣の揚子江決潰計畫

上海【七三】漢口に對する日本軍の威嚇は九江占領以來急激に加重され蔣介石をして狼狽の極に達せしめて居るが、武力抗争の自信を失つた彼等が窮餘の一策として揚子江堤防破壊の計畫を持つ事がある外人軍事専門家によつて暴露された、即ち該専門家は日本軍の漢口攻略が如何に困難なるかを地勢、季節、洪水等の事情を根據として判断したる後

蔣介石の戰略は日本の大軍を奥地深く引入れ揚子江の氾濫に乗じ水攻めにして一舉に勝を制せんとするものであると言明して居る、右は黃河堤防破壊と同様天人共に許さざる惡運行為を蔣介石が再び繰返さんとするもので若し之れが實現せんか日本軍を苦しめんが爲めの計畫は却つて數千萬の自國民の生命財産を犠牲に供し河南、安徽平原の地獄繪巻を中原に再現するであらうと憂慮されてゐる

漢口租界の防備弛り

ニューヨーク【七三】卅日ニューヨークに達した漢口發A.P電報によれば、漢口の陥落を間近かに控へてフランス租界當局は萬一を警戒し租界周囲の防衛強化に躍起となつてゐるが目下租界の各入口に極めて堅牢な門を急設する一方租界の境界には全部幅十呎にも對する鐵線網を張りめぐらしてゐる、又舊英租界の住民は卅日經費五萬元を以て舊租界十四の入口に巨大な門を構築、以て舊租界内外國並に支那住民の財産を保護し日本軍の攻撃が漢口に集中された場合惹起すべき混亂を豫防すると共に避難民の殺到及び敗殘兵の導入を防止することとなつたと云はれる

赤色ルート防衛

赤色ルート確保に躍起

石家莊【七三】漢口陥落は既に時間の問題となりと觀念した蔣介石は唯この上はソ聯よりする對蔣武器援助ルートたる關州、西安、洛陽を運べる線を飽くまで防衛死守せんとして目下隴海線蘭州以西潼關に至る一帯の地區に中央軍を根幹とする精銳部隊を續々集結中である、即ち各政府機關の重慶その他奥地への引揚命令を發すると共に漢口東方及び北方の主要防禦陣地には極力雜軍を馳集め之が防禦に當らしめ一方赤色ルート防衛に對しては我軍により破壊されたる京滬線南段を急遽復舊に着手し中央軍を北上せしめ鄭州以西潼關に至る隴海線西段地區に集結潼關附近に於て我軍の攻勢を阻止し漢口陥落の一步手前まで全力を擧げてソ聯より

の大量武器輸送を可能ならしめんとしつゝ

あり第一戰區司令部程潛を總指揮とし各方面には今日既にその數廿萬に達したと稱せられてゐるが何れにしても漢口の過程にある蔣政權最期の足掻きと見られ我が軍は嚴重にその動向を監視してゐる

ソ聯將校指揮の機械部隊北上

北京【七三】蔣政權最後の足掻きとして精銳を誇る中央軍は目下續々漢口より北上隴海線西段地區即ち鄭州以西潼關に至る間に集結赤色ルート防衛に躍起となつてゐるがこの中にはソ聯將校を指揮官とする機械化部隊も多數參加し居ること判明黨軍の山西戦に於ける毒ガス使用と思ひ合せてその動きは注目されてゐる

陝西、寧夏の防衛強化

北京【七三】日本軍破竹の猛撃により山西南部州數ヶ師の敵は一掃りもなく黃河以南或は同流域に潰走我が軍は急迫の手を弛めず猛進撃を續けつゝあるが支那側は日本軍の陝西省進軍必至と見て極度に狼狽してゐる、即ち支那軍は我が軍の黃河渡河を阻止赤色ルートの確保に全力を擧ぐべく敗退せる軍を隴海線西段に集結しつゝありこの軍事行動は省民にも反映して西安は大混亂を呈し省公署は重要物件を住民は家財を纏めて四川省に輸送避難しつゝある有様である、又一方寧夏省に於ても一般情勢よりして日本軍の進出近しと見て防備充實に全力を擧げ第十五路軍總指揮馬鴻逵は昨年八月以來寧夏東南部で青年の強制徴兵を行ひこれを恐れ逃避する青年が續出し吳忠堡のみでも約一千名を突破既に包頭に達したるもの十數名がある状態と同方面でも續々防衛

☆戰時財政

香上銀行法幣維持に乘出す

上海【七三】一時は底無し崩落を豫想された法幣も六月十三日對英八片の底値を出して以來六週間の長期に亘つて一時的安定的様子を呈し殊に最近五週間の市場は八片四分の三と九片との間に全く釘付けられたかの觀がある、之が原因としては過激の法幣恐慌の後を受けて爲替買出廻りも一巡し關稅改正の影響も一應出盡すと共に法幣自體の動搖と國民政府の嚴重なる爲替管理によつて輸出入貿易の自體が萎縮した結果輸出入ビルの出合ひも略々正常化した爲めと見られる併し乍ら更に重要な事は此の半面に於て香港上海銀行が市場操作に乗出し小額年らんと八片四分の三見當に下ると賣迎ひ九片を突破すると買ひに出る事は頗る注目される現象と見られて居る、而して香港上海銀行としては我が關稅接收前に於ける關稅收入のバランスを外貨で保持しつゝあると共に漢口政府の爲替政策變更以來中央銀行の寛大な審査によつて他の外國銀行とは比較にならぬ程多額の外貨供給を受け此結果手持外貨は相當豊富であると見られる故今回の香港上海銀行の市場操作は單なるマーチャント・デマンドのカヴァーであるとは見られないが但し又其オペレーションには強度の積極性があること認められず即ち香港上海銀行の意圖は法幣の維持に重大關心を有するは勿論なるも現在の事態に於ては法幣を維持し或は逆に蔣政權を維持する事に依て法幣を維持すると言つた對蔣援助の積極



性がある譯ではなく對支通商貿易の促進を主眼とする法幣を安定にあるものと目され法幣の安定が英國に取つて如何に重大なる意義を有つかを如實に實證して居るが此結果次に來るべき法幣の安定崩壊の際に於ける英國並に香港上海銀行の態度出方如何は頗る注目される所となつた

が、銀は同じく本年四月末迄に香港からロンドンに現送したものの三億二千萬オンスに上り右の内ロンドンから米國へ轉送せるもの一億三千萬オンス、ロンドン在銀は一億九千萬オンスで五月十五日現在では米國郵送分一億四千萬オンス、ロンドン在銀一億八千萬オンスとなつてゐる、この内幾何が弗及び磅に換へられ乃至は軍需品購入に費消されたかは不明であるがロンドンからニューヨークに轉送したは英國の發議によつたものと云はれてゐる而して米國は別に米支銀協定により一九三六年五月から本年七月十五日迄に二億五千萬乃至三億オンスの支那銀を買ふ事となつてゐる即ち英國は現銀のニューヨーク轉送によつて支那通貨に對する責任の一部を米國に轉嫁せしめんとしてゐるものと解されるがこれに對する米國の態度は不明で輕々にその提議に應ずる事はないものと見られる、何れにせよ中支新幣制確立問題を控へ二國共同の壓力を以つて臨まんとする英國の態度は頗る注目されてゐる

全面的に悪化することで英國が今日まで抗日戦を示唆すると云ふよりは寧ろ指導しながら一度戦況不利となるや弊履の如く打棄つて顧みざる英國政府の實利主義的外交は結局支那を過またしめたものである

と泣言を並べてゐる、これが爲め兩政府の關係は悪化し漢口陥落を前にして蔣介石の物質的精神的の打撃は極めて甚大なものである

**英米、支那在外正貨管理に動く**

北京【七三】確報によれば英國は米國と共に支那の在外正貨の管理權を握り是がイニシアティブを米國に取らしめんとして動いてゐると傳へられる、國民政府の潰滅は最早確定的で英國の絶大な援助にも拘らず大勢は如何とも支支得ない状態にあり最近英國が對支二千萬磅借款を拒絶した事實に關しても當地では英國が早くも蔣政權に見切りをつけた反映であるとの解釋を下してゐる、而も支那現幣制の父たる英國はその確立に多大の努力を拂ひ事變を通じてその安定に死力を盡した甲斐もなく國民政府の地方政權轉落と共に支那經濟の中樞たる長江流域及び中南支一帯に於ける通貨の受ける打撃は疑ひなきところで英國が在支權益を擁護するためには現在國民政府が所有する在外正貨を英國の管理下に置き通貨價值の減少を防止するより外に手段はない、然し乍ら英國一國がこれに當ることは日本の鋭鋒を失面に受けることとなる點から見て得策ではなくこれがため米國を抱き込み兩國の共同管理を行ひ而もそのイニシアティブを米國に取らしめやうとしてゐることは頗る注目し得る、事變勃發以來支那が海外に現送した正貨は本年五月十五日迄に金一千八百五十萬米弗内一千六百六十萬米弗はロンドン向けであ

上海【七三】漢口來電によれば發行準備管理委員會第卅一次調査によれば六月末現在政府系四銀行の法幣發行高は十七億二千七百萬元で前月に比し更に二千二百萬元を激増又も法幣發行に新記録を作つた、各行鈔券高は左の通り(單位百萬元)

中央銀行	四九〇	四七三
中國銀行	六五三	六四八
交通銀行	三三二	三三二
中國農民銀行	二六二	二六二
計	一七二七	一七〇五

**英の借款拒絶に支那紙泣言**

北京【七三】蔣政權の磅對英借款申込みは英國側の拒絶に遭つたが、之れが爲め漢口では非常に狼狽し國民黨機關紙と見られる武漢日報は最近同問題に就き社説に於て

英國政府が英國議會に於けるサイモン蔵相の言明の如き態度を示めし事は昨年國際聯盟の決議に直接反對せんとするもので吾人の全く諒解に苦しむ處である、英國の借款拒絶は支那にとつて大打撃であるがこれよりも重大の影響は國民政府とロンドンとの關係が

**廣九鐵路對英賣却説**

香港【七三】最近香港方面では廣九鐵路の支那領に屬する部分を香港政廳に賣却する交渉が進行中であるとの報が頻りに傳へられて居る、併し右につき廿九日朝香港政廳の一高官は全然これを否認し次の如く述べてゐる

斯る交渉が進行中ならば自分は甚重な誠口令を布かれてゐるのであらうが事實自分は右に就き何等の制限も受けて居ない、而して自分としては右の如き報に接するのは之が初耳である事を公

**對蔣援助問題**

ロンドン【七三】廿一日午後の下院質問時間に於て労働黨のマックエンティ議員とパトラー外務次官の間に對蔣援助に對する英國政府の態度につき左の質疑應答があつた

▲首相答辯 ロンドン【七三】チェンバレン首相は廿六日午後の下院外交討論に於て議員の要求に應じ對蔣援助問題に關する英國政府の態度につき左の如く言明した

**英下院論戰**

且同情を以て考慮して居り將來もこの態度を繼續する意向である

日支紛争は本當の戦争と殆んど區別出來ない程度にあらゆる恐怖を隨伴しつゝ依然繼續されてゐる、昨年十一月のブリュッセル會議は日支紛争には聯盟國の干渉を含む如何なる提案も紛争當事國によつて受理される望みのないことを明らかにした、以上の事變に鑑み英國政府も單獨で斯る役割を演ずることとは出来なかつた次第である、政府は直接支那に借款を供與し或は對支借款

**公債償還を法幣で支拂ふ**

上海【七三】卅日朝當地に達した支那側報道によれば國民政府財政部は上海銀行業同業公會の請願を容れ中央銀行に對し本月末期限到來の統一公債の一部償還並に臨時拂を從來の如く滙劃によらず總て法幣を以てなす様訓令を發した、右命令に接した當地中央銀行では直ちにその準備に着手したが本月末は日曜日當るの

上るがそのうち香港、漢口等で支拂はべきものが約三分の一を占めるから上海はそのうち約三千四百萬元と推算され更にそのうち一部分は銀行間の手形となるから市場に現はれる法幣は約二千萬元程度と見られてゐる、但し中央銀行では昨日の右命令は單に財政部の決定を意味するもので實際に施行するには政府の批准を要することになつてゐるので、目下政府からの確定通達を待つてゐるがそれが到着すれば支拂の小額のものは總べて現金を用ひ大口のものには銀行に持参すればその日の内に現金化する可き手形を發行するに決した

**專變と列國動向**

言するものである

公債償還を法幣で支拂ふ

**對蔣援助問題**

英下院論戰

廣九鐵路對英賣却説

に保證を與へるとしてこれに必要な法律を議會に提出すべきかを久しく慎重に考慮して來たが結局假想的價值を擔保とし且所期の目的を擧げ得るか否か明かでないやうな借款を與へることは妥當でないとの結論に達した、然し政府が對支借款供與乃至その保證を與へ得なかつたことは其他の方法による經濟的乃至各種の援助を不可能とするものではない、其後支那政府からは借款の場合に起る困難を含まない新形式による各種の援助案を申出た來たこれ等の提案は目下關係當局に於て慎重に考究されてゐる、更に政府は若し事感が好轉し我々の努力が成功するチャンスありと考へた場合には極東に於ける戰闘行為を終熄せしめる爲喜んで盡力する用意をもつてゐる

日英關係質問

ロンドン【廿三】廿五日の下院質問時間に於て又もや極東に於ける日英關係が論議の中心となり在支英國商權保護に關して保守黨議員とパトラー外務次官との間に左の如き質疑應答が行はれた

△在支權益保護問題

チョールトン議員(保守黨) 上海の日本當局は占領地域に於ける支那工業施設を自己の管理下に置く意向のやうだが政府はこれを肯定する様な情報入手してゐるか、又英國系工場がこの管理に包含されることを防止するために何等かの對策を講じてゐるか

パトラー次官 政府は日本當局が占領地域内の支那工場を自己の管理下におく準備を進めてゐるといふ情報入手してゐる、駐日英國大使は英國が多くの

支那工場に實質的な利害關係を有してゐる事實に關して日本當局の注意を喚起した、余の關知する限りでは日本は純然たる英國所有の紡績工場を管理する意圖はない様である

△通信干渉問題

チョールトン議員 天津に於ける日本側の英國商業電信干渉問題につき政府は現地から報告を受けてゐるか

パトラー次官 天津駐在英國總領事からその意味の報告があつた、この問題に關し現地で日本の電信局に對し屢々申入れを行つた

△日英通商關係

サー・ジョン・ハスラム議員(保守黨) 政府は日本政府に對し日本が極東に於ける英國の貿易に現在以上の考慮を與へる態度を示さないならば英國は自己の植民地に於ける日本品輸入に關する限り一九一一年の日英通商條約を破棄する意圖を有すると通告する意向はないのか

パトラー次官 政府はその問題に考慮を加へたことはあるが未だはつきりした言明をなし得る迄には到達してゐない

△上海入港税問題

ハスラム議員 政府は日本商船の上海入港税支拂問題に關し其の後何等かの情報を受取つたか

パトラー次官 日本商船は現在では一般的慣習及び手續を遵守し正規の入港税を支拂つてゐる旨正式報告があつた

宇垣クレイギー會談問題

ロンドン【廿三】廿六日の下院質問時間に際しソレンセン労働黨議員より近く東京で宇垣外相と駐日クレイギー大使との

間に開始される日英會談の内容如何と質問したのに對しパトラー外務次官は同會談が日英兩國間の一切の重要懸案を包含する旨次の如く答辯した

今回の會談は日英兩國間に存する一切の重要懸案を包含するものである、政府の見るところでは日本政府は各種の問題につき英國及び第三國の權益に對し速かに満足を得るものと期待しても先づよろしいと思ふ

▲會談内容

ロンドン【廿三】パトラー外務次官は廿六日の下院質問時間に際しクレイギー駐日大使が近く宇垣外相と會談を開始する旨言明、會談は一切の日英兩國間の重要懸案に亘ると述べたが仄聞するに會談の主要議題は左の諸項を包含するといはれる

- 一 英國船の揚子江航行
- 一 滬寧鐵道の公債支拂
- 一 占領地帯に於ける英國人所有の工場
- 一 北支の羊毛專賣車に北支幣制問題

等でこれら諸懸案は一見局部的且つ細目の様だが英國政府は實際的な外交方針に基づき具體案を逐次處理して國交を調整する意圖と解される、一方帝國政府も再三支那に於ける第三國權益を尊重する旨言明してをり且つ先般英國人の南京歸還を許可したことなどの事情から英國政府は今回の會談の成果に可成り期待をかけてゐる模様である、專使勅使以來日本の印棉並に羊毛買付が減少したため英國産業界は可成りの打撃を蒙り殊にマンチエスターからの綿製品輸出は三割方減少してゐる事實に鑑み英國政府としては之等の事情からも日支間の和平回復を要望

してゐる事は勿論で今回の宇垣、クレイギー會談の經過如何に依つては支那事變並びに戦後經營に對處する英國政府の方針が決定されることにもなると思はれてゐる、尙パトラー外務次官に先立ちチェンパレン首相は議員の質問に答へ支那に對する財政上その他の援助案につき政府當局が考慮してゐる旨述べたがこれは去る十四日サイモン蔵相が現在の情勢では對支借款に應ずる餘地はない旨言明したことが強硬に過ぎたのを緩和し反對黨の攻撃を阻止すると共に對蔣援助を主張する俗論を満足させるための政治的チエヌチユアに過ぎないと見られてゐる

英米提携の必要を強調  
ロンドン【廿三】廿六日午後の下院外交討論は先づ自由黨黨首アチポルト・シンクレア氏の質問によつて開始された、シンクレア議員は劈頭英國の孤立政策を攻撃すると共に英米提携の必要を強調して次の如く述べた

- 一 英國系鐵道の經營
- 一 在支英國商社の商業電報遲延
- 一 沿岸航路の獨占

米國政府は今や次第に孤立政策を脱しつゝあるが英國政府はその反對に却つて孤立政策、近づきつゝある、支那問題に對し英國政府は全く無爲の議りを免れない、勿論支那を援助する爲艦隊乃至軍隊を極東に派遣することは不可能だが支那の通貨を安定せしめる爲借款の供與によつて對支援助を實行することの必要は今や緊急の問題となつてゐる、サイモン蔵相は過日議會に於て對支借款は拒絶したがトルコに對しては同國が競争をしてゐないとの理由で借款を與へたと言明した、英國政府が他の聯盟國と共に支那の援助要請に對しては慎重且同情ある考慮を惜しまないとの聯盟決議を支持したのは一つに支那が日本の侵入に對抗してその獨立と主權防衛の爲に戦つてゐるとの理由によつてなされたものであつた、政府は米國政府の行動する範圍迄は共に行動すると稱してゐるが米國政府は支那銀を購入し支那の通貨安定の爲積極的に對支援助を行つてゐるのではないかとこれに續いてチェンパレン首相の外交演説より英國、英帝國の項参照)更に保守黨ワドローミル議員の演説が行はれた

在支英國權益問題について日本に對する苦情は多數に上つてゐる、例へば

の會談の成功によつて日本の保證が果して眞實なものであるか否かを判断することが出来るだらう、對支借款問題に關聯し政府は二回に亘る聯盟決議には充分な注意を拂つてゐると申上げよう、一九三七年十月六日の聯盟決議に對しては我々がこの決議に沿つて何等の行動にも出ないといふればこれは必ずや支那の抗戦力を弱める結果となつて現はれて来るだらうと云ふのが適當であらう、又極東紛争の妥當なる解決方策の考究を約した本年二月二日の聯盟決議に對しては我々が右決議を支持することによつて生ずる結果に對し我々に課せられた責任の重大なるを充分承認してゐる

パトラー次官は次に對蔣借款問題に關しチェンバラ首相の聲明を敷衍して左の如く述べた  
政府は對支借款設定に關する法案を議會に提出する意向はない、支那政府は英國輸出信用保證局に對し幾多の提案をなしたがこれらは目下保證局で審議されてゐる、右提案は過去に於て輸出信用供與の爲支那以外の國から持込まれたものと全く同様に處理されよう  
次にジョーンズ労働黨議員が擔保を得ることが困難ならばどうして支那に輸出信用を與へることが出来るか

と質問したのに對しパトラー次官は左の如く言明した  
支那の提案の中或ものは保證局は責任を負へないとの理由で拒否された他のものは未だ考慮中である  
最後に外務省豫算削減に關する自由黨の

緊急動議は二百七十五票對百廿八票で否決され政府側の勝利に歸した  
外相答辯  
ロンドン【七・七】英國上院は廿七日前日の下院外交討論に引續き日支問題、チェンバラ問題、スペイン問題等英國閣下の重要外交案件につき活潑な外交論戰を展開したが就中ハリファックス外相は議員の質問に答へ支那問題につき日本政府との間の外交懸案を列擧しこれに對する英國政府の立場につき左の如く答辯した  
日本側が現に支那に於て採つてゐる行動は日本の在支權益を防衛するためであると主張してゐるが若し日本に保護すべき權益があるとすれば英國にも亦同様の權益があり且つ又英國は自己の責任を忘れてゐるものではなく之を果す意思ある事を日本側が承認するものと期待する權利があらう、政府は自ら保護の權利ある權益につき適當な考慮が拂はれぬ場合に政府として採り得る措置につき考慮を加へて居る、現在日英兩國間には揚子江其他河川の航行問題、黃浦江淺灘問題、上海に於ける英國人財産への自由接近問題、英國系鐵道の權益問題等の懸案があるが以上の案件は現に英國政府と日本外務省との間で検討を進めてゐる、従つて右の討論が終了する迄は詳細を發表する事は出来まいと思ふが、討論の結果出来るだけ速かに公表されたいとの希望はよく了承した、次に青島港使用の差別待遇問題については駐日クレイギー大使を通じて日本政府に強硬な申入れを行った、先日入手した報告によるとクレイギー大使との問題について未だ解決

便法が講ぜられてゐないにしても近く何等か解決便法が採られるものと期待してゐることである、輸入日本品の課税問題については日本の支配下にある碼頭で税關吏が日本人である場合に限り通常の關稅を支拂ふことに同意が出来たわけである、政府は更に北支幣制問題に關聯する困難な事態並にそれによつて英國貿易が打撃を蒙る恐れがあることは充分承知してゐる、中國聯銀が新紙幣を發行したことは凡ゆる點點から見て策を得たものではない様だがこのことは日本政府自身から見ても同様と思はれる、日本當局は日本軍占領地域に於ける英國貿易に不必要な妨害を加へる意圖は無い旨繰返し聲明してゐる、従つて日本が現に滿洲で行はれてゐるのと同様の制限を北支で加へるとすれば以上の保障とは全く矛盾することとなり、對支借款について言へば戰爭が繼續してゐる現在支那に借款を供與しても果して支那幣制維持の目的を達し得るかどうかは疑はしい但し政府は輸出信用供與の如き他の提案に對してはその個々の場合について可否を判断した後これを考慮する用意がある最後に過般のアリニツセル會議は日支双方に對し成功の見通しがつけば好意的斡旋を行ふ用意がある旨を明かにしたが英國政府は成果を得られる見込みさへつけば何時でもそのための努力を吝まないものである、尤も斯る成果を収める見込みは現在の所非常に少いと言はねばなるまい

相が英國上院で日支問題につき政府は自ら保護の權利ある權益につき適當な考慮が拂はれぬ場合政府として採り得る措置につき考慮を加へてゐると言明した點を重視し右は日本が英國の在支權益を擁護しない場合自らその保護に當る旨の強硬決意を披瀝したものとしてゐる、但し如何なる具體的措置を採らうとするのか判明しない、一方政界消息によればハリファックス外相の右言明は英國の在支權益の侵害を憂ふる財界方面の意向を反映した保守黨一部の壓力によるもので政府としては東京に於ける字垣クレイギー會談の成果に期待し今の所これ以上何等かの措置に出る意向はないといはれる

▲帝國外務省當局觀測【七・六】英國議會は廿六日の下院廿七日の上院いづれも外交問題特に極東問題について討論が行はれたが外務省當局では深い關心のうちに英國輿論の動向を見守つてゐる、而して當局としては大體右は  
現に行はれつゝある字垣、クレイギー會談を自國に有利に導かんとするチェンバラであるとなしてを帝國政府の態度は英國議會の討論によつて動かして得るものではなく既定の方針に従つて新たな東部の建設に向つたと邁進するのみである  
との毅然たる態度を持してゐる

▲融資問題懸案  
ロンドン【七・七】廿九日本會期最終の下院本會議に於て支那に對する融資問題が再び取り上げられ過般チェンバラ首相が輸出信用保證局に對する支那側の提案は支那以外の國から持込まれたものと全く同様に處理する  
▲クレイギーの對日硬論  
日本は英本國、海外自治領、インド及び植民地に對し巨額の輸出貿易を行つてゐるが余は若し日本が英國の在支權益を尊重しない場合には英帝國內の各國政府が輸入税の引上其他の方法により日本の輸出貿易を抑へ以て英國の立場を諒解させる様な方策をとる様希望する、例へば英國が一九一一年の日英通商協定の廢棄を通告するのと同じ方法であらう、同協定の廢棄後如何なる事態が来るかを改めて考慮するため政府が今直ちに右協定の廢棄通告を行ふことも考へられるといはれる  
▲セシル卿  
英國は日支紛争を終熄させるため未だ全力を盡した譯ではなく又我々は拱手傍觀すべきでもない、余は戰爭終熄のためには對支援助よりも日本に對し或種の壓力を加へる方が有効なのではないか

▲外相言明の意義  
ロンドン【七・六】ロンドン政界では廿七日ハリファックス外相が英國上院で日支問題につき政府は自ら保護の權利ある權益につき適當な考慮が拂はれぬ場合政府として採り得る措置につき考慮を加へてゐると言明した點を重視し右は日本が英國の在支權益を擁護しない場合自らその保護に當る旨の強硬決意を披瀝したものとしてゐる、但し如何なる具體的措置を採らうとするのか判明しない、一方政界消息によればハリファックス外相の右言明は英國の在支權益の侵害を憂ふる財界方面の意向を反映した保守黨一部の壓力によるもので政府としては東京に於ける字垣クレイギー會談の成果に期待し今の所これ以上何等かの措置に出る意向はないといはれる

▲融資問題懸案  
ロンドン【七・七】廿九日本會期最終の下院本會議に於て支那に對する融資問題が再び取り上げられ過般チェンバラ首相が輸出信用保證局に對する支那側の提案は支那以外の國から持込まれたものと全く同様に處理する  
▲クレイギーの對日硬論  
日本は英本國、海外自治領、インド及び植民地に對し巨額の輸出貿易を行つてゐるが余は若し日本が英國の在支權益を尊重しない場合には英帝國內の各國政府が輸入税の引上其他の方法により日本の輸出貿易を抑へ以て英國の立場を諒解させる様な方策をとる様希望する、例へば英國が一九一一年の日英通商協定の廢棄を通告するのと同じ方法であらう、同協定の廢棄後如何なる事態が来るかを改めて考慮するため政府が今直ちに右協定の廢棄通告を行ふことも考へられるといはれる

▲融資問題懸案  
ロンドン【七・七】廿九日本會期最終の下院本會議に於て支那に對する融資問題が再び取り上げられ過般チェンバラ首相が輸出信用保證局に對する支那側の提案は支那以外の國から持込まれたものと全く同様に處理する  
▲クレイギーの對日硬論  
日本は英本國、海外自治領、インド及び植民地に對し巨額の輸出貿易を行つてゐるが余は若し日本が英國の在支權益を尊重しない場合には英帝國內の各國政府が輸入税の引上其他の方法により日本の輸出貿易を抑へ以て英國の立場を諒解させる様な方策をとる様希望する、例へば英國が一九一一年の日英通商協定の廢棄を通告するのと同じ方法であらう、同協定の廢棄後如何なる事態が来るかを改めて考慮するため政府が今直ちに右協定の廢棄通告を行ふことも考へられるといはれる

▲融資問題懸案  
ロンドン【七・七】廿九日本會期最終の下院本會議に於て支那に對する融資問題が再び取り上げられ過般チェンバラ首相が輸出信用保證局に對する支那側の提案は支那以外の國から持込まれたものと全く同様に處理する  
▲クレイギーの對日硬論  
日本は英本國、海外自治領、インド及び植民地に對し巨額の輸出貿易を行つてゐるが余は若し日本が英國の在支權益を尊重しない場合には英帝國內の各國政府が輸入税の引上其他の方法により日本の輸出貿易を抑へ以て英國の立場を諒解させる様な方策をとる様希望する、例へば英國が一九一一年の日英通商協定の廢棄を通告するのと同じ方法であらう、同協定の廢棄後如何なる事態が来るかを改めて考慮するため政府が今直ちに右協定の廢棄通告を行ふことも考へられるといはれる

△(ヘンダーソン議員(労働黨)) 首相は政府が支那の問題を単に普通の商取引關係とのみ見ず現在存続する特殊の状態と關聯して考慮すべき事を確言されるか

△チエンバレン首相 その問題は目下考慮中である  
△アレクサンダー議員(労働黨) 政府は借款又は輸出信用供與に代る何等か他の手段があると考へられるか  
△チエンバレン首相 然り

× ×  
日本品ポイコツトは實行不可能  
ロンドン 【七三】英國の日本品ポイコツト運動は依然一部で執拗に續けられてゐるが協同卸賣組合會長ウイリアム・ブラツドショウ氏は廿三日マンチェスターで行はれた組合大會の席上組合の態度を闡明して日本商品のポイコツトは結局個人貿易商に對日貿易の道を塞はれる結果を招來し全體的なポイコツト以外は効果がないと左の如く述べた

日本商品ポイコツトを要求してゐるものは協同卸賣組合加盟員一千二百の中僅か四十の會員を數ふるに過ぎない、日本商品のポイコツトを斷行して日本の力を弱めることが出来ると思つた場合組合は隨断なく日本商品ポイコツトを考慮する用意がある、併しポイコツト斷行の擧に出たとしても結局それは我々の現在携つてゐる對日貿易が個人貿易商の手に奪はれる結果に終るのみである、日本商品のポイコツトは結局實効を期し難い、共同卸賣組合は日本貿易を積極的に支持する考へはないが日本からの輸入商品は全輸入品中の僅

か〇・五%に過ぎず且最近の六ヶ月間この數字は更に四〇%以上の減少を見せてゐる、要するに全體的な日本商品ポイコツト以外は全然効果はないといふのが組合の結論である  
日本製塗油絹布輸入阻止を要求  
ロンドン 【七三】英國絹織物業團體は廿三日連名で英國各紙に公開狀を送り最近低廉な價格で輸入される日本製塗油絹布(オイル・シルク)の輸入阻止に關し政府の斷乎たる措置を要望して左の如く論じてゐる

最近塗油絹布の利用が日刊新聞を始め週刊月刊各雜誌の流行欄で非常な人氣を博し塗油絹布がコート、カーテン、帽子、洋傘、ネクタイ、サンダル、水泳着等に好適であるとしてその費用が宣傳されてゐるが我々當業者はかゝる傾向に重大な關心を懷かざるを得ない、此塗布絹布の原料は日本産の低廉な絹に限られ一碼につき一片から最高二片半位な値段で英國に輸入されてゐる、運賃輸入税其他で市場に出る値段は約六片から八片近くになり更に英國で染色塗油されるが此塗油に用ひられたる油もその九九・六%は外國から輸入されるものである、英國でも純絹布を以て同様の品物をつくることが出来るが然し斯る安い値段では全く不可能である、政府は斯る時態に鑑み速に適切な措置を講ずべきであるさもなければ民は依然日本品の使用を續けるであらう

米

國

支那より援助申込受けず(ハル聲明)  
ワシントン 【七三】ハル國務長官は廿七日

日新聞記者團との定例会見に於て最近米國は國民政府からチエンバレン英首相が廿六日の下院外交演說中言及したと同様な借款其他の形式による對支援助申込を受けたかとの質問があつたのに對しかゝる問題が米國政府内で討論されたことは聞かぬと答へた、同長官はチエンバレン首相の演說中歐州問題に關する部分に對しては慎重に批評を容れ控へたが英米通商交渉については若し交渉が満足すべき結果に到達すれば産業復興に多大の貢獻をなすであらうと語つた、尙現在英米通商交渉を停頓せしめてゐるのは主として織維工業製品の關稅率をめぐる技術的問題と見られてゐる

ブラジル

伯國から觀戰武官來朝  
リオデジャネイロ 【七三】ブラジル陸軍の支那事變觀戰武官は參謀本部員ホセ・リマ・デ・フイグエイレ少佐に正式決定、廿一日著任した英國大使館附陸軍武官中島大佐と種々打合せを遂げた上廿六日リオデジャネイロ出帆のさんとす丸渡日の途につくこととなつた、同少佐はリオデジャネイロ市出身、當年卅六歳の陸軍大學出陣軍部内有数の俊才で將來を嚆目されてゐるが約四ヶ月の觀戰豫定期間を終へてからは駐日大使館附武官に任命される模様である  
▲伯國觀戰武官出發 リオデジャネイロ 【七三】今回特に觀戰武官に選ばれたホセ・リマ・デ・フイグエイレ少佐は廿六日當地出帆の商船さんとす丸で日本に向つた

各國大使動靜

各國大使館近く重慶へ移轉  
ニューヨーク 【七三】廿六日ニューヨークに達したA・P漢口電は漢口の危機切迫と共に各國大使館は愈々漢口引揚げ準備を開始した旨左の如く報じてゐる  
英、米、佛、伊、ソ聯の各國大使館は八月一日より十日迄の間に漢口を引揚げ重慶に移轉すべく目下準備を進めて居る、又支那側の報道によれば國民政府は四川省に於て新兵六百萬の訓練を實施中で來年には戰線に送り出し得る筈である  
ジョンソン米大使動靜  
▲八月一日重慶へ ワシントン 【七三】ハル國務長官は廿九日の定例会見に於て來る八月一日駐支米國大使館を漢口から重慶に移轉するに決定した旨次の如く發表した  
在支米國大使館は八月一日漢口から重慶に引移ることとなつた、ジョンソン大使以下館員は砲艦ツツイラ號で揚子江を遊航し重慶に赴く筈である、若干の大使館員はジョンソン總領事の指揮下に漢口に降止まることとならう  
▲砲艦二隻で移轉 ニューヨーク 【七三】漢口の米國大使館は愈々八月一日重慶に移轉することとなつたが廿九日ニューヨークに入つたA・P漢口電によれば揚子江特務隊司令ル・ブレトン少將も砲艦ルソン號でジョンソン大使等の搭乗するツツイラ號に同行し重慶に赴く筈であるルソン號は重慶でツツイラ號の爲めの燃料を荷揚げした後八月中旬迄には漢口に引返すこととならう、尙同電報によれば行政院長孔祥熙、外交部長王寵惠も二、三日中に重慶に引揚げる模様である  
▲大使館移轉は事務的措置 ワシントン 【七三】ハル國務長官はジョンソン駐支大使が八月一日砲艦ツツイラ號で重慶に向ふ旨言明したが、國務省當局は國民政府の首都移轉に續いて外交部が重慶に移轉する以上米國大使としても過般南京から漢口に移つたと同様の理由で移轉の他なく事務的の措置として冷靜に取扱つてゐる、然し國民政府が漢口を放棄して今や名實共に與地重慶に移轉するに至つた事實は豫定されたこととはいへ對外的にも全く國民政府の威信を失感したもので玩具の政府たる事實を一層明瞭に示すものであり米國人一般にこの印象を強く與へてゐる  
▲英大使動靜  
▲八月一日上海歸還 上海 【七三】漢口來電に據れば目下漢口に在るカー駐支イギリス大使は長沙に於ける外國居留民大會に出席のため廿五日夜汽車で長沙に赴き同大會を終つたのも長沙から更に桂林梧州經由廣東に向ひ來る八月一日香港出帆のユムプレス・オウ・エーシア號で上海に歸還する豫定である  
▲カー、蔣會談 上海 【七三】外人側情報によればカー英大使は約一ヶ月間漢口に在つて國務當局と重要會談を重ねつゝあつたが廿五日正午蔣介石と午餐を共にし且つ王寵惠とも會つた後同夜汽車にて長沙に向つた、カー、蔣會談に於ては英支間の重要問題各般に亘つて熱心な協議が重ねられた模様で殊に蔣政權の武漢遁走



に關聯する英支關係の變化に就き慎重檢討されたと傳へられる、尙英大使は長沙に二日滞在後廣西省桂林に赴き更に梧州に至り、同所より英國軍艦によつて廣東に出で然る後香港に歸着する予定であるが、英大使の再度の漢口政府訪問は恐らく實現すまいと觀測されてゐる

▲南支視察旅行に 香港【七・三〇】漢口に於て蔣介石はじめ國府首腦部との重要會見を了つた英國大使カー氏は廿五日同日發各地視察の途に上つたが廿六日午前十一時長沙到着、夜は湖南省主席張治中の歡迎晩餐會に臨んだ、明日廣西省桂林に向ひ香港歸着の上來月五日香港發エンプレス・オブ・アジア號で上海に赴き更に八月末再度漢口に行く豫定だと

オレルスキー蘇聯大使動靜

▲近く漢口歸任 上海【七・三〇】漢口來電によれば約一ヶ月前モスクワ政府よりの招電により急遽歸國したオレルスキー駐支大使は本國政府との間に對蔣援助に關する重要打合せを遂げ新訓令を携へて廿五日モスクワを飛行機で出發した旨漢口に在るソ聯大使館事務所に入電があつた、同大使は七月末日迄には漢口到着の模様であるが更に國府外交部の後を追つて重慶に赴く筈である

フィツシヤ一獨代理大使動靜

▲香港へ 上海【七・三〇】駐支ドイツ大使トラウトマン博士の歸國により代理大使に任命されたフィツシヤ氏は廿二日午前上海出帆のドイツ汽船ポツダム號で香港に向つた、フィツシヤ一獨代理大使は香港から飛行機で漢口に赴く筈

▲漢口着任 上海【七・三〇】漢口來電によ

れば駐支獨代理大使フィツシヤ氏は廿七日漢口に着任したと

香港總督廣東訪問

香港【七・三〇】香港總督ノースコット氏は今朝八時英國軍艦タランツラ號に搭乘廣東に向つた、總督の廣東訪問は着任以來最初の公式訪問で綏靖主任余漢謀省政府主席吳鐵城、市長曾繁甫らとの交禮を行ひ廿三日朝香港に歸還する予定である

ニニューヨーク【七・三〇】香港總督ノースコット氏は去る廿一日非公式に廣東を訪問廣東省主席吳鐵城を始め省政府要人と會見して懇談を遂げたるが廿三日ニニューヨークに達したU・P 廣東特電はノースコット總督の廣東訪問は西南派の對蔣態度打診の爲だとして次の如き觀測を傳へてゐる

目下廣東に滞在中のノースコット總督は連日に亘り支那側要人との會談を遂げてゐるが廿三日を以て會談を終了した、會談の内容は極秘に附されてゐる爲種々取沙汰されてゐるが一部消息筋は兎角噂のある西南派の蔣政権に對する眞意を打診したのではないかと見てゐる

▲香港總督談 香港【七・三〇】時局柄その

廣東訪問を注視せられてゐる香港總督ノースコット氏は廿三日歸港したが昨日外人記者に對し左の談話を發表して注目を感じてゐる

私の廣東訪問は非公式だったが之により廣東香港間の親密なる關係は更に強化されたことを確信する、廣東では市中隱微なく視察したが日本空襲の被害は甚大で目下の所見續きは不可能だ、避難民

收容問題は廣東では詳しい討論はしなかつたが當局者と必要な話した、此の問題は木曜日の政廳立法會議に於て意見を述べる積りである

☆外紙論調

「揚子江の神秘」(米紙)

ニニューヨーク【七・三〇】ニニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙は卅日の紙上に「揚子江の神秘」と題する社説を掲げて揚子江作戦に於ける日本海軍の持つ戰略的重要性を指摘して左の如く述べてゐる

約一年前北支戦線が上海まで擴大した時日本海軍は揚子江上の砲艦が大は役にたゝないと見て重慶上海間より砲艦並に各種の海軍施設を撤收し蕪湖占領までは僅かに海軍機が活動したのみだったが蕪湖占領後は鐵道及び道路不通のため揚子江流域の進撃は六ヶ月間も停滞し又洪水で北方から漢口への陸上進撃が不可能となつた、始め揚子江遊江部隊による沿岸各要衝の占領が易々たるものであつたことは彼等にとつて驚嘆に値するものであり又それによつて日本軍は支那の江岸砲兵の移動目標に對する射撃力の不足を知り且又飛行機の掩護さへあれば砲艦は江上に於て大傑力を發揮することが出来るとの自信を得たため九江占領後は専ら江上作戦によることが漢口攻略の最大近道だと信する様になつた、この事實を徐州會戰當時の戦況と照し合せてみると支那兵の強さは砲撃などにあるのではなく寧ろ白兵戦にあることがわかるがこれだけでは軍艦の前進を阻止することは出来ない、併し砲艦は唯歩兵を戦線に導き入れるだけで最後の勝利は失張り白兵戦で決するものだ、この意味で日本海軍の驚異的功績は今後の戦況に一大變化を與へるかもしれないが日本の最後的目標達成は尙前途遠遠である

捏造一報(ソ聯紙)

上海【七・二八】最近當地に送達された支那事變一周年記念日前日七月六日附ソ聯機關紙プラウダ紙は中國共產黨最高指導者たる朱德、毛澤東の寫眞を中央に掲げ支那事變に關する論文記事を以て全紙の大半を埋めてソ聯が如何に事變に重大關心を寄せてゐるかを窺知するに充分なものがあるが更に最近に於けるプラウダ紙を見れば次の如き傾向が看取される

一 戦況ニユースに對する態度、事變勃發後約二ヶ月間位は専らタス通信の觀測及び材料によつて編輯してゐるが最近支那の敗戦が相次ぐため日本新聞記事を巧に引用する傾向あり、日本軍大勝利の主力戦記事は故意に黙殺し各地遊撃戦を大袈裟に取り扱つてゐる、それも「中國遊撃隊が上海に肉薄中」といふが如き噴飯物が多くソ聯が遊撃戦術を極めて重要視し、八路軍の林彪の「支那は急速に日本にうち勝てぬが支那の全民衆が遊撃隊となりソ聯がこれに對し定期的に武器を供給して長期抵抗せば必勝する」との談話を大々的に掲載してゐる

一 統一戦線至上主義 統一戦線の強化は最近の紙面を一貫する傾向でトロツキースト及漢奸を統一

戦線の破壊者として嘲罵してをり國共合作に對する根強い意圖を示してゐる此の爲蔣介石を偉大なる人物として取扱ひ國民黨内の反共分子の運動に就ては全然觸れず努めて之を糊塗蔽蔽してゐる

一 日本に對する論調

事變發生前はラヂック等日本通の論文が各紙を賑はしたが間もなく日本通評論家等は日本に對する過大評價の廉を以て罪り去られ最近は無名の評論家に依て薄極まる日本評論を掲載してゐる血の肅清工作に關する記事は最近に至り全く見られず時たま地方新聞を國外に送り出すことを禁じた、め肅清工作の真相は把握し難くなつた、最近のリニシコフ大將脫走事件には一言半句も觸れてゐない

佛印沖合に無人島

(ストックホルム發同盟郵信) 支那國境近くの佛領印度支那海岸沖合に住民の全然ない島があることが最近極東踏査旅行から歸還したスエーデン有数の老古學者T・G・アンダーソン教授によつて發見された、同教授の發見した群島には漁業を営む住民が漁船の中那人上生活を營んでをり普通の支那人とは異つた一種奇妙な生活風習を有してゐる、教授の説によるこの群島は若古學見地から見ても完くの處女地であり今後の研究の資料として非常な興味があつてゐると、同群島には石器時代の遺跡たる洞穴住居六箇所と野天住居三個所が発見され老古學及び人類學上の研究に一大曙光を齎らすものと頗る期待されてゐる

六月中全支貿易

上海【七三】海關當局發表に依る六月中の全支貿易額は左の通りである(單位千

輸出 七四、三八五  
輸入 七一、六二五  
合計 一四六、〇一〇

差引出超 二、七六〇

之を前月に比すれば輸出に於て二六九六八千元を増加し輸入に於ては三〇八四四千元の減少を示し、前年同期に比すれば輸出では三、九五一千元の減少に過ぎないが輸入は三九、三六五千元の激減である、

輸出の主なものは棉花、羊毛、絹その他織維類の八、八七三千元を筆頭に綿糸、麻糸類の二、五六七千元、綿布、絹織物類の九九六千元、動物及び動物生産品の五、二九四千元、鍾石及び金屬製品四、一〇二千元、植物油、臘類の一、八四〇千元、皮革類の一、二九一千元等があり輸入の方では小麦、米その他雜穀二〇、四四三千元、綿製品六、三八六千元、煙草二、三五六千元、藥品四、五五二千元、染料二、二五二千元、油脂類五、二六一千元、金物及び機械類八、八五四千元等がある

北、中支會社引受株式割當決定

【七三】北支開發(總資本金三億五千萬圓、總株數七百萬株)並に中支振興(總資本金一億圓、總株數二百萬株)兩會社の民間引受株式、北支開發三百五十萬株中支振興百萬株のうち九割は發起人、贊

成人に割當て引受けしむることとなつてゐるが、その割當も既に大體決定を見たので公募すべき残りの一割、即ち北支開發卅五萬株、中支振興十萬株に付ても愈來月三日より五日までを申込期間として募集に着手することとなつた、而して兩社共に第一回拂込金は一株(額面五十圓)に付き十二圓五十錢、拂込期日は來る九月十三日迄である、尙兩會社の發起人、贊成人割當株式のうち既に割當済の主要なるものは左の如し(單位千株)

△生保關係	北支	三一七	中支	九〇
△担保關係		四九		一四
△電氣關係		一五五		四五
△鐵工關係		一一二		三三
△石灰關係		一〇〇		三〇
△海運關係		六三		一八
△造船關係		四二		一三
△紡績關係		七七		二三
△人絹關係		三五		一〇
△砂糖關係		六三		一八
△證券關係		一五五		四五
△三井關係		三一五		九〇
△三菱關係		三一五		九〇
△住友關係		三一五		九〇

北京臨時政府

縣政整備、補佐官制を詳説  
北京【七三】臨時政府は着々とその中央機構を整備し行政、財政、治安等各方面に

更に新政權たるの實を示し明朗政治の確立に邁進してゐるが、河北、河南兩省を始め山西省、山東省の剿匪工作の進展に伴ひ治安状況も漸次良好となつたので今回各省に於ける各縣々政を充實し以て地方機構の完備を圖る事となつた、即ち各縣の縣長は従来の實績に鑑み各縣に於ける有力者を任命しその補助機關として日本側より有力なる補佐官(假稱)を派遣し各縣相互の連絡に當らしめると共に中央機關並に各省公署とも緊密なる連絡をとらしめ地方政治の確立に努力せしめる、尙日本側より派遣する補佐官(假稱)については大體第一線に活躍してゐる宣撫官約五十名を抜擢し八月十日より約二ヶ月間北京に於て各種教育を施した後現地に派遣することになつてゐる

山西災害地區に免稅

北京【七三】山西省は事變以來最もひどく災害を蒙り省内の農村等も土匪、敗殘兵等の暴虐なる手に依り荒廢に瀕してゐるので臨時政府ではこれが救済策を考慮中であつたが今回政府令を發し山西省公署をして本年度上半期に於ける地租、田賦、これが附加税並に民國廿六年(昨年度)度以前に於ける未納地租、田賦を免除する旨を公布せしめた

山西司法機關整備

北京【七三】山西省の剿匪工作は着々進歩、治安状況も著しく良好となつたので臨時政府では山西省高等法院、地方法院監所等を開設せしめることとなり開所費として一萬圓を支出する、之により事變後約一ヶ年間閉鎖されてゐた之等司法機關は再び活躍することとなつた

全般的輸出入許可制採用

北京【七三】中國聯銀券はその發行額は最近七千萬圓を突破し一方現銀及び外貨準備の充實と相俟ち明年三月の舊法幣流通廢止と共に完全に唯一の國幣としての機能を發揮する事になつてゐるが之れに至る過渡的現象として聯銀は現在外貨の買取を行つてゐない爲め

- 一 日滿を除いた第三國貿易は舊法幣の爲替相場を基準とせざるを得ない
- 一 舊法幣爲替相場の低落は物價騰貴を招來する
- 一 北支物資の第三國向け流失、輸出と輸入の外銀流入を來れず

期的轉機として頗る注目される  
華北電信電話會社設立  
▲設立要綱 北京【七三】華北電信電話株式會社は親會社の創立に先立ち北支開發會社の最初の子會社として設立されることに決定、卅一日北京に創立總會を開き八月一日開業の運びとなつたので卅日現地に於て左の如く發表された

- 一 資本金 三千五百萬圓(二回分割募集)
- 一 出資割當 中國臨時政府一千萬圓(現物出資六百萬圓)
- 一 滿洲電信電話、日本電信電話、國際電氣通信以上三者各々四百萬圓、未發行株一千三百萬圓、計三千五百萬圓
- 一 役員 當分の内總裁、副總裁を置かず取締役總代及び同副總代を以て事務を處理し總代は現華北電政總局長井上乙彦氏、副總代は許修直氏就任の豫定、取締役は中日それぞれ四名、監査役はそれぞれ一名就任の豫定である
- 一 本會社は中國法たる華北電信電話條例によりて設立された中國法人で將來開發會社の子會社となる
- 一 事業の目的及び地域、中國臨時政府行政權下の地域に於ける電信電話事業の統一經營に任ずるものとす
- ▲會社條例 北京【七三】中國臨時政府が卅日公布即日履行した華北電信電話株式會社條例は左の如く北支開發の重要性に鑑み同法に於いて同社に凡ゆる特權

を附與してゐるのは頗る注目され今後引續き設立するべき各子會社に對しても天々之に準ずる特權が附與されるものと見られる

△華北電信電話株式會社條例

第一條 華北電信電話株式會社は華北の電氣通信の統轄及び發展を圖るを以て目的となす

第二條 同社資本金總額は國幣三千五百萬圓とす、但し政府の承認を得てこれを増加することを不得

第三條 同社の株式は分割募集することを得、但し第一次募集の額は總額の二分の一を下るを得ず

第四條 同社株式第一回拂込額は四分の一となすことを得

第五條 同社株式は記名式とす

第六條 同社は左記各項の事業を經營す

一 電氣通信事業の施設及び經營  
但しラヂオ放送事業を含まず

二 電氣通信施設の貸與及び委任經營

三 電氣通信事業の委託管理

四 前記各項の附帶事業

五 電氣通信に關係ある各種事業への投資

六 その他特に政府の許可せしめたる事業

第七條 同社は拂込資本金の二倍以内の社債を發行することを得、社債募集に當り會社法第十八、百八十六條規定の譲渡の拘束を受けず

第八條 同社債権者若しくは同社の財産に對し自己債權償還の優先權を有す

第九條 同社取締役の任期は四年とし監督役の任期は二年とす

第十條 政府は同社を監督するの權限を有す

第十一條 同社は別に定むる所により每營業年度に於いて拂込株式に對する配當にして政府及び其他特に規定するもの、所持株式に對しては配當率に差等を設くることを得

第十二條 政府は別に定むる所に依り同社に命じ每營業年度利益金の一部を徵收することを不得

第十三條 同社の附屬所得及び營業及び契約を締結し登記簿を訂し場合若しくは營業上必要の物件に對しては租稅及びその他一切の諸稅を免除す

第十四條 同社は土地の收用、電線の架設、交通機關の利用及びその他通信事業經營上必要とする一切の特權を享受す

第十五條 政府は別に定むるところにより同社をして電氣通信に關係する權限の一部を代行せしむることを得

第十六條 本條例は中華民國廿七年七月卅日より之を施行す同社の設立に關し必要の事項は命令を以て之を規定す

附 則

▲創立總會 北京【七三】華北電信電話株式會社創立總會は卅一日午前十時から外交大樓に開催行政委員長王克敏、法部總長朱深等出席、會社創立に關する事項現物出資評價額承認の件、その他議案を異議なく可決した、新會社重役は左の諸氏である

取締役總代 井上乙彦、同副總代 許修直、同理事 淺見親近、同 遠藤後一、同 渡邊晉二、同 劉玉齋、取締役 陸家鼎、同 周大文、監查役 大橋八郎、同 祝書元

蒙 疆 委 員 會

蒙疆政府機構簡化

厚和【七三】蒙疆政權の暫定的存在として防共前衛へ歸着を續けてゐる蒙古聯盟自治政府は十月に亘る第一期準備階段を経ていよいよ第二期建設階段に入ることとなり遂に正副主席の決定を見て對内外情勢に適應する政府陣容の強化を圖つて來たが、いよいよ八月一日を期し中央地方を道に置換する行政機構の改革を斷行、以て積極的建設工作に對應せしめると共に一路本來の使命達成に向つて邁進することになった、而して今回の改革の骨子は

一 現在の政務院三部制(總務、財政、保安)を廢して、民生、財政、畜産、保安の四部制となし新に總務廳を設けて、總務、人事、主計、企畫、外交の五處を包含、一層行政機能の中樞たらしめたこと

二 主席諮問機關として蒙古運動功勞者漢人代表民間代表を以て新に政務委員會を組織、之が活用を圖つたこと

三 地方に於ては盟公署の總務、民生、教育、財政の四廳制を廢して民生、畜産、保安の三廳及官房を設けたこと

四 厚和市に巴彥を包圍して新に厚和特別市となし洋々たる前途を有する新政府の首都として面目の一新を圖つたこと

五 各縣に純蒙古人を以て編成する保安隊を配置して専ら治安確保に任ぜしめると共に軍警の責任區分を確定したること

等であるが、新機構の特色としては

一 察南の魁、晋北の石炭と共に蒙古の特産たる畜産に向つて新に上級、下級官廳を通じて畜産行政部門を縱斷的統制の下に之が積極的利用開發を圖つたこと

二 企畫統制機能あげて總務廳に集中總務廳中心主義の下に中央集權の確立を圖り各官房、執行兩處の分野を明確にしたこと

三 中央、地方を通じて行政機構の縱斷的統制斷斷的連繫の緊密化を圖り、上意下達上達の途を開くと共に機構の全般に亘り徹底的簡易化、能率化を行ひ政務の綜合的統制と運営の圓滑を圖つたこと

四 主席諮問機關として政務委員會の活用により從來蒙古人中心の非難を緩和し、以て管下三百萬蒙漢民衆、和衷協力、民族協和の達成を圖つたこと

▲人事異動 厚和【七三】改革に伴ふ蒙古聯盟自治政府首腦人事異動左の如し  
政務委員長主席兼總務廳長 陶克陶  
民政部長 阿克志卜彥、保安部長 賚  
諸多爾布、畜産部長 郭登托羅札布、  
財政部長 吉爾慶朗、厚和特別市長 賀秉溫(前厚和市長)、同副市長 氏錦(前巴彥縣長)

▲臨時代表決定 蒙疆聯合委員會は新京に駐清機關を開設滿洲國との親善關係増進連絡事務の圓滑等を圖ることとし之が職員の人選を急いでみたが左の如く決定を見たので八月一日付發令任命する

蒙疆聯合委員會駐滿洲國理事官 吳恩和(前蒙古聯盟自治政府駐滿代表)

▲家畜防疫計畫 張家口【七三】蒙疆聯合委員會では畜産資源の重要性に鑑み之が根本對策として馬綿羊を中心に各種家畜類の徹底増産改良を行ひ畜産資源の増産確保を期するため蒙古聯盟、察南、晋北の各政府と緊密な連絡を以て之が趣旨徹底に萬全を期する事となつた、之が要領は大體左の如くである

一 現在の遊牧を一定地域に定住せしめるか否かに就いては飼料たる牧草地域の關係及家畜類の減少並に農耕に適應する等定住の自然的經濟的條件の不利に鑑み飽く迄遊牧の方法によらしむ

一 土地使用形態に現在の共同的使用形態を變更せず、且つ之を飽く迄牧野として保存し耕作は絕對禁止の方針をとると共に牧草その他飼料の増産改良を奨励す

一 家畜類の増殖、防疫、牧野等に関する試驗を行ひ之に必要な基本施設として政府自身の牧領を設定する

一 雪害傳染病等による家畜減耗を防止すると共に家畜包圍力の増大を圖る爲各使營による大規模の各營地を設立す

一 家畜防疫の重要性に鑑み蒙古聯盟政府の家畜防疫に關する試驗及び防疫を行はしむ

一 一種畜に關しては當地域にある優良種より選擇、繁殖を行ふと共に馬はアラブ及びアングロノルマンを細羊は羊毛の増産改良を目標にコルベール種を主として輸入する

一 西北邊境地域において生産する家畜及び畜産物についても蒙古地域内の資源に準じ之を本地域に積極的に誘致し

てその確保を期し、西北接壤地域に對する取引を一層旺盛ならしむべく適當なる措置を講ずる

一 之等蒙疆地域の畜産資源の確保のためには同地域よりする家畜畜産物の輸出に關して家畜監視署を設置する等の輸出統制を行ふ

一 畜産行政機關として蒙古聯盟自治政府に畜産部を設置する他、各政府に畜産技術員を派遣して畜産行政を擔當せしむ

尙之等の諸政策を實行するに當つては急速な成果は避け慎重な態度を執ることになつた

**蒙疆銀行發券高二千萬圓突破**

張家口【七三】蒙疆の中央銀行たる蒙疆銀行の紙幣發行高は當初約九百萬圓に過ぎなかつたがその後蒙疆産業開發の進展と通貨統一の完成に伴ひ増加の一途を辿り七月中旬に於ける發行平均額は一千九百四十六萬圓に達し、更に七月廿三日に至つては發行額二千百卅一萬四千圓と遂に二千萬圓を突破するに至つた、右は最近に於ける蒙疆産業の躍進につれ相應いで諸會社も設立せられ資金需要の急増せるによるは勿論一方には平地泉、包頭方面に於て今年度の農産物殊に小麦、阿片等が急激に出廻りを開始しその買付資金の需要が急増したことによるものであるが今後蒙疆産業開發の躍進に伴ひ蒙疆紙幣發行高も更に激増し今年中に三千萬圓を便に突破するものと見られてゐる

**銅類輸出禁止**

張家口【七三】蒙疆聯合委員會では銅並に銅製品の現下時局下に於ける産業開發

上極めて重要資料たるに鑑み蒙疆地域の同資源確保の爲、今後輸出を嚴重取締る事とし七月卅日銅輸出取締令を公布、銅地金、銅合金等を重なる材質とする屑銅若くは外國銅貨、銅元、制錢（その他舊銅貨を含む）を蒙疆地域外に搬出せんとするものは蒙疆聯合委員會の許可を受くるを要し之に違反したる者は三年以下の處刑又は五千萬圓以下の罰金に處し犯罪物件は沒收する事とし即日實施した

**南京維新政府**

**交通部長に江洪杰氏任命**

上海【七三】維新政府は今回專任の交通部長を設ける事となり廿六日江洪杰氏を交通部長に任命、同時に梁行政院長の兼任を解いた、尙交通部次長胡朝泰氏を新設の地方行政部長に任命し交通部次長には現江蘇省民政廳長于志洪氏を充てることに決した、新任交通部長江洪杰氏は本年六十二歳、安徽省人で山東省縣知事、北京政府外交部秘書を経て橫濱總領事、次に駐日公使館一等秘書、同代理公使に歷任した人である

**安徽省政府員決定**

上海【七三】維新政府は廿三日安徽省長として倪濟煥氏を任命した外左の人事を決定、安徽省政府の陣容を著々整備中である

安徽省政府省長 倪濟煥、同秘書長 饒維璽、同財政廳長 唐少侯、同業務 署長 金田、同參事 朱榮漢

**華中電氣通信會社設立**

▲設立要綱 上海【七三】中支占領地區

に於ける電信電話の復興は應急的施設として設立せられた華中電信公司の手によつて急速に進められて來たが豫て計畫中の會社組織成り愈々卅一日を期し華中電氣通信株式會社の創立總會を開く事となつた、華中電氣通信會社は鐵鋼、水電、内河汽船の諸會社に次ぐ中支振興會社の第四番目の子會社でその要綱は左の通り

資本金一千五百萬圓

一 出資内譯、支那側は既設の官有通信施設を現物出資五百萬圓、日本側現金一 出資一千萬圓（第一回二分一拂込み）

一 日本側出資の内譯は中支振興會社六百萬圓、民間廿一社四百萬圓（國際電氣通信二百萬圓、電信電話工事會社百萬圓、その他通信機設備製造會社十九社合計百萬圓）

**創立總會**

上海【七三】中支方面の政治經濟産業文化の基礎的要件をなす電氣通信事業の統制經營に當るため資本金一千五百萬圓日支合弁を以て設立された華中電氣通信株式會社の創立總會は卅一日午前十時より上海日本人俱樂部に於て開催された、日本側よりは野村、原田兩少將始め日高總領事、久保財務官、東邊信書記官、磯野選信駐在官等支那側より維新政府參政院院長、王實業部長以下關係官多數列席、まづ原田少將より挨拶あつて議事に入り諸手續を完了、次いで役員銜銜の結果社長及副社長は當分缺員の儘とし左の四名を重役として選任正午散會した

常務取締役 福田耕、同 趙以鑾、同 片山哲三、監查役 王建民

**政府内政部廳舍に爆彈**

南京【七三】廿五日前九時十五分維新

政府内政部の建物の壁越しに數名の抗日分子が爆彈二個を投擲幸に被害はなかつたが續いて同十一時四十分頃南京市政公署の裏庭に四名の不逞漢が侵入し爆彈數箇を投擲この中二箇は爆發して附近にあつた支那人警官及び苦力數名が輕傷を負ひ、犯人一名は直ちに逮捕、他は逃亡した、南京憲兵隊は全市に亘つて非常警戒を張り同夜は全力を上げて徹夜犯人搜索に努めた結果廿六日朝までに遂に九名の犯人を逮捕直ちに嚴重なる調査を開始した

**浙江養蠶復興策**

上海【七三】杭州、嘉興、湖州等を中心とする浙江省の養蠶地帯は事變前支那に於て一、二を争つた有力地帯その復興は農村振興の上からも先決問題であるため同省政府は之が積極的復興策に着手し今回浙江省各縣蠶業改進暫行辦法を制定し公布した、同辦法は九ヶ條より成り蠶桑の改良、生産調査、蠶糸の改良學生産管理指導技術員の設置等に關する一切を規定してゐる

**上海魚市場組合創立**

上海【七三】中支漁村の復興と食糧問題の解決を目指し豫て日支水産業者間に設立計畫の進められてゐた上海魚市場組合創立總會は廿五日前十時より上海日本人俱樂部に於て維新政府實業部長王子惠氏、日高總領事、海軍特務部野村少將陸軍特務部澤澤大佐はじめ日支官民多數出席の下に開かれ役員選を次の如く決定して營業を開始することとなつた、理事

**兩租界内のテロ事件累計**

上海【七三】今次事變以來上海の共同兩租界に於いては抗日不逞分子によるテロ恐怖事件が頻發してゐたが本年五月一日以降七月末に至る三ヶ月間に兩租界内に發生した主要なるテロ事件を統計的に纏るとその發生事件數は左の通り

△五月 十八件△六月 廿二件△七月 廿八件△計 六十八件

に達しこの外テロ類似事件は枚擧に遑ない發生の場所は

△外 二件

長竹崎正丑、常務理事牛侶氏、理事木村吳、理事方徳良、監事伊藤保保、罷又新尙同市場は土地その他の關係上資本金も十萬圓の少額に止め暫行的施設となつて居るが將來は資本金を一千万圓に増額し新興大上海に於ける一大市場を建設する計畫が決定してゐる

**上海内河汽船創立總會**

上海【七三】中支振興會社の子會社として中支内河航行的の獨占會社たる上海内河汽船會社の創立總會は廿八日午後二時半から上海支路日本人俱樂部に於て舉行、原田、野村陸海軍武官、日高總領事、梁行政院長、王實業部長等來賓多數出席、先づ野村武官の挨拶あつて總會議事に入り會社成立の手續を完了、梁行政院長の祝辭あつて午後三時半閉會した

**上海崇明島間交通回復**

上海【七三】揚子江江口の崇明島の治安回復に伴ひ廿八日久方ぶりに日清汽船、所屬の定期連絡船が上海發崇明島に向け就航した



# 政 治 ・ 外 交

## 旬 間 大 観

内政會議も廿七日から具體的討議に入り、精神總動員再組織が考慮に上つた。機構が精神かの問題は最早論すべき圈内ではなくなつたが。荒木文相の投げた大學自治改革案の一石は早くも波瀾を含んでゐる。併食といはれたのは昔のこと、文教の國策は既に政治國策、經濟國策と共に鼎立せねばならぬことを物語る有力な證左であり、また國民精神振興の根本源泉たるべき示唆でもあらう。

議會制度審議會は三部會共に審議低調を極め、恒久的改革の熟慮も見せず休會となつたのは物淋しい。暑休明けには心機一轉出直して貰ひたいものだ。

經濟保安警察、物價事務官等物價調整の一部は順調に進められて行くが、失業對策の歩みは手緩い。電話買賣禁止と共に役人仕事のお手本に近し。時局に應ずべき實業教育答申案が漸く決定した。

支那に對する義理立てには過ぎたソ聯の火遊び、隱忍にはおのづから限度あるを彼知らざるか、宇垣、クレギー會談に對する英國の同情、度すべからざるは獨りソ聯のみではない宇垣外交の眞價を現はす時は來た。

### 樞 密 院

#### 樞府本會議

【七三】廿七日の樞密院定例本會議は午前十時より宮中東溜間に於て天皇陛下臨臨の下に開催、平沼、原正副議長外各顧問官、村上書記官長、政府側より宇垣外相各外閣僚、船田法制局長官其他關係官列席

- 一 日本國、滿洲國、伊太利國間の貿易に關する協定御批准の件
- 一 鐵道省官制中改正の件（陸上交通事業法施行に伴ふ書記官増員の件）
- 一 臺灣總督府官制中改正の件
- 一 臺灣地方官々制中改正の件（以上二件共事務官の増員に關するもの）

- 一 奏任文官特別任用令中改正の件（南洋廳に通信事務官設置に關するもの）
- 一 商工省物價事務官等の特別任用に關するもの

の六件を上議、日滿伊通商協定案に就ては原副議長より審査報告あり審議の結果原案通り可決、次いで鐵道省官制中改正案外四件に就き村上書記官長より審査報告あり何れも政府原案通り可決、天皇陛下入御あらせられ同十一時散會した、尙八月中は定例本會議を休み又定例參集も取止めることになつた

の御諮詢奏請の手續をとつて居たが、廿七日の樞府定例本會議で政府原案通り可決された

## 政 治

### 議會制度審議會

▲選舉制度部會【七三】議會制度審議會の選舉制度部會は廿一日午後二時より首相官邸に開會、政府側より末次内相、鹽野法相出席、選舉區制、選舉方法の二點につき左の各委員より意見の開陳があつて同四時廿分散會した

濱野一郎氏 比例代表には賛成出來ない衆議院の定数は増加の必要なし、選舉區域は可能な限り大きくする必要があつる

齋藤隆夫氏 現行中選舉區制は比較的確當と思はれるから變更の必要なし、比例代表制はさして不可欠のものと考へられない、議會制度の改革は選舉制の改革によつてのみは期せられない、又政黨法を制定しても政黨を向上させ得るものでもない、議員の定数は増加する必要は認めないが、選舉法の別表は改革を斷行すべきである

田澤義典氏 比例代表を採用すべきであると思ふ

堀切壽兵衛氏 三人選舉區制は改正すべし、選舉制度に對する不満は選舉方法にあると考へる

五時散會した

高橋清吾氏 議院法は憲法違反でないかと云ふ考があるがこれは誤つてゐる、憲法第五十一條は議院法が違反ならざることを明かにしてゐる

藤田若水氏 議院法を將來改正する場合憲法違反ならぬか

高橋氏 違反にはならない

藤田氏 議院法第一條は削除した方がよい

田川大吉郎氏 議會開會期を十一月中旬にしては如何

板野友造氏 十一月説に賛成せぬのは役所側である、單に事務的關係で反對することなく非常時局の折柄でもあるから開會期を十一月にすべきである

中村藤兵衛氏 十一月説には特に長所があるとは云へぬ

審議會に改革案の條項を提示することは審議會の審議を促進せしめる意味から差支へないと思ふ

と述べたが近衛首相は

政府としては改革の大綱は示さず既定方針通り審議會の答申を政府の改革案の重要參考案とする方針を進みたい

旨を述べ結局單なる參考案として提示することに方針を決し、船田法制局長官は同日午後水野綱義及び兒玉委員長を歴訪して右政府の意向を傳へ、審議細項の取扱ひ方に關し打ち合せをなした

▲貴族院改革案提示【七三】議會制度審議會の貴族院、議會制度、選舉制の各部會は今週の會を以て一先づ審議を打ち切り、九月中旬まで暑休みに入る事になつたので船田法制局長官は廿六日の開議に於て各部會の審議經過を報告し、更に暑休中における各委員の研究資料として提出すべき政府の意圖せる貴族院制度に關する改革案細項を提示して閣議の承認を求めたが、席上永井遊相より議會制度の改革に當つてはあくまで政府独自の案を以て臨むべきであり、改革案の要綱を示すことは本議會の方針に拘束される結果となる虞れあるため穩當を缺くと思ふ、よつて政府ではなるべく審議會の独自の答申を求めざるやうすべきではないか

との發言あり、これに對し末次内相は

- 第一 議員の種類
  - 甲 華族議員
    - (イ)公使爵議員の世襲制等の問題
    - (A)存廢問題 (B)廢止の場合の選任方法
  - 乙 別種の華族議員の創設の問題
    - (イ)多額納稅者議員の問題 (A)存廢問題 (B)存置の場合の改善方法

- (ロ)學士院會員議員の問題
- (ハ)別種の勳任議員の創設の問題
- (ニ)職能議員(學者議員を含む)
- (一)創設の可否(ハ)創設の場合の種類

(B) 其他別種の議員  
第二 議員の資格要件

甲 年齢資格要件の問題  
乙 兼職の問題

丙 其他資格要件の問題  
第三 議員の數

甲 總數の問題

乙 華族議員數の問題 (イ) 華族議員の總數 (ロ) 各府別に員數を定むべきや (ニ) 各府別に定むる場合の各府議員數

丙 勅任議員數の問題 (イ) 勅任議員の總數 (ロ) 勅選議員の數 (ハ) 其他の各勅任議員の數

第四 議員の任期

甲 華族議員の任期の問題  
乙 勅選議員の任期の問題

(イ) 終身制の存廢  
(ロ) 停止の場合の任期 (リ) 所謂任期制 (ニ) 停年制 (三) 其他の任期

丙 其他の勅任議員の任期の問題  
丁 一部交替制の問題

第五 議員の選任方法  
甲 華族議員の選舉方法の問題

(イ) 各府別選舉とするか、各府共通選舉とするか  
(ロ) 選舉人の資格要件

(ハ) 投票方法 (A) 記名式か、無記名式か (B) 連記式か、單記式か、其他適當なる方法ありや (C) 委託投票の存廢及郵便投票の可否

(ニ) 選舉管理は如何にするか  
(ホ) 選舉取締其他

乙 勅選議員の選任方法の問題  
(イ) 銓衡機關を設置すべきや、其の組織權限如何

(B) 銓衡準則設定の可否、其他の  
丙 其他の勅任議員の選出方法の問題

第六 其他の問題  
甲 經過規定、乙 其他

▲選舉制度部會【七三】議會制度審議會  
選舉制度部會は廿八日午後二時より首相官邸に開會、政府側より藤野法相、末次内相出席、岩村(司法次官)委員の發言に基き

△選舉界の明朗化策△選舉運動を出るだけ候補者に均等公平ならしむる方策△選舉費用の減額△選舉の悪質犯罪の防止

等選舉制度の中心問題に關し作田、牧野塚本、田澤各委員より細目に互る意見の開陳あり、なほ休會中の研究議題として内務省作成の衆議院議員選舉制度改正研究項目を提示し九月十五日まで休會することとし同五時廿分散會した

△衆議院議員選舉制度改正研究項目  
一 現行中選舉區制を改め原則として府縣を單位とする大選區制を採用するの可否  
二 選舉方法に付適當なる範圍に於て選舉人の選擇に依る投票の移讓を認むるの可否

三 議員定數を相當程度減少するの可否  
四 從來の如き議員候補者制度は之を廢止し選舉運動の爲の届出のみを爲さしむるの可否

五 選舉期間を或程度延長するの可否  
六 選舉運動の取締規定を可及的に簡易化するの可否

七 選舉肅正の趣旨を徹底する爲左の改正を行ふの可否

イ 所謂連坐の制度を一段と強化徹底すること  
ロ 所謂混同開票の制度を採用すること  
ハ 選舉運動費用の法定制限超過の罪に付連坐制を適用すること

▲議院制度部會【七三】議會制度審議會  
議院制度部會は廿九日午後二時より首相官邸に開會、水野總裁、濱田部長、船田幹事長以下各委員隨僚官出席し左の如き意見の交換を行つて同三時廿分散會、次回は九月十六日開く

由谷義治氏 議會開會期三月案不可の理由如何  
議員法制局參事官 三月案は會計年度及解散の場合を考慮すると種々支障がある

木村内務參事官 豫算が一院可決の場合直ちにこれを他院に回付する法律の條文がないが如何  
船田幹事長 一院可決の後は當然他院に移るものと考へる

石渡莊太郎氏 豫算書の簡單化は會計法改正と關關するがこれが改正は何れで審議するか  
船田幹事長 大藏省も研究されたい

水害對策  
A 水害被害者に關稅の減免猶豫【七三】  
大藏省では過般各地に發生した水害の被害者に對する國稅の減免又は徴收猶豫等に關して出來得る限り寛大なる方針の下に災害地方の實情に應じ適切な措置を講ずることとし差當り左記要領に依り取扱ふや廿二日關係稅務監督局に通牒した

一 第一種所得稅 (法人の臨時利得稅及營業收益稅、法人資本稅を含む) にして法定未済に關するものは其の被害の狀況に依り適當と認むる期間決定を見合すこと

二 第三種所得稅 (個人の臨時利得稅及營業收益稅を含む) の納稅者にして水害に因り所得純益又は利得を含むもの減損ありと認めらるる者に對しては市町村當局とも連絡をとり此の際減損更訂の請求を爲さしむること

三 前項の所得の減損ありや否やの認定は成るべく寛大なる方針を採ることとし、差當り左記各項の被害ある者は減損更訂の請求を爲し得るものとして取扱ふこと

(一) 營業所得 (イ) 自己の所有に係る營業用家屠其他の築造物及機械器具又は商品及原料品の過半を流失又は毀損したるもの (ロ) 營業純益千圓未滿なる者に於て床上二尺程度以上の浸水を受けたるもの

(ニ) 貸家、貸宅地所得 (イ) 貸家の過半が流失又は毀損したるもの (ロ) 貸地の過半が荒地となりたるもの (ハ) 貸家の過半が床上二尺程度以上の浸水ありたるもの

(三) 田畑所得 (イ) 自己の耕作する田畑の過半に付荒地又は浸水 (一週間程度床以上) の被害ありたるもの (ロ) 小作に付したる田畑に付前號に該當する被害ありたるもの

(四) 庶業所得 第一項に準ずる被害ありたるもの

四 俸給所得者等にして其の住宅、家財の被害著しきものに對しては徴收上相

當考慮すること  
五 地租に付ては水害に因り荒地となりたる土地又は收稅皆無に歸すべしと認めらるる田畑に對し市町村と連絡を取り此の際速に申請書の取調をなすこととし、荒地又は收稅皆無の認定に關しては成るべく寛大なる取扱を爲すこと

六 相續稅にして決定未済に關するものは其の被害の狀況に依り適當と認むる期間決定を見合はすと共に相續財產に被害あるときは其の程度に應じ價額評定上相當の斟酌を爲すこと

七 被害者の納付する相續稅賦延納金に付ても被害の狀況に依り一時調定を見合すこと

八 七月納期の第三種所得稅、個人臨時利得稅及宅地租の第一期分に付ては大體左記に依り取扱ふこと (イ) 被害甚大なる者に對して納稅告知書の交付を適當ならすと認めらるるものに對しては納稅告知書の發付を一時見合すこと (ロ) 被害輕微なる者に對しては納稅告知書を發することは已むを得ざるも其の徴收に付ては相當考慮すること

九 八月納期の營業收益稅第一期分に付ては今後の狀況如何に依り前項に準じ適宜の取扱を爲すこと

十 被害者に對する滞納處分に付ては實情に應じ適當に考慮すること  
十一 六月分の入場稅、特別入場稅及有價證券移轉稅にして徴收義務者被害甚大の爲期日迄に拂込なきものに付ては一時調定を見合すこと

十二 六月分の第一種の物品稅にして納稅義務者被害甚大にして納稅告知書の交付を適當ならすと認むるものに對し

ては一時調定を見合すこと  
十三 以上に依るの外田畑地租、營業收  
益税の軽減に付ては出來得る限り臨時  
租稅措置法の活用を圖ること

▲災害復舊申請總額九百四十萬圓【七三】  
内務省土木局では關東、關西の豪雨出水  
に因る災害復舊土木事業に關し最も緊急  
を要する應急的復舊工事については取  
へず國庫より第二豫備金を支出して地  
方災害復舊工事費の補助を行ひ匡救するに  
決し豫て關係地方長官より緊急災害復舊  
工事費の申請を求めたが今回兵庫縣  
外一府八縣の申請書全部が到達したので  
卅一日を期して本省土木局の技師技手、  
關等技術官總動員のもとに一齊に關係府  
縣に向け申請復舊工事の實地監査に出動  
した、依つて土木局ではこの實地監査の  
最長期間を六日間と局限して可及的速や  
かに監査を終了の上國庫補助額の省議決  
定の後直ちに大藏省に對し第二豫備金の  
支出を求むることとなつた、即ち關係府  
縣の申請に依る水害復舊應急土木工事費  
は(單位千圓)

首相内閣制度の改革決意

【七二】 現内閣成立以來の懸案ともいふべき現行内閣制度の改革を中心とする行政機構の全般に亘る根本的改正は偶々支那事變の發生とこれに引續く事變處理の問題とが内閣當面の緊急課題となりこれが解決に全力を傾注せざるを得ざるに至つたため參議制の創設或は文官制度の改革等行政機構の部分的改正が圖られ一部實現したもの、何れも中途半端なまゝで今日に及んだ、しかし數日に亘る五相會議によつて事變處理の根本方針を決定し漸次具體的問題の討議に入るに至つたので近衛首相は愈々懸案の内閣制度の改革を含む行政機構全般の改正に乗り出すべく決意し、近衛首相をはじめ荒木文相、末次内相等の所謂内政會議により或は同問題に特に關心を有する木戸厚相、有馬農相及び風見内閣書記官長等とも懇談的に意見を交換、また事變發生以後の國內の客觀的情勢の變化等をも考慮に入れて慎重熟慮の結果先づ内閣制度の改革につき同問題の權威森口繁治、清水澄博士等に意見を徴しつゝあつたところ何れも研究の結果を善類として首相の手許へ提示して來たので近衛首相はこれを週末料蕪の旅に携行、櫻井澤の山荘にこれを纏め等各方面の意見を基礎として漸次独自の案を練り、かくて情勢の推移を見極めつた案を具體化を圖らんとしてあるやうである、而して近衛首相の胸中に去來する内閣制度の改革は左の如き諸點と見られる。

- 一 無任所大臣制の創設 昨年事變の擴大と共に内閣強化の必要が叫ばれ眞先に考へられた無任所大臣制度の設置によつて
- イ 各省事務に煩わされることのない少數關係によつて最高國策の決定をなし現行五相會議或は内政會議による不徹底且つ過渡的の制度を清算し
- ロ 現在の如き關係の重務大臣偏重とも云ふべき各省割據主義を排除し
- ハ 統後施設の増大、國民運動の展開等によつて今後益々繁忙を豫想せられる各省事務を統掌するため各省大臣を各省事務に専念せしめ以て國務の圓滑なる運用を圖るべく他方無任所大臣制の活用によつて國政運用に新味を發揮せしめんとしてあるやうである

二 内閣國務廳の設置

その下に法制局、企畫院、大藏省主計局を統合しその長官に事務總理大臣とも云ふべき事務上の廣泛な権限を與へて各省大臣との連絡を緊密にし且つ事務的方面における首相の輔佐役たらしめんと云ふものである

三 神宮關係施設等申案決定

【七二】 神宮關係施設調査會第四回總會は廿五日午前十時半より内相官邸に開かれ豫て特別委員會で審議中であつた神宮關係施設の整備方針に關し左の如く答申案を決定し正午散會した

- 一 内宮宮域に關する施設  
△神宮關係施設要綱  
(一)宇治橋外宮域の擴張整備 廣場、林苑、苑地及苑路等の造苑工事を施行すると共に宮域境界附近に幅員十五米延長約百六十米の道路を新設する

- (二)五十餘川右岸宮域の擴張整備 神宮の廳舍等の敷地に充つると共に苑地及苑路等の造苑工事を施行すること
- (三)五十餘川流域の整備 五十餘川の清浄化を期し併せて洪水の防禦を計る

二 外宮宮域に關する施設

- (一)外宮宮域前面の擴張整備 (二)外宮宮域東側地域の擴張整備
- 三 建築物の整備其の他に關する事項  
(一)勅使館の新築 (二)主祭官舎の移轉 (三)神宮司廳の移轉 (四)神宮文庫の擴充 (五)神宮鐵古館農業館の整備 (六)修築施設に關する助成 (七)神宮皇學館の擴充(以下略)

政務官會議

【七三】 定例政務官會議は廿七日午後二時半より首相官邸に開かれ、風見書記官長以下各省政務官出席當面の諸問題につき懇談し同三時散會した、尙ほ從來は週二回開かれたが次回より金曜日のみ開くことに變更した

國民精神總動員再組織

▲農相重ねて進言【七三】 統後對策を中心とする内政會議が廿七日より愈々具體的問題の討議を進めることになり精神總動員運動問題もその主要議題に取上げる事になつたので有馬農相は右會議に先立ち同日午前十一時十五分近衛首相を官邸に訪問、國民精神總動員中央聯盟の改組その他につきその所見を重ねて進言勞隔意なき意見の交換を遂げ午後零時十分辭去した

▲内政會議で方針決定【七三】 廿七日の内政會議で決定せる國民精神總動員計

内政會議は從來その實効果が餘り顯著でなかつた國民精神總動員中央聯盟の活動並に精神總動員運動に對し再檢討を加へた結果、國民精神總動員の所期の目的を達する爲め政府としても更に一段の工夫を要するとの意見に一致しその具體策に就いては内閣書記官長の手許で至急立案することに成つた、而して從來國民精神總動員運動の缺陷が主として中央聯盟が精神總動員運動を具體化し實際化するに當つて實行機關である内務省、文部省その他各省との間に兎もすれば緊密な連絡を缺き命令系統が混亂し判然せず、同活動が著しく徹底を缺いてゐた事情にあつたに鑑み、今回風見書記官長の手許で作成される政府改進黨案の趣旨も各關係官廳の連絡命令系統を正し組織の緊密化を圖る點に置くこととし、此爲中央聯盟の外廓或は内閣の直屬機關として新に現在の中央聯盟、内閣情報部、内務、文部各省より夫々委員とする計畫機關を設け、精神總動員の個々の具體案について實行手段を講じ、命令系統その他組織活動上の重複混亂を避け精神總動員の單一徹底化を圖ることになつた

- ▲首相、文相會談【七三】 荒木文相は廿八日午前八時卅分近衛首相を萩原の別邸に訪問、朝食を共にしながら廿七日の内政會議において決定せる國民精神總動員運動機能統一につきその細目に亘る所見を述べ隔意なき意見の交換を遂げ同九時卅分辭去した
- ▲内相、文相、騎長協議【七三】 末次内相、荒木文相は廿九日閣議散會後首相官邸に居残り風見書記官長を交へて廿七日の内政會議で決定せる國民精神總動員計

畫機關設置の具體案作製につき協議した  
首相政黨出身閣僚參謀と懇談

【七二六】政府は國民精神總動員及び物資  
動員計畫の徹底強化に關し政民兩黨を始  
め議會各派の協力を求めることになり廿  
六日の近衛首相並に有馬農相との會見及  
び同日の内政會議に於てその具體案に關  
し方針を決定したが、近衛首相はその第  
一回として八月四日首相官邸に政民兩黨  
出身閣僚たる永井遊相、中島相及び町  
田、前田、秋田參謀を招待懇談を遂げる  
ことになつた、而して政府としては今後  
も議會との聯絡を緊密ならしめ事變處理  
に議會方面の協力を求めるため毎月一回  
乃至二回定期的に右の懇談會を開催する  
方針である

東亞國策研究會

【七二三】東亞國策研究會では廿三日午後  
六時より丸の内中央亭に世話人會を開き  
東亞國策の具體化につき種々協議を進め  
た結果小委員會を設置することに決定し  
堀切善兵衛氏を委員長とし、廿八名を小  
委員として毎週一回月曜日に定例委員會  
を開き世話人會は毎月第一月曜日に開催し  
活動計畫を決定することを申合せた

▲企畫院例と懇談 【七二六】國策研究會で  
は現下の非常重大時局に於て企畫院の機  
能の積極的活動が要望されてゐる現状に  
鑑み廿八日午後五時半より丸の内中央亭  
に瀧企畫院總裁、青木同次長、船田法桐  
局長官並に企畫院各部長等を招待、企畫  
院に對する注文と激勵の意見を開陳した

勞務需給對策

陸軍の失業對策

【七二三】(陸軍省發表) 物資の使用統制  
強化の結果として不可避的に惹起すべき  
平和産業乃至中小商工業者の事業縮小、  
休止延びて起り得る失業問題に對しては  
刻下の情勢上速かに有効適切な對策を  
講じ直ちに實行し愈々鈍後の固めをなす  
ことは最も緊要なことであるに鑑み陸軍  
に於ては陸軍部内關係官廳に對し物資動  
員に關し離職した者の再就職に付き職業  
紹介機關と密接に連繫し作業遂行上事情  
の許す限り採用條件を緩和し優先的に備  
入れると共に職業轉換希望者に對しては  
出来るだけ相談に應じその能力を考慮し  
て然るべき軍需品の注文を授けることに  
努力する様指示して本問題に對する陸軍  
の積極的態度を明らかにしたが更に今回  
陸軍關係軍需品製造工場にも通牒を發し  
本願官に就て深い理解と眞の協力を強く  
要請した、而してその効果の擴充徹底  
を期する爲從來相當利用してつた刑務  
所並婦人團體及び學校等の作業力はこの  
際軍需品の整備補給に支障を來さぬい  
程度で之等の利用を抑制するの方針を定  
め尙新に軍需品製作に轉業する者に對し  
ては技術修得期間に文價格にも多少の色  
をつけ幾分たりとも實質的に生活緩和に  
資し轉業を容易にし得る様考慮中である

海軍省も失業防止救済

【七二七】海軍省では去る十一日重要物資  
需給對策協議會を開催し新物資動員計畫  
の對策に就き協議を遂げ引續き關係各部  
局に於いて之が具體化の方法を研究中で  
あつたが廿七日失業防止並びに之が救済  
に關し對策を實施することに決定したの  
で副官談の形式をもつて左の如く發表し

△海軍省副官談

海軍に於ては今次の物資動員に伴ふ失業  
の防止並に救済に關し事情の許す限り關  
係各省と協力して之が對策を實施するこ  
となつたが其の主なる事項は次の通り  
である

一 一時局産業へ轉換せしめ得べき業者等  
に對しては指導援助を與へ其の工業力  
の利用を圖ると共に數年來實施し來つ  
た所の地方統制工業の利用に一層努力  
する

二 作業困難等に於て其の要員を補充する  
場合には作業遂行上差支なき限り採用  
條件を緩和し努めて之等より餘餘する  
こととするのみならず關係地方廳に於  
て實施する職業指導又は授産等の場合  
にも之が指導援助に付て特別の考慮を  
拂ふこととする

失業對策委員任命

【七二七】中央失業對策委員會は既に官制  
の公布をみたが廿七日左の如く委員、臨  
時委員五十四名及幹事十二名を決定、發  
令された

△中央失業對策委員會

△會長 厚生大臣 渡木戸幸一 △委員  
企畫院次長青木一男、内務次官 館野二  
大藏次官石渡莊太郎、陸軍次官 東條英  
機、海軍次官 山本五十六、農林次官 井  
野碩哉、商工次官 村瀬直義、鐵道次官  
喜安健次郎、拓務次官 萩原三三、厚生  
政務次官 藤崎男、厚生次官 廣瀬久忠  
厚生參事 官山本芳治、末弘殿太郎、伯  
爵 酒井忠正、鶴見左吉雄、香坂昌隆、  
大塚龍精、男爵 關義壽、田子一民、安  
藤正純、川崎末五郎、平川松太郎、齋  
井貴一郎、瀧澤七郎、赤松克爾、原孝

次、横並充造、豊田利三郎、緒方竹虎  
尾形次郎、小畑源之助、高石良五郎、  
高橋龜吉、中野金次郎、中川末吉、内  
田二十三、町田辰次郎、榊田壽三郎、  
斯波孝四郎、床岡乙吉、△臨時委員  
企畫院部長中村敏之進、内務省地方局  
長坂千秋、内務省警保局長本間精、内  
務省土木局長安藤狂四郎、大藏省主計  
局長谷口恒二、陸軍少將上月良夫、海  
軍少將岩村清一、商工省商務局長新倉  
利廣、商工省工務局長東榮二、燃料局  
長官小島新一、臨時物資調整局事務官  
辻藤吉、厚生省社會局長山崎巖、厚生  
省労働局長成田一郎、厚生省職業部長  
熊谷憲一 △幹事 企畫院書記官金井元  
彦、内務書記官小林千秋、陸軍砲兵大  
佐中西喜喜、海軍主計大佐藤原憲、農  
林書記官石黒武重、商工書記官野田雅  
孝、厚生書記官内藤寛一、同 灘尾弘吉  
同 鈴木宗正、同 石井錦樹、同 佐伯敏夫  
同 引田重夫

▲準備打合せ

【七二七】物資動員計畫に伴  
ふ失業救済並に對策の具體案を樹立す  
べき政府の中央失業對策委員會第一日總  
會は愈々八月三日開會されることとなつ  
たので厚生省では之が準備打合せのため  
廿九日午後一時半より内務省會議室に於  
て同會議の幹事會を開き打合せを行つた  
が厚生省の調査によれば目下のところ失  
業者の相當増加の傾向にあるのは六大都  
市及び福岡等その他の地方には現在ま  
での處未だ物資抑制、使用禁止の甚しい  
影響は無い様であるが當局は八月下旬  
頃から九月月上旬にかけて失業者の續出す  
る虞れがあるので萬全の對策を講ずること  
となつた、尙失業者を業種別にみれば大

▲京都市 染織工業

△京都市 染織工業  
△名古屋 綿業、皮革、金屬工業、ゴ  
ム工業 △福岡 足袋製造、ゴム工業等

▲京都市 染織工業

△京都市 染織工業  
△名古屋 綿業、皮革、金屬工業、ゴ  
ム工業 △福岡 足袋製造、ゴム工業等

▲京都市 染織工業

△京都市 染織工業  
△名古屋 綿業、皮革、金屬工業、ゴ  
ム工業 △福岡 足袋製造、ゴム工業等

▲京都市 染織工業

△京都市 染織工業  
△名古屋 綿業、皮革、金屬工業、ゴ  
ム工業 △福岡 足袋製造、ゴム工業等

▲京都市 染織工業

△京都市 染織工業  
△名古屋 綿業、皮革、金屬工業、ゴ  
ム工業 △福岡 足袋製造、ゴム工業等

▲京都市 染織工業

△京都市 染織工業  
△名古屋 綿業、皮革、金屬工業、ゴ  
ム工業 △福岡 足袋製造、ゴム工業等

▲京都市 染織工業

△京都市 染織工業  
△名古屋 綿業、皮革、金屬工業、ゴ  
ム工業 △福岡 足袋製造、ゴム工業等

▲京都市 染織工業

△京都市 染織工業  
△名古屋 綿業、皮革、金屬工業、ゴ  
ム工業 △福岡 足袋製造、ゴム工業等

▲京都市 染織工業

△京都市 染織工業  
△名古屋 綿業、皮革、金屬工業、ゴ  
ム工業 △福岡 足袋製造、ゴム工業等

▲京都市 染織工業

△京都市 染織工業  
△名古屋 綿業、皮革、金屬工業、ゴ  
ム工業 △福岡 足袋製造、ゴム工業等

▲京都市 染織工業

△京都市 染織工業  
△名古屋 綿業、皮革、金屬工業、ゴ  
ム工業 △福岡 足袋製造、ゴム工業等



商工省轉業對策委員會設置

【七二】戰時物資の非常管理により犧牲となりつゝある平和産業部門の中小商工業者の救済のためこれが軍需工業、輸出並に代用品産業へ轉換せしめる有効適切なる對策を構立之を積極的に實行すべく商工省でける廿一日の臨時省議に於いて轉業對策委員會を組織することを決定しこれが構成等に關する具體條件作成中であつたが廿五日完了し即日「轉業對策委員會」が新に設置された、尙同委員會構成の要綱は左の如くである

一名稱 轉業對策委員會

一 目的 物資配給、消費統制の強化に伴ふ商工業者の轉業の斡旋助成に關する事務の連絡統一を圖ること

一 構成(委員會制)

△委員長 村瀬次官 △委員 東工務(常任)新倉商務、小金鑛山、黒田統制各局長、立花燃料局總務部長、鹽谷貿易局第一部長、鹽田文書、波江會計各課長△幹事 吉田工組(常任)山本鐵政、本局商政、猪熊金融、岡松燃料局總務、齋藤貿易局施設、秋月物調局計畫の各課長

而して同委員會が決定せる對策の實施は各關係局に於て爲す事になつてゐるが對策の全體的統轄に關しては企業院厚生省その他關係各省と打合交渉する必要がある、右對外交渉については便宜上東工坊局長が擔當することになつた

會を設置し之が對策を考究することゝなつたが、その對策樹立の目標は消費規正配給統制による中小商工業者の失業を單に救済すると言つた消極策に墮することなく、國防經濟の確立の上から軍需後にも必要なる部門に轉業を奨励することに力點を置き、軍需工業、輸出産業の生産力の飛躍的擴充を期する事となつた、然し問題は中小商工業者の軍需及輸出産業への轉換、其他新規部門への進出に當り工業組合、商業組合、輸出組合其他産業及商業資本の自治カルテルが中小商工業者の轉換進出を困難ならしめてゐる點を如何に解決するかであり、若し轉業によつて無制限に新規業者が續出することゝなれば、カルテルはアウトサイダーの跳梁と同一視して之が進出を共同防衛することとは必然であり、從つて商工當局が從來の業者の既得權と新規業者の進出を如何に調整するか、殊に商工省監督下にある重要産業統制法の諸團體、輸出、商業、工業各組合等のカルテルの統制規程を如何なる程度に緩和するか等今後の轉業對策委員會の活動は頗る注目されてゐる、尙中小商工業の對策と併行して戦時下の犧牲的平和産業を救済する方法として商工省は先づ内地の過剩生産に喘ぐセメントの北支進出を促進したが、製粉業及織布業についても内地の圓ブロック輸出制限から北支自體に於て内地の過剩設備を吸收する必要があれば、之を促進する方針である

第一回轉業對策委員會【七三】

第一回轉業對策委員會【七三】第一回轉業對策委員會は卅日午前十時より開會村瀬委員長以下各委員、幹事出席、まづ戦時物資並に物價の非常管理の國內産業

に及ぼしつゝある影響に關する資料を持ち寄り、轉業對策樹立の根本方針につき協議したが結論に到達せず午後一時散會した、尙第一回委員會で轉業對策に關する事項を取扱ふ專門の部では課を新設せよとの發言があつたのは注目される

☆閣議

定例閣議

【七三】廿二日の定例閣議は午前十一時より首相官邸に開會、近衛首相以下全閣僚出席、まづ永井選相より關西地方水害の復舊に關し各省とも充分連絡をとるため對策委員會を設けられたい、旨を希望しこれに對し末次内相より各省間の連絡については遺憾なく處理したい、旨を答へ次で宇垣外相より所管事項に關し説明あつて正午散會した

▲兩相居残り【七三】

永井選相と有馬農相は廿二日閣議散會後首相官邸に居残り災害對策に關し協議した

定例閣議

【七三】廿六日の定例閣議は午前十時卅分より官邸に開會、近衛首相以下全閣僚出席、まづ永井選相より議會制度審議會の運用に關し其機能を發揮せしむる豫算金増を期せられたい旨希望意見を閉陳(前項「議會制度審議會」参照) 船田法制局長官より過設の高等文官試験に關する報告を行ひ次いで物資總動員の適正なる運用を圖るために設置せられることになつた總野法相より

同制度の運用に當つては未然に違反を防止する豫留意する必要があると述べ末次内相より法相の希望意見は充分之を部内に傳達其運用に當る旨を答へ同十一時半散會した

【七三】廿九日の定例閣議は午前十時四十分より首相官邸に開會、近衛首相以下全閣僚出席、特別の議題無きため難談的に末次内相より廿八日の上野における國民大會の經過、永井選相より電話金融買の禁止方針(交通・通信)を決定せる経緯、荒木文相より大學總長を官選とする大學自治制の改革に關し次々説明し種々意見を交換して正午散會した

五相會議

【七三】廿二日の定例五相會議は午後一時半より首相官邸に開會、宇垣外相より張鼓峰事件に關する外交經過の報告あつて後、今後の措置につき協議し、次で板垣陸相、米内海相より北中支における戦況について報告があり、當面の諸問題について協議し同三時過ぎ散會した

▲首相、陸相會談【七三】

板垣陸相は近衛首相と定例會談の爲廿五日正午首相官邸に首相を訪問午餐を共にした後最近の戦局進展と今後の軍變處理方針を中心に種々意見の交換を行ひ内閣制度改革問題についても軍部側の意向を聴取して隔意なき懇談を遂げる所あつた

▲定例五相會議【七三】

廿六日の定例五相會議は午後二時より首相官邸に開會、近衛首相、宇垣外相、池田蔵相、板垣陸相、米内海相出席し、外相より外交經過につき報告し占領地域における對外關係諸問題その他について協議し同三時過ぎ散會した

▲定例五相會議【七三】

廿九日の定例五相會議は午後一時十五分より首相官邸に開會近衛首相以下關係閣僚出席、軍部兩相より九江攻略後の戦局について説明があり又外相より外交經過について報告あつて後當面の諸問題について協議をなし同三時過ぎ散會した

▲定例五相會議【七三】

廿七日の内政會議は午後零時半より首相官邸に開かれ近衛首相、末次内相、池田蔵相、荒木文相出席、銃後對策を中心とする内政諸問題に關する具體的討議に入り末次内相より過設の水害對策につき説明をなし、次で國民精神總動員中央聯盟の改組擴大その他會議に取上げべき諸問題の審議方法を決定した後引續き協議を進め同三時過ぎ散會した

▲定例五相會議【七三】

廿八日の定例三相會議は正午より首相官邸に開かれ近衛首相、宇垣外相、池田蔵相出席、外相より外交經過報告並に軍變をめぐる列國の動向につき説明、又池田蔵相より財、經實狀を報告して後當面の重要政策について協議し午後三時過ぎ散會した

▲定例五相會議【七三】

廿七日の内政會議は午後零時半より首相官邸に開かれ近衛首相、末次内相、池田蔵相、荒木文相出席、銃後對策を中心とする内政諸問題に關する具體的討議に入り末次内相より過設の水害對策につき説明をなし、次で國民精神總動員中央聯盟の改組擴大その他會議に取上げべき諸問題の審議方法を決定した後引續き協議を進め同三時過ぎ散會した

▲定例五相會議【七三】

廿九日の定例五相會議は午後一時十五分より首相官邸に開會近衛首相以下關係閣僚出席、軍部兩相より九江攻略後の戦局について説明があり又外相より外交經過について報告あつて後當面の諸問題について協議をなし同三時過ぎ散會した

▲定例五相會議【七三】

廿七日の内政會議は午後零時半より首相官邸に開かれ近衛首相、末次内相、池田蔵相、荒木文相出席、銃後對策を中心とする内政諸問題に關する具體的討議に入り末次内相より過設の水害對策につき説明をなし、次で國民精神總動員中央聯盟の改組擴大その他會議に取上げべき諸問題の審議方法を決定した後引續き協議を進め同三時過ぎ散會した

▲定例五相會議【七三】

廿九日の定例五相會議は午後一時十五分より首相官邸に開會近衛首相以下關係閣僚出席、軍部兩相より九江攻略後の戦局について説明があり又外相より外交經過について報告あつて後當面の諸問題について協議をなし同三時過ぎ散會した

▲定例五相會議【七三】

廿七日の内政會議は午後零時半より首相官邸に開かれ近衛首相、末次内相、池田蔵相、荒木文相出席、銃後對策を中心とする内政諸問題に關する具體的討議に入り末次内相より過設の水害對策につき説明をなし、次で國民精神總動員中央聯盟の改組擴大その他會議に取上げべき諸問題の審議方法を決定した後引續き協議を進め同三時過ぎ散會した

▲首相、内相打合せ【七・三〇】近衛首相、末次内相は廿七日正午首相官邸において會見、内政會議の討議方針につき種々打合せを行つた

### ☆内閣参議

#### 定例参議會

【七・三〇】定例参議會は廿一日午前十時より首相官邸に開會、大谷、松井兩新参議も出席し青木企画院次長より物資動員計畫實施經過に關し報告あり、次いで中村陸軍省軍務局長より張鼓峰附近に於けるソ聯兵の不法越境事件に關し説明あり、これを中心に種々意見の交換を遂げ正午散會した

#### 兩参議宮中席次

【七・三〇】議に内閣参議に親任された松井大谷兩氏の宮中席次は特旨を以て左の如く定められたる旨廿五日式部職から發表された

内閣参議 松井 石 根  
同 大谷 尊 由  
宮中席次は特旨を以て上記順位により朝鮮總督の上席と定めらる

#### 閣僚参議懇談會

【七・三〇】廿六日の閣僚参議懇談會は正午より首相官邸に開かれ町田参議以下各参議(郷、松岡兩参議缺席)、政府側より近衛首相以下各閣僚出席、午餐を共にしたる後宇垣外相より張鼓峰事件につきその後の外交經過を報告し次に樺澤内閣情報部長より九江攻略の經過を報告、次で當面の諸問題につき種々意見を交換して午後一時五分散會した

#### 定例参議會

【七・三〇】廿八日の定例参議會は午前十時より首相官邸に開かれ大谷、松岡兩参議を除く各参議、政府側より近衛首相出席松井参議より中南支方面における諸情勢につき説明があつて後宇垣クレイギー會談、法幣問題その他當面の諸問題について意見の交換をなし正午散會した

### ☆閣員参内

▲末次内相天機奉伺【七・三〇】末次内相は廿一日午前十時廿七分宮中に参内、幕中の天機並に御機嫌を奉伺し同十時卅二分退出した

▲外相参内【七・三〇】宇垣外相は廿一日午後二時宮中に参内、天皇陛下に拜謁仰付けられ一般外交事情及び張鼓峰に於けるソ聯兵の不法越境事件の經過に關し奏曲奏上、種々御下間に奉答して御前を退出した

▲首相参内【七・三〇】近衛首相は廿一日午後三時四十五分宮中に参内、天皇陛下に拜謁仰付けられ一般政務に關し奏上、種々御下間に奉答して退出した

▲永井、有馬兩相天機奉伺【七・三〇】永井選相は廿二日午前九時宮中に参内、幕中の天機並に御機嫌を奉伺し同九時十分退出した、又有馬農相も同十時参内同機奉伺して同十時十五分退出した

▲首相政務奏上【七・三〇】近衛首相は廿九日午後三時宮中に参内、天皇陛下に拜謁仰付けられ一般政務に關し奏上種々御下間に奉答して御前を退出した

▲陸相参内【七・三〇】板垣陸相は廿九日午後四時廿八分宮中に参内、天皇陛下に拜謁仰付けられ所管事項について奏上、種々御下間に奉答して同五時退出した

### ☆往 來

▲首相、首相と要談【七・三〇】木戸厚相は廿一日午後一時五十分首相官邸に近衛首相を訪問、當面の時局に關し要談した

▲陸相、孫民生相招待【七・三〇】板垣陸相は來朝中の滿洲國孫民生部大臣を廿一日午後六時卅分より陸相官邸に招待、板垣陸相、西尾教育總監、多田参謀次長、阮陸日滿洲國大使並に關保諸氏出席、晚餐を共にし種々談話して同九時過ぎ散會した

▲松平秘書官長首相訪問【七・三〇】松平内大臣秘書官長は廿二日午後三時四十分首相官邸に近衛首相を訪問、會談約一時間にして辭去した

▲首相厚相會談【七・三〇】木戸厚相は廿三日正午輕井澤の別邸に近衛首相を訪問、夕刻より晚餐を共にし、會談を行ひ先づ首相より五相會談の經過、内政關係會議に於ける中心題目等につき詳細内容を聴取した後、當面の事處處理対策及び懸案の内閣制度改革その他國內諸問題に關し腹藏なき意見の交換を遂げ、特に厚相は最近有馬農相、風見書記官長等より種々進言されつゝある國民精神總動員運動の再組織問題に就いても獨自の見解を披瀝し種々懇談を行つた

▲青木次長首相訪問【七・三〇】青木企画院次長は廿四日正午輕井澤の別邸に週末靜養中の近衛首相を訪問、折柄首相を來訪中の木戸厚相も交へ物資動員計畫實施後における諸問題の善後處置に關する説明と内政會議の基礎資料を提示して種々協議打合せをなして辭去した

▲首相厚相歸京【七・三〇】輕井澤の山莊に週末靜養中の近衛首相は廿五日午前十時十五分上野驛歸京したが廿三日近衛首相を來訪滞在中の木戸厚相も首相と同列車で歸京した

▲原田男首相訪問【七・三〇】西園寺公秘書原田熊雄男は廿七日午前十時十分荻窪の別邸に近衛首相を訪問要談した

▲農相、農相團體と懇談【七・三〇】有馬農相は廿七日午前近衛首相と會見、精神總動員並に物資動員の効果を擧げるためには民間諸團體を總動員する事の必要なることを重ねて進言する處あつたが、同午後一時より農相官邸に帝國農會を始めとして農村關係の廿五團體代表者の参集を求め日支經濟戰に對處する政府の方針を種々説明、民間側の協力を要する處あつた

▲土肥原中將首相訪問【七・三〇】土肥原中將は廿七日午後二時首相官邸に近衛首相を訪問要談した

▲本庄總裁東北視察【七・三〇】本庄傷兵保護院總裁は東北、北海道視察の爲廿一日午前七時四十八分上野驛發水戸に向ひ仙臺、盛岡、青森、札幌、旭川、函館、弘前の各地を視察、廿九日午前十時廿五分上野驛歸京した

▲荒木文相甲府へ【七・三〇】荒木文相は卅一日午前八時新宿驛發甲府市に赴き、玉幡陸軍飛行場に於ける文部省主催のグラウンド講習會に臨席同夕刻歸京した

▲拓相國策研究會と懇談【七・三〇】宇垣兼任拓相は卅日正午芝三田の拓相官邸に芹田均、高木陸郎、河田烈、堀切善次郎、大藏公望男、秋山昱禧、龜井貫一郎、大橋八郎氏等國策研究會員を招待、午餐を共にして時局問題に關し種々懇談を遂げた

### ☆法令公布

- △廿二日 一 陸軍給與令中改正の件
- △廿三日 一 陸上交通事業調整法施行期日の件
- 一 陸上交通事業調整法施行令
- (八月一日)
- △廿七日 一 朝鮮總督府官制中改正の件
- 一 高等官々俸給令中改正の件
- 一 昭和十二年勅令第四百卅五號北支事變に關する海軍戰時給與規則等の特例の件中改正の件
- 一 昭和十三年法律第二號不正競争防止法中改正法律、同年法律第三號特許法中改正法律及同年法律第四號商標法中改正法律施行期日の件(八月一日)
- 一 馬匹去勢法を擴大に施行するの件
- 一 大正五年勅令第二百卅三號馬匹去勢施行の費用及馬匹去勢賃金に關する件中改正の件
- △廿九日 一 農地調整法施行期日の件(八月一日)
- 一 農地調整法施行令
- 一 自作地登記令
- 一 登錄稅法施行規則中改正の件
- 一 大正十三年勅令第二百廿八號小作調停法の施行期日(八月一日)及施行外地區指定の件中改正の件

△卅日

- 一 内務部内臨時職員設置制中改正の件
- 一 陸軍技術本部令中改正の件
- 一 陸軍兵器廠令中改正の件
- 一 陸軍通信學校令改正の件
- 一 陸軍工科學校令中改正の件
- 一 陸軍經理學校令中改正の件
- 一 陸軍獸醫學校令改正の件
- 一 大正九年勅令第五百五十六號造船、造船、造兵又は土木建築の事務に従事せしむる海軍軍艦本部等に臨時職員設置の件中改正の件
- 一 朝鮮總督府内臨時職員設置制中改正の件

- 一 地方測候所職員制中改正の件
- 一 南洋群島利益配當令
- 一 海軍志願兵令中改正の件
- 一 石油資源開發法施行期日の件 (八月一日)

### 内 務

#### 經濟保安警察大綱決定

【七三】内務省に創設される經濟保安警察は廿一日正午内務省と大藏當局との間に再折衝を遂げた結果多少の復活要求が承認され、結局本年度分は要求額三百八萬圓に對し査定承認額は六十五萬圓となり本年度分は要求額四百九萬圓に對し査定承認額百十萬圓に決定したので、内務省警保局では右豫算に伴ひ機構案の修正をなし大綱を左の如く決定した、依つて廿二日の閣議に附議し決定を経て茲々來る八月一日より開始することとなつた

一 本年度分經費六十五萬圓は八月一日より明年二月末日迄の經費とし、第二

豫備金より支出し、明年三月分は追加豫算として明年度豫算と共に來議會に提出協賛を求むること

一 經濟保安警察制度の首腦部増員は警視五名、警部四十七名、警部補卅四名に増員されたので本省の經濟保安警察課は豫定通り新設するも課長は警保局内の他の課長が兼任すること

一 六大都市所在の重要府縣並びに福岡縣には警察部内に新に經濟保安課を新設し、その他の地方は適宜地方官の裁量により課又は係を創設し主力を地方の執行機關の擴充に置くこと

▲第二豫備金六十四萬三千圓支出【七三】政府は經濟保安警察制度の創設に關し廿二日の閣議を経て十三年度第二豫備金より左の如く六十四萬三千九圓を支出することに決定した

△内務省所管臨時警察費 六萬三千元  
▲經濟保安課長決定【七五】内務省では廿九日店開きした經濟保安警察制度の本省經濟保安課初代課長は清水警保局保安課長をして兼任せしむるに決し廿九日發令した

地方制度調査會農治案審議  
【七五】農村自治制度に關する地方制度調査特別委員會は廿五日午後二時より内相官邸に於て開會、町村と町村内の各種團體の統合調整問題を中心として渡邊宗太郎、岡崎勉、千石英太郎、船田中、井野須哉の各委員と坂内務省地方局長との間に大要左の如き質疑應答を重ねたが問題の經濟更生委員會の歸屬問題については來る九月五日の塔中明け本委員會開催までに農村、内務兩省關係の幹事の問

で解決成案を得ることとして同四時卅分散會した

問 町村内に各種團體を統合調整する理由及びその統合團體としてどんな仕事をするか

答 團體が亂雑無統制に陥り矛盾してある事業が多い、隨つて必要以上に團體の多いことは經費を増嵩させる結果となるので各種團體の分擔を明確にすると共に相互に矛盾がない様に考慮した

問 町村以外に別箇の團體を認める意志はないか

答 町村は基本であるから別箇の團體は認められない  
問 現在の經濟更生委員會は永續させたと思つてゐるがどうか

答 經濟更生委員會の實體は町村自治團體の機構の一部だと考へてゐる、隨つて町村會とこれを切離して獨立させて置く必要はない  
問 町村會の機構はどう云ふ心構へで改革するのか

答 舊往の町村會は地方の政争の具に供せられた傾向が濃厚である、これは議決機關として町村會を尊重重視し過ぎた爲めである、依つて改革案ではむしろ町村會は町村長の支援機關たらしめたいとの心構へで改正したのである

### ☆ 東京府 市

#### 東京府臨時制變更

【八三】東京府では時局對處のため左の如く職制を變更する旨廿三日發表した社會教育課を新設し商工課を商務課、工務課、物資調整課、の三課に分離し

た 東京市會  
【七六】過般の水害復舊に關する緊急豫算を始めその他廿七議案を議決すべき東京市會は廿八日午後二時より開會、市政に對する一般質問の後議案の審議に入各案とも原案通りこれを可決して七時過ぎ散會したが主なる議案は次の如くである

一 水害復舊に關する經費 (イ)普通經費三百廿萬圓 (ロ)特別經費九萬七千圓

一 武藏野鐵道株式會社軌道敷設特許權讓受に關する契約締結の件 (省線池袋驛より護國寺前に至る區間)

一 東京横濱電氣鐵道株式會社軌道事業の管理委託に關し契約締結の件 (天現寺澁谷橋間、澁谷橋澁谷驛間、澁谷橋中目黒間)

府、市失業對策分擔決定  
【七五】東京府、市、警視廳並に東京職業紹介所では豫て失業對策に關する事務打合を行つてゐるが、この程左記事務分擔並に救済に對する具體的要綱を決定した

一 失業調査は府、市職業課並に東京職業紹介所に當ること  
一 失業者の轉業中軍需工業關係の下請幹旋には府知事之に當ること

一 輸出貨業並に代用品工業への轉業等には主として市商工課が之に當ること  
一 労働者の幹旋には府、市の職業課が當ること  
一 離業者の生活救済には府、市社會課が之に當るも全體的には警視廳の側面的援助を得ること

一 轉業者包容のため機構擴充に要する機構賃下の途を設けること  
一 府市協力して轉業者に對する技術指導並に信用保證協會を通しての金融の積極的幹旋をなすこと

一 失業救済のため興業銀行その他を通じての政府資金貸付けの途を拓くこと

▲中小工業者の轉業相談所を開設【七三】東京府市の中小工業者振興調査會では物資調整に伴ふ中小工業の積極的救済を計る事が刻下の急務であるのに鑑み去る廿六日の轉業對策委員會第一回總會に次ぎ緊急對策事項を處理するため卅日午後二時から日比谷市政會館に關係各廳の參事

一 府市協同して東京中央轉業相談所を商工奨励館内に設置、各區役所、各警察署と連絡を取り轉業の幹旋をなすこと

一 右相談所と共に軍部の援助をうけて軍需下請品陳列所を設け轉業者に可能生産範圍及び品目を明確に認識せしむること

一 府市協同にて轉業者に對する特別資金の融通を計ること  
一 等の諸事項を決議、直ちに發行に着手する事になつた

東京都制案審議  
【八三】東京都制案に關する地方制度調査會特別委員會は廿七日午前十時より内相官邸に於て開會、大隈委員長外委員出席 (大岩、石渡兩委員缺席)既に内務省原案東京都制案を中心として本日會議では漸く本質論に入り特に東京市會の肅正問

題につき行政裁判所評定官澤田竹治郎氏と東京市會議長松永東氏の兩委員の間で激論を闘はし更に都長官の官選公選問題を中心として都の議決、執行兩機關の機

構等につき山道護一、堀切善次郎、潮恵之輔、松永東、澤田竹治郎の各委員と坂内務省地方局長との間に一問一答の形で左の如く痛烈な質疑應答が重ねられ稀にみる緊張した會議に終始、これをもつて八月の暑中を休會とし来る九月七日より會議を再開することとして午後零時廿分散會した

△質疑應答

澤田委員 内務省の提示した東京都制案

原案は東京市會の現状よりみて寧ろその改革が手ぬるいと考へてゐる、東京市會の現状は東京市民全體の團結したものとも認めることはどうしても出来ないやうな状態にあり、市會議員全體が市政に寄與してゐるかどうかは誠に疑ひなきを得ない、もし東京市會を形の上で存続させる必要がどうしてもあるのならば現在市會に附與されてゐる権限は思切つて極度に縮小し、殊に市議の定員数の如きはうんと減少せしむべきである

と東京市會の現状に痛撃を加へれば東京市會議長松永東委員はこれに反對して起す

松永委員 東京市會議員が東京市政に參與して居らず市を愛してゐないとは何たる暴言であるか、現在本委員會に於て審議してゐる重點は東京市を官治行政にしやうとしてゐるのはけしからんと云つてゐるのではないかと憤然としてこれを反駁し會議は當初か

ら異常な緊張振りを示し、次で都長官の問題を中心として都の議決機關、執行機關等について大要左の如き一問一答が重ねられた

問 内務省は公選都長はどうしても認められないのか、従来知事の持つてゐた権限を公選都長に引續ぐことは絶対に不可能だと云ふのか

答 知事の権限を公選都長に引續ぐことは多大の疑義がある、例へば法規定立権の如きは公選都長に引續ぐことは殆んど不可能だと言つても過言でない

問 五大都市の特別市政につき大體の輪廓を示せ

答 現在直に特別市政の内容を明示せよと言つても明答致しかねる、併し乍ら五大都市の特別市の區域、特別市長等は東京都制案には違つた考方でその制度を相立て得るものと考へてゐる

問 都長官選の場合、中央政府の變動の影響を著しく受けることはないか

答 今後の中央政局の變動に因る弊害は將來著しく減少するものと思ふ、むしろ公選都長の方は地位の不安定より種々の弊害が起り得るのではないかと云つてゐる

問 都長官の選任方法については官選、公選の折衷案と言ふやうなものが考へられないか、例へば候補者を選んで上奏御裁可を仰ぐやうな方法はないものだらうか

答 都長の候補者を都會が選んで上奏御裁可を仰ぐことは任命大權の問題となり絶対に不可能で、又選ばれた候補者の適格、不適格を斷定することは事實上困難であるから折衷案については好

い方策は考へられない、都會の議決が公益を害すると認められた場合は都參議の議決を経て原案執行等をするのは果して妥當であらうか、都參議は原案執行の権限を中正公平に判斷してやり得るかどうか疑問である

答 都參議は單に都長官の補助機關ではなく都の最高顧問として實力を持つてゐるのであるから極めて中正公平なる判斷を下し得ると思ふ、この場合の判斷は自治的に判斷するのが適當だと認める

☆ 地 方

名古屋市會紛糾

【七云】支那事變名古屋市後援會内に發生した未曾有の不祥事件を中心として廿六日午後二時半から開かれた名古屋市會は紛糾に紛糾を重ね遂に革新派の伏見議員より大岩市長不信任の緊急動議が提出された、名古屋市としては大正十一年十一月大喜多市長に對する不信任動議提出以來の出來事である

靈鷲市制施行

【七云】内務省では市制第三條及町村制第三條に依り八月一日より京都府加佐郡舞鶴町を廢しその區域を以て舞鶴市を置き、又加佐郡新舞鶴町、中舞鶴町、倉梯村與呂村及志樂村を廢しその區域を以て東舞鶴市を置く旨廿八日告示した

厚生 生

中央職業紹介委員會議令

【七三】一日から施行された改正職業紹介法に基く中央職業紹介委員會は先に官制が公布されてゐたが廿二日附左記三名の委員、臨時委員及び幹事を發令された、尙近く道府縣委員會も決定を見る筈である

介法に基く中央職業紹介委員會は先に官制が公布されてゐたが廿二日附左記三名の委員、臨時委員及び幹事を發令された、尙近く道府縣委員會も決定を見る筈である

△中央職業紹介委員會

△會長 厚生大臣侯博木戸幸一△委員 内務省地方局長坂城千秋、陸軍中將阿南惟幾、海軍少將清水光美、文部省社會教育局長田中重之、臨時物資調整局事務官小島新一、厚生次官廣瀬久忠、厚生省労働局長成田一郎、厚生省職業部長熊谷憲一、正四位勳三等末弘殿太郎

從三位勳三等宇松平忠壽、從四位勳四等男狩山根徳男、從四位勳四等永井亨、從五位勳四等宮澤裕、勳四等松田竹千代、淺沼招次郎、正五位勳四等前田多門、正五位勳五等勝桂之助、豐原又男、小畑源之助、松岡胸吉△臨時委員 法制局參事官森山鏡一、企畫院部長中村敬之進、内務省警保局長本間精

大藏省主計局長谷口恒二、陸軍少將上月良夫、海軍少將岩村清一、農林省經濟更生部長小平權一、拓務省拓務局長安井誠一郎、厚生政務次官工藤誠男、厚生參事官山本芳治、臨時軍需保護部長山崎巖、傷兵保護院業務局長持永義夫、從三位勳一等小橋一太△幹事 法政局書記官入江俊郎、大藏書記官氏家武、厚生書記官石井錦樹、同引田重夫、同佐伯敏男、同鈴木宗正

醫藥制度調査會

△第一回總會【七云】醫藥制度調査會第一回總會は廿六日午後二時廿分より厚生省に開催、會長木戸厚相以下各委員出席、先づ木戸厚相より挨拶、林衛生局長より

諮問第一號 一 國民醫療の現状に鑑み現行醫藥制度改善の方策如何

に就き説明あつて後會議に入り醫藥制度調査會の運用について吉田(茂)、北島、奥村、慶松、山崎、添田、金岡、高見、武知各委員より諮問事項が餘りに漠然としてゐるから檢討を要すべき項目を適當に整理分類した上で議事を進められたき旨意見の開陳あり其の項目として左の如きものが呈げられた

△職員保險の創設△醫藥分業△藥價令制定△藥品法の制定△國民處方箋△賣藥法の改正△支那に對する醫療普及に伴ふ賣藥輸出の保護△治療方法上の精神強化△醫療の國家管理△藥品製造の國家管理△藥品製造獎勵△醫者の資格並に教育問題△開業醫制度の檢討

次いで二、三委員より醫藥制度改善の問題は年來の懸案であるが影響する所大なるものがあるから従來當局に於ては極めて消極的態度を持してゐたのであるが今回調査會を開催するに當り政府は積極的に同制度改善を期する意思ありやと質し之に對して木戸厚相より調査會に於て具體的な改善方策を得た時には全力を擧げて實現を計る意思ありと言明、會議は午後五時過ぎ散會した

△第二日【七三】第二日は廿七日午後二時より厚生省に開催木戸厚相以下委員廿三名出席、まづ廿六日の決議により幹事において作製せる調査項目

- 一 醫療設備に關する事項
二 醫療費に關する事項
三 醫師藥劑師等醫療の人的構成要素に關する事項

を提出、之に對し、林(晴)、前田、山崎  
奥村、松井、松本、河合、千石等の委員  
より

一 醫藥制度改正に際して日本固有の醫  
師法を作り直に日本的な醫學の確立を  
はかること

二 醫藥分業問題の早急解決  
等の意見が開陳された、ゆゑ右調査項目の  
決定を行はず特別委員會に附託すること  
に決し、會長木戸厚相より左の如き委員  
長以下十三名の委員を指名した

△委員長 添田敬一郎△委員 北島多  
一、血脇守之助、河合龜太郎、堀内伊  
太郎、松本學、高木喜寬、野方次郎、  
武知勇記、三宅正一、吉田茂、中川望  
千石興太郎

よつて審議すべき項目は特別委員會に於  
て次回開催の九月迄に決定されることに  
なり四時廿分散會した

醫療技術者登録勅令案要綱

【七三】厚生省では戦時に於ける醫療技  
術者の徴用計畫に備へ國家總動員法第廿  
一條の規定を發動させ全國の醫師、齒科  
醫、藥劑師、看護婦の登録をなすべく勅  
令案を作成、同案は既に企業院に送附さ  
れて慎重審議されつゝあつたところ漸く  
成案を得たので近く同勅令案を審議すべ  
き第一回國家總動員審議會が開催される  
ことになり其の時期は八月下旬となる積  
極である、而して同審議會には職業部で  
作成された學校卒業者雇傭規制委員會勅  
令案も審議に附せられる筈であるが、醫  
師、藥劑師登録に關する勅令案の内容は  
左の如くである

醫師、齒科醫、藥劑師、看護  
婦の登録に關する勅令案要綱

△登録義務者  
例外なく現在醫師、齒科醫、藥劑師、  
看護婦免状を有せる者

△登録事項

(イ)登録事項  
(一)氏名、本籍地、現住所、生年月  
日、性別(二)家族状態(戸主、其の  
他)(三)同一世帯に生活する者(四)  
開業所在地(五)醫師(齒科醫、藥劑  
師、看護婦)免許登録番號(六)診療  
能力(七)健康状態(八)徴用に際して  
の希望

(ロ)登録方法  
(一)申告は地方官廳に委任し一定の  
形式を有するカードを以てなすむ  
(二)申告は本人之を爲す(三)申告の  
完全、眞實等につき必要ある時は地  
方廳に申告義務者の召喚、又は其の  
出頭を強制することを得(四)申告カ  
ードの保管は地方廳之を爲す

右申告による登録者は之をその職業能力  
により甲、乙、丙の三種に分ち戦時に際  
して軍務徴用は勿論國內的な傳染病豫防  
災害救護等に際しては

(一)徴用の迅速確實(二)従事すべき總  
動員業務の種類(三)國民醫療(四)登録  
者の希望  
等の角度より被登録者の徴用が實施され  
るのである

司 法

第二回司法制度調査會

【七三】司法制度調査委員會第二回總會  
は廿五日午後二時法相官邸において開會

會長野法相以下各委員出席前回は引續  
き諮問第一號「司法官の素質向上に關す  
る件」を議題として審議を續行したが、  
大體意見の交換を終つたので、十六名の  
小委員(委員長池田寅二郎)に附託し午後  
六時散會した、なほ當日開陳された重要  
意見左の通り

一 司法官の素質向上をはかるためには  
先づその待遇を改善し同時に廳内設備  
を整へて判事と雖も毎日出勤し得るや  
う改むべし

一 各國に比較すると我國の司法官の事  
務負擔は餘りにも過重であるから之を  
解決して或程度の餘裕を持たせること  
が必要である

一 司法官の威信を向上するためには長  
官自ら裁判を行ふことが必要であるか  
ら行政事務を分擔するための事務官を  
設くべし

一 國民最後の頼りである司法官の威信  
を向上せしむるためには個々の裁判が  
正しく行はれることが必要である、よ  
つて法令の許す範圍内に於て賞罰を明  
かにすべし

一 司法官が社會事情に通曉する手段と  
して各地方の民間有力者と研究的座談  
會を開き就中産業取引方面の知識を吸  
收すべし

教 育

宗教團體法案審議

【七三】文部省は廿三日午前九時より文  
相官邸に於て省議を開き荒木文相以下出  
席、既報案教局作成の宗教團體法案を

一 せしめその修練を重じ各教科目の分  
離を避け知識の総合とその實行との合  
致を圖ること

一 皇國の道の修練については訓練を尊  
重すると共に各教科の教授の振作、體  
位の向上、情操の陶冶に力を用ひ優秀  
なる大國民を造るに努むること

一 敎上の趣旨に従つて小學校令第一條  
並に關係の法令規則等を改正すると共  
に敎科はこれを縦に綜合して別記の四  
科となし各々綜合の精神に徹せしめる  
と共に一面その特色を發揮せしめて、  
究極に於てはこれ等の敎科を國民養成  
の一點に歸せしめること

一 國民學校の敎科目左の如し  
イ 國民科—修身(體法を含む)、國語  
國史、地理

ロ 理科—算數、理科  
ハ 體操科—武道、體操(敎練と遊戯  
及び競技、衛生)

ニ 藝能科—音楽、習字、圖畫、作業  
裁縫

△備 考  
一 國民科は第四學年以下にあつては  
修身、國語とし修身敎材、國語敎材  
の外に國史敎材東亞及び世界敎材を  
配す

二 理科の理科は第三學年以下にあ  
つては自然界の事物現象の觀察とす  
三 體操科の武道は五年以上に於て課  
し、女子にあつては隨意科とす

四 藝能科の作業は四年以下にあつて  
は主として手工とす、裁縫(乙)は四  
年以上に於て課す  
五 行事を重視し出来る限り之を組織  
化す



六 各教科に亘り左の教材につき充分留意す(イ)東亜及び世界教材(ロ)國防教材(ハ)郷土教材

一 第一、二學年については周到なる監督の下に全部又は一部の教材の綜合教授をすることを認める

▲義務教育は八年制を原則【七三】教育審議會特別委員會では卅日午前十時廿分より文相官邸に第十二回整理委員會を開催、伊東文部次官等關係官出席審議を重ねた結果初等教育改革案の整理略々終了を初等國民學校、後期二年を高等國民學校とする名稱並に高等國民學校の教科内容を在の通り決定午後四時半散會した、尙教育審議會は八月より暑休に入り九月十四日整理委員會を續開する

一 國民學校の教科と國民實修學校の教科とはこれを通じて八ヶ年を一貫する教育となしその學校の名稱はこれを國民學校と稱し前六年の教科を初等國民學校と稱し後二年の教科を高等國民學校と稱し兩教科を一校に併置したるものを國民學校と稱す

二 高等國民學校の教科左の如し  
△皇民科 修身(禮法を含む)國語、國史、地理  
△實業科 農業、工業、商業、水産の

一 科目又は數科目  
△理科 算數、理科  
△體操科 武道、體操(殺練、遊戲及競技衛生を含む)  
△藝能科 音楽、習字、圖畫、作業、家事、裁縫(女)

(備考) (一)實業科において農業を課せざる場合は毎週二時間以内を農耕

的戶外作業に當つるを建前とする(二)體操科の武道は女子にありてもこれを課することを得(三)行事を重視し出來得る限りこれを組織化すること(四)職業指導につき考慮すること(五)各教科に亘り左の教材につき充分留意すること(イ)東亜及世界教材(ロ)國防教材(ハ)郷土教材

三 各教科の科目については前掲の外地方の實情に應ずるやう外國語その他を加設科目とし又はこれを隨意科目とする等適切な方法を講ずること

實業教育答申案委員會で決定【七五】實業教育振興委員會は廿五日午後三時より文相官邸に於て最終總會を開き荒木會長、結城外委員卅餘名並に其他關係官出席、直ちに諮問第一號

一 時局に對處すべき實業教育方策如何の答申案を議題とし結城特別委員長より約半歳に亘り特別委員會に於て審査を遂げた經過並結果を詳細に報告し之に對し斯波、上原、佐野、西田、佐藤、磯村、野村の各委員より種々意見の開陳あつて結局二、三修正を加へたる上左の答申案を可決し同六時散會した、尙は同委員會は右答申をしたので近く廢止される

▲答申案

我が國は未曾有の時局に當面し國力を擧げて時艱の克服に邁進しつつあり、實業教育は之に對處するに遺憾なきを期すると共に益々重大性を加へつゝある我が國の國際的地位に鑑み之に備ふる方策を講ずるを以て喫緊の要務とす、本委員會は諮問第二號を審議するに當つて特に此の

點に留意せり、尙實業教育振興の一般の方策に就ては屢に諮問第一號に對し答申せるを以て政府は宜しく兩答申を併せ考慮し適切な方策に出でられんことを希望す

實業教育の指標に關する事項

實業教育は國策に準據し國內生産力の擴充に力を致すと共に我が國の世界的發展に備へ特に日滿支經濟一體の確立を期し之が計畫運用の途を講ずること

一 時局に鑑み産業發展の趨勢に適合するやう實業學校を全面的に増設擴充すること  
二 大學、實業專門學校及中等實業學校に於ける各學科は産業の實情に即して檢討を加へ學科の分化、綜合並に學科課程、教科内容等の刷新を行ふこと  
三 大學及實業專門學校をして其の獨自の使命に鑑み産業の實際に即する研究を行はしむる爲研究機構を擴充すること

四 實業學校教員養成機關を整備し學資給與等の方法に依り人材を集むると共に再教育施設を擴充し其の資質を向上せしめ且學校教員の待遇を改善すること

五 大學、實業專門學校、中等實業學校及青年學校に於ては相互間の連絡を密接ならしめ上級學校の下級學校に對する指導力を強化すること  
六 學校と産業との連繫を一層緊密にし相互援助し各其の職能を發揮するに努めしむること  
△産業自體に於ける教育に關

する事項

實務に従事する青少年にして實業學校教育を受けざる者に對し産業人としての教育を施す爲左記の事項を實施すること  
一 青年學校就業期間にある産業従事者に對しては青年學校に就學せしむる外雇傭者をして青年學校と連關して産業の實務に關する教育指導を行はしむること

二 産業に於ける青少年の教育及指導に當る者は其の資質に於て相當資格ある者をしてすること  
△教育行政に關する事項  
一 實業教育をして産業振興の國策に順應せしむるやう中央及地方に於ける實業教育行政機構を統制擴充すること  
二 産業の種類に應じ専任督學官、視學官、視學等の増員を行ふと共に其の任用資格を擴張し廣く産業に關し識見ある人物を求め其の指導力を充實し實業教育をして適切に其の効果を發揮せしむること

△農業教育に關する事項  
一 國內に於ける農林業經營の改善に應じ又大陸に於ける農林業開發に任ずる人材を養成せんが爲各段階の斯教育を全面的に擴大すること  
二 農林業經濟の改進に資する爲農林業經濟の合理化、有畜養法の強化、獸醫事衛生の普及、機械化の促進、農山村工業の振興等に關する教育に留意すること

三 農業專門學校及び中等農業學校に於て特に移植民に關する研究訓練を行はしめ關係當局と緊密なる連絡を保ち移植民の指導に任すべき者の養成を圖ること

こと

四 新に拓殖專門學校を設置し海外開拓に當る技術者の養成に力むること  
△工業教育に關する事項  
一 工業教育機關は全般的に擴充整備する必要を認むるも時局對策としては左記工業部門の技術に携はる各段階の人物の育成に特に留意すること  
(一)機械工業、特に工作機械、自動車航空機並に化學工業用機械に關する工業、(二)艦船工業、(三)探礦及冶金工業、(四)化學工業、特に燃料、電氣化學、有機合成に關する工業、(五)電氣工業、特に電氣通信

二 滴支の資源開發の爲特別の工業教育を必要とし特に採鑛土木等に關し之に適應する教育を施すこと  
三 中小工業の振興を圖る爲左記事項に留意すること  
(一)地方産業に即して低度工業學校を増設すること(二)工業に關する組合を指導して従業員に教育に努めしむること(三)大企業をして密接なる關係にある中小企業従業員に教育指導に盡力せしむること  
四 必要なる個所に工業專門學校を増設し單科學校の設置を考慮すること  
善當り東京、大阪に内容充實せる工業專門學校を設置すること

△商業教育に關する事項  
一 商業に關する諸教育機關を擴充増設し特に外國貿易の振興に重きを置くこと  
二 商業教育は特に左記事項に留意すること  
(一)訓練に於ては強健なる體態と進取

の氣象を養ひ祖國を愛すると共に移住地の福利發展を念とし融和協調の精神を涵養すること、(二)學科目に於ては特に我が經濟發展の對象となる地域に關する知識を興ふる事、(三)外國語は實用に重きを置き英語の外支那語、和蘭語馬來語、西班牙語、葡萄牙語等に付選擇教授すること、(四)教員及生徒の現地見學を奨励し卒業者に對する現地教育機關を整備すること

一 商船教育に關する事項  
△商船教育に關する事項

二 商船學校に於ける機關科生徒の定員を増加すること  
三 普通海員養成機關を整備し時に其の精神訓練に重きを置き再教育組織を強化すること

四 海軍思想普及徹底に一層努むること  
△水産教育に關する事項

一 時局に對應する爲此の際特に水産と國民の榮榮、國際貸借並に海外發展との關係に付國民の認識を徹底せしめ當事者の自覺と努力を促すこと  
二 各段階の水産教育機關を増設し特に水産加工、水産化學、水産經濟等に關する學科を創設擴充すること  
三 漁村並に水産業の刷新發展を圖る爲左の事項を實施すること  
(一)地方の實情に適する低度水産學校の設置、(二)水産青年學校の普及並に其教育内容の改善、(三)水産青年學校教員の養成、(四)海軍豫備員制度の擴充、(五)漁船船員特に遠洋漁業並に在外漁業従業員の資質改善に關する施設

私學振興協議

【七五】文部省は廿五日前九時半より文相官邸に於て定例會議を開き、荒木文相、内ヶ崎、伊東兩次官、菊池教學局長、池崎參與官並各局部長等出席、荒木文相より私立學校の振興助成を圖つて健全なる發達を促さねばならぬが偶々過般多くの私立學校學生、生徒が檢擧されたは甚だ遺憾であつて今後は學校當局に於て學内諸施設の完備に努める必要あるは勿論教職員學生、生徒も共に風向刷新に努めねばならぬと所信を述べて後私學の振興、學生の風向刷新に就て種々意見の交換を遂げ同十時半散會した

大學自治の根本改革

▲文相六帝大總長と懇談【七六】前第七十二議會に於て木戸前文相が大學自治に對する根本的改革の意圖を表明以來屢々論議されてゐた大學自治の根本問題に關し荒木文相は廿八日午前十時より上野の帝國學士院に六帝大總長を招待大學の明朗化について隔意なき意見を交換した、出席者は文部省側より荒木文相、内ヶ崎伊東兩次官、山川専門學務局長、有光同學務課長、堀池秘書課長並に長與東大、平野京大總長事務取扱、本田東北、荒川九次、今北大、楠本阪大の六總長、先づ荒木文相より各帝大内規により慣例的に行はれてゐる帝大總長の任期奏請、學部長の補職、教授の推薦等は法令の根據なき故をもつて妥當ならずこれが改善を要請する旨の挨拶あり、各總長と文部當局は種々意見を交換した、右はさきに人民戦線派グループとして檢擧された大内東大教授の處断問題について文部當局はいやしくも治安維持法により檢擧を受くるが如き言動をなす帝大教授は即時休職とすべしとの強硬方針を堅持し東大當局に迫つたのに對し東大では屢次の經濟學部教授會で紛糾を重ねた結果起訴前の休職に反對を表明、ついで附かれた帝大評議會に於ては經濟學部教授會の決議を尊重同様に對して決議し文部當局の意向は悉く陳謝せられたので木戸前文相以來同問題について慎重研究中であつた文部當局では荒木新文相の下に今回の懇談會を開催したものであるが文部省では今後法令に根據なき帝大總長の任用奏請、學部長の補職、教授の推薦等の選舉は一切之を認めない方針のもとに各帝大當局と協議具體案について研究に努める管であるが、從來の大學の自治は之によつて全く失はれるので各大學總長も同日は積極的な態度の表明をさけ當局の趣旨は諒とすることも具體案については今後の研究を待つこととし午後零時半散會した

荒木文相談

▲荒木文相談【七六】各帝國大學が事變勃發以來、眞に國策の線に沿つて代用品の製出、航空機の研究、技術要員の養成などに眞剣な努力を續けてゐることは全く感謝に堪へない、かやうに全學會が緊張して研究、教育の振興に努められてゐる今日は大學が一大飛躍を遂げる絶好の機會だ、しかし帝大の中にもじめじめした不明朗な點がないでもない、從來とかくの論議のあつた大學職員任用奏請については一つに憲法第十條の文武官任免大權の發動であつて輔弼の責に任する國務大臣としては多人數の意志であるからといつて選舉會を認めることは出来ない大學の明朗化を圖るためにも法令に根據のない選舉は妥當でないものと思ふ

社會教育主管課長會議

【七三】全國社會教育主管課長會議は廿九日より二日間文部省會議室で開會、指示事項等に付き審議した

農 林

農林水産物販賣連絡委員會

【七三】農林省では農林水産物販賣の改善に關し省内各局部に亘る事項を調査審議するため今回農林水産物販賣連絡委員會を設置することになり廿一日左の如き同會規程を發表した

農林水産物販賣連絡委員會規程

第一條 農林水産物販賣連絡委員會は農林大臣の監督に關し其の諮問に應じて農林水産物の販賣の改善に關し各局部に亘る事項を調査審議す  
委員會は農林水産物販賣改善に關し案を起草し農林大臣に上申することを得  
第二條 委員會は委員長一名及委員若干名を以て之を組織す  
第三條 委員長及委員は農林部内高等官の中より農林大臣之を命ず  
第四條 以下略

商 工

物價事務官を設置

【七三】商工省では物價抑制政策遂行のため今回戦時物價管理の陣容を強化整備するため新たに本省に「物價事務官」を設けし東京、大阪、神奈川、愛知、京都、兵庫、福岡の七府縣に物價調整官に補す

べき地方事務官九名及び全國府縣に配置する屬、技手九十四名を置くこととなり本省の七名及び七府縣の九名、合計十六名はこの際民間より物價調整に關する特別の知識經驗を有するものを管拔して特別任用し得るの途を開くことに決定、右に關する臨時職員設置制改正の件及び新特別任用令等を廿二日の閣議に提出決定を見たので直ちに樞密院に御諮詢奏請の手續きをとり速かに實施する手筈となつてゐる、而して新物價事務官は本省商務局に勤務して中央物價委員會と連繫し物價の調整に當り地方の物價調整官は主として物價監視に關する事務に携はることになつてゐる

物資動員徹底に舌の動員

【七三】戦時物資と物價の總元締たる商工省では愈々物資動員の趣旨及び内容を全國に徹底せしむるため物の經濟認識運動を起し先づ全國を十五區に分ち調整局各部長以下總出で地方講演會、座談會等を矢繼早に開催し、物資動員及物價調整に關する施設概要、經濟法令の解説、物資節約の強調等につき全國官民の積極的協力を求めることになつた、即ち七月廿六日新倉商務局長等第一班は富山に出張し新潟、長野、石川、福井の四縣の官公署關係職員、經濟團體組合等の代表者多數を集めて舌の動員第一聲をあげ、これに引き續き福島、群馬、宮城、北海道、東京、愛知、大阪、和歌山、兵庫、鳥取、廣島、香川、福岡、鹿児島等各府縣に第二乃至第六の各班が現地に出張し、講演の外に非常管理の影響に關する實情調整をする

重要礦物委員官制公布

【七六】重要礦物増産法は去る六月十日より施行されてゐるが、同法第十九條に依れば同法運用上の重大問題たる鑛業權の譲渡又は鑛區整理に關する規定又は決定並に増産命令及之に伴ふ補償に就いては重要礦物委員會の議を経ることを要し重要礦物委員會に關する規程は勅令を以て之を定むることとなり、之に關する左の規定を廿八日付官報で公布即日施行すると共に左の如く委員を發令した

第一條 重要礦物委員會は商工大臣の監督に屬し重要礦物増産法第十九條の規定に依り其の權限に屬せしめたる事項を調査審議す

第二條 委員會は會長一人及委員廿人以內を以て之を組織す

前項定員の外必要ある場合に於ては臨時委員を置くことを得

第三條 會長は商工大臣を以て之に充つ委員及臨時委員は商工大臣の奏請に依り關係各廳高等官及學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命す

第四條 以下略

委員

△法制局長參事官藤山鏡一△大藏省主計局長谷口恒二△司法省民事局長大森洪太△商工政務次官木暮武夫△商工次官村瀬直實△商工參事官佐藤謙之輔△商工省鑛山局長小金義照△青山秀三郎△我妻榮△井上匡四郎△松田正之△高橋壽太郎△瀧瀧規雄△松本健次郎

松村茂△尾形次郎△河手捨二△三村起一△森藏規

重要礦物委員會委員被仰付  
△商工技師山根新次△鑛山監督局長永田彦太郎△平田慶吉  
重要礦物委員會臨時委員被仰付  
△大藏書記官植木庚子郎△商工書記官山本茂△商工技師松本彬

交通・通信

交通

大阪、高知間空路復活

【七三】今月初旬より運航を中止して居た國內定時空路は廿一日から利用の最も多い大阪—高知間を復活他の大阪—松江、東京—新潟、東京—富山—大阪の各線は八月に入つて順次復航せしめる予定である

航空研究設立委員會

【七三】中央航空研究機關設立委員會は廿一日午前十時より東京會館に第一回會議を開催、會長永井通相以下各委員出席中央航空研究機關設立準備部において立案中の原案を中心として種々意見の交換を行ひ正午一旦休憩、午後も續行、二時過ぎ散會した

陸上交通調整法施行令公布

【七三】去る七十三議會を通過した陸上交通事業調整法に關しては資本經營の國家的無駄を排除すると共に公衆の利便増進、事業の健全なる發達を圖るものとして速かなる實施を要望されてゐたが、殊

に今回の事變に際し其必要を痛感されるに至つたので來る八月一日から施行することとなり、同法施行に關する勅令及び陸上交通事業調整法施行令は十九日の閣議に於て決定、廿三日附官報を以て公布された、陸上交通事業調整法の施行令要綱は左の如くである

△施行令要綱

第一條 陸上交通事業調整法第二條第一項の主務大臣は鐵道大臣及内務大臣とする

第二條 公共團體に對し陸上交通事業調整法第二條第二項、第三條、第五條、第六條及第十二條の主務大臣は左の各號にすること

一 地方鐵道事業に付ては鐵道大臣とする

二 軌道事業に付ては鐵道大臣及内務大臣とする、但し軌道法第十一條に規定する事項に付ては鐵道大臣とする

三 自動車運輸事業に付ては鐵道大臣とする

四 陸上交通事業と密接なる關係を有する營業に付ては當該陸上交通事業の所管に依り鐵道大臣又は内務大臣とすること

北海道、府縣及市町村其他之に準ずべきものに對し陸上交通事業調整法第二條第二項の規定に依り勸告若し命令を爲し又は同法第三條の規定に依り認可若しくは裁

定を爲さんとするとき

三 北海道、府縣及市町村其他之に準ずべきものに對し又は此等の公共團體が陸上交通事業調整法第二條の規定に依る調整の實施により陸上交通事業を經營する會社の株主若しくは債權者となり又は其の會社に事業の管理を委託したる場合に於て其の會社に對し同法第十二條の規定に依り處分を爲さんとするとき

四 陸上交通事業調整法第三條第二項の規定に依り自動車運輸事業の免許に該當する認可を爲さんとするとき

附 則

本令は陸上交通事業調整法施行の日より之を施行す

通信

電話の賣買金融を禁止

【七六】電話の架設制限に伴ふ電話市價の抑制についてはかねて逡信省に於て種々對策に腐心してゐたが電話業者の悪弊なる電話金融方法を根絶することは從來の方法によつては到底困難なるものがあるので、逡信省では此の際斷乎たる處置を執り電話の賣買、讓渡、擔保及び貸電話を禁止することに決し近く之に必要な逡信省令を公布施行することとなり、廿八日永井通相の決意を得た、逡信省の調査によれば現在電話金融は約一億圓に上つてゐる見込で之に對する悪影響を排除するため電話市價の可及的低落を待つてゐたのであるが、電話業者の營利主義手段は目に餘るものがある、この際思ひ切つて電話業者撲滅の手段に出づることになつたものである、而してこの結果新しく電話の需給調整が必要となるので、逡信省では新たに特殊法人を設立して強力なる政府の監督下に置き、既設電話の獨占機關となすべく、之に必要な法律案並びに籌算案を來議會に提出する方針の下に目下立案を進めてゐる

△禁止後の對策【七六】電話の市價抑制及び需給の調整に就いては賣買讓渡禁止並に電話融通の獨占化を目的として逡信省に於てこれに必要な具體案の立案を進めてゐるが其の大綱は左の如くである

一 電話規則の改正 電話の讓渡、賣買、擔保等は現行電話規則第七條に基づいて行はれてゐるのであるから先づ讓渡規定たる第七條を削除するとともに第十條(讓渡の一時禁止)第十一條(公益電話讓渡禁止)及び第十三條(移轉禁止)の諸規定の改正擴充によるもので法律によらず逡信省令により電話の賣買、讓渡移轉を禁止せんとするものである

二 電話融通の獨占機關 此の結果民間に於ける電話の自然的需給調節は停止されるので政府は法律を以て特殊法人

を設立しこれをして獨占的に電話の買入及び販賣をせしむべく來議會に法律案とこれに伴ふ豫算案を提出する

三 電話の公定價格制定 特殊法人により電話の賣買價格は現在の加入者負擔金(東京では四百五十圓)に金利及び手数料その他正當なる經費と見積りたる額とし特別基金をもつて運営し賣買價值は同一とする

四 特殊法人の機能 特殊法人は既設電話の供給を一手に獨占するので選信省の強力なる監督下に屬し需給調整に當りては選信省の電話擴張計畫の線に副ふてこれを行ふ

五 擔保變動に伴ふ處置 讓渡、賣買禁止の選信省令公布により電話市價に激落を來すのでこれを擔保とする債權の取立てが憂慮せられるが選信省では之等債權者が多く實力薄弱なる中小商工業者たる點に鑑み特別の保護方法を講ずる事になつてゐる

六 擴張計畫との關係 新設される特殊法人は既設電話の需給のみを管掌するもので擴張計畫に依る電話の新設はこれと別個に行はれるが明年度以降は新設電話に就いては抽籤を行はず選信省の認定順による方針であり特殊法人による既設電話も需要過多の場合には新設電話と同様の方針のもとに架設されるから結局國家的重要性のない方面には電話は供給されない事になる

▲電務局長談話表【七三】電話の賣買讓渡禁止によりその市價が低落するので電話を擔保として融資を受けてゐる電話業者中には投資者側に対し擔保價值の低落を理由として、債權の繰上償還、之に伴

ふ支拂金額の切下げを申し出で、例へば千圓の融資に對しこの際一時に償還する代り六百圓に減額せしむる等の方法により不法の利得を得んとする悪辣手段に出づる者が續出するに至つたが、選信省では電話業者と結託して之に融資を行つてゐる悪意の資本家は別とするも、善意の投資者が電話業者のかゝる好手段により不當の損失を蒙ることは本旨でないとして善意の投資者に對しては別に保護方策を講ずることとし、取敢へずかくの如き電話業者の好手段に乗ぜられることなきやう一般に警告を發することとなり、卅日田村電務局長談話を發表した



☆消 息

▲米大使外相訪問【七三】グルー駐日アメリカ大使は廿二日午後三時外務省に宇垣外相を訪問在支米國人權益問題に關し二、三の中入れをなし、會談卅分にして辭去した

▲波大使外相訪問【七三】ローメル波蘭大使は廿九日午後四時半外務省に宇垣外相を訪問要談して同五時辭去した

▲ソ代理大使外相訪問【七三】スメタニン駐日ソヴェト代理大使は廿八日午後六時外務省に堀内次官を訪問、北樺太利權問題その他懸案につき要談二時間にして同八時辭去した

▲ソ代理大使外相訪問【七三】スメタニン駐日ソヴェト代理大使は卅日午前十一時外務省に堀内次官を訪問、要談十五分にして辭去した

▲米大使外相訪問【七三】グルー駐日アメリカ大使は卅日午前九時廿分外務省に宇垣外相を訪問、上海大學問題に關し要談十五分にして辭去した

☆一 般 專 項

▲補公使、外相訪問【七三】新任駐日ポルトガル公使ジャヤン・ペトロゾ氏は卅日午前十一時外務省に宇垣外相を訪問新任の挨拶をのべ同廿五分辭去した

▲伊通商條約追加協定公布【七三】昨年十二月卅日ローマに於て調印した日伊通商航海條約追加協定は廿五日官報を以て公布された、同時に右協定は廿五日より實施の旨外務省告示を以て發表された

▲北樺太利權事業壓迫【七三】曩に北洋漁業本部船查證發給につき理不盡なる口實を設けて我利權事業遂行を妨害せるソ聯官憲は夏期四ヶ月を作業期間とする北樺太石油、石炭の利權事業に對しても不當なる壓迫を加へつゝあり、一方滿ソ國境に於ける不法越境事件頻發の折柄、外務當局は極度に憤慨モスコ及び現地に於てソ聯の行動を指摘し嚴重抗議を提出、その反省を求めてゐるが廿六日外務省では右に關し左の如き情報部長談を發表した

△情報部長談

茲二年來ソ聯官憲の我北樺太石油、石炭利權に對する強硬は酷烈を極め其結果石炭利權の如きは遂に其事業を一時中止するの餘儀なきに至り石油利權亦事業計畫を一變して大縮小を行はざるを得なくなつたことは既に周知のことであるが本年も亦最近夏季作業季節に入つて其惡質な壓迫振りが目立つて來た、先づ石油利權事業に就てはソ聯政府は利權事業經營上の諸問題に關する交渉は重工業人民委員

部と利權事業會社間に行はるべきだと主張するが當の相手たる重工業部外國課長は病氣とか旅行中だとか言つて會社代表との面談を避ける事が多い、又ソ側と接衝の爲哈府に駐在する北樺太石油會社の出張員は本年六月初め同地に着以來今日迄未だ一回もソ聯當局と面會し得ない有様である更に石油利權事業遂行に最も必諾な労働者輸入に付てはソ聯邦は利權契約に依つて歸人労働者を提供する義務を負つて居るのであるが會社申込數を勝手に削減した許りでなく夫れさへも提供を盡り僅か四ヶ月の季節作業中既に二ヶ月を經過した今日未だ一名のソ聯労働者も現地に送り込み得ない状態である其他カタングリーに於て探油廠出に必要な海底送油管設備を許可せず又エヘビ、カタンダリーに於て特に油量豊富な油井掘鑿を禁止し又エヘビに於て會社が試掘に巨費を投じたる後に其鑽區の探油を許可せざるが如き仕打に出て居る、次に北樺太鋼鐵(石炭利權)は前記の通りソ側壓迫の爲事業中止の已むなきに至つて居る状態だが最近はや又ドウェー炭坑内軌道を當事者と交渉の結果を待たず勝手に取はつすが如き處置に出て來たので外務當局は現地帝國官憲をしてソ聯當局に嚴重抗議を申入れ其猛省を促してゐる、要するにソ聯官憲の我方利權事業に對する態度は事業經營に左程關係なき問題に就て一應好意的態度を見せ乍ら苟も事業經營に密接な關係を有する問題になると何か口實を設けて正常な取扱をしない點外務當局は目下モスコ及び亞港に於て右ソ聯の態度が明かに日ソ基本條約利權契約の違反であることを指摘して交渉中である、尙ほ

因に邦人及び邦船にして不法にもソ聯官憲により抑留せられ或は拘禁を受け或は體刑に處せられてゐるものは現在左の如く百十五名の多数に及んでゐる、現在ソ聯の抑留中の邦人及邦船左の通り

- 一 邦人
  - 一 何等の證據提示無くスパイとして逮捕拘禁せられ居るもの八名
  - 二 些細な作業上の事故に依つて體刑に處せられて居るものが七名、起訴禁足を受けて居るものが三名
  - 三 越境其他の理由で體刑に處せられて居るものが十三名
- 合計 卅一名
- 邦船
  - 一 朝鮮漁船 五隻 乗組員合計卅七名
  - 二 北洋漁業に従事中の鰯漁船、獨航船四隻、乗組員合計四八名
  - 三 漁船九隻 乗組員八五名



### 陸軍

#### 陸大專科學生特例告示

【七・六】陸軍では事變の爲め昭和十四年に於ける陸軍大學校專科學生採用手續に臨時特例を定むることになり、廿六日陸軍第四十八號を以て告示を發したが特例の主なる點は選拔試験期日を例年十二月に施行してゐたのを明年に於ては繰延へて四月又は五月陸軍大學校に於て之を行ひ、考查の課目は戰術甲（主として陣中勤務に關する事項）同乙（主として陣中勤務に關する事項）同丙（圖上戰術）及軍隊

内務となつてゐる



#### 萬國議員會議代表渡歐

【七・三】来る八月ヘークに開かれる萬國議員同盟會議及び九月ワルソーに開かれる萬國議員商會會議に出席の後藤一應伯安場保健男及び近藤書記官の三名は廿一日午後四時横濱出帆の氷川丸で米國經由渡歐の途に就いた

#### 子爵議員補缺に上原子推薦

【七・三】貴族院研究會の選舉母體たる尙友會では廿七日午前十時事務所に評議員會を開き過殿辭任した水無瀬忠政子の補缺に關し協議の結果上原七之助子を推薦することに決した、来る九月十日正式に互選を行ふ筈



#### 衆議院皇軍慰問團出發

【七・三】衆議院の皇軍慰問團使節團松田喜三郎氏等一行は卅日午後九時四十分東京驛發約三週間の豫定で津浦線方面前線の皇軍將士慰問の旅に上つた



### 民政黨

#### 民政水害對策提示

▲内相、農相に提示 【七・三】民政黨は廿三日正午より本部に水害對策委員會を開

き堤委員長ほか各委員出席協議の結果同午後二時半より小泉總務、勝幹委員長並に堤委員長は黨を代表して末次内相及び有馬農相を歴訪して黨の水害對策を提示し夫々實行を要望した

▲厚相、商相に提示 【七・五】民政黨の小泉總務、勝幹委員長並に堤水害對策特別委員長の三氏は廿五日午後二時より厚生省に木戸厚相を訪問、續いて商工省に池田謙相兼商相を訪問し夫々水害對策を提示してその實現を要望した、これに對し兩相とも充分善處すべき旨を答へ殊に水害の根本對策たる砂防工事に關しては將來大いに考慮すべき旨を言明した

#### 中小商工業失業對策決定

【七・三】民政黨の失業對策特別委員會は廿七日午後一時より本部に開會、物資動員計畫の遂行に伴ふ失業對策に關し協議の結果中小商工業者並にその従業員失業考救濟につき特に緊急を要すべき對策を左の如く決定、よつて近く預母木、小泉兩總務、勝幹委員長、松村政調會長並に前田委員長の諸氏が近衛首相、末次内相、木戸厚相、池田謙相兼商相、有馬農相と會見してこれを提示しその實現を要望することとし、同時にこれが具體案については全国各地に調査員を派遣しその實情調査の結果に即して作成することとして同三時半散會した

#### △失業對策

一 政府は刻下の情勢に鑑み物資動員計畫並に消費節約強化の結果として打撃を蒙る可き中小商工業者並に其従業員失業考を救濟し且つ統制經濟の過程に於て生ずべき職業の轉移に對處する爲め行政機構を綜合統一して内閣直屬の中

央機關を設け其對策に遵算なきを期すること

二 政府は代用工業並に内地原料による輸出工業を奨励助長する爲め國營研究所の設置、低利資金の簡便融通其他必要なる萬般の施設を講ずること

三 軍需工業を地方に分散せしめ且つ下請工業を擴充して中小商工業の維持に努むること

四 政府は中小商工業に對して國家補償制度を擴充して低利資金を簡易且つ潤澤に融通すること

五 資材技術並に勞務を調整し其運用を圓滑ならしむることにより失業を防止すること

六 政府は資金散布の普遍化を期し且つ失業者を救濟する爲め全國に適當なる土木事業を速に起すと共に明年年度豫算に相當額の土木事業費を計上すること

#### 民政、稻熱病對策要望

【七・四】民政黨の田中武雄、長野長廣、伊藤五郎三氏は卅日午後二時半黨を代表して農林當局を訪問し「水害地並に東北四國地方に發生せる稻熱病の預防驅除の對策を速かに講ぜられたい」と要望せるに對し農林當局は速かに調査を遂げ萬全の策を講ずる旨を答へた

### ☆政友會

#### 政友會災害對策委員會

【七・二】政友會は廿一日午後三時より本部に災害對策委員會を開催、今井、中井正副委員長以下災害關係地選出代選士並に總務、幹事長等出席、關東、關西各地に亘る水害實狀につき報告あり、これに

對し太田大藏政務次官、助川農林參事官及び澤内務省河川課長より夫々當局のこつた應急措置に就き説明を行ひ結局小委員十一名を擧げて黨の災害對策を政府に要請することとなり同六時散會した

▲政友代表總相と會見 【七・三】政友會の災害對策委員會小委員たる今井委員長等十一氏は廿二日午前九時半より首相官邸に於て池田謙相と會見、黨に於て取纏めたる災害對策を提示して當局の善處方を要望した

▲政友、各省歴訪 【七・三】政友會の災害對策委員會は廿三日午前十時より本部に於て開會、前日に引續き災害關係各省に對する要望事項を決定、午後一時より委員を三班に分ち内務、農林、商工、大藏、厚生、文部、鐵道の各省を歴訪し善處方を要請するところあつた

#### 戰時經濟對策委員會設置

【七・五】政友會では長期作戰に對應すべき戰時經濟の高度化に伴ひ國民生活に各般の影響を齎らすことが豫想されるのでこれに對して今日より萬全の對策を講じて置くことが緊急必須であるとの建前から黨に「戰時經濟非常對策特別委員會」を設置し大口喜六氏を委員長、松村光三氏を副委員長として

- 一 統制經濟下に於ける中小商工業者及び勞務者の失業對策
- 一 輸入能力増強及び輸出振興に關する緊急對策
- 一 物價及び物資配給對策

の三點を中心に速かに調査立案を進め戰時經濟制運行に萬遺憾なきを期することとなつた



政友、議會制度委員設置

【七・七】政友會では時代の要求に副ふや  
ら議會制度改正問題につき根本的研究を  
遂げることとなり廿七日政務調査會内に  
議會制度特別委員會を設置するに決した  
委員會首腦部の組織は左の如くである  
△委員長 濱田國松△副委員長 牧野  
賤男、板野友造、名川侃市

☆ 社會大衆黨

社大、總動員運動方針決定

【七・三】社會大衆黨では政府の國民精神  
總動員運動に對應して黨としての運動方  
策に關し廿五日午後本部に藤生書記長、  
淺沼、三輪、平野三執行委員參集、協議  
の結果次の具體的方針を決定した  
一 (イ)支那事變の意義(ロ)商工業殊に  
農業方面に於ける生産力の擴充(ハ)農  
村生産力の擴充(ニ)産業労働の更生、  
の四つの事項を當面の重要問題として  
決定し革新的立場より之を全國民に徹  
底的に知らしめること  
一 右實行方法として八月四日より廿五  
日迄の間に左記の如く講演會を開催す  
ること

- △關東 東京△東海 名古屋、蒲松△  
中國 關島△北海道、樺太△未定△東  
北 盛岡△近畿 未定△四國 高松△  
九州 八幡△信越 一松本

海軍辭令

△廿一日  
暹羅國在勤帝國公使館附武官  
海軍中佐 中堂 觀憲



免本職

陸軍辭令

△廿六日 (兒玉友雄中將以下將官卅七名  
佐官五十三名、尉官十五名は廿五日附  
を以て豫備役仰付けられ廿六日官報を  
以て發表された、主なるもの左の如し)  
△陸軍中將兒玉友雄△同周山滿爾△  
同佐伯清一△同中山德治△同辻邦邦△  
△陸軍少將渡邊吉太郎△同三浦嘉門  
△同木造巳之藏△同長澤賢二郎△同  
藤井貫一△同若松晴司△同野村登龜  
江△同沼川佐吉△同立石益太△同田  
北惟△同飯塚慶之助△同富士井末吉  
△同栗山新太郎△同山内章△同倉石  
忠一郎△同下枝金之輔△同中島九平  
△同泉名英△同今井文二△同杉本理  
太郎△同岡崎潤雄△同石丸辰一△同  
福島成△同神野龜市△同松井源之助  
△陸軍主計少將藤原明夫△陸軍々醫  
少將大塚利△同佐藤林太郎△同吉田  
久兵衛△同中野純治△同大島敬三△  
同朝川猷夫△陸軍歩兵大佐松本芳房  
△同白石朝幸△同山口一二△同南方  
秋亮△同森原正秀△同森岡忠敏△同  
笠原武雄△同副島浩△同長各川長△  
同森藤治太郎△同飯島信之△同井上  
美暢△同横田豊治△同松本賢六郎△  
同藤野幸隆△同島内松秀△同納富五  
郎△同大島秀一郎△同本間貞次△同  
吉吳登△同豊久清郎△同松橋林次郎  
△同藤山三郎△同小堺芳松△同瀬戸  
正秀△同柏崎延二郎△同陸軍騎兵大佐  
北原三郎△同陸軍砲兵大佐保田如一  
△同杉本正邦△同松下金雄△同牛田  
義彦△同宇和川正夫△陸軍工兵大佐  
多久勇四郎△陸軍主計大佐倉本力雄

△陸軍々醫大佐真山正雄△陸軍藥劑  
大佐牧野新之丞  
豫備役被仰付  
△卅日  
陸軍大將 小磯 國昭  
陸軍中將 香月 清司  
依願豫備役被仰付  
大藏辭令  
△廿三日  
陸軍省整備局長 上月 良夫  
陸軍少將  
軍賣局參與被仰付  
陸軍中將 山脇 正隆  
軍賣局參與被免  
△廿三日  
企業院部長 東 榮二  
任商工省工務局長兼臨時物資調整局專  
務官臨時物資調整局總務部長を命ず  
商工省工務局長兼臨時物資調整局局長  
小島 新一  
任燃料局長官 竹内 可吉  
任臨時物資調整局次長 黒田 鴻五  
兼任臨時物資調整局事務官臨時物資調  
整局第五部長を命ず  
商工次官兼臨時物資調整局次長 村瀬 直登  
免兼官  
農林辭令  
△廿九日  
陸軍少將 上月 良夫  
馬政局參與被仰付 野澤 北地  
同 任新潟醫科大學教授  
馬政局參與被仰付馬政局調査會委員被  
仰付日本競馬會評議員を命ず  
陸軍中將 山脇 正隆  
馬政局參與被免  
同 久納 誠一  
馬政局參與被免  
本競馬會評議員を免す  
△卅日  
大藏省理財局長 大野 龍太  
產業組合中央金庫特別融通損失審査會  
委員被仰付  
△卅日  
商工辭令  
△卅日  
鑛山監督局長 堀 藤臣  
任特許局事務官特許局意匠商標部長を  
命ず  
商工書記官兼 柏村 稔三  
商工大臣秘書官  
任鑛山監督局長補福岡鑛山監督局長  
△廿七日  
宮城控訴院判事 鈴木 秀人  
文官普通懲戒委員長を命ず  
△廿八日  
保護監察所輔導官 栗本 稔  
青森保護監察所長を命ず  
△卅日  
東京控訴院部長判事 小堀 保  
補大審院判事  
東京帝國大學總長事務取扱を命ず  
△廿六日  
京都帝國大學教授 平野 正雄  
△卅日  
京都帝國大學總長事務取扱を命ず  
中山榮之助  
任新潟醫科大學教授 上野 道哉  
新潟醫科大學教授

依願免本官  
△廿七日  
南洋拓殖株式會社理事を命ず  
田中 東  
大谷 登  
松江 春次  
船田 一雄

☆ 叙位 叙勳

滿洲事變論功行賞

【七・三】昭和六年乃至九年の所謂滿洲事  
變論功行賞は御裁可を経て廿八日發表さ  
れた、今回の受賞者は浦澤生吉本富士氏  
以下廿六名の死傷者と生存者歩兵上等兵  
白木守外十七名である  
上山顯問官特旨叙位  
【七・三】異き邊りでは樞密顧問官上山滿  
之進氏病氣危篤の趣嚮召され卅日左の如  
く特旨叙位の御沙汰があつた  
樞密顧問官 上山滿之進  
正三位勳一等

訃

▲濱田耕作博士【七・三】京都帝大總長從  
三位勳二等濱田耕作博士は今年一月以來  
腎臟病のため京都市左京區吉田萬里小路  
近衛の官舎で尿毒症を併發廿五日逝去し  
た、享年五十八

▲上山滿之進氏【七・三】樞密顧問官正三  
位勳一等上山滿之進氏は昨春から動脈硬  
化症のため東京芝區高輪町二八の自邸で  
療養中であつたが心臓衰弱のため卅日逝  
去した、享年七十

# 財

# 經

# 濟

## 旬間大觀

輸出促進を圖つて日銀内に外國爲替基金の設定を見たこと前號既報の如くであるが、いま其運用に關して爲替市場に於ける餘裕外貨資金を日銀に集中せしめ、日銀をして之が調整配分をなさしむるといふ劃期的爲替統制形を完成するに至つた。然し假へば同基金の利用範圍について見るにかなり窮乏なものにされてある點等を察すれば、單一に之に過大の期待をかけることは明かに危險である。然も輸出振興の至上命令の前に輸出補償法、輸出資金前貸制、特殊工場制、輸出入許可規則の改正と政府は必死の貿易振興策を陸續實施してゆく。

一方相次ぐ戦時物資管理法規の統整方考慮の折柄、物品販賣價格取締規則の改正、纖維製品並に皮革の販賣價格取締規則の吸收廢止、人絹糸の販賣價格取締規則公布、解除綿製品・石炭・氷・人絹糸・醫藥品・皮革の公定價格設定、銅使用制限規則改正等益々戦時經濟體制強化の歩はすゝめられる。

## 般

### 池田藏商相演說要旨

【七二】廿八日の八經濟團體主催の就任祝賀茶會席上に於ける池田藏商相の演說大要左の如し

各種の物資に付配給及消費の統制並に輸入の制限等の措置を講じた爲、一部物資の不足を來し物價騰貴を招來しつゝあるが、斯くては輸出貿易の不振を來し又政府豫算の施行を困難ならしめ更に國民生活を脅威することゝなるので、政府に於ては之が抑制に努力して居る次第である、惟ふに今回の物價暴騰は生産が理想通りに行はず又輸入が制限せられた爲に生じた現象であ

つて、之を人為的に抑制することは無理を伴ふものであるから、一方國民の消費節約を勵獎すると共に他方生産力の擴充に努めることを以て物價騰貴抑制の根本方針として進み度いと思ふ、物資需給の調整、物價騰貴の抑制等に付最近に於て政府の執り來つた所は稍強行策に屬するものであつたが、此等は孰れも戦争遂行の爲に必要な方策であり眞に已むを得ざる措置であつて、今後は産業方面に對し今迄の様な單なる抑制的措置のみならず積極的施設を講じ得る見込である、殊に輸出貿易の振興に付ては大いに力を致す所存であつて、輸出品原料の輸入に付爲替及輸入許可の方面並に金融の方面に於て今後一層適切な措置を講ずる心算であ

る、輸出品の原料の供給が近來兎角圓滑を缺いて居つたことが輸出不振の原因の一であると考へられるので、今回輸出品原料の輸入を圓滑ならしめる爲、日本銀行の正貨準備の中三億圓を劃いて同行内に「外國爲替基金勘定」と稱する特別勘定を設定致したことは御承知の通りであるが、之は輸出品用原料の買付資金を確保し其の供給を圓滑ならしめんとするものであるから、其他の如何なる原料に付ても現在の輸入の制限が俄に緩和せられると云ふことにはならぬ、

今回の措置に依つて日本銀行の正貨準備は當然五億圓に減少したが、之が爲め我が國の經濟に悪影響を及ぼすが如きことはないと確信する、勿論我が國として相當多額の正貨準備を維持することが我が國經濟に對する國際的及國內的信用を確保し且つ後日に備ふる爲に望ましいことであることは言を俟たないが、正貨準備として日本銀行は尙ほ五億圓を保有してゐるのであるから俄に制限外發行を見るやうなこともなく、準備率としても決して少な過ぎることはないと思ふ、更に此の爲替基金の有効適切な活用を圖る爲に輸山製品の國內傳用防止の措置を講ずると共に、原料の輸入を製品の輸出に應じて許す所謂リンク制を廣く採用する考である、既に綿製品、羊毛製品等に付いては、商品別のリンク制を實施して居るのであるが、更に出來るだけ各輸出品に亘り此の商品別リンク制を採用致し度いものと目下考究中である、併し乍ら商品に依つては其の原料との關

係が不明確複雑なものもあつて、此等について原料と其の製品と謂ふ如き關係に基いて商品別リンク制を採り難いのである、斯る商品に付いては其の輸出品額の範圍内での其の商品の原料たる否とを問はず各種の物資の輸入を爲し得る所謂綜合リンク制を採る考へであつて目下研究中である、又輸出増進策としては現行の保稅工場制度、戻稅制度の機能を擴充すると共に特殊工場制度を設けること等に付ても折角研究中である、尙ほ輸出補償制度、海外市場調査、貿易練習生制度等の活用を圖ることは勿論、最近の海外の情勢に鑑みて輸出貿易促進のための宣傳邦商の海外施設に對する補助、外國貿易業者の招致等極力輸出の振興に意を用ひて居る次第であるが更に輸出業者に對し金融上の便益を與へることも考究中である

以上申述べた物資需給の調整、物價對策、輸入統制等大藏省及び商工省において行つて居る各種の統制は、全國民をして其の由つて來たる所以を能く理解せしめ、眞に時局に目覺めた心からの協力を得なければ其の遂行は完璧を期し難いのである、次に今回政府の執つた各種統制の結果、國內産業に於て物資需給の調整上已むを得ず原料の供給を杜絶して居るものもあるものであつて所謂平和産業關係者中には失業の餘儀なきに立到つた者が相當存すること、是れ最も注意を要することである、之が對策としては軍需産業輸出産業又は代用品産業等への職業の轉換を斡旋すること、に付いて萬全を期することが最も緊要であると考へる、尙ほ職業轉換の一方策として代用品産業を旺ならしめて失業者に職を與へることは、同時に此の種産業の育成發達を圖り我國將來の産業の發展を期する所以であつて、此の際としては誠に一石二鳥の有効なる方策であると考へる

### 物資非常管理再檢討

【七三】戦時經濟參謀本部の重大役割を擔當せる商工省では七月中に於いて矢繼早に綿、皮革、鐵、非鐵金屬等の使用制限乃至禁止及び配給、生産機構の改組乃至高度合理化の強制等により戦時物資非常管理を斷行したが大體一段落となつたので、愈々八月からは非常管理が國內産業に及ぼした影響に鑑み現行の非常經濟法令並に同措置等に慎重再檢討を加へ、これが補正をなし更にその統制力を高度化するこゝなつた(前號及前々號參照)

### 生産力の積極的擴充

【七四】戦時物資と物價の非常管理に關する諸經濟法令は既に殆ど出盡し一段落の觀があるが、尙ほ紙、パルプ等の統制が殘つて居り而も非常管理による國內影響も漸次表面化して來たが、商工省物資調整局(二卷一二六〇頁參照)では閉局以來二ヶ月にして懸案の専任次長及び總務部長を得、竹内、東のコンビによる新陣容を整備し愈々池田藏商相の企圖せる輸出振興及び軍需生産力の擴充に一段の積極策を急速に實行に移し物資動員計畫の圓滑なる遂行を期してゐる、而して物資調整局と企畫院との連繫は更に一層その緊密の度を加へ、新たに追加實施すべき戦時經濟諸國策の具體化に關してはその緩急に應じて施策し、また今後新たに表

面化すべき非常管理の國內外の影響及び既に断行せる諸經濟法令其他の脆弱點の有無に關し慎重再検討を加へ、補正強化すべきものあれば介意するところなく修正し、また各省と連繫して民間に於ける物價抑制運動を組織して戰時經濟體制の高度化に邁進することとなつた

企畫院の生産擴充四箇年計畫

【七二】蔣政權の徹底的覆滅を期し政府は應急措置として軍需品調達を優先とする物資需給計畫の實施を急ぐと、もに友邦滿洲國とも協力して長期持久の體制整備を圖りつゝあるが、更に滿洲國の産業五ヶ年計畫(二卷一〇一四、一三七五、一五六二頁参照)に對應し企畫院を中心に陸軍、海軍、大藏、商工省並に對滿專務局等と緊密なる聯絡の下に戰時非常事態に即應する飛躍的なる生産擴充四ヶ年計畫の審議を進めつゝあつたが、此の程漸く企畫院としての立案を了つた、而して右企畫院の生産擴充四ヶ年計畫案は昭和十六年を以て最終年度とし、所要經費百億圓に及び日滿支の新經濟プロックを一丸とする総合的な産業計畫であつて、鐵、石炭、石油、金等重要物資の生産擴充及び軍需並に民需の需給調節を圓滑ならしめんとするもので、その細目に關しては關係各省と更に折衝を行ふこととなつて居り、來月早々より關係省會議が開催されるものとみられる

人絹の太さ制限令公布

【七三】商工省では人絹糸最高價格制定(本號別掲)に伴ひ之が脱法行為を防止するため人絹糸の太さを制限することとなり、輸出入品臨時措置法に基き人造絹糸

の太さ制限に關する省令を廿三日附官報を以て公布、廿五日施行、之により太さ制限を受けるものは主として一般に使用されない人絹會社の自家用高級品人絹糸である

人造絹糸の太さ制限に關する件

人造絹糸を製造する場合に於ては輸出品(關東州、滿洲國又は中華民國に輸出するものを除く以下同じ)及輸出品の原料又は材料に用ふるものを除くの外其の太さをビスに在りては二二〇、一五〇、二〇〇、二五〇又は三〇〇デニール、マルチ艶有に在りては七五、一〇〇又は二二〇デニール、マルチ艶消に在りては七五、一〇〇、二二〇又は一五〇デニール、ペンベルグに在りては三〇、四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇、又は一五〇デニール、マテザに在りては四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇又は一五〇デニールと爲すことを要す但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けた場合は此の限に在らざる

人絹普通品の共販制十月實施

【七三】商工省では人絹普通品については人工織の要求より十月一日より共販制を實施することに決定したが、それ迄の暫定的措置としては従來通り輸聯及商聯の注文生産制をとり且つ八、九月物の約定品及ストックについてはこれを可及的に輸出せしめ、輸出したる場合には人絹工聯に對し人絹糸は原糸を供給するがバルブ輸入權は人絹聯に歸屬せしめることとなつた(前號六一頁五段参照)

ゴム長靴の買上數量は百萬足

【七三】商工省ではゴムの消費節約のため去る九日ゴムの使用制限規則、ゴム靴販賣制限規則、ゴム配給統制規則を公布(二卷一八一三頁参照)したが、一方北洋漁業労働者或は農村漁村及工場労働者用のゴム長靴の供給は當面の緊急事となつてゐるので、當局ではゴム工聯に命じて

ゴム長靴のストックを調査中の所、買上に適當なる量は凡そ百萬足と月産額に相當する豫想外の少量であつたので、商工省では之が配給使用に付ては改めて研究の上實行することとなつた、配給方法は今後半ヶ年内にゴム工聯から産業組合、購買組合を通じて労働者農民に配給し組合なきものはゴム工聯に農漁村民及工場労働者より直接申込み當局で使用先と配給量を審議決定することとなる模様である

洋紙消費制限は自治的に統制

【七三】製紙用バルブの輸入制限に伴ひ商工省では新聞用紙、雜誌、其他用紙の消費制限を行ふこととなり、かねて企畫院、物資調整局と協力研究中であつたが新聞用紙は前年に比し一割二分、雜誌は二割、其他洋紙は三割の消費制限を行ふことに決定した、而して當局では今週中に消費制限の措置をとり且つ之は省令によらずして製紙聯合會加盟メーカーの割當によつて自治的に行はしめることとなつたが、池田商相は新聞の公共的使命に鑑み廿七日大藏省に帝都有力新聞社七社首腦部代表を招致し諒解を求めらる所あつた

銅使用制限改正規則公布

【七三】商工省では軍需及輸出入用品の供給を確保するため民需用の銅に對しては

昨年十一月十日商工省令を以て銅使用制限規則(一卷二七三頁参照)を公布し、次で本年五月一日同規則を改正(二卷一六七頁参照)し、建築物用の一部に對する銅又は銅合金の使用及飲食用器具厨房用器具等一般家庭用金物其他に對する精銅又は精銅合金の使用を制限したが最近の情勢に鑑み此の際緊急用途に對する銅又は銅合金の供給を確保せんが爲には更に全面的に制限強化するの要あり、今回重ねて同規則を改正昭和十三年八月一日附官報を以て公布、同月十五日より施行することとなつた

銅使用制限改正規則

第一條 本則に於て銅合金とは黃銅(真鍮)・青銅(純金を含む)・洋銀(洋白)四分一(腐銀)白銅及赤銅を謂ふ  
第二條 銅屑及故を含む以下同じ又は銅合金屑及故を含む以下同じは之を建築物の門、櫓、扉根、庇、水切、雨押、木口隠、礎、化粧張(羽目張、下見張及扶壁を含む)、煙突、排氣筒、棹、扉、蹴板、押板、破損止金物(保護金物)・方立、コーナビード、仕切用金物(カウンタースクリーンを含む)、手摺、格子、止止、目地、炊事臺(調理臺を含む)、流湯、流臺を含む又は柱、壁、天井、庇廻し等の裝飾金物(タールを含む)として使用することを得ず但し特別の事情により地方長官(東京府に在りては警視總監)の許可を受けたる場合は此の限りに在らざる

指定物品

【七三】右規則第四條の規定に依り指定されたる物品左の如し  
アイロン、安全剃刀及同容器、大用金具、印形入れ、打掛、腕輪、エレベーター(工礦業用のものを除く)、鉛筆金具、鉛筆鞘、油膏、椅子、印形、インク入れ(インクスタンドを含む)、腕時計バンド、繪具容器、煙突、鉛筆削り、置

の部分品に非ざるもの、製造(加工を含む以下同じ)に使用することを得ず但し左の各號の一に該當する場合及特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限りに在らざる  
一 法令に依り製造を要するもの、製造に使用するとき  
二 學術研究、試験又は標本の用に供するもの、製造に使用するとき  
三 美術展覽會の出品物の製造に使用するとき  
四 鍍金用又は箔、紙、絲、粉若は液として使用するとき

(附 則)

本則は昭和十三年八月十五日より之を施行す  
本則公布の際現に第二條の規定に依り新に制限を受けるに至りたる用途に銅又は銅合金を使用中の者には其の使用に付本則第二條の規定を適用せず但し本則施行の日より一週間以内に第三條に掲ぐる事項を地方長官(東京府に在りては警視總監)に届出づることを要す  
從前の第四條の規定に依り地方長官の許可を受けたる者本則施行の日の前日に當該物品又は部分品の製造を完了せざるときは許可はその効力を失ふ

指定物品

【七三】右規則第四條の規定に依り指定されたる物品左の如し  
アイロン、安全剃刀及同容器、大用金具、印形入れ、打掛、腕輪、エレベーター(工礦業用のものを除く)、鉛筆金具、鉛筆鞘、油膏、椅子、印形、インク入れ(インクスタンドを含む)、腕時計バンド、繪具容器、煙突、鉛筆削り、置

時計、置物、押板、オペラグラス、カ  
ード立、鏡金具、角砂糖袋、樂譜臺、  
飾棚、菓子器、家庭用懐中電燈、靴金  
具(蝶番及錠前を除く)、晝紙、墓口金  
具、紙挾、桶、盥類の桶、帶留、カー  
テン金具、カドリング、花器、カク  
テルセット、傘立、菓子型、菓子製造  
器、家庭用冷蔵庫、カフスポタン、笠  
髪飾品、蚊帳釣手、蚊遣器、カラーボ  
タン、皮刺器、觀賞用漁網容器、喫煙  
用器具(煙管、パイプ、ライター、灰  
皿、シガレットケース等)、鏡蓋金具、  
空氣銃、扇入れ、果物容器、靴篋、ク  
リップ類、下駄又は草履の裏金、カラ  
ー止、カレンダー金具、玩具、看板、  
急須、金庫(手錠金庫を含む)、鎖(工  
鎖漁業及船舶用のものを除く)、薬玉裝  
飾金具、靴下止金具、頸飾、化粧品又  
は化粧用具の容器(口金を含む)、暖板、  
建築物の柱、壁、天井、庇廻し等の装  
飾金物(グリルを含む)、コヒー沸し、  
格子及パンチングメタル(レヂスター  
を除く)、交通標識紙、氷挾、コップ、  
茶碗類並に同蓋、湯及蓋、五徳、コハ  
ゼ、ゴルフ用具、盃、皿、自轉車立、  
コーナービード、廣告用文字、香水吹  
金具、水入器、香爐、鍍(工鎖業用のもの  
を除く)、子供用乗物、御飯蒸籠、コ  
ンパクト、棚、仕切用金物(カウンス  
ースクリーンを含む)絞タオル入れ、  
シャープペンシル(機構鉛筆)、寫眞立、  
漏斗、賞牌、商品陳列器具、食器棚金  
具、食卓、書類入箱、炊事臺(調理臺  
を含む)、スキッチボード、吸取器、ス  
タンブ臺、ストロープ、スプーン、寫眞  
機用三脚、十能(蠟十能を含む)、狀差、

賞盒、錠前の握玉(眞棒受ネデ部を除  
く)、燭臺、書狀計、如露、炊事用ボー  
ル、水筒、硯水入れ、ステッキ金具、  
ストロー立、止止、ズボン伸張器、ス  
ライドフラスナー、船舶用、燈火管制  
用、耐濕耐燻用及特殊照明用(航空標  
識用、航路標識用、醫療用及神佛用)  
以外の照明器具及附屬品(通電部分、  
無裝飾ホルダー部分及反射鏡部分を除  
く)、洗面器、盥盤の心棒、ズボン吊金  
具、清涼帳、扇風器(工鎖業用のもの  
を除く)、袖丸み、大根等の下金、玉子  
燒器、蒸籠、著音機、茶零し、茶焙じ  
帳面(ルーズリーフノート及スプリン  
グノートを含む)金具、塵取、圖書用  
水筒及油壺、手提袋金具、電氣壓蒲團、  
卓上呼鈴、簞笥、衣裳入箱、衣紋掛、  
本箱、引出箱、茶棚、机等の金具(蝶  
番及錠前を除く)、履房具前飾金物、茶  
漉し入れ、茶托、茶道用風爐釜、提灯  
金具、貯金箱、散蓮華、吊下洗器、  
電氣炬燵、電氣七輪、電氣掃除器、天  
火、ドアクローザー及フロアヒン  
ヂ、トイレットペーパーホルダー、銅  
像(胸像を含む)及銅碑、登山用アル  
コール提爐、扉、鳥籠、ナイフ(ペンナ  
イフ及バターナイフを含む)、ナフタ  
リ、肉池、電氣足温器、トースター、  
燻受金物、銅壺及柄杓入、燻籠、登山用  
アルコールタンク、トランク類金具(蝶  
番及錠前を除く)、泥拭器、流臺、鍋、  
ネームプレート、ゴーションプレート、  
標札類、ネクタイ止、灰落し、排氣筒、  
壺袋、バケツ、パニティケース、齒刷  
子入れ、盥景用具類、ハンドバツク、  
髻剃用コップ、美錠火箸、被服用バン

ド、表示板掲裝具、フィンガーボール  
ネクタイピン、灰溜、蠅叩き、灰篩、  
破損止金物(保護金物)、バタージャム  
砂糖、ミルク等の容器、パレット、パ  
ン立、引手及把手、柄杓(レードルを  
含む)、火厨斗、火鉢、紐掛、日除金具、  
風鈴、フオーク、筆洗、布巾掛、風呂  
桶及風呂釜、ペーパーナイフ、ヘヤー  
アイロン、篋、ペン軸裝飾金具、簪、  
庖丁、盆、窓閉調整器、萬年筆金具  
(ペン先を除く)、耳飾、ブツクベルト  
金具、筆立(ペン立を含む)及筆架、ブ  
ローチ、文鎮、燵、ヘヤードライヤー、  
ペン皿、ホルルスタンド、帽子、額縁  
等の掛金具、ボタン(スナツプを除く)、  
本立、魔法瓶、水差、名刺、傳票等の  
刺器、目地、メモ挾、物干器、藥罐、  
藥味入及藥味立、矢筈、郵便受口、指  
輪、洋傘裝飾金具、洋服掛、欄干、メ  
ニユール立、持送り(棚受けを含む)門、  
燒網、矢立、遊戲用ボート、床磨器、  
湯沸器、湯枝入、ラヂエーター及同カ  
バー、蠟燭立(神佛用のものを除く)

▲改正の要旨【七言】右改正の要旨は左  
の如くにして全面的に鋼の使用は制限さ  
れるに至つた

一 使用制限を爲す鋼合金の範圍を黃銅  
青銅(純金を含む)、洋銀、赤銅の外四  
分一、白銅に及ぼした

二 建築物用の使用制限範圍を擴張して  
門、柵水切、雨押、木口隠、蹴板、押  
板、破損止金物、方立、コーナーヒー  
ド、仕切用金物(カウンスクリー  
ンを含む)、止止一般、目地、炊事臺調  
理臺を含む)、流湯(流臺を含む)、裝  
飾金物(柱、壁、天井、庇廻し等の裝  
飾)に及ぼしたり

三 一般家庭用金物其の他の製造に對し  
ては従來層若は故の鋼又は銅合金又は  
之等の再生産品を使用する場合は許可を  
與ふることとなつてゐたが今回の改正  
に於ては精銅合金を用ふる場合は勿論  
層若は故の鋼又は銅合金又は之等の再  
生産品を用ふることを禁止し且禁止品  
目の範圍を相當擴張すると共に従來例  
示主義を以て物品を掲げ居たのを改め  
列記主義に依りアイロン、油濾し、安  
全剃刀等二百五十七品目を指定するこ  
ととした

四 三の制限に於ては従前の第四條の規  
定に依り地方長官の許可を受けたる者  
が本則施行の日の前日迄に當該物品又  
は其の部分品の製造を完了せざるとき  
は許可は其の効力を失ふこととしたる  
を以て従來許可を受けて製造し居たる  
者も本則施行の日即ち八月十五日以降  
は手持原材料は之を制限品の製造に充  
つることを得ざるものとす

五 商工大臣の指定する二百五十七品目  
に於ては露出品(關東州、滿洲國又は  
中華民國に輸出するものを除く)の場  
合は其の製造に地方長官の許可を要せ  
ざるも豫め一定の事項を地方長官に届  
出づることを要す、而して輸出品とし  
て製造したる物品は之を製造したる者  
は勿論之を製受けたる者も國內、關東  
州、滿洲國、中華民國に於ける消費に  
充つる爲に販賣するを得ざるものとす

### 物 價

#### 物品販賣價格取締規則改正

【七言】商工省では過般來戰時物價取締  
法規の統合整理に關し考究中であつたが  
愈々廿八日付を以て左記の如く物品販賣  
價格取締規則(卷一八四頁参照)の改  
正省令及同規則第一條の規定に基く商工  
省告示を公布し即日實施した、これに依  
り従來公布されて居た纖維製品販賣價格  
取締規則(二卷二七四頁参照)及皮革製  
品販賣價格取締規則(二卷一八一頁參  
照)は同日付を以て物品販賣價格取締規  
則に吸收、廢止されることとなり、後記  
商工省令第二百八號に依り物品販賣價格  
取締規則指定品目(二卷一八一頁一段、  
一九〇二頁四段參照)に新たに纖維製品  
(棉糸、ス・フ及ス・フ糸、人絹糸各販  
賣價格取締規則を適用するものを除く)、  
皮革製品、氷、家庭用又は浴場用石炭が  
追加されるに至つた

【商工省令第六十八號】  
物品販賣價格取締規則中左の通知改正す  
第一條中「其の指定の前日」を「其の指定  
の際商工大臣の指定する年月日」に改む  
附 則  
本令は公布の日より之を施行す  
纖維製品販賣價格取締規則及皮革製品販  
賣價格取締規則は之を廢止す、但し屬則  
の適用に於ては仍従前の例に依る

【商工省告示第二百八號】  
物品販賣價格取締規則第一條の規定に依  
り物品及年月日を左の通指定し、昭和十  
三年七月商工省告示第百八十六號及第百  
九十四號は之を廢止す

物品 年月日

- 一 綿、ステープルファイバー、羊毛、山羊毛又は駱駝毛を原料として製造したる糸、人造絹糸、織物(フェルトを含む)、莫大小及製綿並に之を原料として製造したる紐、繩、網、布帛製品、衣類、衣類附屬品、ベルト及ホース但し綿糸販賣価格取締規則、ステープルファイバー及ステープルファイバー糸販賣価格取締規則又は人造絹糸販賣価格取締規則の適用を受くるものを除く 昭和十三年六月廿八日
- 二 皮革製品 同六月卅日
- 三 麻製品 同七月八日
- 四 輸入材及其製品 同
- 五 ゴム製品 同
- 六 松脂 同
- 七 セラツク 同
- 八 アラビヤゴム 同
- 九 桐油 同
- 十 カーボンブラツク 同
- 十一 亜鉛華 同
- 十二 鉛丹 同
- 十三 リサージ 同
- 十四 唐土 同
- 十五 石炭酸 同
- 十六 硼砂 同
- 十七 アルミニウム製品 同七月十五日
- 十八 アルマイト製品 同
- 十九 ヒマシ油 同
- 廿 カゼイン 同
- 廿一 氷 同七月廿三日
- 廿二 家庭用又は浴場用石炭 同

人造糸は販賣取締規則より除外

【七三】商工省では人造糸の最高公定價格制を實施本項別掲するに至つたので現行の織維製品販賣價格取締規則(二卷一七一頁二段参照)より人造糸を除外することとなり、之に關する省令を左の如く廿三日附官報を以て公布、廿五日より施行することとなつた

第一條但書中「又はステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー糸販賣價格取締規則」を「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー糸販賣價格取締規則又は人造絹糸販賣價格取締規則」に改む

附則  
本令は昭和十三年七月廿五日より之を施行す

人造絹糸販賣價格取締規則公布

【七三】商工省では人造糸の最高販賣價格制を實施することとなり、輸出入品臨時措置法に基き人造絹糸販賣價格取締規則を制定廿三日付官報を以て公布廿五日より施行することとなつた

る行為を爲すことを得ず

第三條 第一條第二項の種類の人造絹糸は其の販賣を爲す月より六日以後に於て受渡を爲すことを條件として之を販賣することを得ず、但し輸出註文に基き商工大臣の承認を受け販賣する場合に此の限に在らず

第四條 第一條第二項の種類の人造絹糸以外の人造絹糸を販賣したる者は毎月十日迄に前月中の販賣数量及金額を別記様式に依り商工大臣に届出づべし(附則)

昭和十三年十月一日以後に於ては本則施行前に爲したる販賣契約に基き第一條第二項の種類の人造絹糸の引渡を爲す事を得ず、但し昭和十三年十月及十一月に引渡を爲すものにして其の販賣價格が本則施行の日に於ける其の最高價格を超えざるものに於ては此の限に在らず

人造糸の種類並に最高價格

【七三】人造絹糸販賣價格取締規則第一條第二項の規定に依り人造絹糸の種類及最高價格は左の通り決定廿三日商工省告示を以て公布廿五日より實施さるることとなつた

- 第一 人造絹糸の種類(ビス)
  - 一五〇、二〇〇、二五〇又は三〇〇デニールのもの(Δ)マルチ鬘有(七五、一〇〇又は一二〇デニールのもの)(Δ)マルチ鬘消(七五、一〇〇又は一二〇、一五〇デニールのもの)(Δ)ペンベルダ(三〇、四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇又は一五〇デニールのもの)(Δ)マテザ(四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇又は一五〇デニールのもの)

が販賣する場合

- (一)ビス(甲)
  - デニール 銘柄 最高價格(單位百封度)
  - (一〇) 富士標(東京人造絹糸) 八〇〇
  - (二〇) 富士標(東京人造絹糸) 八五〇
  - (三〇) 富士標(東京人造絹糸) 九〇〇
  - (四〇) 富士標(東京人造絹糸) 九五〇
  - (五〇) 富士標(東京人造絹糸) 一〇〇〇
  - (六〇) 富士標(東京人造絹糸) 一〇五〇
  - (七〇) 富士標(東京人造絹糸) 一一〇〇
  - (八〇) 富士標(東京人造絹糸) 一一五〇
  - (九〇) 富士標(東京人造絹糸) 一二〇〇
  - (一〇〇) 富士標(東京人造絹糸) 一二五〇
- (二)マルチ鬘有(甲)
  - スプール捲、コーン捲又はチーズ捲は二圓上げとす(以下略)
  - (一) 富士標(東京人造絹糸) 七五〇
  - (二) 富士標(東京人造絹糸) 八〇〇
  - (三) 富士標(東京人造絹糸) 八五〇
  - (四) 富士標(東京人造絹糸) 九〇〇
  - (五) 富士標(東京人造絹糸) 九五〇
  - (六) 富士標(東京人造絹糸) 一〇〇〇
  - (七) 富士標(東京人造絹糸) 一〇五〇
  - (八) 富士標(東京人造絹糸) 一一〇〇
  - (九) 富士標(東京人造絹糸) 一一五〇
  - (一〇) 富士標(東京人造絹糸) 一二〇〇
- (三)マルチ鬘消(甲)
  - スプール捲、コーン捲又はチーズ捲は二圓上げとす(以下略)
  - (一) 富士標(東京人造絹糸) 七五〇
  - (二) 富士標(東京人造絹糸) 八〇〇
  - (三) 富士標(東京人造絹糸) 八五〇
  - (四) 富士標(東京人造絹糸) 九〇〇
  - (五) 富士標(東京人造絹糸) 九五〇
  - (六) 富士標(東京人造絹糸) 一〇〇〇
  - (七) 富士標(東京人造絹糸) 一〇五〇
  - (八) 富士標(東京人造絹糸) 一一〇〇
  - (九) 富士標(東京人造絹糸) 一一五〇
  - (一〇) 富士標(東京人造絹糸) 一二〇〇

大番手が約廿圓と大巾の引下げを見せてゐるのは大番手の市況が最近不當に高値にあつたためであり、又ペンベルダ、マテザ等特殊品が大巾の引下げを見せてゐるのは之等は従来旭ペンベルダの獨占品であり、獨占價格として相當高値にあつたため今引下げを見た譯であり、而して今回の最高價格の清算市場に對する影響としては廿二日の標準物洋一〇二〇デニールの大引相場八十八圓(先物)からすれば三、四圓方上騰の可能性あり他方現物相場は市價から多少低値にあるため賣物は出ないものと見られる

▲業界値頃に満足【七三】懸案の人絹糸の最高價格は廿二日別項の如く商工省より發表されたが、右に關し業界の意向を綜合するに製造會社、特約店、人工織等何れも大體に於て適當な價格なりとしてゐる、即ち人絹會社側では最高價格の設定については極力高きことを望み商工省に人造絹糸から提出の参考意見ではマルチ一〇二〇デニール百十二圓であつたと傳へられてゐるがこれは内地向の最高價格に限定したものであつた、而して最近業界に専ら噂されてゐた處では人工織の希望價格たる八十二圓と照し合せその中間をとるとしてマルチ一〇二〇デニール九十七圓、ビスが五圓下げの九十二圓見當であるとされてゐたが、今回の發表ではビス八十八圓、マルチ鬘消九十三圓と大體において右と大差なく差當つて大きな影響は與へないものと見られる、尚右の價格であれば現在の生産コストの七十圓乃至七十五圓見當からすれば相當の利潤が見込まれる譯で先づ適當な價格とされてゐる

【七三】商工省では人造絹糸の最高公定價格制を實施本項別掲するに至つたので現行の織維製品販賣價格取締規則(二卷一七一頁二段参照)より人造糸を除外することとなり、之に關する省令を左の如く廿三日附官報を以て公布、廿五日より施行することとなつた

第一條但書中「又はステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー糸販賣價格取締規則」を「ステープル・ファイバー及ステープル・ファイバー糸販賣價格取締規則又は人造絹糸販賣價格取締規則」に改む

附則  
本令は昭和十三年七月廿五日より之を施行す

人造絹糸販賣價格取締規則公布

【七三】商工省では人造糸の最高販賣價格制を實施することとなり、輸出入品臨時措置法に基き人造絹糸販賣價格取締規則を制定廿三日付官報を以て公布廿五日より施行することとなつた

人造糸の種類並に最高價格

【七三】人造絹糸販賣價格取締規則第一條第二項の規定に依り人造絹糸の種類及最高價格は左の通り決定廿三日商工省告示を以て公布廿五日より實施さるることとなつた

▲市場價格より低位【七三】人造絹糸の最高價格を最近の市場價格に對比するに何れも幾分低位に決定されて居る、殊にビスの



綿製品、石炭及水燐準價格決定

【七三】中央物價委員會(二卷一六四頁参照)では廿三日東京商工會議所に第一、第二特別委員會、引續き第七回總會を開催

一 綿製品加工及販賣制限令(二卷一七一頁参照)より解除された綿製品(前號四四頁参照)の最高標準價格

一 石炭の價格抑制應急對策としての家庭用塊炭及浴場用粉炭の最高販賣價格

一 氷の最高販賣價格  
(以上第二特別委員會の各専門委員會が答申案作成)

一 國民精神總動員運動と聯携し物價騰貴抑制運動を組織化すること(第一特別委員會答申)

を決定商工當局に答申した、而して當日決定せる氷、石炭及び綿製品の標準最高價格は何れも現在市價より約一割安となつてゐる

【第二特別委員會】

▲纖維品物價専門委員會

一 綿製品  
疊に加工、販賣制限を爲したる綿製品中質上品種及特免品種を除く内地綿布品種は之を解除することとなりたる處右の内早急に解除の要あるものに付左記の標準最高價格を決定するを適當と認む(△印決定値、單位圓)

品名	銘柄	卸賣價格	小賣格價
捺染中形	規格一號生地、一色捺	反文庫付 一・三五	△三・三〇
同	規格一號生地、色入り捺	同 二・三五	二・三〇
同	知多三生地、色入り上捺	同 二・三五	二・三〇
同	帝級以上生地、バット一色捺	同 二・三五	二・三〇
同	知多三生地、差分細川捺	同 二・三五	二・三〇
同	帝級以上生地、バット染友染式	同 三・〇〇	三・〇〇
同	(備考) 縮、紅梅、變り織生地及紺染を除く		
岡木綿	30/30長尺	同 一・三五	一・三五
捺染生地	30/30二丈九尺物	同 一・三五	一・三五
新モス	二幅腦紅藤級廿四碼物	同 一・三五	一・三五
白新モス	小幅面函コンパス級	同 一・三五	一・三五
キャリコ	鶴時計級二四幅四二碼物	同 一・三五	一・三五
キャリコ	日ノ川二〇〇番級四二碼物	同 一・三五	一・三五
生金巾	雁襦級、二幅一二〇碼	同 一・三五	一・三五
同	繪馬級、三幅四六碼	同 一・三五	一・三五
同	コンパス級、三幅四六碼	同 一・三五	一・三五
別珍	赤別染上、二一吋幅(碼值)	同 一・三五	一・三五
同	一貫八百匁級、三六吋幅(碼值)	同 一・三五	一・三五
同	單糸二〇〇番級三六吋幅(碼值)	同 一・三五	一・三五
同	單糸一貫二百匁付(打值)	同 一・三五	一・三五
同	擦糸、一貫八百匁付(碼值)	同 一・三五	一・三五
同	寒冷紗	同 一・三五	一・三五
同	水鳥一〇〇番級、二碼四吋幅	同 一・三五	一・三五
同	リンネット	同 一・三五	一・三五
同	並級、四三吋幅四八碼物	同 一・三五	一・三五
同	座蒲團地	同 一・三五	一・三五
同	夏物江州無地(カスミ)十枚分	同 一・三五	一・三五
同	仁 20/20生地	同 一・三五	一・三五
同	40/40同	同 一・三五	一・三五
同	四 ツ 綾	同 一・三五	一・三五
同	42/20三友圍級染上(碼值)	同 一・三五	一・三五
同	ギヤバジ	同 一・三五	一・三五
同	上スレーキ	同 一・三五	一・三五
同	品仕	同 一・三五	一・三五
同	無地並品、四〇吋幅(碼值)	同 一・三五	一・三五
同	無地中品、四〇吋幅(碼值)	同 一・三五	一・三五
同	無地上品、四〇吋幅(碼值)	同 一・三五	一・三五
同	柄物並品、四〇吋幅(碼值)	同 一・三五	一・三五
同	柄物中品、四〇吋幅(碼值)	同 一・三五	一・三五
同	柄物上品、四〇吋幅(碼值)	同 一・三五	一・三五
同	同上品、同(同)	同 一・三五	一・三五
同	ギンガム及	同 一・三五	一・三五
同	ゼップア	同 一・三五	一・三五
同	並品40/40三〇吋幅(碼值)	同 一・三五	一・三五

同	中品60前(同)	〇・八	〇・六
同	(備考) 俱リダグ系應用品はヤトルに付卸一〇錢増小賣十二錢増とす		
同	トブラルコ	〇・五	〇・三
同	捺染堅牢染、中品三吋幅(碼值)	〇・五	〇・三
同	綿ポプリン	〇・五	〇・三
同	中品三吋幅(同)	〇・五	〇・三
同	中品三吋幅(同)	〇・五	〇・三
同	中品三吋幅(同)	〇・五	〇・三
同	中品二吋幅(碼值)	〇・五	〇・三
同	中品同(同)	〇・五	〇・三
同	並品20/20二九吋幅柄物(同)	〇・六	〇・四
同	並品(MK)二九吋幅(碼值)	〇・六	〇・四
同	中品二九吋幅(同)	〇・六	〇・四
同	並品(MK)二九吋幅(同)	〇・六	〇・四
同	中品製40二九吋幅(同)	〇・六	〇・四
同	三二吋幅80双子(同)	〇・六	〇・四
同	三二吋幅100双子(同)	〇・六	〇・四
同	二二〇〇番級晒、二九吋幅(碼值)	〇・六	〇・四
同	四、〇〇〇番級晒、二九吋幅(同)	〇・六	〇・四
同	八、〇〇〇番級晒、二九吋幅(同)	〇・六	〇・四
同	洋服芯地	〇・六	〇・四
同	20/20三〇吋幅、天碼物並品輕目反	〇・六	〇・四
同	並品襪子手四ツ子縫子手三子縫吋幅晒(碼值)	〇・六	〇・四
同	オックス	〇・六	〇・四
同	オールド	〇・六	〇・四
同	ポイル	〇・六	〇・四
同	墨吋幅、東洋紡四四番級(碼值)	〇・六	〇・四
同	墨吋幅、鏡紡淀川級(同)	〇・六	〇・四
同	同	〇・六	〇・四
同	ボンヂー	〇・六	〇・四
同	上品、染及晒44、二九吋幅(同)	〇・六	〇・四
同	中品、染及晒44、二九吋幅(同)	〇・六	〇・四
同	並品、染及晒44、二九吋幅(同)	〇・六	〇・四
同	東京本染手拭生地甲級晒木綿、一色十本取一反	〇・六	〇・四
同	同 二色 同	〇・六	〇・四
同	細川色入	〇・六	〇・四
同	(備考) 生地東端は十本取一反に付十錢高、總理は同十七錢高、甲詠は同七錢高、名入別詠染は含まず		

▲燃料物價専門委員會

一 石炭の價格騰貴抑制應急對策  
石炭の價格騰貴を抑制する爲には生産の確保、炭價の適正、送炭の圓滑、運賃の低減配給の合理化等根本的對策を講ずる要あるも之等に付ては石炭生産統制協議會及石炭配給統制協議會等の審議の進行を待つつての要ある處家庭用及浴場用石炭の市價の現狀に鑑み物價對策上急速に之が騰貴抑制乃至引下げを圖る要あるを以て之が爲差當り左の對策を講ずるを緊要と認む

(一)卸賣及小賣價格に付ては左記價格を限度とし之以上に價格を騰貴せしめざること

(二)右實行を確保し並に斤量の正確、品質の適正を期する爲各關係業者團體に監視委員會を設置し絶えず監視に當らしむること

(イ)家庭用塊炭最高販賣價格(單位圓)

Table with columns: 産地別, 銘柄, 第一問屋, 最高卸賣, 最終持込最高, 販賣價格, 販賣單位, 端又は隅田川, 田邊渡一(正陸十疋)に付

宇都灰 沖之山一號 三五・五五 一・五五
沖之山二號 三三・三三 一・五五
劍路炭 太平 洋三三・三三 一・五五

筑豊炭 中鶴一坑 三五・五五 一・五五
古河新坑 三三・三三 一・五五
樽太内 颯三三・三三 一・五五

(備考) (一)右に掲げたる銘柄は標準のものを示したるものにして他の銘柄のものと雖も上記に準じて取扱ふべきものとす

(ロ)浴場用粉炭最高販賣價格(單位圓)
種別、銘柄 浴場持込最高 販賣價格一疋に付

越賀落粉、隅田川洗粉等 三・三三
上田洗粉、勿來本坑洗粉等 二・三三
常磐無煙粉炭 山口洗粉等 一・六三
手綱上粉、勿來新坑洗粉、北方洗粉等 一・六三

華川特洗粉、重内洗粉等 一七・六〇
中郷洗粉、華川特粉等 一六・六〇
華川上粉、北方上粉等 一五・三〇

(備考) (一)右に掲げたる銘柄は標準のものを示したるものにして他の銘柄のものと雖も上記に準じて取扱ふべきものとす

水の價格抑制方に關しては製氷業者の現狀に鑑み生産の合理化、生産費の低下を圖ると共に之が配給業者の組織強化を圖る等根本的對策を講ずるの要あるは勿論なれども目下酷暑の候に向ひ家庭用水等に於ては價格急騰の傾向に在るを以て之が價格抑制の應急的措置として差當り左記價格以上に價格を騰貴せしめざることとするを要と認む

向水に付ては其の性質上特に量目の正確を期するの要あるを以て工業組合、商業組合等には監視員を置かしめ之が取締の徹底を期するものとす

△氷最高販賣價格
一 工場販賣價格
一 一疋に付 一五圓四五錢

一 小賣價格
(イ)小口賣(氷券賣) 一貫に付二〇錢
(ロ)臨時小口賣 同 一二錢

(ハ)營業用(魚屋、飲食店 氷屋等) 同 七錢

(備考) (一)前記價格は東京に於ける八月末日迄の陸用水の價格とし其の他の地方に於ては前記價格を標準とし

し夫々地方の實情に應じて之を決定するものとす (二)既に販賣せる前賣水券等による既契的も本價格によるものとす

【第一特別委員會】
一 國民精神總動員運動との聯繫の件
(一)戰時物價對策の遂行に遺憾なきを期する爲には國民全般の自發的協力に俟たざるべからざるを以て國民として現下に於ける物價問題の特異性と重要性とを充分認識せしめ舉國一致積極的に物價問題の解決に協力するの必要を自覺せしむるものとす

(二)この目的を達成する爲には國民精神總動員運動との聯繫を密にし物價騰貴抑制運動を組織化し其の普及徹底を圖るものとす

(三)物價騰貴抑制運動の内容は公定價格の嚴守消費節約、無駄排除、國産愛用、代用品使用、廢品回収、買溜防止等とし之が標語は各時期に相應しき具體的のものたらしむるものとす

(四)尙對戰持久の爲には現下の情勢に適應する質素簡易なる生活を爲す必要あるを國民全般に明白に認識せしむるを要と認む

▲物品販賣取締規則に追加指定【七三三】
商工省では別項の如く廿三日の中央物價委員會で解除補製品、塊炭及粉炭、氷の最高價格を設定廿四日より實施することとなり此旨直に地方長官宛通牒を發したが、之が取締については差し當り暴利取締令(前號四六頁参照)によつて行ひ、次で来る廿六日商工大臣告示により物品販賣價格取締規則の指定品目に之らを追加

した上で同規則によつて取締を徹底することとなつた

【七三三】厚生省では藥品の價格昂騰並に配給不均衡の現象を解消せしめ價格の適正を計るべく廿三日全國主要製藥業者、製藥組合、藥品輸入組合代表者廿數名を厚生省に集め藥品懇談會を開催した、先づ林衛生局長より藥品對策について説明し、藥品の輸入、國産藥品の生産、藥品の價格公定、藥品及び藥品原料の現給、藥品外の醫藥用物資、藥品の在庫調査等の事項を中心に懇談を進め、厚生省側より國産品代用品生産の助成獎勵、輸入藥品統制方針について説明し種々協議の後藥品の特殊性に鑑み厚生省に於て公定價格を設定することなく製藥業者間に自治委員會を組織し厚生省側も之に参加して藥品の標準價格を自治的に決定すること

に意見の一致を見た、よつて懇談會は直ちに自治委員會に移り個々の藥品の制定の協議に移り廿五日決定藥品標準價格を發表することになつた、而して同委員會に於て決定せられた藥品は中央物價委員會に報告し藥品の標準價格とされることになつた

▲醫藥品の卸賣最高標準價格決定
【七三七】去る廿三日厚生省に開催せられた製藥懇談會の結果、中央醫藥品自治統制委員會が結成され藥品の自主的價格の制定に就き研究中であつたが、廿七日左記廿五點につき卸賣値段を決定、最高標準價格として八月一日より施行されることになつたが、小賣値段の價格制定は三週間後に決定を見る筈である

名稱 單位 時價 價格

麥角 瓦 一・三〇 九・〇〇
麥角エキス 同 一・三〇 九・〇〇
乳糖 同 一・一〇 三・〇〇

抱水クロラル 同 一・一〇 三・〇〇
ペルーバルサム 同 一・一〇 三・〇〇
吐根 同 一・一〇 三・〇〇

ヂウレチン 同 一・一〇 三・〇〇
流動パラフィン 同 一・一〇 三・〇〇
硫酸アトロピン 同 一・一〇 三・〇〇

硫酸キニーネ 同 一・一〇 三・〇〇
オイヒニン 同 一・一〇 三・〇〇
ワセリン 同 一・一〇 三・〇〇

含糖ペブシン 同 一・一〇 三・〇〇
タンナルビン 同 一・一〇 三・〇〇
炭酸クレオソート 同 一・一〇 三・〇〇

レゾルシン 同 一・一〇 三・〇〇
ウワウルシ葉 同 一・一〇 三・〇〇
クレオソート 同 一・一〇 三・〇〇

グリセロ燐酸石灰 同 一・一〇 三・〇〇
フエナセチン 同 一・一〇 三・〇〇
コバイバルサム 同 一・一〇 三・〇〇

鹽酸キニーネ 同 一・一〇 三・〇〇
鹽酸ピロカルピン 同 一・一〇 三・〇〇

デルマトール 同 一・一〇 三・〇〇
アセトアニリド 同 一・一〇 三・〇〇

安息香酸 同 一・一〇 三・〇〇
安息香酸ソーダ 同 一・一〇 三・〇〇

サチル酸フェニール 同 一・一〇 三・〇〇
サントニン 同 一・一〇 三・〇〇

次硝酸銻鉛	五〇	九七〇	七〇〇
次サリチル 鐵銻鉛	同	二二三	八〇〇
重酒石酸カリ	同	一七五	一七五
蓆酸セリウム	同	四〇〇	三三三
白 檀 油	同	四〇〇	四〇〇
セネガ根	同	六八〇	四〇〇

皮革業者並公定販賣價格決定

【七・六】去る七月一日公布された皮革配給統制規則(二卷一八一頁参照)は来る八月一日より施行されるが、商工省では同規則に基き原皮販賣業者、原皮輸入業者及皮革の販賣價格をいづれも廿八日附商工大臣告示を以て公布八月一日より施行することとなつた

【皮革販賣業者】

皮革配給統制規則第四條一項の規定に依る販賣業者を左の通指定し昭和十三年八月一日より之を施行す  
 東京原皮商業組合、大阪原皮商業組合、北海道酪農販賣組合聯合會

【皮革輸入業者】

皮革配給統制規則第五條の規定に依る輸入業者を左の通指定し昭和十三年八月一日より之を施行す  
 日本原皮輸入組合及其所屬組合員

【皮革販賣價格】

皮革配給統制規則第九條の規定に依る皮革の販賣價格を左の通指定し昭和十三年八月一日より之を施行す

第一 原皮

- 一 昭和十三年八月一日より同年八月末日迄
- 二 昭和十三年七月廿日に於ける價格
- 三 昭和十三年九月一日以降

(一)内地産原皮

種 別	單位	販賣價格
牝大牛皮	一枚七貫五百匁以上のもの	圓 四・五
牝輕牛皮	一枚五貫以上七貫五百匁未満のもの	圓 四・〇
牝牛皮	一枚五貫以上のもの	圓 三・五
中牛皮(牝牝共)	一枚二貫以上五貫未満のもの	圓 三・五
小牛皮(牝牝共)	一枚二貫未満のもの	圓 三・五
牝大牛皮	一枚十貫以上のもの	圓 三・五
牝輕牛皮	一枚六貫五百匁以上十貫未満のもの	圓 三・五
中牛皮(牝牝共)	一枚二貫五百匁以上六貫五百匁未満のもの	圓 三・五
小牛皮(牝牝共)	一枚一貫五百匁未満のもの	圓 三・五

牛 生

大判馬皮	一枚四十坪以上のもの	坪 〇・八
中判馬皮	一枚卅坪以上四十坪未満のもの	坪 〇・七
小判馬皮	一枚卅坪未満のもの	坪 〇・五

馬 生

【備考】平均坪數に坪當價格を乗じたることを得馬生皮は一枚に付馬生皮の五十錢安すとす

羊生皮	緬羊皮	坪 〇・五
豚生皮	山羊皮	坪 〇・三
豚生皮	猪皮	貫 一・五
豚生皮	批豚皮	貫 一・五

【備考】上記價格は手代金を含まざる價格とす、山羊皮にして特殊の用途に供

し得るものは坪當四十錢迄と爲すことを得、平均坪數に坪當價格を乗じたる價格を一枚の價格とし枚を以て計算することを得

- 一 外地産原皮
- 二 朝鮮産牛頸牛皮
- 三 輸入原皮

本船渡值段に百分の四の手数料及運賃保險料等の諸經費を加算したる額

第二 皮革

- 一 昭和十三年八月一日より同年十一月末日迄
- 二 昭和十三年十二月一日以降

種 別	單位	販賣價格
牛 底 革	百斤	二一〇・〇〇
牛 底 革	百斤	二一〇・〇〇
牛 底 革	百斤	二一〇・〇〇
牛 底 革	百斤	二一〇・〇〇

統 革

馬 靴 甲 革	坪	八五
豚 靴 甲 革	坪	六五
駱 靴 甲 革	坪	七五
ローラースキン	坪	二〇〇
エプロンレザー	坪	二四〇

【備考】特殊の加工を施したるものは加工の程度に應じ上記價格を超過することを得

▲市價に比し大市引下【七・七】別項の如く商工省では皮革の販賣價格を廿八日付を以て告示することとなつたが、原皮及皮革の價格は事變來昂騰し七月一日の皮革使用制限、製造制限、配給統制各規則公布當時の著騰振りは事變前に比し八割高となつたが、商工省では業者への打撃を緩和するため今回の公定價格は漸進的

引下げ方法によることとし八月一日より卅日迄に二割引下げて七月廿日の價格とし、九月一日以降は五割引下げることとなつたが、それでも事變前に比して尙ほ三割五分の騰貴である、然し駱、豚等の今後増産を必要とする方面に於ては多少引下げ程度を緩和してゐる

府で綿、毛、皮革に公定價格

【七・七】東京府では疊に改正公布された商工省令物品販賣價格取締規則(二卷一八一頁参照)に基き、綿、毛、皮革製品の販賣價格を公定し、廿八日附東京府公報を以て公布即日施行することになつたが、今回販賣價格を指定されるものは綿製品三種、毛製品八種、皮革製品三種で公定價格は疊に商工省中央物價委員會で答申した價格(二卷一八一頁、一九〇二頁並本號別掲参照)と同一である

食料物價調整に小賣市場監督

【七・八】厚生省では食料品及日常生活必需品の物價對策樹立のため豫て食料品物價専門委員會において研究を進めて来たが、その結果應急對策として公益小賣市場の擴大強化を圖る一方之に積極的指導監督を加へ價格の低下を圖ることになり卅日厚生省社會局長、商工省商務局長の連名を以て府縣知事宛右に關する通牒を發した、即ち我が國公私設小賣市場の數は現在約二千六百、店舗數は凡そ五萬に達し、賣上總額は年額約五億圓に達し一般國民の日常生活に甚大な影響を與へてゐる、よつて之が指導監督の實施方法としては適當り最も緊要と認められる東京、大阪、京都、神奈川、兵庫、愛知、廣島、福岡、長崎の九府縣に對しては直

- 一 府縣に專任の小賣市場指導員を設ける
- 二 府縣に公私設小賣市場委員會を設置する
- 三 生鮮食料品に付ては毎日販賣價格を決定し正札制とする
- 四 其他生活必需品に付ては毎月二回販賣價格を決定し正札制とする
- 五 右二項に依り決定した販賣價格を發表と同時に新聞紙ラヂオを通じ公表し消費者をして了解せしめる
- 六 公共團體若くは公益法人の經營に依る小賣市場の新設擴張又は設備改善其他運轉資金等に付ては厚生省に於て融通をなすこと

麥酒値上げ中止(卅九錢據置)

【七・九】麥酒共販では去る二月麥酒一本に付三錢の値上を實施することに商工省の了解を得、四月六日そのうち二錢の値上げを實施、来る八月一日より更に一錢引上げる豫定であつたが商工省では時節柄右値上げの中止を希望してゐるので麥酒共販では當局の方針に従ひ右値上げを中止し一本卅九錢據置とすることに決定廿二日商工省に右の旨報告した(二卷六五一、一〇〇五頁参照)

古銅建値大巾引下

【七・一〇】最近古銅地金相場の騰勢著しく去る十八日の如きは古銅一級品相場每百兩四百七、八十圓見當の高値唱へを示すに至つたので、政府は物價抑制の見地から民間營業者側に對し市價の暴騰を抑壓

すべき旨懸望するところがあつた、よつて東京、大阪、京都の銅地金關係者より成る三都銅地金組合聯合會が中心となり之が對策を考究した結果、國策に順應して大巾値下げを斷行することに方針一決

都市卸賣物價騰貴(六月)

【七三】(商工省發表) 本年六月に於ける東京以下十三都市卸賣物價指數(昭和四年十二月基準、單純算術平均算出)次の如し(△印下落)

Table with 3 columns: 分類 (Classification), 前月比 (Previous month), 前年同月比 (Same month previous year). Rows include 食料品, 織維品, 金屬品, 建築材料, 工業藥品, 肥料, 燃料, 雜品, 總平均, and 商品別 (with sub-rows for 精製糖, 羊毛, 生絲, etc.).

財 政

十五品平均一三五 七五 一七九

來年度電費依然尨欠の見込

【七六】七十三議會に於て決定を見た四十八億圓の臨時電費(二卷五〇五頁参照)は、大體十三年度中に使用される豫定となつてゐるので、十四年度に於ける臨時電費所要總額に就ては電費の經過並に今後の見透し等と視み合せ池田藏商相の意を受け大藏事務當局に於ても内々陸海軍その他關係各官と緊密な連絡打合せを行ひつゝ、詳細考究を重ねてゐるが池田藏商相の意向としては

一 今次の事變に依り消費されたる物資及び軍需資材は相當多額に達してをり従つて此處當分の間はその補填充實のため多額の軍事費を必要とすること

一 假令事變が終了したとしても一般的國際情勢は軍備の一日も忽にすべからざる情勢を呈してゐるのでこの對應策として尙ほ引續き軍備の充實改善を圖る必要あること

等の理由により今後當分の間尙互額の軍事費を要するものとの見解を持してゐるので事變終了の如何に拘らず今後當分の間は臨時軍事費豫算は尙ほ多額を要するものと見透しをつけ右方針の下に編成する模様で近く五相會議に於て池田藏商相より右事情を説明諒解を求めた上關係各省と具體的折衝に移る筈である

外地特別會計豫算節減方針

【七六】政府の物資調整、消費節約の方針に基き本年度各外地特別會計豫算節減

につき過般水田朝鮮、嶺南臺灣兩財務局長等は上京して實行豫算の編成につき拓務當局と打合せてゐるが、各外地とも豫算の約二分の節減を行ひ、朝鮮約一十萬圓、臺灣約四百五十萬圓、樺太約五十萬圓、南洋總約二十萬圓の節約を行ふことになり、右實行豫算案につき廿五日より大藏當局と折衝を開始して承認を求めることになつた

第二號備金支出

【七六】廿六日の閣議を経て左の如く第二號備金支出を決定した(單位圓)

- 一 農林省所管
東北地方その他各地雪害及凍害對策費 一、三五〇、八三八

登錄稅法施行規則改正案要綱

【七三】政府は廿二日の閣議に於て「登錄稅法施行規則中改正動令案」を決定したが要綱左の如し

農地調整法の施行に伴ひ登錄稅法施行規則第五條を改正するの要あるを以て左に掲ぐる登記なることの地方長官の證明あるものには登錄稅を免除することに同條を改正すること

一 北海道府、縣、市町村、産業組合又は農事實行組合が行ふ自作農創設維持の事業に依る個人の土地所有權の取得の登記

二 北海道府、縣、市町村、産業組合、農事實行組合又は農事實行組合に對し農地調整法第三條の土地の買取又は自作農創設維持の事業に要する資金の貸付の爲にする抵當權の取得の登記

三 北海道府、縣、市町村、産業組合、農事實行組合又は農事實行組合が農地調整法第三條又は第四條の事業の爲にする

土地の權利の取得の登記
四 北海道府、縣、市町村、産業組合又は農事實行組合が自作農創設維持の爲にする抵當權の取得の登記
五 農地調整法第七條又は第十九條の規定に依る自作地たる旨の登記
六 自作農創設維持の事業に所有者がその創設又は維持の條件を具備せざるに至りたる場合における北海道府、縣、市町村、産業組合又は農事實行組合の土地所有權の取得の登記

所有者別國債所有額(十二年末)
【七三】(大藏省發表) 昭和十二年十二月末現在國債所有者別所有額(額面)調によれば、支那事變勃發以來の巨大な公債發行により所有額合計は前年に比し十四億九千七百七十四萬三千圓を増加してゐる、その内譯を見るに金融機關は八億四千五百七十二萬五千圓を、政府筋は六億一千三百萬七千圓を夫々増加し依然金融機關の占める割合が總額の半ば以上に達してゐる、公衆及其他の所有額も小額公債の發行に伴ひ三千九百一十一萬一千圓を増加してゐることは注目される、詳細左の如し(單位千圓)

Table with 2 columns: 所有者 (Owner) and 所有額割合 (Percentage of total). Rows include 金融機關 (Financial institutions), 普通銀行 (General banks), 貯蓄銀行 (Savings banks), 特殊銀行 (Special banks), 信託會社 (Trust companies), 保險會社 (Insurance companies), 産業中金信聯及市街地信組 (Industrial and urban credit associations), and 政府筋 (Government bonds).

預金	二,三六〇,〇〇〇
其他政府部内各會	七〇,〇〇〇
政府關係共済組合	三三,〇〇〇
地方公共團體	一〇〇,〇〇〇
計	二,八〇〇,〇〇〇

△其他  
公衆及其他 二,五〇〇,〇〇〇  
合 計 二,八〇〇,〇〇〇

(備考) 一 大藏省證券及米穀証券は之を除く  
二 銀行及保險會社の所有額は貸付証券及信託証券を含み借入証券を除く  
三 信託會社の所有額は受託証券を除く  
四 地方公共團體の所有額は報告書未着に付十一年十二月末所有額を掲ぐ

### 資金調整法運用の阿換

【七三】日本鐵業の倍額増資問題は同社の産金事業の全面的擴張に呼應するもので既に株主總會の議を経て、資金調整法による認可申請中であつたが、今回日銀の資金調整審査委員會は突如倍額増資案に難色を示し半額増資ならば認可すべき旨の内意を會社當局に通過するに至り、かくて時局産業中でも最も緊切なる事業として自他に許す日銀も已むなく倍額増資を断念して半額増資に変更し事業計畫遂行に伴ふ必要資金は社債發行、借入金の調達によつて賄ふこととなつた、而して今回當局が倍額増資を容認するに至らなかつた事情としては

- 一 最近株式市場は内外狀勢を反映して引續き低迷状態にあること
- 一 かゝる狀勢下にあつて来るべき九、

十月頃には北支開發會社、中支振興會社を始めとして兩社關係子會社の拂込資金が割到する上、内地に於ても産金振興會社の拂込、日鐵、日立製作所等大會社の増資拂込が相次いで行はれる形勢にあるので、此際時局産業と雖も必要に應じて資金の移動を抑制し大陸關係資金の拂込を圓滑ならしめんとすること

の二點が擧げられるが、之が資金調整の技術的方法として日銀は資金の移動は時局産業でも今後は當面の需要のみに制限し、長期の事業計畫を建てながら當座は一部拂込を徴収するに止める向は資金の必要限度に於て増資を認め残餘は出来るだけ社債又は借入金によつて賄はしめる方針であり、右は現行資金調整法に基く省令の改訂機運と表裏して資金調整の劃期的轉換を意味するものである、かくて今回の日鐵増資問題を嚆矢として今後の時局産業増資は相當制限を受けるべく場合によつては既に決定せる日鐵、日立製作所等の増資案にして目下資金審査委員會に提出中のものについても再検討を加へらるべき趨勢にあり成行を注視されてゐる(資金調整法に付ては一卷七七九頁二卷二二二頁参照)

東京社員銀行勘定(上期末)  
【七五】(東京手形交換所調査) 本年上半期末同所社員銀行諸勘定調によれば、政府支拂の進捗を基調として預金は引續き軒並に増加し、前月に比し二億三千万圓、前年同月に較べては實に八億七千三百萬圓の激増に當る、一方貸出は昨秋以來本年初頭に至る生産力擴充時代に異常な膨脹を見せた爲め上半期末合計は前年

同月に較べて八億二千三百餘萬圓を激増してゐるが、前月に比すれば三千七百萬圓の増加に過ぎず引續き時局貸付の一般を物語つて居る、かゝる情勢を映して保有々價証券は國債を中心に前月に比し七千六百餘萬圓を續増、前年同月に較べては實に五億二千萬圓の激増に當る、詳細左の如し(單位千圓、△印減)

△預金	六月末	前月比	前年同比
當座	七九,八〇〇	一〇,〇〇〇	二四,〇〇〇
特當	八五,〇〇〇	三,〇〇〇	二九,〇〇〇
通知	八〇,〇〇〇	〇	二六,〇〇〇
定期	九〇,〇〇〇	〇	三〇,〇〇〇
諸預	四六,〇〇〇	三,〇〇〇	一六,〇〇〇
合計	三〇六,〇〇〇	一七,〇〇〇	八三,〇〇〇

△貸出	手一	九〇,〇〇〇	一六,〇〇〇	四七,〇〇〇
手貸	九〇,〇〇〇	三,〇〇〇	三九,〇〇〇	
證貸	三〇,〇〇〇	〇	一〇,〇〇〇	
貨越	一〇,〇〇〇	〇	三〇,〇〇〇	
合計	四二〇,〇〇〇	一九,〇〇〇	一三六,〇〇〇	

△有價證券	三,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
△コール・ローン	七〇,〇〇〇	△七,〇〇〇	二六,〇〇〇
△現金有高	四〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	八,〇〇〇

日本銀行營業週報  
【七六】廿三日現在日銀週報は正價準備現送(前號五六頁参照)に伴ひ資産の部に新たに外國爲替基金の勘定項目が開かれた外さて異動を見せぬ、主なる變化左の如し  
△負債勘定  
政府當座預金は政府支拂の進捗から、又一般預金も市中が米券公債の買進心である關係から日々前週に比し減少し

△資産勘定	政府一時貸金	二,〇〇〇	二,〇〇〇
	貸付金	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
	外國爲替貸金	五,〇〇〇	五,〇〇〇
	公債	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
	代理店勘定	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇
	政府勘定特殊現金	六,〇〇〇	六,〇〇〇
	其他	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
合計	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇

一 正價準備の現送に伴ひ金貨及金地金は前週に比し三億圓を減じ五億百萬圓となり一方新たに外國爲替基金三億圓が設定された  
一 割手は前週比微増に止り外國爲替貸付金も依然記録的低位に釘付となつてゐる  
一 週中日銀の公債買却高は利付七千三百萬圓、米券一千萬圓、計八千三百萬圓と引續き旺盛でこの爲め日銀保有公債は前週比十億八千六百萬圓に減少した  
一 代理店勘定は政府支拂充當と外貨公債利拂の爲め海外代理店に送金した關係から前週比増となつた(單位千圓)

△負債の部	廿三日現在	前週
資本金	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
積立及損益	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
兌換銀行券	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
政府預金	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
政府當預	一七〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇
小額紙幣引換準備預金	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
其他	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇
一般預金	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇
其他	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
合計	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇

増資抑制と銀貸出増加せむ  
【七五】本年上期に於ける興銀の時局産業貸付純増加額は一億九千萬圓に止り昨下期の純増加額四億二千七百萬圓に比し激減したが、下期には當局の新設増資抑制方針から同行の貸出も急激な増加を見るものと豫想され、従つて興業債券の發行も頻繁を加へるものと見られるに至つた、即ち同行六月廿五日現在の貸出残高は九億七千萬圓で此處一、二ヶ月停頓情感にあるが、かゝる貸出一般は生産擴充の頭打ちも勿論主要原因であるが、一方に起債市場の復活から返還進み、且つ當局の方針が従來自己資金による事業資金の調達を勸奨してゐた結果、増資拂込に資金を求めたためである、然し最近の株



債低迷から當局が増資抑制方針に出た。め先第一に日銀は倍額増資を半額増資に査定されたので擴張資金を同行に求めべく今後かゝる事例はかなり増加するものと観られる。又二流會社に至つては從來増資によるプレミアム稼ぎも加味されて増資し得るものは殆んど大部分が増資により事業資金を賄つてゐたが當局の増資抑制方針に加へて起債に資金を求め得ない此の方面の需要は一審に同行の貸出に向けられるものと見られてゐるので興銀の貸出額十億突破は遠からず實現必至とされてゐる。かゝる需要の傾向に對し興銀の債券發行餘力は現在二億餘を賸すのみで同行に對する貸出資金の供給が再び問題となるものとされてゐる。

銀行の支店増設許可五十五件

【七・七】戦時下に於ける全國的貯蓄獎勵運動に呼應して大藏當局は賀屋前蔵相當時に全國普通銀行並に貯蓄銀行の支店増設容認方針を闡明、各々の支店設置申請に對し新市街、軍需工業地域を中心として漸次認可して來たが、本年四月以降七月廿七日現在六大都市(貯銀を含む)に於ける支店認可数は東京廿三、大阪十四、其他十八、合計五十五件に達した。

郵便貯金制限額引上の方針

【七・六】貯蓄獎勵の強化徹底をはかるため選信省では現行郵便貯金制限額總額二千圓を増額して四千圓乃至五千圓程度とすべく之に必要な郵便貯金法中改正法律案(同法第三條第一號改正)を來議會上提出すべく目下立案を進めてをり近く大藏省と折衝することになつた。

短期融通證券發行の要なし

【七・七】日銀では廿七日重役總會を開催し同席上市中銀行側は去る十四日の金融懇談會に引續き再び「短期融通證券」の發行を要望したが、之に對し津島副總裁より左の如く説明して目下その要なしと答へた、即ち本月に入つて以來政府支拂超過は豫想外に少く、一方税金移納關係もあつて市中銀行が遊資に苦しむといふ状態には未だ立至つてない、之等の原因もあつて米券の賣却は案外拂々しからず、去る廿五日借換發行一億二千萬圓に對し乗換は僅かに一千萬圓に過ぎず、日銀保有高は九、十月物を合せて一億三千八百萬圓に上つて居る、従つて短期資金運用の對象は尙ほ相當殘されて居る上、最近の短資市場の狀勢より見るも目下の處未だ短期證券發行の必要はないといふにあら。

☆ 公 社 債

日銀保有公債の買氣旺盛

【七・五】本月上、中旬一時的に停頓を示した政府支拂は下旬に入ると共に急速に進捗し政府支拂超過は連日平均二千萬圓に上つて居る、従つて市中銀行の日銀保有公債に對する買氣は引續き旺盛で、廿五日日銀の利付公債買却は一千万圓、月初來累計は二億六千九百萬圓に上つた、一方米券に對する買氣は案外振はず、廿五日一億八百萬圓の大量買却があつたにも拘らず借換發行一億二千萬圓中、當日の乗換分は一千万圓に過ぎなかつた。

米券借換發行

【七・三】(大藏省発表) 七月廿五日支拂期日の第七十八回米穀證券一億八百萬圓は内六百萬圓を現金償還し殘額一億二百

萬圓は左記要項の通り之を借換發行することに決定した。

證券の名稱 米穀證券(第八十一回) △發行額 額面一億二千萬圓 △割引歩合 日歩六厘四分の三 △發行日 昭和十三年七月廿五日 △支拂期日 昭和十三年十月廿五日 △發行方法 日銀引受

米貨公債償却

【七・三】(大藏省発表) 政府は減價基金を以て本年二月以降紐育に於て買入に該る六分半利付米貨公債を八月一日銷却に決定したが、之が額面及其買入代金左記の通り

六分半利付米貨公債額面 二百五萬二千弗、此買入代金三百六萬七千五百九十圓七十六錢五厘(一弗に付二圓六厘の割)

東北振興電力債一千萬圓發行

【七・六】興銀では廿六日既報の東北振興電力政府保證社債(第一回)一千萬圓の發行要項を左の如く發表した

發行總額 額面一千萬圓 △利率 年四分二厘 △發行價額 額面一百圓に付金九十九圓二十五錢 △償還の方法及期限 十二年但二ヶ年据置其後每半年金二十萬圓以上償還又は買入銷却す △元利金支拂保證 本社債の元利金支拂に付ては政府之を保證す △申込期間 八月八日より同月十日まで △拂込期限 九月一日 △請負募集銀行 興銀、第一三井、三菱、安田、住友、三和各銀行

芝浦製作所社債一千萬圓發行

【七・六】芝浦製作所社債一千萬圓の條件は廿八日幹事銀行(三井)から左の如く正式に發表されたが前回(イ號債)同様四分

三厘八一、十年の基準に据置かれた發行金額 總額二千萬圓中の號債一千萬圓 △利率 年四分三厘 △發行價額 額面百圓に付き百圓 △償還方法及期限 十年、但二ヶ年据置後每半年額面計十萬圓以上抽籤又は買入により償還(平均償還年數八年八) △申込期間 八月十五日より同月十七日迄 △拂込期限 八月廿五日 △擔保 工場財團(イ號債と同一順位) △受託 三井銀行 △募集請負 三井、第一、興銀の三行、三井信託

東京市債一千六百萬圓發行

【七・六】興銀では東京市公債れ號の發行條件を廿九日左の如く發表した

總額 千六百九十七萬五千四百圓 △利率 年四分二厘 △發行價額 額面百圓に付百圓 △償還の方法及び期限 十五年、償還年次表に依り抽籤償還 △申込期間 八月八日より同月十日迄 △拂込期限 八月廿五日 △引受募集銀行 興銀(幹事)、第一、三井、三菱、安田各銀行

爲 替

大藏省の外國爲替銀行に對する統制方針は爲替相場並に銀行間の取引に關しても統制經濟の進行と共に漸次積極的態度を以て進んで來たが、爲替資金の統制については從來正金及び各爲替銀行間の個別的な擔給關係に際して側面的な統制をなして來たに過ぎず従つて支那事變の推移に伴ひ大藏當局の爲替統制方針の動向は

關係各方面より注目されてゐた、然るにこの程滿洲國に於ける爲替資金集中方針の決定を機會に愈々大藏當局に於ても爲替集中に對する根本的態度を決定することとなり右方針の下に具體案を考究の結果、日銀をして爲替のコントロールをなさしめ、正金は日銀の賣圓をうけて各爲替銀行に爲替の賣買をなすこととなり、これにより大藏省は從來の部分の爲替統制より「全面的爲替統制強化」の方向へ積極的に進まんとするもので、従つて右方針の實效は極めて注目されてゐる。

爲替資金の日銀集中實施

【七・六】大藏省では爲替政策の強化に伴ひ外國爲替資金の效果の運用を期する爲正金及び市中銀行の外國爲替資金を日銀に集中することとなりその具體案を考究中の處、今回左の如く日銀に強力なる爲替統制權を賦與して正金及び市中銀行の餘裕資金を日銀に集中しその適切妥當なる運用に資することに方針を決定、我が國爲替政策の劃期的展開を圖ることとなつた、而して右方法の實施はこの際特に省令の公布に依らず日銀と各市中銀行との個別的契約に依つて實行を期する管であり、依つて日銀ではこの方針に基いて廿九日同行に正金及市中銀行爲替銀行代表を招致し右方針を説明諒解を求めるととなつた、而してこれが實施期は契約書交換等の手續があるもので大體八月十一日となる見込みである、統制要項は左の如くである

一 外國爲替銀行の外國爲替取引に依り

毎旬末に於て外貨の買替超過となる場合にはその買替超過額日本銀行に於て定めたる一定の限度を越ゆる金額に就いてはその買替を日本銀行に豫約すること、但し左の取引に屬するものは之を除く(以下同じ)

(一) 關東州及滿洲國に於て圓貨又は滿洲國幣貨を受授すべき外國爲替取引

(二) 北支及中支に於て圓貨又は中國聯合準備銀行券表示資金を受授すべき外國爲替取引

二 前項に依る外國爲替銀行の日本銀行に對する外國爲替買替約の實行はその金額に就き一回としてその明日を定め且つ許す限りの之を期近とすること、但し實行を一回とすること困難なる場合には日本銀行の承諾を得て之を數回に分割し得ること、右取引にして實行困難なる金額に就いては乘替を認むることあるべきこと

三、外國爲替銀行の外貨資金(滿洲國幣貨資金、中國聯合準備銀行券表示資金を除く、以下同じ)に餘裕を生じたるときはその餘裕額につき日本銀行に對し直買又は直賣其買の乘替取引をなすこと

四 外國爲替銀行はその外國爲替取引に基き必要とするときは日本銀行に對し外國爲替買替方申込をなし得ること

五 外國爲替銀行の手許外貨資金逼迫したる際は日本銀行に對し直買又は直賣の乘替取引の申込を爲し得ること

六 前二項の申込を受けたるときは日本銀行は大藏省の許可を得たる輸入爲替その他の必要に基き、又は必要止むを得ざる資金なることを認定したる上、之が取引に屬すること、但し該銀行は之をフアシリテイを日本銀行に於て妥當と認むる限度まで使用し居ることを條件とする

七 日本銀行と外國爲替銀行との間に取引する外國爲替は凡て電信爲替としその幣種は英貨及び米貨に限ること

八 爲替相場は取引日に於ける協定電信賣相場に依ること、し乘替取引に就いては眞先フラットとすること

九 外貨の受渡しは英貨に就いては日本銀行ロンドン代理店、米貨に就いては日本銀行ニューヨーク代理店に於て行ふこと

十 外國爲替銀行は本邦及外國に於て外國銀行に對し圓貨外貨賣の取引を爲さざること、但し特に必要なる場合には日本銀行の承認を要すること、尙乘替取引の場合に於ける圓の先買外貨の先賣は之を爲し得ること

十一 外國爲替銀行の海外支店に於けるローカル・ビジネスに依る外貨の支拂にして一定限度を越ゆるものは日本銀行の事前承認を受くること

十二 外國爲替銀行は日本銀行の要求に従ひ何時にても外國爲替業務に關する調査計表その他の書類を日本銀行に提出すること

十三 日本銀行は必要と認めたる場合は隨時外國爲替銀行の財産並に營業狀態に就き實地調査を爲し得ること

外國爲替基金の利用手續決定

【七五】日銀では廿九日市中爲替銀行十一行並に在京外銀代表者を招き外國爲替基金の利用方法を協議した結果、市中側は日銀原案を異議なく承認、明廿日各行とも自行内部の意見を取纏めた上正式承認の回答をなすこととなつた、然して右に關する義務契約は置務を掌る機關たる正金と市中銀行間に於いて八月一日付で締結する等、外國爲替基金の利用手續の要綱左の如し

一 爲替銀行が本基金を利用せんとするときは本行に對し必要なる事項を記載して申込をなすこと

二 本行は右申込に對し諸答を回答し承諾の場合は爲替銀行に對し外貨貸付の手續をなすこと

三 爲替銀行は外貨借入の擔保として國債を差入ること

四 爲替銀行は外貨返済に充當すべき輸出形を區分整理すること

五 本基金を利用すべき商品は輸出原料にして國內需要に轉用の虞なきもの例へばリンク制商品又は保税工場に輸入せられて加工製造の上輸出せらるるものたること

六 輸入商品が加工製造の上輸出せらるるものなりや否やに付ては政府が許可に當り確認するも尙は爲替銀行に於ても充分の注意を用ふる

七 本案は八月一日より實施すること

爲替基金利用の輸入品目決定

【七六】外國爲替基金の利用は愈々八月一日より開始(前掲)される事となつたが、市中銀行が右基金を利用するに當つての利率は金額、期限等によつて考慮されるも二分五厘を標準とし、期限は三ヶ月乃至四ヶ月を目安としてゐる、然して基金を利用し得る商品は目下の處既に商品別リンクの存在する棉花、羊毛、牛脂、香料、錫、煤、メキシコ・ファイア、豚毛、マニラ麻、ノイルの九品目と決定したが、物價動員計畫の進捗に伴ひ増加する方針である、目下の處右九品目一ヶ月の輸入量は大體四千萬圓程度と見て居り爲替基金は最初の一ヶ月に於て右金額だけは減少する譯であるが日銀は基金の貸出に當つて圓債擔保の外に他の輸出品を各銀行の別勘定に處理せしめ返還資金を準備せしめる事となつてゐる、而して基金の利用し得る商品の爲替許可に際して當局は右の旨のスタンプを捺し爲替銀行の判斷を明確ならしめる等

新爲替政策への三疑問

【七七】餘裕外貨の日銀集中につき市中爲替銀行は未だ具體的な細目が判然しないため確たる見透しはつけ難いとしてゐるが、大局的に見て餘裕外貨を日銀一行の手により運用することとなれば我が國際收支の上に有效且つ合理的に利用し得るとなし、我が爲替國策も究極の段階に達したもとしてゐる、然し問題となるのは

一 各銀行のフアシリテイに依る外貨手持の一定量を決定することだが、その決定方法は極めてデリケートであり過去一年程度の実績を基礎にするときは不公平の議を免れ得まい

一 外貨賣却を日銀に申出でる場合どの程度に市中の希望を容れて貰へるか、その點場合に依つては極めて窮屈となる

一 日銀に賣却する日が十日目と限定されてゐるので賣却日に不利なレートとなる場合も考へられこの間の處置をどうするか

なる場合も考へられこの間の處置をどうするか

等々の點であつて取扱上の難點につき當局的處置を要認してゐる

戰時爲替統制形態完成

【七八】戦時下一志二片の國策相場を維持する爲昨年八月の對英爲替協定、本年三月の對米一四圓の對英細目協定並に銀行間爲替取引の許可制實施と爲替統制は事變勃發以來漸次に強化の一途を辿り、更に廿九日に至り別項の如く爲替銀行の餘裕外貨を日銀に集中之が利用を圖る事に決定、事變下爲替統制は茲に完成形態をとるに至つた、而して從來爲替の日銀集中の方法としては(一)爲替業務の直接的な集中と(二)單なる爲替資金の集中の二途が考慮されて居たが、外銀側との撮合と無用の摩擦を避けるため後者の資金集中の方法がとられ、しかもこの場合法令によらず爲替相場協定の際にも見られた如く飽くまで爲替銀行間の協同的意志を尊重し、日銀と市中銀行間の個別的契約の形式をとつて具現した、同契約は外國銀行には關係なく市中銀行のみを對象とするが、この結果正金は今後も從來同様新産金現送替り金の一手法下等一、二の特權を保持するといふものゝ原則的には他の市中爲替銀行同様な營業銀行たるの地位に墮落し、爲替統制の主體が正金から日銀に完全に移轉した點に於て劃期的な意義を有して居る、同契約の目的並に今後の運用方針は大體左の如くである、即ち

一 爲替銀行の餘裕外貨を動員することにより外貨資金の總額の増加を來す譯ではないが、之により外貨資金の合

一 爲替銀行の餘裕外貨を動員することにより外貨資金の總額の増加を來す譯ではないが、之により外貨資金の合

一 爲替銀行の餘裕外貨を動員することにより外貨資金の總額の増加を來す譯ではないが、之により外貨資金の合

一 爲替銀行の餘裕外貨を動員することにより外貨資金の總額の増加を來す譯ではないが、之により外貨資金の合

理的、合目的な運用を期待し得る。

一 市中銀行はまづ自己保有の外貨を明  
近、先物等に區別し詳細に日銀に報告  
する、日銀は各銀行の過去の實績營業  
の規模等に照らし各銀行の營業上必要  
と認められる資金を除外し、殘餘は餘  
裕資金と看做して日銀に賣却させる、  
この場合日銀としては市中銀行の營業  
上の必要額に相當含みを持たせ餘額資  
金の集中に當つて餘り追放の態度に  
出でない旨を言明して居るが、之が決  
定迄には市銀との間に相當の折衝を要  
するものと見られる。

一 かくして日銀に集中された外貨は  
「外國爲替基金同様正金に預入され  
るが、日銀の資産勘定としては外國爲  
替基金とは別に新たに勘定項目を開くこ  
ととならう。

一 市中爲替銀行の餘剩外貨を日銀に集  
中する代りとして市銀の手許外貨が通  
迫した場合には市中銀行は日銀に對し  
期近物の拂下げ乃至は期近買先物賣の  
乗換取引を要請し得る事となつて居る  
が、將來輸入許可の範圍は大體リンク  
制の適用ある商品に限られる傾向にあ  
り、之等商品の爲替取扱にあつては  
外國爲替の基金を利用する途が開かれ  
てゐるから事實上かゝる事例は案外少  
く結局この過程に於て輸出ビレは盡く  
日銀に集中するといふ事態に立至るの  
ではないかと見て居る向が多い。

一 かくて今後爲替銀行としては輸出ビ  
レを買入れる場合爲替變動によるリス  
クを考慮する必要はなく、輸出ビレを  
日銀に賣却する事により協定率のマー  
ヂンを確實に収める事が出来るから、

市中爲替銀行の地位、權益は之により  
十分確保し得る事となる日銀、正金  
兩當局は見て居るが、市中銀行の意見  
は必ずしも之と一致せず、運用上無用  
の摩擦を避け萬遺憾なき様當局の慎重  
な措置を希望して居る。

一 更に市中銀行の手許が逼迫した場合  
日銀は輸入爲替取極めの爲め外貨を賣  
應する事となつて居る爲め現在行はれ  
て居る如き期近資金調達への爲めの銀  
行間取引はその必要性を減じ漸次消滅  
の一路を辿るものと見られる。

豫約爲替の限月制限撤廢

【七二】大藏省では從來豫約爲替許可證  
に對し三ヶ月の制限期間を設けて來たが  
今回右制限を撤廢することとなり廿九日  
左の如く發表した、なほ先物爲替取極め  
のレートの問題は之に伴ひ爲替銀行間の  
協定更改の上決定する筈である。

(大藏省發表)

從來爲替許可に際して  
は爲替銀行の爲替持高に對する壓迫を  
緩和し先物相場の高騰防止に之に原因す  
る爲替相場全般の軟化を防止するが爲  
英米系通貨の爲替に付ては原則として  
三ヶ月を超ゆる先物契約は之を爲し得  
ない旨の條項を許可證に附けて來たが  
其の後輸入爲替の許可も漸次計畫的に  
運用せらるゝことになり爲替銀行間に  
は爲替相場の協定が成立し遺憾なく遵  
守せられて居り其の他爲替市場の全般  
的統制が行届いて來たので、最早今日  
では斯る制限をしなくとも爲替相場の  
維持は充分であり別段弊害の生ずる虞  
れがないと思はれるに至つたので今回  
此の制限を全廢することにした。

東京海上が外國證券を提供

【七三】政府は去る十九日の閣議に於て  
日本銀行の正貨準備のうち三億圓を解除  
して外國爲替基金勘定を設置し回轉的に  
輸出商品原料輸入のため活用することに  
決したが、政府の爲替政策に呼應して東  
京海上火災保險會社は、永年海外營業に  
依り蓄積した多額の財産のうち海外營業  
上必要止むを得ざるものを除き英米に保  
有する外國證券五千萬圓をロンドンその  
他に於て横濱正金銀行に提供することに  
決定し之が手續を完了した、右外國證券  
五千萬圓は即時外貨に換金し得るもので  
政府の爲替政策強化に一層拍車を加へる  
ものとして注目される、尙ほ外國證券の  
利用については正金銀行が自由に利用し  
得ることになつてゐる。

貿易

輸出振興策

戰時經濟參謀本部たる商工省では、  
わが輸出振興の積極策を強行する爲  
に既に輸出製品たる綿製品(輸入原  
料棉)人絹製品(同バルバ)、ベニヤ  
板(同南洋材)等九品目に互り商品別  
個人リンク制を採用し、また大藏當  
局と緊密な連絡を以て輸出前貸補  
償制を新たに確立して着々これが積  
極的具體策を實行してゐるが、更に  
輸出業者の原料輸入を一層簡便化せ  
しむべく新たに特殊工場制の設定を  
決意し近くこれを實施する準備を整  
へてゐる、かくて(イ)國內消費の全  
面的禁止と相俟つて(ロ)輸出商品の

國內流入を徹底的に禁止しきざりに設  
定された(ハ)外國爲替基金勘定を積  
極的に運用すると共に(ニ)リンク制  
(ホ)前貸補償と(ヘ)特殊工場制の三  
制度の効果を運管により我が輸出振  
興の方策は本格的軌道に乗り、八月  
以降に於ては從來沈衰傾向にあつた  
我が輸出關係産業に新たな活力が  
賦與され輸出増加を目標に一路積極  
的に推進されるわけである。

輸出註文へも輸出補償法を適用

【七二】商工省では輸出振興の見地から  
現行輸出補償法を改正し輸出註文に對し  
ても補償を適用することとなり目下貿易  
局に於て具體案を作成中であるが近く實  
現を見ることとなつた、即ち現行輸出補  
償法によれば甲種補償は實損失額の八割  
を、乙種補償は七割を夫々政府が補償す  
ることとなつてゐるが、此の場合補償は  
輸出業者が輸出手形を取組んだ場合に  
に適用されてゐる、然るに今回の改正は  
この適用範圍を擴大して海外の註文を見  
返りとして輸出業者が銀行から融資を受  
け、然る後解約其他によつて輸出手形取  
組不能に陥つた場合にも政府補償を適用  
せんとするもので、貿易局では之を丙種  
補償と假稱し具體的立案を急いでゐる。

輸出資金前貸損失補償制新設

【七六】政府は輸出振興策の一つとして  
今回輸出前貸金に對しても損失補償を爲  
すため臨時輸出資金前貸損失補償制を新  
設することとなり、廿九日の閣議に附議  
正式決定するが、その要領を廿八日商工  
省より左の通り發表した、本制度は輸出  
補償法に準據せず政府と銀行間の補償契  
約に依つて實施するもので、實施期日は  
八月一日となる模様である。  
(商工省發表) 本邦輸出貿易の現状に鑑  
み輸出資金の前貸を積極化して輸出業  
者の金融難を解決するため本邦爲替銀  
行をしてこの際臨時輸出資金の前貸を  
實施せしめこれに依り銀行が損失を受  
けたる場合はその八割を限度として政  
府に於て之が損失を補償することとし  
所要經費四百七十萬四千圓を第二豫備  
金より支出せんとす、依つて明廿九日  
閣議に附議決定することとなりたり

特殊工場制原案成る

【七〇】商工省では輸出振興策として輸  
出入リンク制、輸出前貸補償制(本項別  
掲)を實施したが、今回更に特殊工場制  
の採用によつて積極的輸出振興を計るこ  
ととなつた、即ち貿易局に於て目下立案  
中の特殊工場制の内容は左の如くで輸出  
入臨時措置法(一)卷六一九、六二八頁參  
照)に基き省令を以て公布される。  
一 現行保稅工場制の運用によつて大藏  
省は輸出製品用の原料輸入を許可して  
輸出振興を企圖してゐるが保稅工場に  
は次の缺點が存する  
(イ) 有稅品の原料を主たる對象とし  
無稅品は適用外である  
(ロ) 保稅工場によつて輸入した原料  
を國內に流入せしむることは稅さへ  
拂へば可能であつて禁止されてゐな  
いこと  
(ハ) 保稅工場と輸入爲替許可とを結  
び付けることは保稅工場の本來の機  
能でないこと  
(ニ) 稅の手續が繁雜であること  
(ホ) 保稅工場は工場主の負擔を以て

政府の監督官をおいてゐること  
 一 よつて商工省では特殊工場制を新設する、即ち特殊工場を利用したい者(工場主)は商工大臣に三ヶ月先迄の輸入と輸出の計畫を提出し特殊工場の設定方を認可申請する

一 特殊工場を設定し得る者の資格は制限しないが商工大臣は特殊工場申請者の過去の実績、信用、作業を調査し特殊工場の設定を許可する

一 特殊工場は直輸出した場合或は輸出前に委託輸出した場合には商工大臣に届出る、其他原料及製品の地域的移動にはすべて商工大臣の許可を要す

一 特殊工場設定を許可した場合は原料の輸入爲替を自動的に許可する、但し形式的には大蔵省の輸入爲替許可を要すること勿論である

一 特殊工場には國家の經費負擔に於て常駐監督官を置く、右監督官は特別任用で地方廳に配属せしめ特殊工場が許可された場合工場に常駐監視する、常駐監督官の經費は第二種備金より支出する

一 特殊工場は現行商品別リンク制實施の物品にも適用し得るが、特殊工場を認可された工場に對しては商品別リンク制による原料の輸入は認められない又特殊工場の適用品目には有税及無税の輸入原料に適用されるが、有税品の場合は税を徴収されることは勿論で、この税の徴収には大蔵省税關が當り、特殊工場制には税の手續は規定しない

一 特殊工場による製品輸出には圖アブックへの輸出は輸出として認めない、又無爲替輸出は特殊工場制では禁止しないが、爲替管理によつて取締る

一 商品別リンクでは輸出した場合のみ原料の輸入を許可してゐるが特殊工場制は輸出実績によらずして輸出に振向ける名儀で輸入原料を許可するものである、而し勿論實際に輸出することを附帶義務要件とする

一 以上が特殊工場制の原案骨子であるが、輸入爲替許可と特殊工場を結び付ける關係から商工、大蔵兩省令を以て公布することとなる模様で、商工省當局はこの特殊工場制實施により中小家内工業者も輸出轉換をなし得るものとしてその成果を期待してゐるが、實際上は一貫作業の工場主が最も該制度の利用に便宜な立場にあるから、果して中小業者の輸出奨励策として實效ありや否やは疑問視される

一 人絹リンク制綱目決定  
 【七三】商工省では人絹輸出振興策としてリンク(制二卷一八一九頁参照)を實施することとなり之が具體的細目の最後的打合協議會を廿一日開催、人絹聯、人工聯、日本絹人絹糸布輸出聯、日本輸出人絹商聯の各團體代表を招致し、商工省より物資關廳局長、石田第九課長等出席之が協議の結果左の如く決定した、尙ほ本リンク制は差當り省令に依らず運用に依つて實施し又實施期は目下大蔵當局と打合せ中であるが八月一日となる模様である

一 商聯、商聯、人工聯及糸聯は一定數量の輸出を除く以下同じ)を確保する爲左記事項を實行することとなつた

(一) 糸聯所屬の會員は原糸に付ては輸出商を經由するか若は直接に之を輸出し織物用に付ては之を人工聯に賣却し右賣却數量に相當する織物の輸出を商聯、商聯及人工聯に於て共同保證すること

(二) 右共同保證の爲普通品に付ては原則として共販制を採用し(但し當分の間註文生産を認むること)商聯、商聯及人工聯は各五十萬圓の出資を爲し各三名宛の委員を選出し之が運用を爲すこと

(三) 人工聯に在りては  
 (イ) 特殊物の生産は商聯又は商聯の註文に依ること  
 (ロ) 普通物の生産は商聯又は商聯の註文に依るか又は一部見込生産を爲すこと

(四) 製品の内地流入を阻止する爲人絹織物關係工業組合を總て加入せしめたる上登録印章の押捺等の手段を採用すること

(五) 従來の人工聯の行ひ來りたる生産統制を廢止すること

(六) 商聯に在りては  
 (イ) 組合員は人工聯より荷受したる製品を輸出するに若し商聯の他の組合員に對してのみ販賣し得ること更に  
 (ロ) 組合員は一定保有數量を超えて荷受を爲すことを得ざることを  
 (ハ) 右實現の爲登録制度を採用する事

一 商聯に在りては  
 (イ) 組合員は人工聯より荷受したる製品を輸出するに若し商聯の他の組合員に對してのみ販賣し得ること更に  
 (ロ) 組合員は一定保有數量を超えて荷受を爲すことを得ざることを  
 (ハ) 右實現の爲登録制度を採用すること

(七) 本輸出振興策實現の爲商聯、商聯、人工聯及糸聯は可及的速に右準備に着手すること

(八) 十月から本格的實施【七三】人絹リンク制は大蔵省の諒解が成立すれば八月一日より實施するが、實施すると言つても之は現在のストック及約定品が輸出され之に伴ひバルブの輸入が認められるのみであつて實際には準備の都合もあり、人絹普通品の共販の實施される十月一日より本格的リンク制が實施されるものである

一 統制團體の申合せにより統制規程によつて實施することとなつてゐるが、大蔵省稅務監督局の要求によつては商工省令によつて強制的に實施する方針である、尙ほリンク制の殘された左の諸問題については當局は可及的速かに成案を急ぐ方針である

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

一 金額リンクか従量リンクか  
 棉花のリンクは従量主義によつてゐるが、人絹製品とバルブのリンクを従量

行ひ見込生産を行ふため海外の注文なく輸出不能に陥る場合が生ずるので、之に對しては輸聯、商聯、人絹工聯團體が五十萬圓宛輸出して買上げることをした

一 原木の場合内地流入の問題は少ないが織物については内地流入の問題が生ずるので登録制を設け、各組合で織物の移轉毎にその所在を登記し又輸出物内地物の印章を捺印せしめることとする外、税務署とも協力して消費税徴収(内地製免稅輸出對品)の手續きをとる場合税務署は人絹工聯の證明のないものは受付けないこととしたこと

一 リンク制に伴ひ人絹工聯は輸出向について従來の生産統制は停止するが、輸聯の輸出割當、人絹聯の生産割當を停止することについては目下の處未定である

一 圓ブロック内の滿洲、關東州、支那向移輸出は禁止乃至許可制を今の所施行しないが同地方に對する移輸出に依つてリンク制の機能たるバルブの輸入權を取寄せしめないこととしたこと

一 ハンカチ、マフラー等の布帛製品については補のリンク制によつて輸出會社が近く設立されるので人絹聯は此の會社に原糸を引渡せばバルブ輸入權を得せしめることとしたが、其他の人絹織品については目下の所特別の取扱を考慮してゐない

一 人絹リンクは個人リンクと團體リンクの併用方針を採つたこと、即ち糸とバルブは個人リンク、織物とバルブは團體リンクである

一 人絹リンクは個人リンクと團體リンクの併用方針を採つたこと、即ち糸とバルブは個人リンク、織物とバルブは團體リンクである

▲ス・フリント案に賛否兩論【七・五】ス・フリント案は弱小人絹會社の間に反對論がありその成行は注目されてゐるが、ス・フ同業會の代表者は廿五日商工省を訪問、ス・フリント制實施方に關し左の如く陳情、可及的速なる實施を要望した即ち

一 リンク制を實施しなければ現在のバルブのストックがなくなり、従つて人絹及人絹製品は輸出も止まらることとなる

一 リンク制を實施すればバルブの供給が確保され、従つて操短休廢を緩和し得る

一 リンク制實施によつて輸出振興は勿論國內用の人絹を或る程度迄供給し得ることとなる

一 リンク制採用に當つてもリンクの比率は國內用を或る程度迄供給する標準とされたし

一 而して、商工當局としては同業會の内部には弱小會社の意見として左の如き反對論もあり慎重なる態度を持し一應同業會の具體案作成提出を俟つて成否を決定することの旨回答したが、見逃しではリンク制を實施する意向にしてリンクの比率に當つて内地用バルブを認めることには難色を示してゐる、中小會社の反對意見左の通り

一 リンク制を實施すれば結局大手筋のみその妙味に興り、弱小會社はリンク制の圏外に落ちる懼れがある

一 棉及羊毛の代用品としてス・フが大量に需要されて居るので、今年バルブの輸入を許可出来なくとも來年初めにはバルブの輸入は許可されることとなるので、リンク制によつてバルブの輸入を確保する必要はあるまい

一 現在ス・フの輸出額は少額に過ぎず且つ棉及羊毛の代用品とし國內需要が一定量必要な限り輸出振興にも一定限度があり、従つてリンク制の眞の機能發揮し得ない

一 京阪蘆葉米輸出組合設立【七・五】商工省は廿五日付を以て京阪蘆葉米輸出組合(地區京都市及大阪府、事務所在大阪市、組合員數百二名)の設立を認可した

一 産糸輸出同業會結成【七・五】廣済生糸輸出同業會では廿七日午後二時組合員總會を開催、農林省から吉田蘆糸局長、肥後生糸検査所長、神戸輸出同業組合小田組長等出席、現下の非常時局に際し生糸貿易の促進、統制をはかる目的をもつて廣済及び神戸生糸輸出同業會を組織し以て自治的統制に乗出すこととなつた

一 臨時輸出入許可規則改正【七・五】商工省では國內の需給状態に鑑み麻屑、鐵、パピツメタル其他アンチフリックシヨシメタルを新に臨時輸出入許可規則(一卷八五七、一六八二頁参照)の輸出許可品目に追加し、又麻屑を同規則の臨時輸出入許可規則改正省令を廿九日付官報を以て公布、即日實施した

一 輸出入許可規則別表丙號(輸出許可品目)に追加せらるるもの

一 麻屑(稅番二九五、二九七)及麻製織(同三四一)右は標準用紙たる「ライスペーパー」の原料を確保する必要あるに因る

二 鐵(稅番四六二、四六二の二、四六二の三)右に關しては従來鐵合金たる「フェロステン」及「フェロモリブデン」に付てのみ輸出許可制を實施してゐたが、今鐵(鐵力、鋳鉄、鋼板、線材、鋼材、帶鐵等を含む)特殊鋼並に鐵の筒及管に付ても輸出せんとする場合には許可を要することとなつた

三 パピツメタル其他のアンチフリックシヨシメタル(稅番四七四)右は「アンチモニー」合金一種にして現在輸出許可制を實施中なる「アンチモニー」關稅品目に追加した

二 別表丙號品目中より削除せらるるもの

一 屑紙(稅番四〇〇)現在屑紙として輸出せられて居るものは殆んど全部關商向古新聞紙にして之等は總て許可し居る實狀に鑑み今廢之を許可品目中より削除する事となつた

一 八月以降比島向綿布輸出調整【七・五】八月一日以降に於ける比島向け日本綿布輸出數量に關する日米間紳士協定に就いては過般來ワシントンに於て日米兩國當業者間並に齋藤駐米大使と米國政府との間に折衝を重ねて來たが、この程七月末を以て期限満了する現行協定を更に一ヶ年延長することに決定した、よつて廿七日外務省情報部より右に關し左の如く發表した

比島向けの日本綿布輸出數量については昨年八月一日以降滿一ヶ年の輸出數量を四千五百萬平方米に日本側に於て自制することを日本綿糸布東亞輸出組合が決定しその通り實行して來たのであるが、本問題について本年四月以降ワシントンに於て日米兩國當業者間に交渉を重ね來りつゝあつたところ去る廿二日に圓滿妥結を見、本年八月以降は前年同様向一ヶ年間四千五百萬平方米に自制することに決定した

一 アフリカ向輸出雜貨に統制命令【七・五】日本雜貨阿弗利加近東輸出組合聯合會及其の所屬組合たる東京雜貨阿弗利加近東輸出組合、廣濟雜貨アフリカ近東輸出組合、名古屋近東アフリカ輸出組合、近畿阿弗利加近東輸出組合、西部雜貨阿弗利加近東輸出組合は阿弗利加向雜貨に付先般來自治的に輸出手續及取締に關し統制を實施してゐたが、今回右統制の確保を圖る爲商工省では來る八月一日附を以て貿易組合法第十八條に依る統制命令を發令同十五日より實施することとなり、右の地區内に於て阿弗利加州に綿糸、綿織物(交織物を含む)絹紡糸、人絹糸、絹織物(交織物を含む)及人絹織物(交織物を含む)以外の商品を販賣の目的を以て輸出を爲す者は昭和十三年八月十五日より各當該組合の定める輸出手續及輸出取締に關する統制に従ふこととなつた

一 外地貿易(六月)中【七・五】(拓務省發表) 六月中外地(關東州を除く)貿易額左の如し(單位千圓)

Table with 2 columns: Month, Amount (千圓). Rows for June (六) and July (七).

輸入 二、一〇〇 六、七三  
 合計 一六、二〇 二六、五五  
 差引 出一、三〇 入 二、八〇

## 市場

### 株式市場波瀾

【七三】株式市場は最近環境の不透明に加へて満々國境事件の突發等に兎角波瀾含みの市況を呈しつゝあつたが廿二日は滿々國境問題の和平解決を見送ふ樂觀人氣墮頭し格別人氣を刺戟する程の好材料なきに拘らず有力仕手の動搖を動機に新東、鐘紡等主力株の波瀾を招き商内も近來の活況を示した、即ち新東株は二萬株の賣物に連れて二三千枚の賣物續出し一方齋藤の利喰と見られる大二三萬枚を筆頭に二三千枚内外の買物現れて卅一圓七十錢と前日の引値から一應に四圓方牽騰し鐘紡も亦二百十四圓九十錢と前日の引値から六圓四十錢方急反騰に始まり更に新東は百卅三圓了度、鐘紡二百十五圓五十錢の高値に續進したが、此邊又展り賣人氣墮頭して軟化し結局新東は百卅圓廿錢鐘紡は二百十二圓四十錢と反落して前場を引けた、内外狀勢の複雑化と共に人氣の向背定まらず仕手の動搖を反映して當分株式市場は波瀾含みに推移するものと見られて居る

### 代行株買増内認可

【七三】東株取所では現在四萬株の代行會社株式所有の上更に六萬株以内を買増し十萬株所有に就て豫て商工省に認解を求めて居たが廿三日内認可に接したので即日正式認可方を申請した

### 東株代用價格改正

【七三】東株取所では廿六日商議會を開き左の如く委託證據金代用價格の改正品目新設、舊新合併並に廢止を決定、明廿七日より實施することとなつた

### 北海拓殖銀行新株外四種

- 一 拂込増加に依り代用價格を引上げるもの
- 一 日本航空線送株外十三種の一時價世落に依り代用價格を引下げるもの
- 一 五分五厘利英貨東京市復興事業債外四十九種
- 一 舊新合併
- 一 理化學業新株外四種
- 一 廢止するもの
- 一 王子製紙付債外二種
- 一 新に代用品中に加ふるもの
- 一 朝鮮製糖株外一種
- 一 銘柄變更

### 實業金融具體案成る

【七三】東株取所に於ける實業金融の擴大化案は實物組合制と屋々協議を重ねた結果具體案を得るに至つた爲め實物取引引組合では來る八月一日總會を開き之れが承認を求むる筈である、而して之れが内容は大體現在東株で行つてゐる實業金融資金六百萬圓を一千萬圓に増加するもの之は更に國策線に添ふ時局産業株に金融するを目的としたもので銘柄は大體廿乃至卅種として居る、尙此の銘柄選定は實物組合總會終了後委員を擧げて決定する筈であるが組合側から上田、久保田正副委員長、玉塚榮次郎氏、取引所側坂塚專務理事、大串、森兩理事が内定、實業金融貸出利率は最高日歩一錢六厘と決定した、仍つて東株の實業金融資金一千万圓を市中金利並に組合で一步一厘で使用し之を更に取引引へ轉貸する譯で利鞘五厘は取引引所及組合折半收入とし取引引から委託者に貸付ける場合は一步八厘乃至二錢見當となる、之は組合に於てその基準率を決定することになつて居る、又實業金融は時價の最高九割まで行ふので萬一株價が低落し損害を受けるやうな場合は追證據金を請求又は組合で適宜に處分し貸付期限は卅日とし期限到來の節は乗替手数料を徴収するやうになる模様である、而して取引引所では之が細目成案を急ぎ結局八月十日頃から業務開始の豫定である

### 綿糸清算取引所業務規定改正

【七三】輸出綿製品確給規則に基き去る七月一日より實施された綿業リンク制の結果、綿糸清算取引所の受渡決済綿糸を如何に扱ふかは注目されてゐたが、商工省では純綿糸の内地流入を阻止するため大阪三品取引所、名古屋綿糸布取引所並に東京米穀商品取引所の綿糸格付清算取引業務規定並に綿糸取引引受渡契約準則を改正せしめこの程之が認可指令を發した

### 綿糸清算制實施以來の初變遷

【七三】最高價格制實施以來當限は連月其の日の最高値を以て總解合を續けて居たが東京綿糸市場に於いて廿七日始めての受渡が行はれた、渡方は丸直受方丸梅

で受渡數量廿相値段二百二圓であつた

### 市中人在荷高

【七三】(東京米商取引所人網部調査)七月廿日現在東京市中人在荷高は二萬六千五百半で前旬に比し一千九百五半の減少を示した(單位百石度圓、△印減少)

特殊糸	前旬比較
107.75	△、九三五
普通糸	七八五
其他	△、四四五
合計	一〇〇〇五・五
	△、九三五

### 人網變遷に百五供用

【七三】東京、大阪兩人網取引所では昨年四月限の受渡より百五十デニールの供用を認めなかつたが最高價格制實施と共に當業者の復活要望が強いので取引所側では其の受渡範圍を擴張すべく其の旨廿七日三務省に認可方を申請した認可あり次第新四月限或は速くも來年一月限より従來通り受渡に供用する筈である

### 橫取業務規程變更認可

【七三】橫取取引所が八月一日發會の新南十四年一月限より實施すべく認可申請中であつた再繰切斷回数に關する受渡制限を主眼とする業務規程變更の件は廿三日商工省から認可の指令に接した、新格差については百十四A格廿五圓上上げB格十五圓上上げ、其他據置きと取引引所申請通りに決定されたが、再繰切斷回数に關する制限は商工、農林兩當局折衝の結果に基き百十四A格卅五圓、B格四十圓、C格四十五圓、D格五十五圓、E格六十圓、白及び黃廿一中A格及びB格は卅圓とし右を超過するものは受渡不合格品とすると云ふことになり斯くて市場出廻品の中十四中約



産業

☆ 鑛業

石油資源開發法施行規則公布

【七元】政府は石油資源開發のため第七十三議會に於て石油資源開發法(二卷四〇六頁参照)を制定したが同法施行期日は八月一日と決定之に關する勅令を卅日附官報を以て公布するが、同時に同日附を以て石油資源開發法施行規則を左の如く公布することとなつた、尙要譯權太にはそれ〴〵勅令附を以て同様公布され

【石油資源開發法施行規則】

第一條 石油鑛業者は鑛山毎に毎年四月一日より翌年三月卅一日に至る期間の事業計畫を定め其の年の二月末日迄に之を商工大臣に届出づべし

前項の事業計畫は石油を目的とする鑛業權を取得したる年に在りては其の取得の日より翌年三月卅一日に至る期間に付之を定め其の取得の日より卅日以内に商工大臣に届出づべし

第二條 事業計畫書には左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 試掘及採掘計畫の概要
二 原油又は天然瓦斯の採取見込量及其の處分方法
三 事業に要する資材技術員及鑛夫の充足計畫の概要

第四條 石油鑛業者廢坑又は過水の作業第三條 石油鑛業者廢坑又は過水の作業

を爲さんとするときは作業案を具し其の作業に着手前之を商工大臣に届出づべし

第五條 試掘助成金は商工大臣の指定する地域に於て指定する深度の試掘を爲す石油鑛業者に對し商工大臣其の試掘計畫を適當と認むる場合に於て之を交付す

第六條 試掘助成金は左の各號に該當する金額を限度とす但し商工大臣崩壊性地質其の他の事由に因り特に多額の掘鑿費を要するものと認めたる場合は此の限に在らず

第七條 掘鑿助成金の額は左の各號に該當する金額を限度とす但し商工大臣崩壊性地質其の他の事由に因り特に多額の掘鑿費を要するものと認めたる場合は此の限に在らず

第八條 機械助成金は掘鑿助成金の交付を受けんとする者試掘を爲すため鑿井機械、槽、槽器具、原動機、ポンプ、坑用鐵管又は其の附屬品を購入する場合に於て之を交付す

第九條 機械助成金の額は左の各號に該當する場合に依りて之を交付す

第十條 掘鑿助成金の額は左の各號に該當する場合に依りて之を交付す

第十一條 掘鑿助成金の額は左の各號に該當する場合に依りて之を交付す

第十二條 掘鑿助成金の額は左の各號に該當する場合に依りて之を交付す

第十三條 掘鑿助成金の額は左の各號に該當する場合に依りて之を交付す

第三百米を超 一米に付 三百米を超 七十四圓四角 五十圓三角 六百米を超 一米に付 三百米を超 七十四圓四角 五十圓三角 九百米を超 一米に付 三百米を超 七十四圓四角 五十圓三角

前項の掘鑿助成金の限度は機械助成金の交付を受くる場合に於ては第一號に在りては一米メートルに付九圓以内、第二號に在りては一米メートルに付七圓以内を該じたる額とす

掘鑿助成金交付の指令を受けたる者第十條の認可を受け決定の掘止深度に達する前に試掘を廢止したる場合に於て商工大臣必要ありと認むるときは掘鑿助成金は第一項の限度を超え之を交付することを不得

第八條 機械助成金は掘鑿助成金の交付を受けんとする者試掘を爲すため鑿井機械、槽、槽器具、原動機、ポンプ、坑用鐵管又は其の附屬品を購入する場合に於て之を交付す

第九條 機械助成金の額は左の各號に該當する場合に依りて之を交付す

第十條 掘鑿助成金の額は左の各號に該當する場合に依りて之を交付す

第十一條 掘鑿助成金の額は左の各號に該當する場合に依りて之を交付す

第十二條 掘鑿助成金の額は左の各號に該當する場合に依りて之を交付す

第十三條 掘鑿助成金の額は左の各號に該當する場合に依りて之を交付す

第十七條は第六條第三項の規定に依りて之を爲したるものと看做す

石油試鑿獎勵金交付規則第三條の規定に依りて爲したる申請は第九條の規定に依りて之を爲したるものと看做す

本規則施行の限りに石油鑛業者たる者は鑛山毎に昭和十三年八月一日より同十四年三月卅一日に至る期間の事業計畫を定め本規則施行後一月以内に之を商工大臣に届出づべし

施行規則の要點 【七元】別項の如く石油資源開發法施行規則は卅日付官報を以て公布されることとなつたが同規則の主要なる點は左の如くである

一 石油開發資源法第九條(軍事上必要ある時は石油鑛業者に對し採掘の制限又は増加に關し必要なる命令をなす)は施行規則に委ね、必要ある場合に勅令を以て公布することとなつてある

一 納付金の問題は議會で相當問題視されたが之を合理化したことである、即ち法律では石油鑛業者に對し毎年採掘額の百分二以内の金額を納付せしむることとなつてゐたが施行規則によると(一) 納付金は毎年二百坪以上の採油量の者以外には納付金をとらず

(二) 右の場合には納付金は採油價額の率によつて細かく分けたこと

一 試掘助成金は機械助成金に付ては原則として購入費の三分二とし金額については政府の命令を以て交付する

鐵鋼配給系統の一元化 【七元】鐵鋼を原材料として鐵鋼機械器具類を製作する工業者に對する鐵鋼の配給統制(需要量の決定、鐵鋼割當證明書

の發行等)は工業組合其の聯合會等より成る日本鐵鋼製品工業組合聯合會の系統を通じて之を爲すものと別に商工省の指定する重要製品に付商工省の指定する特殊工業者(時局に鑑み設備、産額、製品の重要性を斟酌して商工省が指定する大會社現在六十社)が組織する機械工業鐵鋼配給會を通じて之を爲すものとこの二大系統に分れてゐたが、最近此の配給系統の異なることに因り著しい不便と弊害を生ずるに至つたので之を是正する必要を生じた、即ち鐵鋼の減産に伴ひ右二系統に對する割當數量の問題を繞り中小工業者の配給會に對する對立抗争の感情を醸成せしめ兩者が相剋、摩擦する情勢が極めて著しくなつたので之を緩和せしむる必要に迫られたこと割當配給と云ふことが一つには社會衡平の趣旨に基く制度である以上鐵鋼の割當數量に應じて徴収すべき手數料を配給系統に依りて異なるが如きことなからしむると共に手數料收入の一部を弱小工業組合に割當事務費として補助し以て割當配給の制度に因る負擔の平等化を圖るの必要あること、配給會に對する商工省の監督の基礎を法律に置く必要あること其の他諸般の事由に依り右の二配給系統を一元化することが合理的であると認められるので、先づ配給會の組織を現在の任意的申合團體から法律に基く工業組合に改組すると共に之を日本鐵鋼製品工業組合聯合會に加入せしめ他の府縣別又は品種別の工業組合聯合會と共に同聯合會から鐵鋼の割當數量の配當を受けしむることとした、之に依つて今後は全國に於て苟も鐵鋼を原材料として鐵鋼機械器具類を製作する工業者は直接

鐵鋼配給系統の一元化 【七元】鐵鋼を原材料として鐵鋼機械器具類を製作する工業者に對する鐵鋼の配給統制(需要量の決定、鐵鋼割當證明書

官部管理の工場を除き資力、規模、産額の大小を問はず等しく工業組合、同組合の組織を通じて鉄鋼の割當配給を受けることになつたのであるが、時局に鑑み政策に基づき工業組合たる配給會へ加入し得る工業者は個々の場合に商工省から指定せられたものに限りらるべきこと鉄鋼の割當及監督に付商工省が配給會に對して特別の措置を爲し得ること等に付ては從來通りである

▲日本鐵鋼製品工聯役員改選【七三】鐵鋼を原材料とする機械器具類の製作業者の工業組合、其聯合會等を以て組織する日本鐵鋼製品工業聯合會は組織の大、殊に今般機械工業鐵鋼配給會の工業組合への改組及同聯合會への加入決定を機會に、卅日臨時總會を開催し左の如き新役員を選任を見た

△理事長 三井米松△事務理事 海軍中將 太田垣富三郎、陸軍少將 渡邊吉太郎△監事 今井龍三郎(大阪府鐵工聯理事)、在岡明次郎(東京府鐵工聯理事)△理事 北海道 中山五平(北海道鐵工聯理事)、東北 小杉平一(岩手鐵工聯理事)、關東 大塚榮吉(東京鐵工聯理事)、高松長三(神奈川鐵工聯理事)、北陸 山田武雄(新潟鐵工聯理事)中部 川久保常治郎(愛知鐵工聯理事)近畿 天江晋太郎(大阪鐵工聯理事)、田中勘七(兵庫鐵工聯理事)、中國 西岡太郎(廣島鐵工聯理事)、四國 城戸旭(愛媛鐵工聯理事)、九州 松尾茂(長崎鐵工聯理事)、田村浩(福岡鐵工聯理事)、古屋幹雄(日本自轉車工聯理事)、古井保太郎(日本鋸齒板工聯理事)、瀧澤七郎(日本鑄物工聯理事)

鐵鋼工作物築造許可規則改正

【七二】商工省では昨年十月鐵鋼工作物築造許可規則(一卷八六〇頁參照)を公布し、商工大臣の指定する工作物又は使用鐵鋼の數量五十噸以下の工作物を除き鐵鋼工作物を築造せんとするものは商工大臣の許可を要することとしたが、其の後五十噸以下の小建築物の鐵鋼消費が相當數量に上るに至つたので商工省では鐵鋼不足の現状に鑑み、十一日付を以て鐵鋼工作物築造許可規則を改正、十五日施行、改正の要點は

- 一 鐵鋼使用數量五十噸以下の工作物も許可を要することとしたこと
  - 二 新に薄鋼板を工作物に使用する場合も許可を要することとしたこと
- の二點である、なほ築造許可規則第一條但書の規定により昨年十月商工省告示をもつて許可を要せざる工作物の範圍が指定されてゐるが今回省令改正と同時に許可を要せざる工作物の範圍も縮小することとなり十一日付商工省告示を以て新にその範圍を指定し舊告示は廢止することとなつたが、今回の指定より除外されたものは
- 一 明礬石、礬土頁岩、粘土等の採取業
  - 二 蹄釘、鐵線等の製造業
  - 三 工作機械以外の機械製造業
  - 四 硫酸、硝酸その他藥品製造業
  - 五 光學ガラスその他ガラス製造業
  - 六 電氣供給事業
  - 七 海運業
- である、改正省令及び商工省告示の内容は左の如くである
- 【鐵鋼工作物築造許可規則改正】  
第一條但書中「又は稱造用として使用する

る鐵鋼の數量五十噸以下の工作物」を削り同條に左の一項を加ふ

前項但書の規定に依り商工大臣の指定する工作物以外の工作物に薄鋼板(金屬を鍍したるものを含む以下同じ)を使用せんとする者は地方長官の許可を受くべし、但し庄、種、換氣筒、煙突、雨押、木口隠又は炊事場、流湯若は風呂湯の羽目張若は床張に付ては此の限に在らず

第二條第七號中「鐵鋼の種類及數量」の下に「又は鋼板の使用數量」を加ふ  
第四號中「鐵鋼の數量」の下に「又は薄鋼板の使用數量」を加ふ  
第六條中「第一條但書」を「第一條第一項但書」に、「同條」を「同條同項」に改む  
第七條中「構造用として使用する鐵鋼の數量五十噸以下の工作物」を「第一條第一項但書の規定に依り商工大臣の指定する工作物」に改む

附 則

本令は昭和十三年七月十五日より之を施行す、本令施行の際現に工事中の工作物は第一條の許可を受けたるものと看做す但し本令施行の日より二週間以内に當該工作物に付第二條各號に掲ぐる事項を地方長官に届出づることを要す

第六條の規定は従前の第一條但書の規定に依り商工大臣の指定したる工作物を築造したる者(當該工作物の承繼人を含む)が其の用途を其の竣工後一年以内に第一條の許可を要する他の工作物の用途に變更せんとする場合に之を準用す

【商工省告示】

左に掲ぐる事業の用に供する製煉場、選礦場、工場、鐵塔、索道、岸壁、棧橋、

起重機、タンク、倉庫、給水設備、排水設備其の他に準ずる工作物

一 探銅業並に金屬製錬業及製鐵業(普通鋼材製造業にして製鋼又は壓延の設備のみを以て替むものを除く)  
二 輕合金又は可鍛鐵鑄物の製造業  
三 工作機械器具(製材及木工機械を除く)又は同部分品若は同附屬品の製造業  
四 兵器又は同部分品若は同附屬品の製造業  
五 人造石油(頁岩油を含む)又は代用液體燃料の製造業及石油精製業  
六 石油輸入業

鐵鋼、自家用鋼材四割を節減

【七三】過般商工省の鐵鋼統制協議會に於て七月九日鋼材生産高を制限する方針に決定したので、之に基づき日本鋼材聯合會(二卷六五三頁參照)は同期間に於ける加盟各社生産高を前期に比し平均一割六分六厘の大減産を斷行するほかその後聯合會の臨時委員總會ではメーカーの自家使用鋼材に關する配給手續の審議を行つた結果當局の指示に従ひ七月以降各社とも四割方の使用節減を行ふことになつたかくて商工省は製鋼用原料の輸入制限から鋼材生産高に斧をかけたが一方鉄鋼生産高は外鉄の輸入制限を行つてゐる現在極力増産を欲望中であるにも拘らず、同の自家使用鋼材の使用制限實施が熔鑄爐建設難を惹起して鉄鋼増産に困難を感じるに至つたのは政策的に重大矛盾を暴露したものと云はれてゐる

鋼聯、シート・パー大巾値下

【七三】日本鋼材聯合會(二卷六五三頁參照)では今回薄板共販の七月九月渡三割五分減産決定に伴ふ關係業者現状打開のため輸出入リンクル制による輸出奨励、中板鉄力板製造への轉換策を講じ、以て減産率平均を約一割六分とする一方、特に薄板の原料たるシート・パーの値段を引下ぐべく、このほど聯合會傘下の半製品共販(加販社は日鐵、鋼管、昭和製鋼所の三社)をしてシート・パーの八、九月渡建値を前期に比し一舉十圓方大幅引下げの一、二割七十圓と決定せしめた

鐵鋼配給指定團體追加

【七三】鐵鋼配給統制規則(二卷一六七頁參照)は去る六月廿日公布七月二日より實施され、同規則第二條により鐵鋼製造業者及販賣業者は官廳公共團體を除いては商工大臣の指定したる團體の發行する鐵鋼割當證明書と引換へなければ鐵鋼を使用する者に對し鐵鋼を販賣することを得なくなり、商工省では指定團體として既に九十一團體を指定(二卷一七一六頁參照)したが、今回更に左の六團體を追加し指定團體とすること、決定、卅日付官報を以て告示した

人造石油製造業鐵鋼配給協議會、日本管鐵工聯合會、日本鋸及工業組合、大阪府鐵鋼製品工業組合聯合會、宮崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會、沖繩縣鐵工業組合

普通鉄鐵配給指定團體變更

【七三】鐵鋼配給統制規則(二卷一六七頁參照)第九條によれば、普通鉄鐵の配給割當證明書(二卷一七一七頁一段參照)は製造業者及販賣業者が鉄鐵と引換へたる後は日本製鐵を通じて商工大臣

に提出することゝなつてゐるが、今回内地統裁、滿洲統裁、外國統裁に付ては一元的販賣統制機關たる日滿鐵鋼販賣株式會社が成立したので、商工省では之に伴ひ統鋼配給統制規則第九條の指定團體を變更することゝなり卅日付官報を以て左の如く告示した

「普通統裁(鑄鐵管を含む)に關する鐵鋼割當證明書に付ては日本製鐵株式會社」を「普通統裁(鑄鐵管を含む)に關する鐵鋼割當證明書に付ては日滿鐵鋼販賣株式會社」に改む

### ☆機械工業

#### 自動車用機關の標準型に指定

【中三】ディーゼル自動車の重現性に鑑み最近三菱重工業、池貝自動車、日立製作所、新潟鐵工所等の各社は請つてディーゼル自動車又は自動車用ディーゼルエンジンの製作に當つてゐるが過般關係當局は企畫院のS型工作機械設計圖公開と同様の意味で標準型を決定すべく各社に對し自動車用ディーゼルエンジンの設計圖を提出せしめたところ過般の經驗技術等に徴し現在の池貝自動車の製品が比較的優秀なので今回之を以て標準型ディーゼルエンジンに指定するに至つた、而して之が設計圖を一般に公開するか否かは未定であるが何れにしても之によつて各社製品の規格性能の統一が漸次實現され大軍生産への氣運が著しく促進されるものと見られる

### ☆織維工業

#### 戦時經濟の基幹は綿業に在り

【中三】總協定時株主總會席上津田社長は大要左の如き演説を行つた

今後北支那中支那を通じ棉花の増産を圖つたならば我國輸入棉花の過半數を北中支より我國に供給するのには難事ではない、又夫れ支けの購買力を支那農民に與へ夫れ支けの必需品を支那に與へたならば日支共榮の實を擧げ得るの勿論のこと我國の海外金拂を四圍國內外節約することが出来る、現に我國が惱みつゝある金の問題の如きは此一事を以て解消し得たであらう、萬一我國朝野が平素より産業國策に深き關心を持ち其根幹を養つたならば又英國が根強く支那の權益獲得に猛進した程の熱意を我國が持合せ夫れを早く支那に向けて居つたならば、我國の繁榮は今頃は大したものであり、東洋の平和は確保し得に相違ない、我國は先づ眼前に横る大陸の問題を一層深く研究して産業國策の確立を圖ることを高調したい、今日我が國が直面しつゝある難問題は申迄もなく金の増産である、金の増産は集眉の急務であるが、新山の開發には兩三年を要する、非常時を迎へて着手したのでは間に合ひかねる金は金なども我國としては金の證議と平行して物を金にするのが最大の急務である、物を以て代位すれば金は容易に外から得らるゝ、凡の物資は輸出する瞬間に金に化け又輸入物資を國産品に取替へるのも一種の産金法であるから、物は即ち金なりといふ意識を強化して物資開發の總動員を起し戰時經濟の進行を圓滑ならしめたい、軍機以來重工業を偏重して輕工業を輕視する

ことが流行となつて居るが、我國の紡績業は原料を外國に仰ぐため爲替の御厄介になつてゐるとは云へ同時に輸出貿易の王座を占めて居り、金の吸收機關として最も重要な役目を果しつゝあることを忘れてこれを平和産業として輕く扱ひ紡績業の失脚は當然として對岸の火災視しつゝあるのは我國朝野の無定見を表明するものである、我國の織維工業は決して平和産業ではなく見方によつては戰時産業の尤なるものであることを注意したい、又此度の事變で産金に乏しき我國が過去一ヶ年海外支拂にさしたる苦痛を覺えず打過ぎ得たといふ内面的事情に紡績業の存在がある、即ち一方では極力原棉の輸入を押し、一方では年來蓄積された數億圓に達する製品を極力海外に絞り出して軍需資材の決済に利用し得たのは偉大なる成功である、此意味から申せば紡績は立派な軍需工業の役割を果したものと解し得る、長期戦に對應しては尙更の事であり、金資金收攷の早速に依然として紡績の活用にあると考へられ、原棉は一時輸入しても僅か二三ヶ月で輸出して換金し得る、之れを巧に利用する事は戰時經濟重要なるオペレーションである、綿業の衰退は多數の失業者を生み國富の衰退を來す綿業が持つ世界の販路を喪失したならば再び奪還することは先づ出来ないと思惟せなければならぬ、時給も世界の景氣は下り坂になつて居り農村は著しく購買力を失つて居る、而も内地綿製品は一般の物價高になり輸出は相當困難の時代である、然しながら此經濟難線は

一歩でも譲つてはならぬ銃後の守りであり戰時經濟の本質である、前述の如く綿製品と毛織物には原料統制が行はれ人絹も亦同様であるが、生糸及絹糸方面は全く自由であるから生糸絹布方面に重大なる役割が残されてゐる

【中三】輸出品の原料若は材料に用ふるもの又は綿製品の製造制限に關する件 第一項但書の規定に依り許可を受け製造したるものに付ては此の限に在らず前項の綿糸、綿織物及綿莫大小はステープルファイバーを混用したるものを含む

- △附 則
- 本令は公布の日より之を施行す
- 本令施行の際現に加工の仕掛中のもの及綿製品ステープルファイバー等混用規則第一條第一項但書又は第二條第一項但書の規定に依り許可を受け製造したるもの(同則第二條第一項但書の規定に依り昭和十三年二月九日迄に許可を受けたる綿織物を除く)に付ては本令を適用せず
- 【別表】
- 綿織糸
- 經緯に英式番手廿五番以下の單糸又は五十番以下の合撚糸を用ひたる綿織物にして左に掲ぐるもの
- 小幅物
  - 縞木綿、紺木綿、染掛、絨色木綿、晒及生木綿、綿ネル、裏地木綿、石底地
  - 廣幅物
  - 太綾(ドリル、雲齋、葛城)、粗布、天竺、細布、小倉織(カルゼを含む)
  - 綿ネル、コール天、ブロック、帆布
  - 綿莫大小
  - 表糸に英式番手四十番以下の綿糸を裏糸に英式番手十番以下の綿糸を用ひ十二寸、十三寸又は十四寸の吊機又はトンプキン機を以て編立たるものにして裏毛のもの但し丸梁のものを除く

浴用タオル

経緯に英式番手廿番以下の綿糸を用ひたるものにして一反(十二枚總)の重量百五十匁以下のもの

【商工省令第七十一號】

綿製品の販賣制限に關する件(中左の通改正)

第二項中「前項」を「前二項」に改め第一項の次に左の一項を加ふ

前項の規定に依り商工大臣の指定したる者其の買受けたる綿糸、綿織物又は綿莫大小を販賣せんとするときは商工大臣の許可を受くべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す

純綿糸公定價格三月限以降廢止

【七六】綿糸布輸出リンク制の實施

【七六】(一) 二巻一〇六三頁参照)によりて純綿糸布の市價抑制は不必要となつたので、商工省では先般純綿布の最高價格は之を廢止(本號別掲)したが純綿糸についても明年三月限り以降は最高價格を設定しない事に内定した

尚ほ現在設定されてゐる二月限までの最高價格は清算取引の關係を考慮して從來通り隔週毎に發表する

特免綿糸に統制手数料

【七六】日本綿糸元賣商業組合では廿八日理事會を開催、軍需を除きタオル、メリヤス其他特免綿糸に對する統制料問題につき八月配給分より純綿糸一捆廿四圓混合糸一捆十九圓を特免料として徴収することに決定した、右特免料は七月以來

廢止された棉花輸入統制料に代るもので償收方法は約定と同時に配給切符に添へて送附することになつてゐる

棉花、綿糸標準價格變更

【七三】綿業委員會では今回棉花、綿糸最高標準價格の基準に關し協議の結果、

棉花、綿糸最高標準價格

【七三】(商工省發表)七月廿五日より八月七日まで實施する棉花、綿糸最高標準價格は左の通り(單位圓)

品名	七月渡	八月渡	九月渡	十月渡	十一月渡	十二月渡	一月渡	二月渡
八番手未滿(一)	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五
十番手(一六)	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五
十六番手(二六)	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五
二十番手(三六)	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五
三十番手(五五)	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五
四十番手(五五)	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五
(イ) 雙撚糸								
二十番手(三〇)	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
二十二番手(三六)	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
二十四番手(三六)	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
二十六番手(三五)	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三十番手(三五)	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
四十番手(三五)	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
△國用綿糸								
(イ) 單糸								
十番手	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五
十六番手	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五
二十番手	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五
三十番手	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五
四十番手	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五
(ロ) 雙撚糸								
二十番手	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五
二十二番手	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五
二十四番手	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五
二十六番手	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五
三十番手	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五
四十番手	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五	三七・五

從來隔週發表の最高價格が土曜日入電に依り算出されてゐたのを、今後は金曜日入電に依り算出し月曜日の官報で告示することとなつた、尚ほ綿布標準價格即ちジンス及綿三梭の最高價格はリンク制實施に伴ひ不要となつたので削除することとなつた

中小紡績は賃織業者獲得に悩む

【七三】新綿業計畫實施(二巻一六三七頁参照)に伴ひ紡績聯合會では紡績會社中の自家機械を所有しないもの、輸出向賃織委託の経験なきもの等に對し指導幹旋機關を設置して目下賃織業者との間の賃織契約斡旋に努力しつゝあるが、新リンク制が個々の自由競争を建前とするため此の賃織業者の獲得に於いても結局中小紡績會社は大資本の旺盛なる活動に壓迫され甚だしく不利な立場に迫られると云ふ状態を結果する、而して賃織業者獲得に成功し得ない中小紡績會社は大紡績の賃織業者に墮するか或は數會社集まつてプールを組織して共同防衛策を講ずる外ない状態となり、新綿業計畫實施に伴ふ紡績資本の集中過程の一つの現れとして注目される

弱小織業者に一種の五人組制度

【七六】紡績聯合會では綿業リンク制の實施に伴ひ從來輸出並に賃織に對し經驗を持たぬ中小紡績のため既設機關たる輸出調整組合の外にこれら指導幹旋機關として紡績及び綿工職各三名計六名から成る賃織委員會を設置し既に活動を開始して新規賃織契約を成立せしめつゝあるがこれらは何れも百匁乃至二百匁の機械を有する中位の織業者のみが賃織の機會を得てゐるに過ぎず、五十匁以下の弱小織業者は殆んど賃織の機會から放棄されてゐる情勢にある、然るに最近これら弱小織業者間に一種の五人組制度の如きプール組織に依り紡績との賃織契約を獲得せんとしつゝあるが最近中京一宮に於て此五人組と日清紡との間に二ヶ月の賃織契約締結に成功するに至つた、斯くて三人

組、五人組或ひは七人組と云ふが如き制度に依る賃織契約が今後續出する氣運が漸次濃厚となりつゝある事實は弱小織業者の自主的苦境打開策として注目されてゐる

ス・フの一貫統制方針決定

【七三】ステープル・ファイバーの一貫統制に關し商工省は生産紡績、織布及び加工の各部門別に工業組合を組織せしめる方針で、既に設立認可済のものには織布部門の日本ステープル・ファイバー織物工業組合聯合會加工部門の日本ステープル・ファイバー織物工業組合聯合會日本ステープル・ファイバー織物機械染工業組合があり、又目下設立手續中のものには生産部門の日本ステープル・ファイバー製造工業組合、紡績部門の日本ステープル・ファイバー紡績糸工業組合がある、斯くて生産、紡績織布加工の各分野に亘り部門別工業の組合の組織が近く全部出来上りこゝに横斷的統制が完成するので、商工省では次で第二段として縱斷的統制を圖るため之等各組合及聯合會をして更に聯合會組織による中央機關を設立せしめることに方針を決定した而して右の縱斷的統制の爲の中央機關には理事長小寺源吉氏(大日本紡績社長)が就任することに内定してゐる

ス・フ同業會の切符配給案

【七三】ス・フ同業會並にス・フ消費團體(羊毛工業會、紡毛工業、紡績聯合會、絹紡工業會、ス・フ紡績工業組合)では廿三日八月以降のス・フ配給方法に關し協議會を開催ス・フ同業會より左の如き切符制度による消費者への配給案を提示

したが、消費者側團體では賛否を保留、各團體で夫々協議の上改めて回答することになった

△ス・フ同業會のス・フ配給案  
一 各消費者側團體は各所屬會員に對し割當切符を發行し割當切符發行明細書をス・フ同業會に提出する  
二 消費者は既約定に従ひ直接又は元賣商業組合員を通じ生産者に切符を提示して配給を受ける  
三 生産者は消費者より切符の提示を受けた場合は既約定に従ひ之を配給する  
四 生産者にして既約定數量が生産割當數量に達せざるもの又は消費者にして既約定數量が消費割當に達せざるものは直接又は元賣商業組合員を通じ新規約定を爲し切符により受渡しを爲す

五 ス・フ同業會は配給特別委員を置き割當切符その他配給に關する一切の事務を行ふ  
八月からス・フに切符制實施

【七三】さきにス・フ同業會より提案(本號別掲)の八月以切符制度によるス・フ配給方法に關しス・フ同業會、ス・フ紡績工業會、紡績聯合會、羊毛工業會、紡毛糸工聯、絹紡工業會では卅日聯合協議會を開催ス・フ消費關係五團體全部の賛成を得たので八月度より切符制度を實施することになった

ス・フ原糸はス・フ工聯で配給  
【七四】ス・フ織物工業組合聯合會では廿五日協議會を開催、ス・フ糸の左の如く決定した  
一 ス・フ織物用原糸の配給に今後一切日本ス・フ織物工業組合聯合會に於ての

み所屬組合に配給すること(但し既に綿糸の代用として各機關に配給しつゝあるものを除く)  
一 ス・フ織物用原糸の配給を受けんとするものは本年三月一日迄の生産實績を有する者に限ること

日本ス・フ織物工聯設立認可  
【七五】商工省では廿七日付を以て日本ステープルファイバー織物浸染工業組合聯合會の設立を認可した  
ス・フ八月分割當數量決定  
【七六】商工省では廿三日羊毛工業會、紡毛糸工聯、紡績工業會、ス・フ紡績工業組合各團體代表を招致し八月分ス・フ配給割當を協議の結果左の如く決定し(單位千封度、△印減)

羊毛工業會(アウ トサイダーを含む) 二、〇〇〇 △ 二、〇〇〇  
紡毛糸工聯 二、五〇〇 △ 二、五〇〇  
紡績工業會 一、八〇〇 〇  
絹紡工業會 一、五〇〇 〇  
ス・フ紡績工業組合 八、二〇〇 〇  
保 留 三、四〇〇 一、八〇〇  
計 三、四〇〇 一、八〇〇

前月比  
八月分 前月比  
羊毛工業會(アウ トサイダーを含む) 二、〇〇〇 △ 二、〇〇〇  
紡毛糸工聯 二、五〇〇 △ 二、五〇〇  
紡績工業會 一、八〇〇 〇  
絹紡工業會 一、五〇〇 〇  
ス・フ紡績工業組合 八、二〇〇 〇  
保 留 三、四〇〇 一、八〇〇  
計 三、四〇〇 一、八〇〇

昨年中の生産事業状況  
【七三】(農林省發表)昭和十二年に於ける我國蠶糸事業成績左の如くにして左の製糸場數内譯中十釜未満の工場數のみ増加の傾向を示したことは我國生糸事業が資本集中の過程にある時奇異の感を抱へて居るが之は蠶繭處理統制施行の爲獨仲買人の仕事が窮屈になつたので仲買人自體で小規模なる座繰工場を開始したこと及び國用生糸に供する屑繭の處理を行ふ

に至つたことに基因するものである(△印減、括弧内増減率)  
十二年 前年比  
製糸場數 三、四三三 一、一〇(三二・七%)  
繰糸釜數 二、五六一 二、二〇(八四・八%)  
職工數 一、五二五 一、一〇(七二・一%)

☆ 農 業

農地調整法施行規則公布  
【七五】農地調整法(二卷六三二頁参照)は愈々來る八月一日より施行することとなり、同法關係施行規則は廿九日附官報を以て公布、主なる條項左の如し

【農地調整法施行規則】  
第二條 市町村農地委員會必要ありと認むるときは農地調整法第三條の團體中同條第一項の規定に依る農地の管理又は買取の申出を爲すべき團體を指定することを得

第三條 農地調整法第三條第一項の規定に依り農地の所有者又は耕作者が農地の管理又は買取の申出を爲すことを得るは兵役の外自己又は家族の領用、牛馬の飼養、農村の經濟更生の爲にする移民其他公共の爲已むを得ざる事由に因り自ら耕作し又は管理すること能はざる場合とす

第六條 農地調整法第四條又は第六條の自作農創設維持の事業は資金の貸付又は助成に依り之を爲す場合に於ては左の各號に依ることを要す  
一 自作農の創設又は維持を受ける者は現に農業に従事し自作地の經營を持續することを得る見込ある者なること

二 自作地の創設を受ける者は土地が小作地又は借地なる場合に於ては其の小作人又は借地人なること、但し其の他の者に對し自作地の創設を爲すことに付其の小作人又は借地人が同意したる場合は此の限に在らず  
三 自作地として創設又は維持せらるる土地は其の上に抵當權又は自作の障得となるべき權利が存在せざるものとす

四 自作地の創設を受ける者が購入せんとする土地の購入價格は附録に定むる算式に依る標準價格(特に必要あるときは附録に定むる算式に依り算出したる價格の範圍内に於て農林大臣の定むるもの)及當該地方の普通價格を超えざるものなること  
五 自作地の維持を受ける者が借着を爲さんとする借務額は前號の標準價格及普通價格を超えず且其の土地の購入價格は購入當時に於ける前號の標準價格及普通價格を超えざるものなること

六 未墾地の開墾に依り自作地の創設を爲す場合に於ては未墾地の價格に開墾費(助成ある場合に於ては其の金額を控除す)を加算したるものが開墾に依る土地の第四號の標準價格及普通價格を超えざる見込あるものなること  
七 創設又は維持せらるる自作地の價額は一世帯に付田畑に在りては四千圓、宅地に在りては五百圓を超えざるものなること、但し自作地の創設又は維持を受ける者が現に田畑又は宅地を所有する場合に於ては其の田畑又は宅地(維持の場合に於ては維持せんとする田畑又は宅地を除く)の價額と購入し又は維持せんとする田畑又は宅地の價額との合計額が田畑に在りては四千圓(農林大臣の特に定むる自作農創設維持の事業に付ては六千圓)宅地に在りては五百圓を超えざるものなること

八 貸付利率は年三分二厘以下とし償還期間は据置期間を除き原則として廿四年とする  
九 貸付は年賦償還又は半年賦償還の方法に依り之を爲し元金と利息とを併せ計算し毎期同一の金額を償還せしむること  
十 創設又は維持せられたる自作地の所有者は資金の貸付を受けたる場合に於ては貸付の除決定せられたる償還期間内(其の償還期間内に償還の義務を完了せざるときは其の辨濟を完了する迄の期間)助成を受けたる場合に於ては助成を受けた年より起算し卅年間事業者の承認を得るに非ざれば自作地を讓渡し、自作を廢止し又は貸付金の擔保として事業者の取得する抵當權を除くの外其の土地の上に抵當權若しくは自作の障得となるべき權利を設定することを得ざるものとする

十一 創設又は維持せられたる自作地の所有者事業者の承認を得て其の土地を自作地として讓渡する場合に於ては讓受人が第一號の資格を有し且農地を所有せず又は第七號但書に該當する者に對して事業者に對する一切の義務を承継するものなること

十二 創設又は維持せられたる自作地  
の所有者が創設又は維持の條件に違  
反したる場合に於て貸付金の未償還  
金あるときは事業者は一時に之を返  
還せしめ又は其の定むる條件を以て  
創設又は維持せられたる自作地を先  
買することを得るものとする

前項の自作農創設維持の事業は代金割賦  
支拂の方法に依り土地を譲渡して之を  
爲す場合に於ては前項各號の例に依るこ  
を要す前二項の規定に依る自作農創設維  
持の事業を爲す者其の事業の爲自作地と  
爲すべき土地又は開發して自作地と爲す  
べき未墾地を購入する場合に於ては左の  
各號に依ることを要す

一 購入せんとする土地が小作地又は  
借地なる場合に於ては其の小作人又は  
借地人に付自作地の創設を爲すこと  
を得るものなること、但し其の他  
の者に對し自作地の創設を爲すこと  
に付其の小作人又は借地人が同意し  
たるときは此の限に在らず

二 自作地と爲すべき土地に在りては  
購入後五年以内に、開發して自作地  
と爲すべき未墾地に在りては開發完  
了後過期なく之を譲渡し自作地の創  
設を爲すこと、但し行政官廳を承認  
を受けたるときは此の限に在らず

第十三條 農地調整法第九條第三項の規  
定に依る通知は解約の申入を爲し又は  
更新拒絶の通知若は條件を変更するに  
非ざれば更新せざる旨の通知を發する  
日より一月前迄に農地の所在する市町  
村農地委員會に、農地の所在する市町  
村に市町村農地委員會なき場合に於て

は相手方の居住する市町村の市町村農  
地委員會に之を爲すべし  
第十五條 市町村農地委員會の會長、委  
員又は臨時委員の選任に付ては地方長  
官は市町村長の意見を徴すべし  
第十六條 道府縣農地委員會の委員又は  
臨時委員の選任に付ては農林大臣は地  
方長官の意見を徴するものとす

附則 本令は農地調整法施行の日より之  
を施行す  
(附錄)  
臺灣移住米管理案大綱決定

臺灣移住米管理案大綱決定  
【七三】臺灣總督府では昨年臺灣米の  
内地移出管理を企圖し關係官廳たる  
拓務、農林兩省局と種々折衝を重ねて來  
たが、この程漸く成案を得たので卅日左  
の如く發表した

臺灣移住米管理案に就ては臺灣總督府  
拓務省及農林省間に於て四月以來共同  
研究的に審議を進め來り事務的に大體  
意見の一致を見るに至つた次第であ  
る、茲に本問題を通過して多年の懸案  
たりし内外地の米穀政策に新段階を  
進め眞に内外地一體の經濟政策の實  
現を見帝國全體經濟の將來の發展に  
寄與する所を得ば邦家の爲誠に慶賀  
に堪へない處である、仍て近く内外地  
の關係官廳を網羅した臺灣重要産業調  
整調査委員會を組織して來る九月下旬  
之を開催し管理案要綱の委細は本委員  
會に諮問したる後確定せらるゝ豫定で  
ある

本事業の目的は臺灣産米の移出を管理  
する事に依つて臺灣の産業上に於ける  
特殊地位を助長し臺灣特有の産業資源  
の開發利用を徹底せしめ同時に土地生  
産力を擴充し、之に依り有用農作物の  
調和的増産を圖ると共に農家經濟の安  
定向上を期せんとするものである、其  
の方法は先づ移出米を臺灣總督府が買  
上げ其の販賣は之を農林省に委託し農  
林省に現在の臺灣米取引機構を出來る  
丈取入れたる特殊機構を使用して之を  
販賣することとなるのである

本事業を實施するに當つては臺灣總督  
府内に米穀局を新設し事業の收支を明  
にし圓滑を期する爲特別會計を設置し  
其の収益は之を積立て損失の填補及産  
業特に農業の調整及開發の經費に之を  
充てる方針である

▲移出管理の實施期 【七三】 米移出管  
理は十四年七月より實施の豫定である  
▲移出管理の實施期 【七三】 米移出管  
理は十四年七月より實施の豫定である

▲移出管理の實施期 【七三】 米移出管  
理は十四年七月より實施の豫定である

▲移出管理の實施期 【七三】 米移出管  
理は十四年七月より實施の豫定である

▲移出管理の實施期 【七三】 米移出管  
理は十四年七月より實施の豫定である

▲移出管理の實施期 【七三】 米移出管  
理は十四年七月より實施の豫定である

▲移出管理の實施期 【七三】 米移出管  
理は十四年七月より實施の豫定である

▲移出管理の實施期 【七三】 米移出管  
理は十四年七月より實施の豫定である

【七六】(農林省發表)昭和十三年度獎勵  
金交付額左の通り(單位圓)  
岩手 凶作防止施設費 一三、九九九  
△宮城 同 一〇、五六二、△岡山 滿  
荷指定試験費 二、六七五

【七五】(農林省發表)交附獎勵金左の如  
し(單位圓)  
秋田(凶作防止施設に要する費用に對  
し)一〇、二四〇、△福島同九、七二三  
大水害救濟費(帝國農會調査)

【七三】帝國農會では過般の關東、關西  
大水害の被害状況に關し關係三府廿二縣  
農會報告に基き調査中のところ、此の程  
完了したので廿一日左の如く發表した

右に依れば被害總面積は田廿四萬四千五  
百六十五町四、畑八萬七百七十四町、耕  
地五十四萬八千八百九町三と廣汎な地域  
に亘り被害額亦一億七百六十一萬四千圓  
に上つて居る、尙ほ被害作物は水稻、大  
小麥、蔬菜、果樹類其他で就中耕地の流  
失埋没が大部分を占めて居る

【七三】現下我が海運國策の一つとして  
主唱されてある外國港間航路開拓を旨  
として、東洋海運では今回印度—南米東海  
岸諸港の航路を開設、七月より月一回の  
配船を斷行することとなつたが、本邦船

による純然たる外國港間航路はこれが最  
初のもので、從來同航路を獨占してゐた  
イギリス船との今後の角逐は頗る注目さ  
れる

【七二】海運自治聯盟では廿九日定例理  
事會を開催、我が爲替政策に協力すべく  
近海航路に就航の外國船籍を逐次返船  
する代りに外國航路に就航の各社過剩船  
腹を引揚げ廻船することを趣旨とする配  
船統制の具體案を審議決定した、即ち職  
時下繁忙の近海航路に振向けべく最近  
不振の外國航路より過剩船腹を引揚げ配  
船せんとするもので、紐育航路七社各一  
隻宛七萬噸を始め其他ニュージランド  
航路、ボンベイ航路、アフリカ航路等各  
航路より減船して全體で合計十五萬噸  
を引揚げける事に決定した

【七三】セントメント聯合會では六月—八月  
分操短率を五割九分に決定實施中である  
が、セントメント需要は建築制限等により著  
しく減退し在庫高も増大する傾向あるに  
鑑み、この程協議の結果七、八月分操短  
率を二分方擴張し六割一分とすることに  
決定した

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

【七三】現下我が海運國策の一つとして  
主唱されてある外國港間航路開拓を旨  
として、東洋海運では今回印度—南米東海  
岸諸港の航路を開設、七月より月一回の  
配船を斷行することとなつたが、本邦船

による純然たる外國港間航路はこれが最  
初のもので、從來同航路を獨占してゐた  
イギリス船との今後の角逐は頗る注目さ  
れる

【七二】海運自治聯盟では廿九日定例理  
事會を開催、我が爲替政策に協力すべく  
近海航路に就航の外國船籍を逐次返船  
する代りに外國航路に就航の各社過剩船  
腹を引揚げ廻船することを趣旨とする配  
船統制の具體案を審議決定した、即ち職  
時下繁忙の近海航路に振向けべく最近  
不振の外國航路より過剩船腹を引揚げ配  
船せんとするもので、紐育航路七社各一  
隻宛七萬噸を始め其他ニュージランド  
航路、ボンベイ航路、アフリカ航路等各  
航路より減船して全體で合計十五萬噸  
を引揚げける事に決定した

【七三】セントメント聯合會では六月—八月  
分操短率を五割九分に決定實施中である  
が、セントメント需要は建築制限等により著  
しく減退し在庫高も増大する傾向あるに  
鑑み、この程協議の結果七、八月分操短  
率を二分方擴張し六割一分とすることに  
決定した

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

【七三】セントメント聯合會では六月—八月  
分操短率を五割九分に決定實施中である  
が、セントメント需要は建築制限等により著  
しく減退し在庫高も増大する傾向あるに  
鑑み、この程協議の結果七、八月分操短  
率を二分方擴張し六割一分とすることに  
決定した

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

【七二】前週中資金調整法による申請處  
理件数は卅八件であるが、主なるもの左  
の如し(單位千圓)

會社

☆ 其 他

【七三】セントメント聯合會では六月—八月  
分操短率を五割九分に決定實施中である  
が、セントメント需要は建築制限等により著  
しく減退し在庫高も増大する傾向あるに  
鑑み、この程協議の結果七、八月分操短  
率を二分方擴張し六割一分とすることに  
決定した



△新設一金屋湖鑛業會社資本金二、〇〇〇(全額拂込)、池貝チャック製造會社資本金一、五〇〇(二分一拂込)、大朝汽船會社資本金一、二〇〇(二分一拂込)

△増資一藤永田造船所(現在資本金五、〇〇〇)三、〇〇〇(全額拂込)

△拂込一大阪機械工作所一、七五〇

△設備擴張一東洋工業會社工場擴張三、八七一、三井鑛山會社三池其他鑛業所擴張一、八八三、ブリッヂストーンダイヤ會社人造ゴム工場建設一、五〇〇

マキ自動車製造會社創立

【七・三】大日本機械工業では液體燃料節約に伴ふ新炭自動車工業の重要性に鑑み今回陸軍當局より新自動車(木炭自動車とは別個のもの)に關するパテント實施權の許諾認可を得たので、川島鐵工所と提携してマキ自動車製造株式會社(資本金百萬圓、第一回拂込四分の一)を設立することとなり、廿五日創立總會を開き左の役員を決定した

△社長岡崎久次郎△専務堀内良平、岡崎俊郎△取締役西博久、澁谷正吉

東邦金屬鑛業會社創立

【七・六】東邦金屬鑛業會社(資本金一千万圓、臺灣花蓮港附近に新設の鑛定)の創立總會は廿八日開催、左の役員を決定△取締役社長赤司初太郎△専務取締役和田盛(以下略)

東亞酒精工業會社總會

【七・六】東亞酒精工業(資本金三百萬圓半額拂込、社長四方卯三郎)では廿六日初の定時總會を開き、當期利益金處分案

(無配)を附議可決した、因に同社は甘薯に依る無水酒精の製造を目的に去る三月中旬全國新式燒酎聯盟加盟會社の共同出資に依り設立されたもので、目下群馬縣下水崎町に第一工場(年産五萬石)を建設中で來る十月中旬には操業開始の豫定

東洋バルブ操業開始

【七・三】東洋バルブ會社では滿洲國周島に工場を新設中とのところ程竣工、八月十日から本格的に操業開始の運びとなつた、生産能力は年一萬五千個で本年は大體六千個のバルブを生産する豫定

ラサ工業の増産計畫

【七・三】最近倍額増資の認可を得たラサ工業では廿六日の重役會に於て田老鑛山の合鋼硫化鐵鑛月産一萬三千個を倍額に増産するとともに試掘中であつた同鑛山の鉅鉛鑛(含有量三〇)の本格的採掘を行ふことに決定した、而して右鉅鉛鑛の採掘量は月産一千五百個乃至二千個見當で將來鉅鉛精鍊所建設も豫定してある、尙目下建設中の宮古精鍊所は明年二月より操業を開始することとなつた

日鑛倍額増資を半額に査定

【七・三】日本鑛業では去る五月廿四日の定時株主總會に於いて倍額増資の件(一億六千十萬圓を三億二千十萬圓に増加)を決議し、臨時資金調整法に依る認可方を申請中の處當局は最近に於ける市場の實勢に鑑み倍額増資に難色を示し、この程半額増資の内認可を與へたので日鑛では來る八月十六日臨時株主總會を開き倍額増資決議變更の件並に定款變更の件を附議承認を求むる事になつた、然し今後

千五百萬圓を幾しあるのと、今秋新設される産金振興株式會社より事業資金の融通を受けることになつてゐるので日鑛自體の事業計畫には何等の支障も來さなものとされてゐる

石原産業海運増資決定

【七・五】石原産業海運では廿五日株主總會を開き、臨時資金調整法の認可を得た上現資金金二千萬圓を四千萬圓に増加する旨正式に決定した

日本鋼管拂込徴收

【七・三】日本鋼管では廿七日かねて新株拂込徴收に關し資金調整法に基き内認可を得たので、來る十月一日を期し總額一千百六十八萬五千圓を徴收することに決定した、而して右拂込資金は同社川崎工場の設備増設資金に充當する筈である

岸和田紡、會長制を新設

【七・三】岸和田紡績では廿三日取締役會長制新設の件を決定、寺田甚吉氏は社長を辭任し會長に就任、之に伴ひ社長並に専務を左の如く互選した(括弧内舊職)

社長(専務取締役) 山田宗三郎  
専務取締役(常務取締役) 寺田 榮吉

會社上期利益金並配當率

七月中、下旬中發表された會社上期利益金並配當率左の如し(△印減)

社名	當期利益金	當期配當率	前配當率
安田銀行	四七〇	〇・七	〇・七
三和銀行	五八〇	〇・七	〇・七
神戸銀行	六〇〇	〇・六	〇・六
第一銀行	五五〇	〇・八	〇・八
東京瓦斯	五七三	〇・八	〇・八
紡績製造	六三	一・三	一・五

大日本麥酒 五二六 一・三  
帝國製糖 一〇〇 一・〇  
倉敷紡績 二五六 一・〇  
日本賣達 三二七 一・三  
鶴見製糖造船 四〇七 一・三  
浦賀船渠 一三〇 一・〇  
勸業銀行 八七九 一・〇  
第百銀行 二四六 〇・六  
十五銀行 一〇八 無配  
第一相互貯蓄 二元 〇・八  
東京建物 四六 〇・八  
昭和銀行 一九 〇・五  
日本晝夜銀行 五三 〇・七  
興業銀行 二二〇〇 〇・六  
會社人事

三井鑛山【七・三】川島三郎氏が常務取締役に就任  
第百銀行【七・三】代表取締役一名増員の結果邊渡眞平氏當選  
第一相互貯蓄【七・七】頭取矢野恒太氏辭任に伴ひ専務本間茂氏就任、取締役一名補選の結果石坂泰三氏當選  
日清汽船【七・五】社長堀新氏健康勝れざる爲村田省議氏が取締役會長に就任  
日本電工【七・三】齋藤順三氏を取締役副社長に森輝、石原新三郎兩氏を取締役に石毛竹次郎、土屋計左右兩氏監査役選任  
大日本麥酒【七・六】取締役橋本卯太郎氏死去に伴ひ鈴木忠次氏が就任した  
日本晝夜銀行【七・元】取締役安田彦太郎氏辭任の結果安田善八郎氏當選、安田彦太郎氏は常務監査役に就任した  
安田銀行【七・元】常務取締役齋藤順三氏辭任に伴ひ補充は藤崎四郎氏就任  
日本信託【七・元】取締役に松葉泰助、監査役に神谷徳次郎の兩氏が夫々就任

ヒットラー總統の新著

(ベルリン發同盟郵便)ヒットラー總統がベルヒテスガーデンの山莊から全ドイツに號令しつゝその多忙な政務の餘暇を削いて書き綴つた新しい著述が近く出版される運びになつてゐるといふ、この新著はナチスのパイプとも言はれる「我が闘争」の續編で、ヒットラー總統が「我が闘争」の中に盛つた目標が一先づ達成されたかと考へた時、續いて來る第二の目標に向つてこの新著述の執筆が始められたものだと思へられる、内容は未だ全く窺知を許さないがゲルマン民族の新宗教を決定し、更に政治的方面では獨逸民族を夫々北歐ラテン兩民族の盟主となし、全歐洲はこの兩民族の下に夫々二天別さるべきであると述べ、次でソヴェト聯邦は宜しく歐洲より驅逐するべきだと主張してゐるといふ

歐洲大戰は再び起らず

(ベルリン發同盟郵便)スペイン、極東は戰火に假はれテヘコは歐洲の火藥庫といはれる現在、世界は第二の大戦の前夜にあると屢々論じられてゐる所だが、ドイツの權威ある新聞フランクフルター・ツァイトウングは最近の論說で一九一四年の七月と一九三八年の七月を比較し、結局世界はヒットラー、ムッソリーニ兩巨頭の努力で戦争の慘禍に見舞はれなかつたのだと述べてゐる



△日本の對滿援助

一 本年度滿洲工材消費豫想は九十五萬噸で、之が調達計畫は滿洲卅五萬噸、日本卅五萬噸、第三國廿三萬噸であるが今次會議の結果日本の對滿供給量を卅九萬二千噸に増加し第三國よりの輸入を十三萬噸に減少する

一 其他工作機械、鑛山用機械、モーター、車輛等を主とする滿洲産業五ヶ年計畫諸資料の日本向け發註に就いては在滿諸會社をして註文内容を政府に申告せしめ、政府は豫め之を日本政府に廻送通告し以て資料調達の圓滑化を圖る方針であるが、右註文品調達割當に關しては日滿間に差別的取扱ひをなさず適應主義に則り最も効果的な統制的配給を行ふ

一 小麦粉、綿糸布の如き生活必需品は滿洲の特殊事情よりして制限せず

新京【七三】日滿兩國政府は長期戦下の日滿戰時經濟強化の爲め過般東京に於いて兩國政府首腦部の間に日滿兩國を打つて一九とする綜合的物資並に資金動員に關する協議が行はれたが滿洲國政府は右會議の決定に基き日本側に對應する滿洲國の積極的協力方針を報告し併せて今後の方策につき學國一致の協力を求めるべく廿三日午前十時より日滿軍人會館にて關東軍、日滿關係、各官廳並に各殊會社首腦部を網羅、時局經濟會議を開催した

全滿銀行協會誕生  
新京【七三】全滿普通銀行間の相互聯絡親睦を圖るべく全滿銀行協會を設立する事となり廿二日午後二時から新京中銀俱樂部に新京、奉天、哈爾濱、安東、營

口等の各都市銀行首腦者十五名と經濟部中銀當局者が參集、創立委員會を開催協會の規約を決定し全滿銀行協會の誕生を見た

爲替方策一元化  
新京【七三】關東州を含む全滿に於ける爲替方策の一元的運営強化策に就いては過般東京に於ける日滿經濟會議に於て日滿政府當局の間に於て原則的諒解が成立したので滿洲現地に於ては廿三日の時局經濟會議に報告されたがこれが具體的方法を立案する爲め政府は關東局、滿洲中銀と協議の上遅くとも八月中には實施される模様でその大要は次の如きものと見られる

一 爲替行政の一元的運営 従來滿洲國經濟部と關東局との二元的統制下に置かれてゐた爲替行政を實質的に一元化する爲め滿洲中銀内に爲替局(假稱)を設置し經濟部關東局中銀の三者協力のもとに近く設置するべき爲替委員會(企業委員會の一部内)に於て決定される方針計畫に基づき爲替に關する總括的事務並に輸入爲替許可申請に對する審査を行ふ

二 爲替資金の滿洲中銀への集中 従來爲替取引は主として横濱正金並に歐米系銀行に二分されてゐたが今後爲替資金は全部中銀に集中し公正なる配分を行ふ

三 昨年末日滿兩國政府間に協定された滿洲國の支那を含む第三國向け輸出爲替割當(滿洲六、日本四)は支那の圓プロック編入による新情勢に對應し之を改め今後支那を除く第三國向け輸出爲替の全部を滿洲經濟開發資料の輸入に振りあてる

以上の如くであるが之れは日本を除く對第三國向爲替の統制の強化に之れに伴ひ從來輸入爲替取組許可を受け乍らも銀行の手持ち外貨不足の爲め屢々輸入爲替取組難を來たし引當ての輸入爲替取組難れ更に輸出ビル引當ての輸入爲替取組難より生ずるプレミアム發生の如き爲替維持方策に反する矛盾は全く解消されるに至るものと見られる、尙ほ右方策に伴ひ一般銀行間の爲替買賣は禁止されるが貿易業者と銀行間の從來の取引關係は何らの拘束を蒙るものではない

▲經濟部當局談 新京【七三】滿洲國經濟部並に關東局の爲替管理事務の實質上一體化と滿洲中銀への爲替資金の集中に就いて經濟部では本日左の如き當局談を發表した

現在滿洲國の爲替管理は滿洲國政府及び關東局に於て夫々實施して居るが滿洲貿易に於ける關東局の地位は極めて重要であつて關東局に於ける爲替管理運用如何は滿洲國の産業經濟政策に重大なる關連を有するので從來も兩當局は密接なる連絡を保ち、事務を處理して來たのであるが日支事變の進展と産業開發五ヶ年計畫の擴大に伴ふ爲替管理を一層統制するの必要を生じたので兩當局の連絡を更に緊密にして連絡と言ふより寧ろ實質上一體となつて共同活動するため兩當局關係官吏が同一の場所に於て執務することゝなつた、共同の事務所は新京北大街の滿洲中銀の建物内に設けられ近く執務を開始する、許可申請書は從來通り滿洲中銀經由で經濟部大臣の手許に提出されるの

で事務所を滿洲中銀内に置く事は事務の簡捷にも資するわけである

爲替資金の集中について——過般日滿政府間の協議により滿洲の取得する爲替資金は全部滿洲の輸入及び貿易外支拂に充當することになつたのと時局に鑑み産業開發五ヶ年計畫の遂行のために爲替管理の強化を要請せらるゝに至つたので滿洲としては常に全滿の爲替資金状態を明瞭ならしめ政府の方針に従ひ最も有効にこの資金を利用するため爲替管理法第四條を發動し爲替銀行の取得する總ての外貨資金(金圓プロックを除く)を滿洲中央銀行に集中することゝした、此の爲替資金の集中に從つて公正に配分される、隨つて輸出ビルと輸入ビルとの所謂抱合行為はより輸出ビルにプレミアムが附くやうな不都合なことは無くなる、又資金状態が明瞭になるから之に應じて許可することになるので許可を得たに拘らず銀行に資金が無い爲め爲替を取組み得ないと云ふやうなこともなくなる、本件の實行により爲替銀行の業務に相當變動を來すが元來前述の趣旨に基くものであつて爲替銀行の業務制限を目的とするものでないから各爲替銀行の業務上の利益を損せぬやう又成る可く事務を煩瑣ならしめぬ様特に考慮を拂つてある、各爲替銀行に於ては政府の方針に協力し滿洲中央銀行の操作に援助せられん事を希望する

滿洲國中旬貿易  
新京【七三】(滿洲國政府經濟部發表)七

月月中旬對外貿易額は(單位千圓)  
△輸出 一八、九〇九△輸入 三二、一二三△入超 一一、三二四

にして前年同期に比して輸出五百十萬四千圓、輸入一千十四萬四千圓を夫々増加したが對手國別に見れば次の通り

日本  
△輸出 八、四四五△輸入 二五、一八六  
支那  
△輸出 二、四四七△輸入 一、六〇二  
獨逸  
△輸出 三、五九三△輸入 八三三

△輸出 一、六〇二  
△輸入 八三三

△輸出 一、六〇二  
△輸入 八三三

△輸出 一、六〇二  
△輸入 八三三

張鼓峰事件  
遼東に一ヶ師團集結  
京城【七三】當地着情報によればソ聯側の戰備増強はますます著しく浦鹽よりポセツト灣に續々輸送が行はれ十九日にはその後十一回にわたり船舶輸送が行はれ廿日午前十時半頃には軍艦と覺しき四隻がポセツト灣に入港した、又煙秋に集結せるソ聯兵は廿日夜には約一個師團と云はれてゐる

騎馬隊香山洞方面へ  
〇〇【七三】ソ聯騎馬隊十數騎は廿一日午前四時フアダシ、新農坪方面より香山洞方面に向つた、香山洞は張鼓峰への要衝である、又同時刻一千噸級の汽船三隻はポセツト灣に入港した、ソ聯側の活動は廿日來愈々活潑を呈して來た

東寧上空を艦隊飛行  
〇〇【七三】十九日來頻繁な動きを見せられてゐるソ聯機は廿一日朝折柄の霖雨を衝

てゐる

てゐる

てゐる

てゐる

てゐる

てゐる

いて冊數編成の飛行隊が東寧正面上空を飛翔し一方不法占據せる張鼓峰陣地は一層強化され同山麓のソ聯集結部隊は凡そ三百名に達する程様で彼の不法行動は依然重視されてゐる

**瀋陽に望遠見當らす**

瀋陽【七三】歐亞運送船さいべりや丸は廿一日午前六時瀋陽より羅津に入港したが船長は左の如く語つた

瀋陽に航する度毎に百隻近い汽船が碇泊してゐたが今限り碇泊船は數隻に過ぎず之等の船は何處へ行つたものか其行動は時局柄頗る重視されてゐる、望遠も以前は相當碇泊してゐたが之は全然見當らず之等の行動は一切不明である

**煙秋に科擧部隊**

○【七三】ソ聯側は廿一日來瀋陽より煙秋に向つて兵の輸送を行ひ廿二日朝には科擧部隊も到着したことが判明した目下の所煙秋附近の兵力は一個聯隊と見られる、尙ほ廿二日午前十時半ポセツト灣上空にソ聯機二機飛來した

**驅逐艦五隻ポセツト灣入港**

○【七三】瀋陽國境に向け軍備の増強を行ひつゝあるソ聯側は廿二日朝ポセツト灣口フルゲリーマ局に驅逐艦五隻を入港せしめたこと判明した

**圖們江上空で戦闘訓練**

瀋陽國境【七三】我が方の條理を盡した撤退要求にも拘らず不法越境のソ聯軍は廿二日に至るも尙撤退せず張鼓峰を中心にして頻りに陣地構築を急いでゐるものゝ如くで午前十時卅分頃には殊更に圖們江上空にて戦闘訓練を行ふ等あくまで

空威張りを續けてゐる、我が方現地當局は嚴重にそれを監視しつゝ極めて冷靜に中央交渉の進展を待つてゐる

**又も小八嶺越境**

○【七三】廿五日午後一時頃東部軍容瀋陽國境小八嶺高地附近に於てソ聯兵が又復不法越境をなしたるも滿洲國國境偵察隊により驅逐されたが再び歩兵廿名騎兵卅名が百木の地に侵入した、これまた我が警備隊によつて國境線外に驅逐され全く平靜に歸したが我方は引續き警備に萬全を期してゐる

**運使歸る**

【七三】廿二日夜確實なる筋へ達した情報に依れば、ソ聯側では過激來抑留中であつた鮮人一名、滿人一名を廿三日午前中に引渡しをなすべき旨在ウラデオ我が出先官電に申入れ來つた

○【七三】ソ聯は廿四日我が防衛當局に對し廿六日正午長嶺子において使者を引渡す旨通告して來た

**滿ソ國境【七三】**

去る十八日我が防衛當局よりソ聯側に急派した軍使二名は廿六日午後一時四十五分滿ソ國境長嶺子に於てソ聯機秋グ・ペ・ウ隊長グレ・ヘニツク大佐より我が方引受特使に引渡されたがソ聯側は我が軍使に對しては何等の回答をも持參せしめず使者の引渡し現場に於て口頭を以て左の如く通告した

余は政府の命により貴軍より我が方に派遣された使者の引渡しのみを命ぜられ此處に使者二名を引渡す、我が方の回答はモスクワ政府より外交機關を通じてなざるべきものと思ふが余は回答の件に就ては一切關知して居ない

とソ聯側の態度を聲明してカランチンゲ・ペ・ウ駐屯所に引揚げた

**不法越境を懲退**

○【七三】(午後六時四十分當局発表)極力紛争を起さざるため隠忍自重せる我軍に對しソ兵は益々増強しあり、七月廿五日には水滸嶺南方約三キロ、カウイチユウイン及び洋館坪附近に越境し我が状況を調査し廿八日には又しても斥候を以て沙草峰西南方を越境せしめたり、今廿九日午前九時卅分ソ兵歩兵凡そ十名は沙草峰西南方(張鼓峰北方約二キロ)に於て約一千メートル越境し陣地を構築せんとせり、茲に於て同地を準備しありし我が兵は午後三時廿分これを驅逐したるも飽く迄紛争を避けるため後方の我が監視哨の位置に後退して敵情を監視中、この戰鬥に於て我に損害なくソ兵には數名の損害ありしものゝ如きも確かならず今又再び新に沙草峰事件を惹起し非は何れもソ聯兵にありて張鼓峰事件と共に注目されてゐる

**ソ聯兵力を増加我方と對峙中**

京城【七三】(朝鮮軍報道班午前十一時卅分發表)張鼓峰事件にあたりては極力紛争を避けるため隠忍自重を以て外交交渉に任した我軍に對してソ聯兵は不法にも廿八日斥候を以て張鼓峰北方沙草峰西南方を越境せるのみならず昨廿九日午前九時卅分ソ聯歩兵十名沙草峰南方高地(張鼓峰北方約二キロ)に進出し明かに越境して陣地を構築せんとせり、茲に於て已むを得ず我軍は午後三時過ぎこれを驅逐同所を占領せるも飽まで軍容の紛糾擴大を避けんとする我軍は沙草峰西南方の

高地に引揚げ敵軍を監視することゝせしがこれに對して午後四時半頃ソ聯兵は再び兵力を増加して不法にも攻撃し來たれるを以て我軍はこれを驅逐し爾後これと對峙中なり、張鼓峰事件と云ひ又今次の沙草峰事件と云ひ共にソ聯側の不法行為に起因して惹起せるものにしてソ聯側の非微ふべきもなき事實なり

**我軍張鼓峰、沙草峰占領**

京城【七三】(朝鮮軍報道班正午發表)張鼓峰方面の情勢鎮靜せるため我が軍は第一線の警備を緩和せる所ソ軍はこの機會に乗じ一昨廿九日午前九時半沙草峰南方高地附近において明らかに越境して陣地構築に着手せるため我が第一線防衛部隊は之を驅逐し衝突を避けるため舊位置に引上げありし所午後四時頃再度挑戰攻撃を加へ來りしを以て之を擊退し爾後對峙中なりしが卅日夜半ソ軍は折柄の濃霧に乗じ沙草峰附近の部隊に戰車數臺を加へ且つ張鼓峰占據部隊並に長池(ハージン湖)東方及び東南方にありし砲兵の大々的掩護射撃の下に夜襲し來り我軍は重要な敵の不法挑戰に已むなく決然これに反撃を加へ卅一日午前五時四十分張鼓峰、同六時沙草峰南方高地を占領し完全にソ軍を戰場より驅逐せり、尙ほ午前七時軌跡にも博石洞方面より古城部落に向け砲撃あり

以て我が方は敢然この敵に反撃を加へ之を長池東側に擊退し本朝六時遂に張鼓峰及沙草峰附近一帯の滿洲國領土を恢復せり、ソ聯兵はこの間博石洞にあり朝鮮領古城及靛山に向け砲撃を爲せり、本戰鬥に於てソ聯側には相當の損害ありたるものゝ如し

**ソ聯の死傷約二百**

京城【七三】(朝鮮軍報道班午後二時四十五分發表)廿九日沙草峰附近の戰鬥に於て敵に與へた損害は約廿にして又卅日夜半より卅一日朝に至る張鼓峰附近の戰鬥に於て敵に與へた損害は左の通り  
死傷 約二〇〇の見込み(戰場遺棄死體のみにて約三〇)  
鹵獲兵器 戰車十一、山砲二、速射砲一  
自動小銃二、機關銃二、防毒面二

我方の損害は將校以下相當ある見込みなるも目下調査中

▲廿日目に我が手に歸す 新京【七三】ソ聯兵のため不法越境されてゐた張鼓峰は嚴重なる不法行為に隠忍自重せる我が方警備隊も堪忍袋の緒を切らし遂に卅一日早朝我が方の奪回せるところとなつたが廿九日午前九時半十餘名のソ聯兵は張鼓峰北方凡そ千五百本の滿洲國領高地上に越境し陣地を構築中なるを認めたるを以て警備に任じありし朝鮮軍部隊は同日午後二時より約一時間に亘り之を攻撃し一兵をも損することなく該ソ聯兵を逐却せしめたる後現地を引上げたもその直後四時頃凡そ八十名のソ聯兵は再び現地に侵入し來り、少数の我が方監視隊に對し張鼓峰陣地を掩護射撃の下に攻撃し來れるを以て我が方は六名の損害を受けたるも午後六時反撃を開始しソ聯兵を舊工

新京【七三】(朝鮮軍報道班午前十一時發表)遼東張鼓峰北方凡そ千五百本滿洲國領土地高地に不法越境し陣地を構築中なりしソ聯部隊は卅日夜半張鼓峰山腹の砲兵陣地より掩護射撃をなすと共に戰車を伴ひ少數の我が方監視隊に對し攻撃し來れるを

新京【七三】(朝鮮軍報道班午前十一時發表)遼東張鼓峰北方凡そ千五百本滿洲國領土地高地に不法越境し陣地を構築中なりしソ聯部隊は卅日夜半張鼓峰山腹の砲兵陣地より掩護射撃をなすと共に戰車を伴ひ少數の我が方監視隊に對し攻撃し來れるを

專線(滿洲領内)に懸置したものである、斯くて張鼓峰は十二日以来廿日目に於て我方の恢復することとなつた

他の國境線は平穩

新京【七三】張鼓峰事件はソ聯側の無反省なる不法越境の固執により遂に卅日我が方の實力の發動の已むなきに至つたが同事件に對しては我が方は終始事件前の原狀恢復を基礎に外交交渉に移すことを熟望してをりソ聯に反省と誠意の表示がある場合に於てはこの方針に何等の變更を爲すものではなく、卅日夜半の我が方への攻撃は依然たる挑戰的行爲であるが我が方は原狀恢復を前提として之を事件勃發前の線内に反撃したに過ぎず張鼓峰以外の國境地帯に於いては寧ろ平常より平穩な狀況が觀望される



ウズリ一對峙のゲベウ射撃

牡丹江【七三】當地着情報によれば廿一日午後七時頃虎林縣警察隊は四道迷子に共産匪隊ととの情報に急遽出動討伐中突如ウズリ一江對岸ソ聯マルコフスキー部落にあつたゲ・ペ・ウ七、八十名は不法にも一齊射撃の擧に出でたのでその爲め終に匪圍を造してしまつた、殆ど殲滅的討伐の態勢にあつた際と懸討伐隊は痛く憤慨してゐる

滿人十名を擧げられ行方不明

新京【七三】ウズリ一江瀕河に向ひたる滿人十名は廿日午後一時頃東安鎮上流十五キロ新羅道對岸の中洲(滿洲國領)附近を航行中ソ聯偵察艇三隻により突如不法にも擧げられ全部行方不明となつた

▲滿洲國嚴重抗議 哈爾濱【七三】去る廿一日ウズリ一江を饒河に向け航行中の滿洲國汽艇二隻が東安鎮上流十五料の地點に於てソ聯偵察艇三隻に發砲され乗組の滿人十名が行方不明となりし事件に關し滿洲國下村哈爾濱外交部特派員は廿三日午前十一時卅分特派員公署にソ聯總領事代理ゴルブツラフ氏の來訪を求め、同事件に對し嚴重抗議を提出した

四名誘ふ

新京【七三】去る廿一日烏蘇里江東安鎮上流に於てソ聯警備隊の不法擄奪を受け行方不明を傳へられた滿洲國人十名中四名は廿四日午後辛くも東安鎮に歸還した當時彼等四名は遑早く河中に投じて河岸に脱れたものでソ聯兵發砲の銃聲はその後約卅分間續き銃聲を聞いて現場に懸け付けた日滿側東安鎮警備兵の姿を見るやソ聯兵は僥倖として遁走したが中洲に居残つた滿洲國人六名はソ聯兵に拉致された模様である、尙ほ同中洲附近航路は従來より滿人が往來せる滿領で今迄今次の如きソ聯兵の不法行爲の無かつた所である

我方對策

▲外相參内【七三】宇垣外相は廿一日午後二時官中に參内天皇陛下に拜謁仰付けられ一般外交事情及び張鼓峰に於けるソ聯兵の不法越境事件の經過に關し委曲奏上、種々御下問に奉答して御前を退下した

▲陸相、局長協議【七三】風見書記官長は廿一日午前十時陸相官邸に板垣陸相を訪問張鼓峰事件に關し協議し同四十五分辭去した

辭去した

▲首相、陸相協議【七三】板垣陸相は廿一日午前十一時十分首相官邸に近衛首相を訪問、張鼓峰事件その後の經過を詳細に報告し更に廿日午後七時より陸相官邸に行はれた省、部聯合官廳部會議の結果に基く軍の方針を説明し重要協議を遂げた

▲外相、陸相協議【七三】宇垣外相は廿一日午後五時陸相官邸に於て板垣陸相と會見、張鼓峰事件に關する外交交渉經過を説明し種々協議を行ひ同五時廿分辭去した

▲陸長、陸相訪問【七三】風見書記官長は卅一日午後五時四十分陸相官邸に板垣陸相を訪問して要談した

▲首相、陸外兩相と會見【七三】近衛首相は卅一日午後八時首相官邸に板垣陸相の來邸を求め沙草峰事件に關し現地より情報を中心種々要談を重ね陸相は同八時四十分辭去し更に同八時五十分宇垣外相を招き同事件に關する諸般の情勢の報告を受け要談の後同九時廿分會見を終つた

▲陸軍官廳協議【七三】近衛首相と會見後板垣陸相は卅一日午後八時四十五分陸相官邸に入り中村軍務局長、田中軍謀部長、參謀本部の稻田大佐を招致し沙草峰事件に關する現地報告を中心として種々協議した

電光大使に調電

▲七三、張鼓峰、沙草峰方面に於ける不法越境のソ聯兵擄奪事件に關し宇垣外相は近衛首相と會見後卅一日午後九時半より外相官邸に挿内次官、井上陸軍局長、

加瀬歐亞一課長を招致約卅分に亘り外務當局としての今後の方針を協議直ちに在モスクワ電光大使宛訓令を發し、ソヴェト政府に對し警告的抗議をなさしめることとなつた

明白なるポーツマス條約違反

新京【七三】張鼓峰事件に關し日滿兩國政府はソ聯側の反省によつて本件の圓滿解決を期し目下哈爾濱、現地、モスクワの三地に於て交渉を行ひつゝあるが日滿兩國の對ソ要求の重點は「一先づ第一に現地の事態をして事件發生前の狀態に復すべし」と云ふにあり、然る上若し國境線に疑義ありとするならば更めてこれが解決交渉を開始すべきであるといふのが我が日滿當局の意向であるがソ聯側は右三地の交渉に對しては未だ何れも正式に満足すべき回答を寄せてゐない、抑々今次事件の發生地たる張鼓峰一帯の地域は朝鮮とソ聯の領土に滿洲國領土が細長く挾つてゐるのであつて此の張鼓峰の險線を中心とするが陣地を構築しつゝあるは直接間接國境を脅威する事蹟の大なるものがある、而して朝鮮、ソ聯の國境に就いては一九〇五年ポーツマスに於て締結された日露和約條約中

日露和約條約は一切の誤解の原因を避けんが爲め滿洲國の國境に於て韓國又はロシアの領土の安全を脅迫する事あるべき何等の軍事上の措置を取らざる事と同意す

と締結して居る、而も本條約は一九二五年一月北京に於て締結された日ソ基本條約第二條に

ソ聯は一九〇五年九月五日のポーツマス條約が完全に効力を存續する事を約す

との取極めによつて依然その効力は廢として存續されて居るものであるから、この點より見てもソ聯今回の張鼓峰陣地構築は地理的に見てもポーツマス條約に概關するものである

國境劃定委員會提議の用意

▲七三、ソ滿國境張鼓峰を繞る日ソ紛争事件については現地において軍當局が直接折衝の任に當ると共に我が外務省は極力圓滿なる解決を圖るべく在モスクワの重光大使に訓電してソ聯政府と折衝せしめつゝあるが帝國政府としてはあくまで事件の不擴大主義を以て問題の圓滿解決を圖ることは勿論であるが之を機會としてソ滿國境の不明確より來るこの種事件の預防防止して日ソ紛争の根本的處理を圖るべく國境劃定に積極的の乗り出す決意を固めるに至りソ聯側に於て張鼓峰事件を平和裡に解決するの誠意を披瀝するの態度に出るならば日滿ソ三國間に國境紛争處理を目的とする國境劃定委員會を設置する方針を提議するも吝かならざるの態度を示すものと見られ帝國政府のソ滿國境の禍根一掃に關するこの大乗的態度は今回の事件を一變して積極的和平への途を拓くものとして之が成行は頗る注目せられる

▲滿洲國政府でも考慮 新京【七三】張鼓峰事件に相次ぐ滿ソ國境不祥事件の頻發に伴ひ日本政府はこの機會に滿ソ國境線の明瞭化を圖るためソ聯政府の誠意如何によつては積極的に國境劃定の外交手段提議の用意ある旨の報道が傳へられるに對し、滿洲國政府は目下のところ批評

す

の限りではないとして慎重な態度を持し  
てゐる、然しながら外務局筋の意向は左  
の如きものと解される、即ち満ソ間の國  
境紛争は條約上の不満乃至は既存國境標  
識の不明確に起因するもの多きは論をま  
たずソ聯側もこの點を認めてゐるものと  
察せられるが往時日滿ソ三國間に行は  
れた國境劃定の外交折衝は原則的には意見  
の一致を見たが國境劃定委員會及び紛争  
處理委員會の構成委員の審議内容の點で  
暗礁に乗り上げ遂に中絶された経緯に鑑  
み、ソ聯政府が日本政府の發言を直ちに  
その儘應諾するものとは考へられぬ、但  
しソ聯側にして國境紛争防止の熱意を有  
するならば日本政府のイニシヤチを  
當然考慮するであらうが滿洲國としても  
大乗の見地よりしてこれを考慮するに吝  
でない、何れにせよ紛争防止の爲め國境  
劃定は滿ソ兩國間の現状より見て當然取  
り擧げらるべき問題であり、若し日本政  
府より正式の提議があれば滿洲國とし  
てもその内容に検討を加へる準備ありと  
してゐる

ソ聯の逆派突劬ぬ

【七三】スメターニン駐日ソヴェト代理  
大使は廿日午前十一時外務省に堀内次官  
を訪問沙草峰事件に關し會談を遂げたが  
右會談内容は左の如くである、即ちスメ  
ターニン代理大使は堀内次官に對し  
廿九日午後四時日滿部隊は越境し哈  
湖の北方に在る二高地を占據し標とし  
たのでソ聯國境警備隊は之れと交戦し  
日滿部隊を滿洲内へ後退せしむるの餘  
儀なきに至らしめたが其際双方に死傷  
者を生じたとの情報に接したソ政府は  
右に對し抗議すると共に本事件に對す

る責任は日本政府に在りと認むる  
と申出た、これに對し堀内次官は  
滿ソ國境方面越境事件に關するソ聯申  
出が誤れる情報に基くこと甚だ多い様  
であるが本件の如きも日本政府の有す  
る情報は全然之と逆で二十九日午前九  
時半頃ソ兵が沙草峰の西南方約千米突  
の地點に不法越境し陣地の構築に着手  
したので我方守備隊は之を撃退した旨  
現地より報告に接して居る、日本政府  
は右ソ兵の不法越境に對し最も嚴重に  
抗議すると共に事件發生の重大責任は  
全然ソ側に在ることを申入るゝもので  
あつて今日ソ側申出の抗議は我方とし  
て受理する限りでない

とソ聯側の申出を拒否した(ソ聯中央部  
の態度(参照)  
非は全くソ聯にあり

非は全くソ聯にあり

【七三】(朝鮮軍事情報道班長談)  
本月十二日以来張鼓峰附近におけるソ聯  
軍の不法占據により國境一帶暗雲低迷す  
るものがあつたが皇軍は大局的見地に基  
き隱忍自重彼の行動を監視中であつた、  
然るに圖に乗りたるソ軍は皇軍の平和的  
態度と手薄とに乘じ廿九日夜半の如きは  
張鼓峰並に沙草峰占據部隊に戰車數臺及  
び砲兵を加へて攻撃し來りその攻撃最初  
より相當正確なりし點より見れば今回の  
行動は彼の計畫的行爲なることは明らか  
にしてその非は全然彼にあること明瞭で  
ある平和を愛好し且つ皇道宣布の聖業を  
翼賛すべき皇軍は寧ろに矛を執らざるも  
その一度起つや一死報國疾風枯葉を捲く  
の慨を以て何物も撃破せざれば已まない  
のである

ソ聯中央部の態度

赤軍首腦善後策協議か

【七三】ニューヨーク・デ  
リー・ニュース紙は廿一日の紙上にロ  
ンドン特電としてスターリンが滿ソ國境  
事件に對する善後措置を協議する爲赤軍  
首腦を招集した旨次の如く報じてゐる  
モスクワの消息筋から廿一日ロンドン  
に達した情報によればスターリン書記  
長は國境紛争に端を發する日ソ兩國關  
係の調整策を協議する爲赤軍最高幹部  
を招集して意見を聽取することとなつ  
た、極東戰線司令官ブリュッヘル元帥  
は以前から國境狀態を報告する爲モス  
クワに歸還する候命令を受けたが事態  
が切迫して一刻も國境を離れることは  
出来ないとの理由で歸還命令を拒否し  
たと云はれる、尤もリガからの情報に  
よるとブリュッヘル元帥はモスクワ行  
を逃れるため國境紛争を起してゐるの  
だとも傳へられ真相はまだ明かでない

ゲベウは狼狽、赤軍は冷靜

【七三】リニシコフ大將の脱走事件  
以來ソ聯東部國境方面ゲベウの狼狽甚  
く國外逃亡者阻止のため國境の警備は愈  
々嚴重となり今回の張鼓峰不法占據もそ  
の一つの現れと見られるが、信すべき方  
面からの情報に據ると張鼓峰方面のゲ  
ベウはペラシ、ボセットの兩地區のみを  
局地的且つ守勢的に固めてゐるものゝ如  
く赤軍正規部隊は未だ第一線には配備さ  
れてゐない模様である、之れ等より見る  
もリニシコフ大將事件以來のゲベウの狼  
狽に對比し赤軍は極めて冷靜で寧ろゲ

ウ側を嘲笑するかの如き態度を示してゐ  
るから事件の進展と共に兩者の暗闘對立  
は益々深刻化するものと見られる

モスクワ政界の觀測

【七三】滿ソ國境の張鼓峰事件  
についてアヴァス通信社モスクワ支局は  
廿二日ソヴェト政界の觀測として左の如  
く樂觀を報じてゐる  
張鼓峰事件に關しモスクワ政界消息通  
は何れも紛争の和協解決を期待してゐ  
る、ソヴェト政府の現在の態度は表面  
強硬ではあるが内心は極東の紛争を認  
まず日ソ間の緊張した情勢を緩和する  
ために色々努力を續けてゐる、尤も軍  
首腦部では不慮の事態に備へて萬全の  
警戒の措置を講じてゐる様だが日ソ間  
の國境紛争は從來屢々繰返されたこと  
ろであり今回の張鼓峰事件はこれらの  
紛争事件と實質的に何等異なる所はない

政府機關紙論調

【七三】政府機關紙イズヴェス  
チア紙は廿三日張鼓峰事件につきイリ  
ン署名の次ぎの如き論説を掲げてゐる  
滿洲事變以後滿ソ國境では頻りに紛争  
が發生してゐたが最近は大分少くなつ  
た、然しこれは日本が大人しくなつた  
爲ではなく支那で忙しからである、  
日本は某々大國を憫憫で憚易させた認  
識に味をしめソヴェト聯邦をも同様の  
態度に出だせしめ得ると考へたらしい、  
英國は日本の憫憫で對支借款を拒絶し  
フランスは對將武器の自國領通過を禁  
止した

た後、日本側は帝政ロシア參謀本部の地  
圖を證據にしよとしてゐるらしいがこ  
れは適當でなく暹春界約で國境は確定さ  
れたと主張し最後に日本は火遊びをやめ  
ねば自分で火傷するだらうと結んでゐる

危機漸次解消と見る

【七三】滿ソ國境を繞つて日ソ  
兩國關係の推移が注視されてゐる折柄從  
來沈黙を守つてゐたモスクワ各紙は廿三  
日の紙上に國境紛争事件に關する論評を  
大々的に掲載してゐるが右につき A.P  
通信モスクワ支局は左の如く報じてゐる  
ソヴェト政府は新聞紙を通じ滿ソ國境  
紛争に對する日本側の出方を論じてゐ  
るが張鼓峰事件に次ぎ又復ウスリ江  
上に紛争が起つてゐるにも拘はらず日  
ソ關係の緊張は漸次薄らぎつゝありと  
いふのがソヴェト政界の偽らぬ見解だ

平和的解決を期待

【七三】張鼓峰事件に付きフランス  
各紙は孰れも廿三日の紙上に外務及び陸  
軍當局談としてアヴァス東京電報を掲載  
すると共にソヴェト聯邦側の見解として  
次の如き廿二日夜モスクワ發アヴァス電  
報を掲載してゐる  
今回の張鼓峰事件はありふれた國境紛  
争事件に過ぎないものだが日ソ兩國と  
も強硬態度を採つた爲解決が困難とな  
つた、然しソヴェト聯邦側は事變の頓  
轉を望んで居り日本側も支那事變の最  
中ソヴェト聯邦と事を構へることを欲  
してゐないから結局平和的解決を見る  
ことゝならう、モスクワのソヴェト政

府筋及び一腰の空気が平靜で事變の重  
大性を思はせる様な緊張は何處にも見



日ソ戦争の可能性なし

(ソ聯駐英大使談)

ワルシヤワ【七三】張鼓峰事件をめぐる日ソ關係の發展は當地でも注目されてゐるが一般に今回の國境事件はソヴェト極東軍のモスクワ政府に對する示威であり且つ兩者間の意見の打拮對立を示すものとされてゐる、従つてこれ以上事態の悪化は豫想されてゐないが廿四日ワシントン(ヘルシンキ)から當地に達した情報によればモスクワからロンドンへ歸任の途にあるソヴェト駐英大使イワン・マイスキー氏も同地の新聞記者に左の如き樂觀論を發表してゐる

☆各國反響

ソ聯の日本牽制策(米官邊見解)

歐洲では極東の事態が過大に報道されてゐるが現在の所日ソ戦争などの事態發生の可能性は全く認められぬ

ソ聯逆抗抗議訓令

モスクワ【七三】廿九日午後張鼓峰北方長池方面でソ聯兵が越境滿領内に侵入して監視兵に驅逐された事件につきソ聯側では却つて日滿兵の越境だと虚構の宣傳を行つて居るが、タス通信社の發表によればソ聯政府は廿九日駐日代理大使スメタニン氏に對し逆抗的抗議を日本政府に提出する様訓令した(我方對策参照)

政府依然沈黙を守る

モスクワ【七三】張鼓峰事件につきソヴェト側は

その後別に同地帯で重大發展があつたといふことを聞いてゐない

として極力沈黙を守つてゐり、日本軍がソ聯兵を驅逐した事件に關しモスクワでは卅一日午後九時に至るも外國報道以外ソ

ヴェト官邊からは何等の情報を得ることは出来ない、尤もA.P.モスクワ支局によれば卅一日國境の小衝突があり數發小銃射撃の應酬があつたと報ぜられてゐるソヴェト政府の高官連多數は週末休暇でモスクワに居らず表面上の動きは一切見られない

モスクワ【七三】張鼓峰に於て我軍がソ聯兵を驅逐した事件につきソヴェト外務人民委員部では現在のところ何等情報がないとして一切沈黙を守り靜觀的態度を保持してゐる、モスクワの外人間には日ソ開戦説なども行はれてゐるが當局は一切之を否定してゐる

ソ聯の日本牽制策(米官邊見解) ウシントン【七三】張鼓峰事件に關し、U.P.通信社ワシントン支局は廿二日米國官邊の見解として左の如く報じてゐる張鼓峰事件について政府當局は一切口を緘して批評を避けてゐるが明に多大の關心を以て情勢の推移を注視してゐる、政府筋では今回の事件の動機として

一 昨年の乾谷子事件等で威信を失墜したソ聯が國境に於ける勢力を回復せんとした事  
二 ソ滿國境に紛争を起すことによつて日本側を牽制し漢口攻略の壓力を緩和して間接に蔣政權を援助する意圖に出た事

を疑つてゐる、一般には後者の方が主要な動機と認められてゐるが政府側の意向は前者の方を有力な原因と見て居

り昨年乾谷子事件の際國內肅正に忙殺されて強硬な態度に出られなかつたソ聯が支那事變で日本が手をとられてゐるのを好機に國境の地位を回復せんとしたのが原因だとの見解をとつてゐる

單なる國境事件一つ(米外交筋觀測)

ワシントン【七三】米國政府は張鼓峰事件を纏る日ソ關係の緊張を重視し事態の推移を慎重見守つてゐるが一兩日來樂觀的意見に傾き問題はこれ以上紛糾化しないだらうとの見通しをつけるに至つた模様である、ハル國務長官は廿三日新聞記者團との會見に於て日ソ關係に言及して次の如く語つた

張鼓峰事件は現在の所あまり大した問題ではなささうだ、自分も別に大きな關心は持つてゐない、現地からの最近の報告も二兩日來事件は既に緩和の方向に向つたことを示してゐる

一方ワシントンの外交筋でも張鼓峰事件は從來屢々繰返された單なる國境事件の一つに過ぎないとして問題を頗る軽く見てゐる

兩國政府冷靜(米紙報道)

ワシントン【七三】張鼓峰に於けるソ兵不法越境事件を纏る日ソ關係は連日各紙に大々的に報ぜられ米國各方面の異常な注目を惹いてゐるが米國政府當局は冷靜に成行を見守つてゐるのみでワシントン

政界でも結局兩國の「トランプ遊戯」との見解を持してゐる、一部には日ソ關係の悪化を内心希望して殊更にかゝる方面に一般の見解を誘導せんとする空氣も見えぬでもないが東京及びモスクワからの報道は日ソ兩國政府が各種のセンセーシ

ヨナルな風説にも拘らず極めて冷靜だと報じて居り之以上事態が悪化することは先づあるまいといふのが各方面を通じての觀測である

武力行動に出まい(英國觀測)

ロンドン【七三】張鼓峰事件解決に關する日ソ兩國間の折衝は英國一般の注目を惹いてゐるが廿二日U.P.通信社ロンドン支局は事件の前途に關し英國に於ける權威ある筋の觀測として次の如き樂觀論を報道して居る

日ソ兩國が現在干戈を交へるのを欲して居るとは考へられない、今回の國境紛争は流血の慘を招くことなしに解決されるだらう、今回の紛争は近年日ソ兩國關係を不斷の軋轢状態に置いた例の數多の國境紛争の一つに過ぎないと思はれる、モスクワに於ける重光日本大使とリトヴィノフ外務人民委員の會見は喧嘩腰だつたといふにも拘らず、英國政府は國境紛争が日ソ兩軍の正面衝突となることを示唆する様な報告は駐ソ、駐日大使から受取つては居ない、惟ふに日本は現在對支軍事行動に

手一杯だからソヴェト側に對し武力に訴へることは考へられずソヴェト軍隊も亦最近の赤軍肅清事件、リュシコフ大將の滿洲國への逃避事件によつて齟齬された内部的混亂の影響を依然感じて居るから日本側に對しこの際敢て武力行動に出るとは到底考へられない、但しシベリアに於いてソヴェト軍隊が移動して居るといふ報道については英國諜報機關の報告が殆んど皆無であるからこの報道の正確性を測知することは

事實上不可能でこの點は注意を要しよ

「衝突の危険なし」(米紙)

ワシントン【七三】米國各紙は張鼓峰事件を重視し成行を注目してゐるが廿二日ニューヨークに達した各新聞、通信社のモスクワ特電は何れも目下のところ日ソ衝突の危険なしと斷じ左の如き樂觀的觀測を行つてゐる

△A.P.通信社 事件發生以來日ソ兩當局は相當激しい應酬を行つてゐるが第三國の消息通は何れも日本は今のところ支那事變で手一杯だから恐らく戦争になるようなことはあるまいと觀測してゐる

△(ハラルド・トリビュン紙) (パインズ特派員) 却々硬直な言葉で應酬してゐるが果して煙の蔭に火があるのかどうかは疑問だ

△(ニューヨーク・タイムズ紙) (デニラン特派員) 日本では肅清工作によりソヴェト體制も弱体化したから今こそ對ソ冒險政策を斷行すべき時だと信じてゐるかも知れないがこれは想像にしる實際にしる危険な判斷と言はねばならぬ

「ソ聯の行動は危險」(佛紙) パリ【七三】張鼓峰事件は事態が稍々鎮靜に向つた今日も依然フランス各紙を相當振はせてゐるが廿三日のタン紙は「日ソ間の緊張」と題する社説を掲げ張鼓峰事件の解説を行つた後次の如く述べてゐる

「ソ聯の行動は危險」(佛紙) 張鼓峰事件は事態が稍々鎮靜に向つた今日も依然フランス各紙を相當振はせてゐるが廿三日のタン紙は「日ソ間の緊張」と題する社説を掲げ張鼓峰事件の解説を行つた後次の如く述べてゐる

る

日本は現在ソ聯との戦争を望んでないやうだがこれは豫想以上支那に深入りを餘儀なくせしめられた日本として當然で何人も容易に首肯する處である他方ソ聯側もスターリン政権に對する恐しい試練たるべき日本との戦を欲して居るとは認め難いが日本軍の漢口攻撃發展の際張鼓峰事件を或る程度擴大せしめこの機に乗じて滿ソ國境劃定を有利に導かんとして居るのかも知れぬ然しあらゆる壓迫手段を用ひて日本の對支行動を阻止せんとするこのソ聯の策動は危険を孕むものである、何となれば氣を付けぬと現在の出來事に引きずられて兩國の外交が豫め定めた限度を遙かに越えるやうなことがあるからである

佛紙論調一末

【七・四】張鼓峰事件に關する廿四日の佛紙主要論調左の如し

△ニポツク紙(右翼系) ソ聯側はこの機を利用して國境劃定を有利に導かんとし又その仇敵の面目を失はしめんとしてあるのかも知れぬ、我々は日本の帝國主義の肩を持たんとするものではないが火遊びの危険は降せざるを得ず戦争は細些の事件から起り得るものであつて一度戦端開かれんかソ聯の相手は日本一國だとは限らない

△レビニブリツク紙(急進社右派機關)

ソ聯は日本と自由で戦はんがために歐洲に戦争を起そうと努めてゐるのだからフランスがその手先に使はれるのは眞平だ

△ニューマニテ紙(共産黨機關)

は「此處

の事件は英獨の佛ソ離間策を助けんとする日本の策動なり」と論じた後廿三日夕のタン紙が「日ソ間の緊張」と題する社説を掲載し日本の肩を持つたことを指摘して敵は國內にも在ると非難した

「ソ聯の示威運動だ」(波蘭紙)

ワルシャワ【七・三】ポーランド政府機關ガゼター・ポルスカ紙は廿六日の紙上に「日ソ事件」と題する社説を掲げ今回の張鼓峰事件はソヴェト側の一種の示威運動に過ぎないとして日ソ並にソ支關係につき左の如く論じてゐる

今回の日ソ紛争はソヴェト政府が親支的態度をとつた點に重要な意味がある元來ソ聯の對支政策は決して單純なものではない、何故なれば蔣介石が一九二七年クーデターを試みフアツソの政權を樹立した前例もありその勝利の驍將が再び之を繰り返さぬとは何等保障されてゐないからである、ソ聯の目的とするところは國民黨内左右兩派の内訌を激成して相互の角逐に依る自滅を計るにある、ソ聯の極東政策が免角消極的に流れる所以はこのためである現にソ聯の對蔣援助なるものは技術的のものに止り然かも之に對し一々中國共産黨宛に代價を要求するを怠つてゐない様だ、尙その間ソ聯側にも國內事情が日ソ紛争に對し積極的行動を許さないこともあるが、かかるソ聯の態度は支那の國民黨左翼分子の不滿を招きそのため蔣介石と他の將領との間に間隙をさし生じてゐる、かうした際に極東ゲ・ペ・ウ長官リニシコフ大將脱出事件が起り陸東に於けるソ聯の威信は全

く失墜するに至つたのである、この事實こそ今回ソ聯が張鼓峰を占領しその力を示威するに決した所以である、目下の狀況はトハチエフスキー事件後ソ聯側が金阿穆河、乾岔子島を占領した當時と殆んど同様である、然し日本は支那との紛争のためソ聯は國內的事情のため何れも目下戦争を欲しないから今回の事件は一種の示威運動とみる方が正當であらう

蔣政權の氣付變(支那紙)

上海【七・三】滿國邊紛争事件と英佛會談への期待とは決定的過程にある蔣政權にとつて一種の氣付變の感を抱かした積極である、即ち蔣政權に殘された唯一の延命策は國際援助あるのみとされてゐる折柄英佛會談に於て極東問題に關する討論が行はれんとし一方蔣介石が日支事變勃發當初より密かに待望してゐた日ソ間の衝突が局部的ながら張鼓峰事件によつて遂々實現せりとなし事件の成行に深甚の注意を拂ふと共に各新聞をして極めて活潑に前記兩問題を取扱はしめ敢戦に呻吟する國民の精神的苦痛を他に轉換せしめんとして居る、本日支那紙の多くは兩問題を捉へて社説としてゐるがその主なるものは

▲華美晨報は「日獨反ソ空氣を醸成す」と題し滿ソ國境事件に於て日本の意圖する所は武漢の即時攻略不能を隱蔽する爲めと、支那政府内部を動搖せしめ抗戰に自信なき分子をして日ソ交戦傍觀を口實とする抗戰サボタージュを行はしめんとするためであり更に主要なる目的はソ聯攻撃のため先づ英國の諒解を求めて支那を孤立に陥らしめんとす

るものであると甚だしき見當違ひを論じ

△導報は「英佛談話と反侵略大會」と題し、フアツソ國家がフランスを孤立に陥らしめんとする陰謀に對し英佛兩大民主國家が歩調を一にすれば世界の中心勢力となり各兩國は反侵略態度を一層積極化し近く反侵略大會を開くであらう、從つてこの際支那は市民並に無防禦都市の受けたる損害を同大會に提出するよう材料を備へねばならぬと國際援助を空頼みとし

△中國日報は「張鼓峰事件に關して」と題し獨逸及び英國の對蔣援助の消極化に依りこゝ數ヶ月來ソ聯の援助積極化したる事實に鑑み日本はソ聯は脅威を與へ、同時にソ聯の對日態度の如何を試さんとするものであるがこれは第二次大戰の序幕となるものであると論じてチエツコに對する獨逸の態度と共に日本の行動を斜視的に説いてゐる

新聞記事はイタリア的文體で

(ローマ發同位郵信)最近イタリアのフアシスト黨書記局は全國の新聞に宛て「今後一切の新聞記事は宜しくイタリア的文體で書かるべし」との御布令を通達した、これは從來ある程度の自由さを認められてゐた紙上のインタヴエー、投書、續物原稿、小説等にもあまなくフアシスト精神を浸透させようとの趣旨に出たもので、右黨令を説明してゐるポポロ・デイ・ローマ紙によれば「フアシスト文體とはひとり新聞のみならず漸次國民の全生活にこれを適應させて行かねばならない、道徳的美的理想を指すものであるとある

電氣の天の河

(ワシントン發同位郵信)カーネギー學會のマクニツシ博士が最近ワシントンで行はれた米國地理學會の席上發表した學說によると南極及び北極の地上六十哩乃至七十哩の大氣圏には幅數百哩の膨大な電氣の河が流れてゐることが發見された、博士の説に依ればこの電氣の河は極地に發する極光帯に沿つて西方に向つて流れて一千五哩の距離まで及んでゐる、この電氣の膨大な流れは磁氣嵐の起る際に一層明瞭に表はれるが特異な電氣現象の起る原因は主として太陽から發射される微分子の活動は極光現象の原因ともなる、所で磁氣嵐が劇烈な場合極光帯は低緯度に向つて轉じ更に電氣の大河は南方に向つて流れることになるといふ

×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×

# 世界情勢

## 旬間大觀

ヒトラーの特使ウィーデマン大尉の訪英、チエンバン英首相とデイルクセン駐英獨大使の會談によつて、チエコ問題解決に曙光が見え始めた。右の英獨會談においては、ドイツ側より、英佛獨伊四國會談開催が提議され、空軍制限案が持ち出されたと傳へられたが、廿六日、チエンバンは、前商相ランシマン卿を調停者としてチエコに派遣することを正式に發表した。チエコ政府とズデーテン黨との間には今尚ほその要求に大きな開きがあるが、チエコの犠牲においては歐洲の平和を購はんとする英國は、チエコの主權を損はざる範圍で少數民族に最大限の自由をもたらしと努めるであらう。注目されるのはこの間におけるソ聯の動きである。

尙ほ本旬の主な出來事——ブルガリアとバルカン協商國との全面的國交關係調整のためサラニカ新協定成立、ブルガリアの再軍備容認、ギリシアに叛亂勃發、聖地騷擾重大化、ラングーンに暴動、英米通商交渉難關に達し、米藏相の訪佛、گران・チャコ問題和平條約調印、等々。

## 國際軍擴競爭

### 英 帝 國

#### 再軍備支出膨張せん

ロンドン【七・二六】サイモン蔵相は廿八日午後下院に於ける労働黨議員の質問に答へ再軍備の費用に關し次の如く答辯した

再軍備關係支出は現在の所議會の承認を得た數字を超過してゐない、然し最近の原料物資の騰貴並に再軍備計畫の擴張により再軍備支出は結局的には最初の豫定より相當増加するであらう

- 一 海軍 海軍職員四十名を配備し更に明年度迄に完成する豫定の無電燈に十名を配屬する
- 一 空軍 空軍將校四十三名、航空兵員三百九十三名を配備する

#### 濠洲國防強化案

シドニー【七・二五】濠洲國防相ハロルド・ソビー氏は廿七日濠洲北方の要衝ダーウイン港を重要な國防基地とするに決定した旨發表した、右計畫は陸海空三軍を動員してダーウイン港の防備強化を確立せんとするもので計畫の大要は次の通り

- 一 陸軍 固定海岸防空隊職員廿三名を配備し更に移動軍隊を設置する、右軍隊は本年度中に各階級で六十二名を任命する
- 一 海軍 海軍艦艇四隻を配備し更に明年度迄に完成する豫定の無電燈に十名を配屬する
- 一 空軍 空軍將校四十三名、航空兵員三百九十三名を配備する

### 米 國

#### 驅逐艦四隻注文

ワシントン【七・二五】米國海軍省は廿二日新驅逐艦四隻(各一、五〇〇噸)の建造に關し民間造船所との間に請負契約を了した、契約の總額は二千萬弗を超えバス鐵工所及びフェデラル造船所が夫々二隻づゝ建造することになつた

#### 太平洋岸海軍根據地擴充を調査

ワシントン【七・二五】米國海軍は沿岸根據地の擴充強化につき最近に前聯合艦隊司令長官ヘッパバーン提督を首班とする調査委員會を任命したが、廿二日確閉するに同委員會は既に太平洋岸の根據地擴充の要否を検討するため秘密裡に調査に着手した、同委員會の主要調査題目は次の通り

- 一 アラスカ方面に於ける海軍の作戰加重の事實に鑑みシアトルの第十三海軍區より獨立せるアラスカ海軍區新設問題
- 一 一九四六年の比島獨立後同島に恒久的海軍根據地建設問題
- 一 グアム、サモアの施設改善、要塞構築問題

#### アラスカ空軍根據地増強か

ワシントン【七・二五】米國政府は新ウインソン法に基く海軍擴張計畫に乗出すと共に空軍を續々増強して太平洋防備の萬全を期してゐるがU・P社ワシントン支局が廿五日報道する所によればルーズウェルト大統領はアラスカに強力な空軍根據地を建造するため次期議會上にこれに要する豫算の計上を要請することになつたと

いはれる、U・P通信社の報道要旨次の通り

### 伊 太 利

#### 驅逐艦二隻造水

ローマ【七・二五】イタリア海軍の誇る新銳驅逐艦アスカロ號(二千噸)フチエレ號(千六百噸)は卅一日夫々リヴォルノ並にアンコーナに於て進水を了した

### ソ 聯 邦

#### 海軍力整備に汲々

【七・二五】第三次五ヶ年計畫に基づくソ聯邦の建艦方針は從來小艦艇の防禦主義より攻撃的なる大洋艦隊の建設を意圖するに至つた、而して同國は極端なる秘密軍備で巧妙なる對外宣傳を行つてゐるのでペーパープランをそのまゝ宣傳することは出来ないが英ソ海軍協定に依つて極東海面に於ては建艦の自由を有すると共に努力費を無視して建艦出來得る特殊な國情にあるソ聯邦だけに頗る注目すべき極東の懸星海軍力とされてゐる、即ち最近のソ聯邦海軍は滿鐵を根據地とする極東艦隊を太平洋艦隊に擴張すると同時に北氷洋の開拓と北洋艦隊の建設に主力を注いで居り、右北氷洋の積極の開拓は一九三七年より開始されて居つて白海入口のコー半島のマルマンスクよりペーリング海峽を連絡し一朝有事の際自國の領海内を通過しカムチャツカ半島を経て太平洋艦隊と協同作戰を探らんとするものである、之によりソ聯邦はフィニッシュ河(フィンランド、エストニア間)キール運河英吉利海峽を利用せず東太平洋に進出できるものであつて此の艦隊移動に際し

#### 六月中武器輸出統計

ワシントン【七・二五】國務省は廿二日六月中の米國對外武器輸出統計を左の如く發表した

六月中に國務省が對外武器輸出を許可した金額は總額七百七十六萬一千弗に達する、その内オランダ向け輸出は四百六萬弗で首位を占め主として軍用機である、日本向け輸出は百七十一萬弗で軍用機及び附屬品から成り支那向け輸出は百廿三萬六千弗で各種の軍需品を包含してゐる

尚六月中に現貨に支那に向けて發送された軍需品の總額は二百廿二萬一千弗に上り日本向けは百卅七萬九千弗と確聞する、又オランダに輸出された軍用機は關領東印度の軍備擴張計畫の一部に充てられる様である

てはソ聯邦獨特の碎水艦を利用して遂行すべく既に本年三月に一隻は進水せしめて居り着々再建赤色海軍は内容を充實してゐる

ソ芬國境警備を強化

ソ連はヘルシンキよりの新聞報道に依れば最近ソヴェト政府はソ芬國境線の警備に大變更を加へつゝあり同國境のカレリア自治共和國では軍隊が全部ゲベウ部隊と交代し目下ゲベウの特別部隊が要塞築造工事に當つてゐるといはれる、又同共和國の住民も聯邦内の他地方へ強制移住を命ぜられたと傳へられる

勃 牙 利

再軍備容認せよ

サラニカ(ギリシャ)【六三】ギリシャ、ルーマニア、トルコ、ユーゴスラヴィアのバルカン協商各國政府はブルガリアの再軍備要求につき過般來同國政府と折衝中であつたが今同要求を容認するに決定、卅一日バルカン協商國代表メタサス・ギリシャ首相はサラニカに於てブルガリア首相キョセフアノフ氏との間に右に關する新協定に調印を了した、同協定はブルガリアの軍備禁止に關するヌイイ條約を廢棄しブルガリアに完全な軍備均等權を賦與すると共にブルガリアはバルカン協商國との間に不可侵關係を確立することを規定したものでこれによりブルガリアと協商國間に蟠まる多年の確執は一掃されることとなつた(尙ほ歐洲諸國参照)

少數民族問題

チエコスロヴァキア

ズデーテン黨英佛に覺書提出

ロンドン【七三】チエコ政府の起草にかゝる少數民族法案は愈々近くチエコ議會に提出されることとなつたが同法案の議會上程の前にズデーテン・ドイツ黨は廿一日英佛兩國政府に覺書を送りズデーテン・ドイツ地方の現状改革に關する自黨の要求が歴史的、人種的及び政治的見地から正當なる旨を強調して兩國政府の注意を喚起した、英國政界では右覺書の提出はドイツ政府の肝煎に成るものでこれによりズデーテン問題に對する英佛獨逸四ヶ國の調停を招來せんとの目的に出でたものと観測してゐるが政界消息筋は右に關したの如き見解を述べてゐる

ドイツ政府はズデーテン問題に對しては戦争の危険を伴ふ如き荒療治は極力これを避けようとしてゐる、而してチエコ政府の態度を緩和せしめる爲には英佛兩國の對チエコ勸告より英佛獨逸四國の共同調停の方が有効であると考へてゐるのだ、ドイツ外交の狙ふ最終目的はソヴェト聯邦を除外した四ヶ國協約を以て歐洲問題全般の解決を招來せんとするにあるやうだ

チエコ民族法案大綱

ブラハ【七三】ズデーテン・ドイツ黨は廿八日コンミュニケを以てチエコ政府が

クレイチ大審院長を通じてズデーテン黨に對しチエコ自治法の原案を提示した旨發表した、ズデーテン黨は右政府案に何等の批評を加へず一應受理することとなつたが政府原案は少數民族法案並に言語法案を含む廣汎なものでチエコ各紙の報道する政府案の大綱次の通り

△少數民族法案

- 一 チエコ國民はその民族の如何を問はず法律上平等の權利を享有す
- 一 未成年者は滿十八歳に達すれば自由にしてその所屬民族を決定する權利を有す
- 一 各地區の民族人口數に比例する官公吏の任命、其他少數民族保護に關する各種規定

一 議會を通過した法案に對しチエコ議員は下院議員五十名、上院議員廿五名の賛成を得て大審院に對し違憲訴訟を提起し得る

△言語法案

- 一 各民族は夫々その母國語を以て政府其他當局に對する公文書を認め得る
- 一 各地方當局に於て使用するべき言語は當該地區に於て最大多數を占める民族の言語とす、但し事情により二國語を使用することあるべし

右法案のうち最も注目すべきは民族法案中の違憲訴訟條項で現在の法律によれば斯る違憲訴訟を提起する爲には上、下兩院の絶對過半数が必要とされてゐる、然るに政府原案が實現する場合ズデーテン黨は現在チエコ議會に於て下院に於て五十四、上院に於て廿五の議席を擁する關係上ズデーテン黨のみで違憲訴訟が提起出来ることとなり、尙ホツザ首相の出身黨たるチエコ農民黨機關紙ウエニコフ

の報する所によれば政府自治法案によるチエコ各地方議會の議席數はボヘミア百廿、モラヴィア及シレジア六十、スロヴァキア六十と規定され又地方議會議長は同時に地方政府の首相を兼ね十二名の選出關係を以て地方政府を組織することとなつてゐると云はれる

獨大使四ヶ國會議開催提唱

ロンドン【七三】駐英ドイツ大使フォン・デイルクセン氏は廿二日休暇隨國を前にチエンパレン首相を訪問長時間に亘つて重要意見を述べたが席上デイルクセン大使はドイツはチエコ問題解決のため英佛獨逸の四ヶ國會議開催を支持し更に空軍の質的制限協定締結の目的を以て西歐諸國と交渉を開始する用意ある旨を暗示したと傳へられる、即ちアヴァス通信社ロンドン支局の報道によればデイルクセン大使はチエンパレン首相に對し次の重要提言を行つたと解される

四國會議提唱を獨否定

ベルリン【七三】駐英ドイツ大使フォン・デイルクセン氏が廿二日チエンパレン首相に對しズデーテン問題の解決を目的とする英佛獨逸四ヶ國會議を提案したとの報道は各方面に多大の反響を呼んでゐるがドイツ政府は廿三日非公式に四國會議提唱説を否定して次の如く言明した

デイルクセン大使は休暇隨國を前に廿二日チエンパレン首相に會見を求められ英獨兩國關係の全般に亘つて意見を交換した、席上デイルクセン大使はチエコ政府がズデーテン側の要求を満足させる意圖を全然有してゐないとか考へられぬ報道がブラハから流布されてゐる事實につき英國政府の注意を喚起した、これに對しチエンパレン首相より英國政府は問題の平和的解決のためチエコ政府に接近する用意がある旨回答があつたが、この點につきデイルクセン大使又はチエンパレン首相から何等か具體的な提案乃至示唆が行はれた事實は全く無い

政界消息通はワイエデマン大尉の訪英並びにデイルクセン、チエンパレン會談に關聯して行はれてゐる種々の報道を否定して次の如く述べてゐる

とを指摘、英國内閣及びフランス政府と協議の上ドイツの提案を慎重考慮する旨を約したと傳へられる、更に一報消息通によればチエンパレン首相はチエコの少數民族問題が解決した後空軍制限協定締結の交渉を開始することに満腔の賛意を表し且つ歐洲の一般的平和再建の範圍内に於て獨逸植民地の一部返還の可能性にも言及したと言はれる

とを指摘、英國内閣及びフランス政府と協議の上ドイツの提案を慎重考慮する旨を約したと傳へられる、更に一報消息通によればチエンパレン首相はチエコの少數民族問題が解決した後空軍制限協定締結の交渉を開始することに満腔の賛意を表し且つ歐洲の一般的平和再建の範圍内に於て獨逸植民地の一部返還の可能性にも言及したと言はれる

ウイデマン大尉がロンドンから歸還するのを俟つてミュンヘンに於てヒトラー總統司會の下に關係閣僚會議が開催されたとかゲーリング空相、リッペンロッツ外相が活躍してゐるとか各種の報道が流布されてゐるがこれらは何れも單なる想像に基いたデマに過ぎない、殊にドイツ、チエコ五ヶ年休戦の如きは最も惡質な捏造と言ふべくズデーテン問題は當然チエコ政府自身の責任に於て解決せねばならない國內問題である、「休戦」なる言葉にはこれによつてチエコ問題に國際的性質を賦與しようとする意圖が藏されてゐる

**佛、ドイツ外交を警戒**

佛が四國會議を提唱したのと報道はフランス政界に大衝動を與へドイツ外交今後の展開に多大の警戒心を示してゐる、政府は慎重な態度をとつて一切意見の發表を差控へてゐるがパリ政界は左右の別なく何れもドイツ政府が從來の非妥協的態度を棄て、積極的に對英接近の姿勢を示しつつある事實を重視しその根據につき種々の解釋を下してゐる、フランス側の見解を綜合すれば次の通り

**ドイツ政府がウイデマン大尉の訪英に續いてデルクセン、チエンパレン會談を行ふ等頻りに對英接近策を講ずるに至つた原因は**

- 一 英帝ジョージ六世の訪佛を機會に英佛提携が一段と強化された事
- 一 張鼓峰事件を契機として日ソ關係が惡化した結果ドイツがその地位に少なからぬ不安を感じるに至つた事が重大な動機をなしてゐる、ドイツ側

が國際情勢の惡化から協調的態度に出るに至つたことは少數民族問題解決の爲歓迎すべきだが、傳へられる如くドイツ政府が英佛獨伊四ヶ國會議の開催によつてズデーテン問題の解決を圖らうとする事が事實とすればこれは當然チエコ政府が自ら解決すべき國內問題を國際側會議によつて解決せんとするもので國際干渉を誘致する恐れある企圖に對しては絶対に反對である、チエコ政府は尙く迄チエコ議會を通じて少數民族問題を解決すべき態度を闡明してゐるに對しドイツはかゝる議會的解決を排して國際會議の形式で有利な解決を計らんとする下心と解されるがチエコ政府とズデーテン黨との間には深刻な意見の對立があり情勢は決して樂觀を許さぬので今後も不斷に警戒する必要がある

**ホツザ首相、英公使會談**

ブラハ【七三】ブラハ駐劄英國公使バシール・ニュートン氏は廿三日本國政府の訓令に基きチエコスロヴァキア首相ミラン・ホツザ博士を訪問、過般のハリファアツク・ウイデマン會議並びに英佛會談の結果を詳細に報告し懇談を添けた、席上ニュートン公使はホツザ首相に對しチエコ政府がズデーテン・ドイツ人側に對し更に廣汎な讓歩を行つて少數民族問題の圓滿解決を圖る様英國政府の希望を傳達した模様である

**佛外相各國大公使と協議**

パリ【七三】ボンネ外相は廿三日午後休暇歸國中の駐獨フランス大使フザンソア・ボンセ氏を外務省に招致しチエコ少

數民族問題に對するドイツ政府の態度につき詳細地報告を聴取して協議を添けた、外相は續いて駐佛チエコ公使オスキュー氏、同ソヴェト大使スリツツ氏並びに米國大使ブリツツ氏の來訪を求め夫々少數民族問題について意見を交換した

**チエコ援助に赤軍移動**

モスクワ【七三】ソヴェト政府がシベリア方面に赤軍の大量移動を行つてゐるとの報道に關聯しU.P.モスクワ支局は廿三日赤軍の異動はソヴェト聯邦の對チエコ援助に備へる工作であるとして次の如き觀測を傳へてゐる

**ベルチナツクス氏所論**

ズデーテン問題長引かん、パリ【七三】ボンネ佛外相は廿一日駐佛チエコ公使オスキュー氏と會見しチエコ問題に關し重要會談を添けたが廿二日外交通ベルチナツクス氏は右會談に關連しズデーテン問題の將來に關し次の如き悲觀的測測を行つてゐる

ボンネ佛外相は廿三日駐佛チエコ公使オスキュー氏との會談に際しチエコ政府はズデーテン黨との間に完全に諒解が出来上る迄は少數民族法の議會上程

を見合せた方がよからうとの意向を表明した、この提案は實際のところはハリファアツクス英外相の發意に基くものである、數週前英佛兩國政府はチエコ政府の無定見を責め大膽に少數民族法案の提出を勸告したがドイツ政府が同法案を承諾しないことが明になつたので再度方針を變更したものである、ホツザ首相とズデーテン黨との間の折衝も今のところ全く圓滿解決の豫想がつかずチエコ中立法も實際上海流れとなつた

**英政府積極的調停乗出し**

ロンドン【七三】英國政府は過般の英獨並に英佛會談以來獨佛双方の政府當局と緊密な連絡をとつてチエコ問題の對策を慎重検討しつゝあつたがチエンパレン首相は愈々局面打開に乗出す決意を固めチエコ政府とズデーテン黨との間に當つて少數民族問題の圓滿解決を斡旋することゝなつた模様である、アヴァス通信社ロンドン支局は確實なる筋の情報として前商相ランシマン卿が英國代表として調停工作の全權を委任されることゝならうと左の如く報じてゐる

**英國政府は少數民族問題に關するチエコ政府とズデーテン黨との交渉が繼らぬ場合ズデーテン問題の「調停役」として前商相ワオルター・ランシマン卿をチエコに派遣する案を提示したと確聞する、チエンパレン首相は既に英國政府の調停案を夫々ベルリン、パリ、ブラハの三國政府に内示してをり過般の英佛會談の席上フランス側の意圖も充分聽取して検討を行つた、チエコ政府は今迄の所未だ明確な回答を寄せてゐないが無條件で同意することは先づ難かしいと豫想される**

ハリファアツクス英外相は英帝に扈從してパリに來た時若しチエコ政府及びズデーテン・ドイツ黨が直接交渉によつて圓滿な妥協點に到達し得ない場合、英國政府は調停役を買つて出る用意がある旨申出た、然しこれが實現するためにはチエコ政府から正式に英國政府に對しその調停を依頼しなければならぬ、チエコ政府は其の人民に對する主權の放棄を意味するが如き斯る調停依頼は先づ申出でないと見るのが穩當である、英國が調停を行ふとすれば恐らく調停の任務は前商相ランシマン卿に一任されることゝならうが、卿は從來反チエコの傾向を持つた人であり、こゝにもチエコ政府が益々英國の調停

に氣垂薄な原因がある

**☆英國の調停案**

**英政府積極的調停乗出し**

ロンドン【七三】英國政府は過般の英獨並に英佛會談以來獨佛双方の政府當局と緊密な連絡をとつてチエコ問題の對策を慎重検討しつゝあつたがチエンパレン首相は愈々局面打開に乗出す決意を固めチエコ政府とズデーテン黨との間に當つて少數民族問題の圓滿解決を斡旋することゝなつた模様である、アヴァス通信社ロンドン支局は確實なる筋の情報として前商相ランシマン卿が英國代表として調停工作の全權を委任されることゝならうと左の如く報じてゐる

英國政府は少數民族問題に關するチエコ政府とズデーテン黨との交渉が繼らぬ場合ズデーテン問題の「調停役」として前商相ワオルター・ランシマン卿をチエコに派遣する案を提示したと確聞する、チエンパレン首相は既に英國政府の調停案を夫々ベルリン、パリ、ブラハの三國政府に内示してをり過般の英佛會談の席上フランス側の意圖も充分聽取して検討を行つた、チエコ政府は今迄の所未だ明確な回答を寄せてゐないが無條件で同意することは先づ難かしいと豫想される

▲英首相抱憶憤重、ロンドン【七三】チエンパレン首相の調停案提出により過般のハリファアツクス・ウイデマン會談、英佛パリ會談以來急に活潑となつた多角的外交折衝は始めてその全貌を現はし英國政府が從來の消極的態度を一掃してチエコ問題解決のため積極的に調停工作に

乗出さんとする意圖が明かとなつた、チエノレン首相はかゝる思ひ切つた外交工作に乗出すに先立ち豫めチエノ政府を始め獨佛兩國と緊密な連絡をとり關係各國の意向を參酌して慎重具體案を練つた上、充分成功の見通しをつけて正式に居中調停の大役を買つて出たものと解される、既にドイツ及びフランス政府との間には完全な諒解が出来てゐる模様で、チエノ政府も近く正式に受諾の回答を寄せるものと期待される、最も問題視されるズデーテン・ドイツ黨もヒトラー總統から直接ヘンライン黨首に英國案受諾の勸告がある模様でズデーテン黨の受諾も大體確定の事實とされてゐる、この意味で廿六日下院で行はれる首相の聲明は各方面注視的となつてゐるが、議會の一部にはチエノレン首相の方針に反對の動きも相當有力で英國の大體不干渉政策を強硬に主張してゐるのでチエノレン首相は飽く迄慎重な態度をとつて恐らく議會では直接明快に政府の方針を披瀝することを避け、ランシマン卿のチエノ派遣については極力英國政府を代表する公式の使命を豫定するものと観測される

**チエノ政府調停案遂々受諾**

ブラハ【七・五】チエノ政府はズデーテン問題解決に關する英國政府の提案を受諾するに決定、近く英國政府に對し正式に受諾の回答を發することとなつた、英國政府が初めてランシマン卿のチエノ派遣を提案したのは去る廿一日ニュートーン英國公使がベネチヌ大統領と會見後ホツザ首相と懇談した際であつた、ホツザ首相は直ちに英國政府の提案を閣議にかけたがチエノ共和國の威信を傷けるものであ

ると猛烈な反對が出たので事實上お流れとなつた、これを見てとつたニュートーン公使は更に二回に亘つてホツザ首相と會見、チエノ政府とズデーテン黨との直接交渉の困難を指摘し、政府が少數民族法案を議會に提出するに先立ち第三國の調停がない限り交渉は失敗に終らざるを得ぬ旨を力説説得に努めた、その結果遂にホツザ首相も折れ數回に亘つて少數關係關係會議を開き慎重協議を行つた上英國案を受諾するに至つたものである

**ズデーテン黨も受諾**

ブラハ【七・六】ランシマン卿のチエノ問題斡旋乗出しにつきズデーテン・ドイツ黨はその態度を協議した結果欣然これを受諾するに決定、英國政府宛て受諾回答を發出した旨廿六日夜同黨本部から發表があつた

**ヘンライン黨首プレスラウ**

プレスラウ(ドイツ東部シレシア)【七・五】英國政府の調停案を繞つてチエノ問題が又もや全歐の關心をあつめてゐる折柄時人ズデーテン黨首ヘンライン氏は廿五日ドイツ東部シレシア地方のプレスラウ市に突然姿を現はした、同黨首の訪問は廿五日夜プレスラウで催されたドイツ體育大會に出席するためであるが大會には數千のズデーテン・ドイツ人も參加してをヘンライン黨首は「在外ドイツ人の爲に」一場の演説を試み氣焔をあげた

**ドイツ政府慎重**

ベルリン【七・五】英國政府がランシマン卿を代表に任命チエノ問題の調停に當らしめるとの報道はドイツ政界に好感を以て迎へられてゐるがチエノ問題の微妙な

關係を考慮慎重な態度をとつてゐる、各紙の論評も割合控え目で大體左の如き見解を表明してゐる

英佛兩國政府は目下ズデーテン問題の早期解決を期して頻りにチエノ政府に働きかけてゐるが英佛兩國就中英國が最近積極的にズデーテン問題解決に乗り出して來たのは外交的に強力な壓力をチエノ政府に加へることがズデーテン問題を和平的に解決する唯一の手段だといふことを了解したためであらう

**佛、チエノ調停案歓迎**

パリ【七・五】ボンネ外相は廿五日外務省に駐佛チエノ公使オスキュー氏の來訪を求め英國前商相ランシマン卿の調停乗出し問題を中心にチエノ政府側の意向を聴取し協議を遂げた、フランス官邊は英國政府がランシマン卿を通じて懸案のチエノ問題調停に乗出すに決定した事を歓迎してをり殊に今回の舉をもつて英國政府が從來の消極的態度を一掃し初めて何等直接的利害乃至條約上の義務を有してゐない中歐の問題に介入して歐洲の全般の平和確保の積極的外交工作に一步を踏出したものと観測しこれに全幅的支持を表明してゐる、殊に最近ドイツ側の意向として傳へられてゐる所謂英佛獨伊四國會議案がソヴェト聯邦を除く點からこれに難色を示してゐたフランス政界は早くも英國政府今回の斡旋工作に多大の期待を繋いでゐるがフランス官邊も廿五日この間の事情につき非公式に次の如く語つた

英國政府は愈々ランシマン卿を通じてチエノ問題の斡旋に乗出すこととなつたが、ランシマン卿は公式に調停者の

權限を賦與されて單獨に行動するのでなく一々英國政府と協議の上軍艦の解決に努力する筈で一方英國政府は獨佛、伊並びにソ聯等關係各國政府とも連絡をとつて行くことと思はれる、最近一部で傳へられた英佛獨伊四國會議案なるものはソヴェト政府と當事國たるチエノ政府とを意識的に除外した點で同意しかねるものだつたが英國政府今回の調停案ではこの缺陷は除かれてゐる、殊にドイツ政府がこの英國案を受諾することになればドイツがチエノ問題に對し武力干渉を行ふのではない

かとの危懼は完全に一掃される譯で歐洲政局の全般の鎮靜に貢獻する所多大なものであらう

**調停案成立迄の經過**

パリ【七・五】英國政府が前商相ランシマン卿を通じてチエノ問題の調停に乗出すに決定したことは長く歐洲政局不安の種と目されたチエノ少數民族問題に對し最終的切開手術を加へるものとしてフランス政界に多大の好感を興へてゐるがランシマン卿派遣の決定は去る廿日パリに於けるハリファックス英外相とガラデイ佛首相、ボンネ外相との會談に端を發したものであるはれ英國政府は爾來ドイツを始め關係各國の動きを慎重に打診した結果愈々積極的乗出しの決意を固めたものと傳へられる、英國政府がかく中歐政局に對して積極的外交工作を決意するに至る迄には、英、佛、獨三國政府間にチエノ問題の和平解決をめぐる活潑な外交折衝が續けられてゐたものであるがこの間の外交交渉の經過につきパリ政界消息

通は廿五日次の如く語つた

英國政府が今回遂にチエノ問題解決に積極的に乗出す決意を固めランシマン卿を現地に派遣して和平斡旋を行はせることになる迄には大要次の如き外交折衝が英佛獨三國間で活潑に行はれてゐた、即ち

一 ダラデイエ佛首相は去る十二日チエノ政府はあく迄佛チエノ相互援助條約に忠誠を誓ふものだがドイツ政府は和平的意圖をもつてチエノ問題の解決に當ることを確信する旨フランス政府の意向を傳達した

一 越えて十七日ドイツ政府の特使ワイデマン大尉はハリファックス英外相に對しヒトラー總統はあらゆる懸案の友好的解決を望んでゐるが、就中最も重大なチエノ問題については出来るだけ短時日の間にこれを解決せねばならぬとの見解を抱いてゐる旨を表明した、右ワイデマン特使の言明はドイツ政府が英國側の積極的乗出しを要望してゐる事實を示唆したものと見られる

一 續いて廿日ハリファックス英外相はパリに於てガラデイエ佛首相、ボンネ外相と會談した際右ワイデマン特使との會見内容を報告した、更にハリファックス外相はチエノ政府がズデーテン黨側と事前に諒解を遂げずして少數民族法案を議會に上程しても到底問題の圓滿解決を見ることは出来ないとの意見を表明、英佛兩國代表とも結局チエノ政府とズデーテン黨との間の見解の相違は甚だ深刻なものがあつた、兩者間の交渉

は甚だ深刻なものがあつた、兩者間の交渉



は成功を収める見込みがないといふに意見一致した、かくて英佛代表は愈々積極的調停斡旋決意を固め左の如く決定した

(イ)英佛兩國政府はチエコ政府に對し少數民族代表との間に完全な諒解が得られる迄一時民族法案の議案提出を延期する様共同勸告を行ふ

(ロ)英國政府はランシマン前首相を通じてチエコ政府とズデーテン黨との間の和平接近を圖るため調停斡旋を行はしめる

英獨關係調整も企圖

ロンドン【七五】アヴアス通信社ロンドン支局は廿五日確實な筋の情報としてチエコ政府とズデーテン問題の解決を契機に懸案の獨獨關係の調整に乗出す準備を進めてゐる旨左の如く報じてゐる

チエコ政府はランシマン卿の調停工作が功を奏しズデーテン問題が圓滿解決を見た曉にはハリファックス外相の音頭取りでロンドンの獨チエ會談を開催し兩國間に不可侵條約の締結を實現したい意向である、チエコ政府は更に中歐政局の安定を俟つて對獨關係の全面的調整に乗出す意向らしい、ドイツの舊植民地返還要求についても空軍制限問題と共に虚心坦懐に交渉を進めて新しい解決案に到達する準備を進めてゐる模様である、なほチエコに對し密接な利害關係を有するソヴエト及イタリア政府の出様が問題だがイタリア政府はズデーテン問題に深く立入ることを欲しない旨態度を闡明

した模様である、他方ソヴエト政府が表面に出ることはチエコ政府とズデーテン黨との間に直接チエコ問題に干渉することはないと見られるがソヴエト政府がチエコ政府を通じて間接に大きな役割を演ずることは充分豫想される所である

駐獨英大使、獨外務次官會談

ベルリン【七五】駐獨英大使ネウシル、ヘンダーソン氏は廿五日午後ドイツ外務省にワイツゼッカー外務次官を訪問懇談を遂げた、會談内容は明かでないがヘンダーソン大使は英國政府がランシマン卿を通じてチエコ問題の調停斡旋に乗出すに決定した旨を報告ドイツ政府の好意的支援を要望したものと見られる

民族法案上程延期されん

プラハ【七五】チエコ政府は七月末議會を開き問題の少數民族法案を提出する豫定であつたが今回英國の提案を受諾し前英商相ランシマン卿の調停に依頼することとなつた結果、民族法案の議會上程はズデーテン・ドイツ黨との間に妥協が成立し懸案の圓滿解決の見通しがつく迄一時延期するに決定した模様である、政府當局が廿五日非公式に言明する所によれば政府は七月末開會の豫定であつた議會を八月二日迄延期したい意向で議會開會後も少數民族法案の審議は暫く後廻しとし先づその他の緊急問題について討議を行ふ方針と解される、その間政府側はズデーテン黨を始め各少數民族代表と個別的に折衝を續け民族法案の圓滿議會通過の見通しをつけた上で議會に臨む作戦で

ある、従つて法案の上程は最大難關たるズデーテン黨との完全な妥協成立を俟つて行はれるものと豫想されるから議會の審議は殆ど形式的なものになる見込である、尙政府は今週より直ちに各派との折衝を開始するが少數民族問題解決の鍵は一にこの間の折衝にかゝりランシマン卿の活躍もこの期間に集中されるものと見られる

ランシマン卿派遣正式發表

ロンドン【七五】チエコ政府は廿六日午後下院に於ける外交討議に際し刻下の重要諸問題に對する英國政府の方針を明らかにした外交演説を行つたが特にチエコ問題調停の爲前商相ランシマン卿を派遣するに決定した旨左の如く言明した

英國政府はフランス政府と協力ズデーテン問題の平和的解決の爲に努力して來たが事態は遂に外國の援助なしでは解決困難と見られるに至つた、よつて政府はチエコ政府の要請に基き經驗と識見ある人物を現地に派遣し事態調査の上必要とあれば交渉を成功に導く様な獻策を行はしめるに決定した、ランシマン卿は調査並に斡旋の使命を帯びてチエコスロヴァキアに赴くのであり仲裁者の役割を演ずるのではない、同氏は英國政府から獨立し個人の資格で行動することゝならう

支那援助が行はれることを排除するものではない、と言明した

▲英議會方面で好評 ロンドン【七五】チエコ政府は廿六日の外交演説中英國政府が前商相ランシマン卿をチエコに派遣するに決定した旨正式に發表した

が議會方面ではこの決定を頗る好感を以て迎へ次の如き意向を表明してゐる

各專門家を同伴

ロンドン【七五】前商相ランシマン卿はチエコ問題解決の重要使命を帯びて愈々來る八月二日ロンドン出發プラハに赴くこととなつたがランシマン卿は中歐問題の權威ガイ・ストツプフォード氏を秘書として帶同する他外務省經濟局長アシントン・ワトキン氏を經濟問題顧問として同伴するに決定した、但しランシマン卿今回のプラハ行は全く個人の資格である爲ワトキン氏も今回の旅行中は外務省の管轄を離れ、一方駐獨英國大使ヘンダーソン氏もベルリンから通譯官をプラハに送りランシマン卿の活動を助ける手筈をととのへてゐる

ランシマン卿の調停案

プラハ【七五】チエコ問題解決斡旋の重大使命を帯びたランシマン卿は愈々來る

聖地騷擾

パレスチナの騷擾重大化

ハイファ(パレスチナ)【七五】アラビヤ人とユダヤ人との民族闘争を繰るパレスチナの騷擾は最近愈々悪化し連日各所に血腥い闘争が繰返されてゐるが廿五日又ネパノンの國境に近いハイファに於て爆彈事件が突發、多數の死傷者を出したのがきっかけとなり兩派の抗争は正に發火點に達せんとして異常な不安が全土を覆ふに至つた、廿五日午前ハイファ・アラビヤ人地區内にある野菜市場に爆彈が投ぜられ折からの雑踏に死者卅五名重傷者五、六十名を出したのを合圖に極度に憤激したアラビヤ人は大舉ユダヤ人地區

に殺到して報復の擧に出んとしたので急變に驚いた英國官憲は直ちに市内の交通を遮断し要所々に巡邏兵を配置して極力事變の收拾に努めたが夜に入るも更に鎮靜の模様が見えず遂に全市に亘つて消燈令が布かれるに至つた

**反英抗爭激化**

ハイファ【七三】爆弾事件に端を發した騷擾にハイファ全市は混亂に陥り市民は戦々兢兢として恐慌状態を呈してゐる、目下治安は軍隊の手で辛ふじて保たれてゐるが隨所に放火、小競合が繰返されて何時大事に至るやも圖られぬので陸戦隊も出動、陸軍部隊と協力してユダヤ人地區の周圍を嚴重固めてゐる、一方事變の擴大を懼れた政廳當局は先手を打つてアラビヤ人の大量檢査を發令既に千五百名の革命分子が逮捕されたが却つてアラビヤ人の反感を激發し動搖の色は愈々濃くなりつゝある、すでにアミン・エル・フツセイニを總帥とするマフチ黨のアラビヤ人結社はシリアのダマスカスに本據を置いて國外から續々擧亂、暴制の指令を發してユダヤ人攻撃に全力を傾注する一方軍權を背景として治安維持の名目の下に彈壓の鐵血政策を強行しつゝある英國官憲に挑戰、全面的な反英抗爭を展開しつゝあり今後の進展は愈々豫斷を許さない

**武裝蜂起の兆暈**

エルサレム【七三】アラビヤ人對ユダヤ人の抗爭は去る廿五日のハイファの騷擾を契機に急激に悪化し一方英國駐屯軍の出動に加へて陸戦隊の上陸、軍用機の威嚇飛行はアラビヤ人の反英感情を極度

に煽りパレスチナ全土に亘つて武裝蜂起の兆が俄然濃厚となつて來た、カルナリエでは廿六日夜武裝したアラビヤ人が同地の停車場を襲撃之を守備する補助警官隊と激戦の後同停車場を占領之を燒拂つた、南部地方のデイルでも之と前後して停車場襲撃事件があり同地の交通はアラビヤ人暴徒の手に握られるなど叛亂の前夜を思はせる異常な不安が全國を蔽つてゐる、一方英國官憲の彈壓政策も愈々峻烈を極めエルサレムでは廿六日二名のアラビヤ人が武器携行の廉で絞首の極刑に處せられアツカでも廿六日一名、廿七日二名のアラビヤ人が同様の理由で絞首臺に上り隠匿武器の摘發を目的とする家宅捜査は到る所で行はれてゐる

**アラビヤ人暴徒警察襲撃**

パツレム(パレスチナ)【七六】パレスチナの騷擾はその後各地で愈々激化しパツレムでは廿八日アラビヤ人暴徒が警察署を襲撃、警官隊と市街戦を演じ警官側に死者三名を出した、パツレム全市は不豫の氣が漲つてゐる

**埃及首相聖地問題に乗出す**

ロンドン【七元】英埃關係調整の爲目下訪英中のエジプト首相マームド・パシヤは廿九日午後植民省にマルコム・マクドナルド植民相を訪問、長時間に亘り會談を遂げた、消息筋によればマームド首相はパレスチナ問題が重大化し解決の見途しもつかない様な有様なので斡旋役を買つて出てマクドナルド植民相にアラビヤ人側の要求も相當程度容れた解決案作製を提言したものといはれる



**☆ 英帝御訪佛**

**英帝佛陸軍を御閱兵**

ヴェルサイユ【七三】パリ御訪問中の英國皇帝ジョージ六世陛下は廿一日午前陸軍元帥の禮装でパリ御發ルブラン大統領と同道でヴェルサイユに成らせられ同地でフランス陸軍の精銳五萬を御閱兵遊ばされた、フランスの誇る最新鋭の機械化部隊は悉く勢揃ひし悪天候のため六百機からなる大編隊飛行は見られなかつたが快速を誇る追撃機五十機は大膽な低空飛行を行つてフランス空軍の偉力を誇示した、皇帝はパリから來着されたエリザベス皇后を迎へられ午後ルブラン大統領夫妻とヴェルサイユ宮殿の間で御餐をとりられた後同宮の庭園を御觀賞遊ばされ再びルブラン大統領と御同道にて午後五時十四分パリのアンヴァリッド驛に御歸還、徒歩でケー・ドルセーの御宿舎に入らせられた、夜はフランス外務省に於けるボンネ外相主催の大晩餐會に臨ませられたがフランス政府各閣僚を始め英佛兩國の貴賓並びに各國外交團代表多数列席我が杉村大使の顔も見た、晩餐會終了後餘興に移りモリス・シユヴァリエ、ルイ・ジョーヴェ、イヴオンヌ・ブランタン等の名優が次々と披露する得意の十八番にパリに於ける最後の夜の名残を惜しまれた

**英帝戰歿將士記念碑除幕式へ**

【七三】英帝ジョージ六世にエリザベ

ス皇后兩陛下は廿二日午前十時半ケー・ドルセイの御宿舎を出發、パリに別れを告げさせられアンヴァリッドから特別列車で北フランスのヴェルサイユ・プレトヌーに向はせられた、ヴェルサイユには午後一時廿五分直ちに同地に建設された歐洲戰歿將士記念碑除幕式に御臨席遊ばされたが同除幕式にはルブラン大統領初めフランス政府閣僚、陸軍首腦以下官民多数、英國からは特にホア・ベリシア陸相ゴート參謀總長等が參列し盛大を極めた

二日フランス御退出に際しルブラン大統領に鄭重な御禮電を發せられフランス國民の熱誠な歡迎に對し深甚なる感謝の意を表せられた、電報の要旨左の通り  
余が今回の訪問に際しフランス官民の寄せられた熱誠な歡迎は多年英佛兩國を結んで來た厚き友誼と敬愛の紐帶の搖ぎなきことを實證したものと信ずる而してこの友誼は共同の理想と共同の犠牲に基くものであり一に恒久的平和の維持を目的とするものに外ならぬ、余並びに皇后は茲にフランス國民に別離の挨拶を述べ衷心より感謝の意を表する

**英帝御歸國**

【七三】英國皇帝ジョージ六世並びにエリザベス皇后は四日間に亘るフランス公式訪問の日程を滞りなく終へさせられ廿二日午後四時十分ルブラン大統領以下官民多数送迎に特別列車でヴェルサイユ・プレトヌーを御出發カレールへ向はせられた、特別列車は同五時十六分軍樂隊の英佛國歌吹奏裡にカレール着、兩陛下には先着のボンネ外相の出迎へを受けられ直ちに御召船エンチャントレス號に御乗船、學生々徒、英國居留民の等絶叫する歡呼の聲に送られてカレール御出港フランス軍艦護衛の下に一路ドーヴアーへ向け歸國の途につかせられ、同日午後九時十四分ロンドンのヴィクトリア驛御着、直ちにパツキングラム宮殿に御歸還あらせられた、この夜晴れの御歸京を迎へんものと集つた市民はヴィクトリア驛よりパツキングラム宮殿までの沿道一帯に十重廿重の人垣を作り昨年五月戴冠式以來の人出であつた

獨紙の英佛元首演說評  
【七三】英國の皇帝皇后兩陛下のバリ御訪問に關しドイツは深甚なる關心を示してゐるがベルリナー・ターゲブラツト紙は廿一日の紙上に於いて十九日の晚餐會席上ジョージ六世とルブラン大統領とによつて行はれた演說を論評し左の如く述べてゐる  
英佛兩國元首は國際協定による平和維持の希望を表明したがドイツもこの希望を抱かぬものではない、否反對にドイツ政府は今迄幾多の機會に行動を以て平和の意思を證明して來たのであるベルリン・ローマ輻軸は他國との協調を排撃する排他的なものではなく却つて之を促進する、この事實は去る五月のヒトラー總統の訪伊に際して強調され最近もハンガリー政府首腦の訪伊に際し確認された所である

**佛紙論調**

【七三】英國皇帝ジョージ六世のフ

**英帝の御禮電**

【七三】英國皇帝ジョージ六世は廿

ランス御訪問に關しフランス各紙は極右系より極左系に至るまで各紙擧つて歓迎の記事に連日紙面の大部分を割いて書き立てゝあるがその論調を要約すれば左の如くである

今回の英國皇帝の御訪佛及びそれに伴ふ英佛會談によつて英佛兩國の提携は一層強化され平和確保に資する所が多かつた、英佛兩國の提携は他國を脅威するものには非ず今回發せられた英佛會談のコミュニケによつて見ても英佛兩國が相共に平和工作を促進せしめんとする意圖は明瞭である、他方獨逸兩國も英佛兩國の望みを捨て協調的態度を探るに至る期待がウイデマン大尉の訪英及び最近の獨逸論調等からも看取出来る

かく各紙が大體歐洲不安解消の徴ありと喜んでゐるに反しウイデマン大尉の訪英については英佛離間の策動なりとドイツ警戒の必要を説くものもあり共產黨機關ユーニテ紙は

### 議 會 休 會

#### 議會十一月迄休會

【七元】英國下院は廿九日本會期最後の本會議を開催、對將信用供與問題、英米通商協定問題、政治的亡命者問題等につき質問應答があつて散會、來る十一月迄休會に入つた

#### 多事を極めた今議會

【七元】英國議會は瑣尾を飾る外交論戰の後廿九日夏期休會に入つたが二月初のクリスマス休會明け以來六ヶ月間の今議會の最大の成果は再軍備計畫遂行に必要な膨大軍費算及及びこれに伴ふ増稅案の通過であらう、議會の討論では外交問題が中心を占めイデン外相の辭職、それに續いて起つた獨逸合邦、更にチエコの重大危機等をめぐつて華々しい論戰が展開されロイド・ジョージ、チャーチル等の老雄も飛び出してチエンバル首相等と應酬の火花を散らした、その間極東問題、スペインに於ける英艦空襲問題等も質問の中心となり更に軍機洩洩事件に端を發して議員の地位保障問題が現れるなど近來稀に見る波瀾重疊烈であつた

### ☆ 外 交

【英米通商交渉に就ては「米國」對外交については「事變」と列國動向(參照)

#### 首相の外交演說

【七元】英國下院は廿六日午後休會を數日後に控へて掉尾の外交大論戰を展開した、チエンバル首相の重要聲明があるといふので傍聴席は満員の盛況外交團席には吉田大使初め各國大使が詰めかけてゐる、自由黨々首アーチボルト・シンクレア氏の質問の後を承けチエンバル首相は午後四時卅分起立しチエコ問題、日支紛争その他刻下の重要諸問題をとりへ長時間に亘り外交演說を行つたが先づ英國外交の基調を闡明して英國の外交政策は平和を建設維持し何れの國に於けることを問はず紛議、憤懣

苦情の種となる様な一切の要因を可能な限り除去することをその第一の目的とする、然し平和を希求するといつてもそれが爲我々は英國の名譽、その死活的權益を犠牲にしようといふものではない、一方再軍備計畫により英國の武力は日一日と強化されつゝあると喝破し次いで英佛關係に移り

ジョージ六世陛下の御訪問に際しフランス國民の示した熱誠な歡迎に對しては感謝の外はない、これこそ共通の利害、共通の理想によつて結ばれた兩民主々義國の堅い結合を實證するものである、皇帝に扈從したハリファックス外相はパリでフランス閣僚と會談を遂げ各股の問題につき完全な諒解に達した、然し何れの側に於ても何等新たな保障乃至公約を與へた様な事實はない續いてスペイン問題に轉じ英伊協定發効問題を論じて曰く

スペイン内亂調停の爲英國政府は何時たりとも乗出す用意がある、然し調停を行ひ得る様な機會は未だ到來してゐない、ブルゴス當局は計畫的英艦擄奪事件調査に關する英國側の提案を受諾した、政府は目下歸國中のホヂソン代表に英國側一名、ブルゴス側一名の海軍士官から成る空機調査團を組織すべしとの指令を授け近くブルゴスに歸任せしめる方針である、英伊協定發効問題は目下停頓状態にあるが我々はスペイン問題の解決をその前提條件とするとの従来の立場を抛棄することは出来ぬ、我々はかゝる豫期しなかつた遲延を深く遺憾とするものであり外國義勇兵の撤收を促進させる爲一切の努力を

惜しまぬものである次いで對米關係に言及して英米兩國間の關係は未だ嘗て今日程の密接さを示したことはない、目下進行中の通商交渉には幾多の困難もあるが遠からずして協定成立をこゝで聲明することが出来やうと述べた後最後にチエコ問題に關し左の如く聲明した

英國政府はフランス政府と緊密に協力しズデーテン問題の解決促進の爲努力して來た、又チエコ政府に對し少數民族法案を議會に提出する前にヘンライン氏側に提示する様勸告したが今や華艦は外國の援助なしでは到底解決困難と見られるに至つた、よつて政府はチエコ政府の要請に基き經驗と識見ある人物を現地派遣し事態調査の上必要とあれば交渉を成功に導く様な獻策を行はしむべきだとの提案をなすに意見一致した、余はかゝる提案が必ず問題の解決を齎すものとは斷言し得ないが少くとも一般輿論に事變の真相を知らしめ且つこれ迄のつけ離がないと思はれてゐた問題も事實は左程解決困難ではないといふことを明らかにする上に効果はあらう、ランシマン卿は調査並に斡旋の使命を帯びてチエコスロヴァキアに赴くが仲裁者の役割を演じやうといふのではない、同氏は英國政府とは獨立に個人の資格で行動することゝならう

#### 外相の外交演說

【七元】ハリファックス外相は廿七日上院の外交討論に臨み日支問題に對する政府の意向を闡明した後(事變と

列國動向(參照)歐洲問題に言及し昨廿六日チエンバル首相の下院に於ける外交演說と同一趣旨でスペイン問題、英獨問題、チエコ問題、英佛提携問題等につき英國政府の外交方針を明かにした、ハリファックス外相の演說要旨次の通り

△英伊協定發効問題 英伊協定の締結により佛伊關係の好轉が豫想されたに拘らず其後一向改善の色が見えないのは遺憾である、佛伊兩國政府が友好關係を回復する迄は英伊協定の目的は達成されたと見做すことは出来ぬ、  
△英獨關係 英國政府は獨逸關係を分離せんと欲してゐると云々する向もあるがベルリンローマ間に楔を入れやうとの希望に基いた政策はパリ・ロンドン間を分裂せしめんとする企圖と同様必ず無効に歸するであらう  
△チエコ問題 英國政府はチエコ問題の斡旋のためランシマン卿をチエコに派遣することゝなつたが必ず満足の解決に到達するものと確信する、この解決如何によりチエコスロヴァキアのみでなく平和そのものゝ運命が決定されやう、ドイツ政府はウイデマン大尉を通じて英國政府との友好關係強化につき希望を表明したが英國がチエコ政府に對し寛大且つ妥協的な態度に出るやう要望してゐる現在ドイツも亦同様の勸告を行ふものと確信する、余は英國輿論がこの際合理的妥協の成立を妨害し歐州平和を危殆ならしめる様な行動に對しては直ちに反對を表明するものと期待する

△英佛關係

英佛關係は過般の英帝バリ御訪問に際しフランス國民が熱誠な歡迎によつて實證した通り思想と目的の共同性に基いて完全な提携を確保してゐる、尤も英佛軍事協定は全く防衛的性質を有するものであることをこの機會に強調し度い、各國がその力に充分の自信を持つ時その平和に對する努力は決して誤解されることはあるまい、従つて英佛兩國は正義と平和が各國間に樹立され恐怖と不安が諒解と満足とに位置を換へる様相協力して行動し活動する様をの決意を一にするものである

閣議外交問題協議

ロンドン【七・六】英國政府は廿八日首相官邸で定例閣議を開催、英米通商協定、戰債問題等主として對米關係の調整策につき協議を遂げた、閣議は續いて英埃關係、スペイン空爆調査問題等に觸れたが以上諸問題に對する英國政府の意向として傳へられる所次の通り

△戰債問題

米國のモーゲンソー財務長官が最近パリを訪問ボンネ外相、マルシャンドー職相等と通貨安定策其他につき協議を重ねてゐるが英國政府もモーゲンソー長官をロンドンに招待し多年懸案の戰債問題調整策につき協議する可否につき意見を交換した模様である

△英米通商協定問題

閣議は更に英米通商協定の締結問題に觸れたが現在の交渉の難關を打開するため相當程度の譲歩を行つても米國側の要求に満足を得へもつて出来るだけ速かに交渉を成立せしめる様努力する

に意見一致したと解される

△英埃問題

閣議は續いて英埃關係の討論に移り目下訪英中のエヂプト首相マード・パシヤとチェンバレン首相並びにハリファックス外相との交渉経過を中心に意見を交換した、閣議はスエズ運河の防備に當るべき英國軍隊の兵舍建造費を英國政府とエヂプト政府とで夫々折半負擔すべき旨を決定した

△スペイン空爆調査員派遣問題

最後に閣議は南佛ツールズに英國官吏二名を派遣しスペイン兩政權の何れから要請があつた場合直ちに空爆の現地に赴いて實情調査を行はしめるに決定した

パリス・チアノ會談

ローマ【七・五】駐英英國大使パリス卿は廿五日午後キヂ官にチアノ外相を訪問長時間に亘り懇談を遂げた、懇談の席上パリス大使は過般の英佛會談の結果をチアノ外相に説明しチエコ問題についてもある程度の話があつたものと解される

▲パリス、チアノ引續き會見

ローマ【七・六】駐英英國大使パリス卿は廿五日の會見に引續き又も廿六日午後キヂ官にチアノ外相を訪問長時間に亘り協議を遂げた、官邊では本日の會見は英佛協定發効問題には關係はないと稱してゐるが英國政府のランシマン卿チエコ派遣決定を繞る新情勢につき種々意見を交換したものと見られる

英佛諜謀總長會見

アマーン(北フランス)【七・三】ホア・ベ

リシヤ英陸相は英帝ジョージ六世に扈從しヴァイレル・プレトモアの濠洲戰役將士記念除幕式に參列のため參謀總長ゴート將軍以下參謀將校二名を偕同し廿二日午前空路ロンドンよりアマーンに到着した、フランス參謀總長ガムラン將軍は一行の來着を迎へ廿一日正午アマーンに於て午餐會を開いたが英佛兩國最高軍事當局は午後引續きアマーンに於て重要會談を遂げる予定である、尙一行は除幕式終了後皇帝御一行に別れバリアに向ひ廿四日迄バリアに滞在の予定であるがホア・ベリシヤ陸相は此の間ダラディエ首相及國防相と會見し英佛軍事提擧問題に關し重要會談を遂げる模様である

英獨會談

ウ大尉、ヒトラー總統に復命

ベルリン【七・三】今回訪英の使命を了へて十九日ベルリンに歸還したヒトラーの特使ワイデマン大尉は復命のため廿一日正午ベルリン出發、空路ベルヒテスガーデンのヒトラー總統山莊に向つた、ワイデマン大尉の訪英につき消息通は語る

ワイデマン大尉はロンドンへ赴くに際し別にヒトラー總統からの覺書も新しい提案も持つて行かなかつたが訪問の機會を利用して英國政府當局者と會見し現在の國際情勢に對するドイツ政府の見解を傳達した事は事實である、ヒトラー總統は勿論リッペンントロップ外相もワイデマン大尉が英國政府當局者と會談したことは充分承知してゐる

る

英首相、獨大使と懇談

ロンドン【七・三】駐英ドイツ大使フオン・デイルクセン氏は廿二日官邸にチェンバレン首相を訪問、長時間に亘り要談を遂げた、デイルクセン大使は廿三日賜暇歸國するの途にヒトラー總統の特使ワイデマン大尉から傳へたドイツの意向に對する英國側の態度を打診したものと見られる、一部消息通によれば右席上チェンバレン首相はドイツの平和的意圖闡明に對する回答としてヒトラー總統宛の親書を手交したとも傳へられる

空軍制限案の内容

ロンドン【七・三】駐英ドイツ大使デイルクセン氏は廿二日チェンバレン首相と會見の際西歐諸國間の空軍質的制限案に言及したと傳へられるが右制限案は既にヘンダーソン駐獨大使とドイツ政府との間に討議されたことのあるもので次の如き内容を有するといはれる

- 一 發動機の馬力、其數並に軍用機に搭載される機銃の制限
- 一 一九三六年の海軍々種協定のエスケープ・クローズと同様な條項を附加し條約不参加の諸國が制限外の航空機を製作した場合に對する行動の自由を留保する

英佛の對獨接近氣運

パリ【七・三】フランス政府は廿三日エリゼー宮で國務會議を開催、最近の重要外交問題を審議するに決定した、英帝御訪佛を契機として最近歐洲政局は急角度の展開を示す形勢にありフランス外務省では英佛の對獨接近も不可能ではないとの

樂觀的見解も行はれて來た模様である、即ち

一 ドイツがチエコ問題につき和協的意圖を表明した事

一 英佛獨三國間に空軍制限交渉の氣運が醸成してゐる事

等が情勢好轉の主な要因として擧げられるが特にフランス空軍總司令ザイルマン將軍が暁のロンドン訪問に引續き來る八月十四日ベルリンを訪問するに決定したことは空軍制限協定乃至非戰國區域中立化協定締結への途を拓くものとして重視されてゐる

ワイデマン再度訪英誌

ロンドン【七・五】英獨兩國の接近がチエコ問題と關聯して異常な注目を惹いてゐる折柄過般ヒトラー總統の特使としてロンドンを訪問英獨交渉の口火を切つた中心人物ワイデマン大尉が再度英國を訪問するとの噂が頻りに傳へられてゐる、但しロンドン外交界では單なる風説に過ぎぬと簡單に否定してゐる

▲獨政府再渡英説を否定

ベルリン【七・三】ヒトラー總統特使ワイデマン大尉が近く再び渡英しヒトラー總統の親書をチェンバレン英首相に手交するとの風説が頻りに傳はつてゐるが右につきドイツ政府當局は廿八日

ワイデマン大尉の再渡英の如きは何も聞き及んでゐない

とこれを否定した、又ヒトラー總統が廿八日ベルヒテスガーデンからベルリンに歸還、重大會議を開催するとの外國筋の報道についても事實無根であるとしてこれを否定した

☆ 豪 洲

ス・フ關稅引上げ

シドニー【七三】 濠洲聯邦政府は廿一日毛織物類のス・フ製品に對しては本物の毛織物と同一の稅率を課する旨發表したがこれは稅番一〇五 F I でこのうち英國は特惠で一平方ヤードにつき重量稅一志と從價稅三〇%を課せられその他諸國は一從價稅率で二志と從價稅五〇%を賦課される、新稅率は廿五日より實施されるが過去の實績より見て最も影響を受けるのはドイツとイタリ兩國の模倣である日本のス・フ製品は外見毛織物と似す且つス・フの目方三オンスを超えないものは新日濠協定で人絹布の割當に入り一平方ヤード從量稅四ペンスで輸入出来ることになつてゐる、尙右關稅改正に關しパーキンス無任所相は廿一日左の如く語つた

今回政府が人造羊毛製品に對する關稅改正の措置を決定したのは最近右製品の輸入が増大しこれを調整する必要に迫られたからである

水兵暴行事件に若松總領事抗議

シドニー【七三】 去る廿日夜北部濠洲ダーウキン港棧橋に於て帆船金尾羅丸の水夫營業に對し濠洲海軍水上機母艦アルパトロス號乗組水兵が暴行を加へたる事件あり若松駐シドニー總領事は卅日國防相ソビー氏に對し本件に關し書面を以て濠洲政府より責任者の處置に關し通告ある事と思ふが今後絕對にかゝる事件の再發を見ざるやう保障を與へられた

旨要求した

☆ 印 度

ランゲーニンに暴動

シンガポール【七三】 卅日ランゲーニンからシンガポールに達した報道によると去る廿六日來不穩の形勢を示してゐたランゲーニンの回教徒對佛教徒の軋轢は廿九日に至り遂に大暴動化し鎮壓に出動した英國軍隊と各所を衝突、ランゲーニン市は爲に修羅の巷と化してゐると云はれる、廿六日以來回教徒並に佛教徒は市内各所で小競合を續けてゐるが廿八日には一段と悪化し殺人、掠奪、發砲事件が隨所に發生し市内各商店は一齊に閉店してランゲーニン市は宛然死の街と化するに至つたので遂にランゲーニン駐屯のヨークシャー輕騎兵部隊を始め多數軍隊が出動、市内の要所々々に機關銃を据へバリーケードを築き一方裝甲自動車は市内を巡邏して警戒に當つた、然るに血腥い争闘は依然絶えず廿九日夜東部ランゲーニンで降戒中の軍隊は遂に民衆に發砲、負傷者多數を出したが英當局は續いて軍隊並に降官隊全部に對して發砲の命令を下すに至つた、事件發生以來廿九日正午迄に死者四十三名負傷者は實に三千名の多きに達してゐる暴動の原因は最近出版された回教徒の一著書が佛教徒を痛く刺戟し憤激した佛教徒數千名が回教徒たる印度人を襲撃したのに端を發したものが暴動が擴大するに伴ひ「ビルマはビルマ人の手へ」をモットーとする民族争闘の色彩を濃化しつゝあり成行は極めて重大視されてゐる

大統領明年倫敦訪問

パリ【七三】 フランス政府は廿一日コンミニケを發表しルブラン大統領は英國皇帝の招待に應じ明年初め英國を公式訪問するに決した旨次の如く發表した 英國皇帝ジョージ六世はルブラン大統領に對し大統領の任期満了（註一九三九年五月十日）以前に英國を訪問するやう御招待遊ばされたがルブラン大統領はこの招待に應じ英國皇帝のフランス御訪問に對する答禮の意味に於て英國を公式訪問することゝなつた、ルブラン大統領は夫人同伴明年三月迄にロンドンを訪問する豫定である 尙フランス官邊は英帝の御訪佛に引續きルブラン大統領の英國訪問決定は英佛兩民主義國の緊密なる關係をこゝに再び立證したものととして頗る満足の意を表してゐる

空軍司令近く訪獨

パリ【七三】 フランス政府當局は廿一日フランス空軍司令ヴニユマン將軍が近くベルリンを訪問するに決定した旨言明した、ヴニユマン將軍の訪獨は昨年ドイツ空軍總司令ミルヒ將軍がパリを訪問したのに對する答禮の爲で今回の英佛會談とは直接關係なく既に數週間以前から内定してゐたものと言はれる

佛大使英外相と會見

ロンドン【七三】 駐英フランス大使コルバン氏は休暇歸國に先立ち廿八日午後英國外務省にハリファックス外相を訪問、歐洲情勢全般につき協議を遂げた、特にチェコ問題、ランシマン卿の派遣並にスペイン問題等につき意見を交換した模様

である、義勇兵撤收案に關するスペイン人民戰線政府の回答については同案の根本を變へず人民戰線側の要求を満足させる便法が考慮されたといはれる

シリア駐屯軍總司令歸佛

エルサレム【七三】 シリア・リバノン駐屯軍總司令アンチゼン將軍は廿九日エルサレム出帆のフランス汽船スファックス號でパリに向け歸國の途についた、同將軍は軍事參謀官會議に出席最近頗る活潑となつて來たサンジャック地方並にパレスチナ國境方面に於けるアラビア人の民族鬭争其他一般整備狀態につき報告する等で今後の對策についても打合せを遂げるものと見られる



ヒ總統、ム首相の誕生日に祝電

ベルリン【七三】 ヒトラー總統は廿九日ムソリーニ伊首相の第五十五回誕生日に際し祝電を送りムソリーニ首相の歐洲平和に寄與した功績を讃へると共にベルリン・ローマ樞軸の強固を謳歌して左の如く述べた

閣下御誕辰の嘉日に際し余は閣下の御多幸を祈りイタリアの偉大とヨーロッパの平和を救ふ閣下の御事業の成功を衷心より祈つて止まない、閣下は閣下の創設された事業並びにファシスト・イタリア帝國の偉大さを誇らかに自覺され此のよき日を慶祝せられよ、此の日余の願ひも亦閣下の上にある、本日を以てかくも輝かしく終了した一年間に於て我々は貴國に於て互に會し

イマ・ベルリン樞軸を強化すると共に相互の友情を深め得た事は余の頗る満足とする所である

ム首相、ヒ總統に謝電

ベルリン【七三】 ヒトラー總統は去る廿九日ムソリーニ首相の第五十五回誕生日に際し鄭重な祝電を發したがこれに對しムソリーニ首相は卅一日ヒトラー總統宛ナチス・ドイツの業績を讀まべルリン・ローマ樞軸の意義を強調した左の如き謝電を寄せた

閣下が余の誕生日に際し寄せられた御懇篤なる祝電に對し心から御禮申上げ、この一年間に於てベルリン・ローマ樞軸は閣下と余との記念すべき交際によつてその基礎は益々強化され兩國民の友誼は愈々深められた、ベルリンローマ樞軸は今や兩國の利益のみならず歐洲平和の基礎をなすものと信じて疑はない、閣下の御事業及びファシスト運動と兄弟の間柄であるナチス運動の成功を衷心から祈り閣下に最も眞實なる友情の御挨拶を御送りする

獨の平和政策強調（ハ演説）

クラークフルト（オーストリア）【七三】 ナチス黨副總理ドルフ・ヘス氏は廿四日オーストリア州クラークフルトに於て一場の演説を試みドイツは決して武力によつてオーストリアを合併したものでなくその武力は平和のため之を貯へるものであると左の如く強調した

ドイツは武力でオーストリアを征服したのだとの説をなす者があるが、本日に對し余は斷乎として抗争するものである、ドイツは未だ曾て強制的方



によつて外國民族をドイツに編入した例なく將來に於てもかゝる方法は用ひないであらう、それと同時にドイツは決して強制的にその人民を國外に追出すこともしない方針である、一部ではドイツが内部的に崩壊して民主的な多數の黨派に分裂抗争することを期待してゐるものがあるかもしれないが幸ひにして我が政治家は責任を以て行動し就中我等の指導者ヒトラー總統は何がドイツの爲に必要であるかを充分に知悉して慎重な態度をとり同時に平和達成に努力しドイツがボルシニエウイズムの魔手に陥るのを救つてゐる、今や世界には新たな擾亂の波が押寄せ歐洲の平和を危殆に陥らせてゐるがこの間にあつてドイツは敢然より高き正義を

ゲ空相丁抹休暇訪問  
コーベンハーゲン【七三】ドイツ空相ゲ  
ーリング元帥は愛用のヨット「カリン號」  
で休暇周遊の途廿四日午後東デンマーク  
のヘルシングゲムに到着、同夜クロンシ  
ユタット劇場に於けるドイツ語のハムレ  
ット劇を見物した  
九萬噸の超大巨船建造  
ベルリン【七三】商船隊の整備に努力し

てゐるドイツでは今回英佛に對抗して大  
洋航路の豪華巨艦を建造することとなつ  
た、海運界の消息通によれば同船は九萬  
噸といふ驚異的なもので現在大西洋の女  
王といはれるフランスのノルマンディ號  
(八萬二千八百噸)や英國のクイーン・メ  
リー號(八萬七千噸)を凌駕するは勿論  
目下英國で建造中の世界最大巨艦クイー  
ン・エリザベス號にも優る超大巨船とな  
るはずである、建造はメネツチンの新海  
軍工廠が完成するのを待ち多分年初め  
ブレメンのロイド造船所で起工するこ  
ととなり、尙ステツチン工廠が完成す  
れば艦艇の建造は全部同廠で引受けるの  
でブレメンその他の造船所は専ら商船  
建造に集中することとなる模様である

日滿通商協定近く成立せん

ベルリン【七三】日獨通商の調整並に促  
進工作は本年初頭以來東郷大使とノイラ  
ート前外相次でリツベントロツツ外相と  
の間の原則的交渉並びに首座商務官と通  
商局長ウイール氏及び四ヶ年計畫廳のウ  
オルタート氏との間の具體的交渉によつ  
て進められて來たが最近に至り漸く實を  
結び新通商協定の大綱について意見の一  
致を見るに至つた模様である、二、三の  
點については尙折衝を繼續中だがこれも  
近く纏るものと見られる、新通商協定の  
骨子は大體次の如きものと解される

一 日獨間の貿易額は從來の貿易額を基  
準としてドイツの對日輸出四に達し日  
本の對獨輸出一の比率とする、然し右  
の額を如何に見積るかに關し從來は大  
體我が方の輸入約一億二千萬圓、輸出  
三千萬圓であつたが昨年度は我が方の  
輸入が異常な増大を示し一億六千萬圓

に達しドイツは昨年を基準にすべしと  
主張してゐるが我が方は從來の平均貿  
易額を基準とせよと主張してゐる、多  
分その中間をとり更にオーストリアの  
輸出入額を考慮した額に落着くものと  
見られる

一 日獨貿易額を更に増加する爲前記の  
額以上に約一億五千萬圓前後の附加的  
擴大貿易額を設定する

一 右附加的擴大貿易額に對しては求償  
主義を原則とするもドイツが日本から  
購入すべき商品の種類・數量の關係上  
求償主義を完全に實行するには相當の  
困難が伴ふので結局求償主義による部  
分は右額の六、七〇%とし殘額三、四  
〇%は對日短期商品債權として繰越す  
こととなるのではないかと見られる

一方加藤滿洲國通商代表もウオルター  
ト氏との間に日滿通商交渉を併行的に行  
つてゐたが日獨通商協定と前後して新協  
定の成立を見る運びとなつた日滿通商協  
定の大綱は次の如きものと見られる  
一 現在の滿洲國よりの對獨輸出一億圓  
ドイツよりの對滿輸出二千五百萬圓の  
比率はこれを存續する  
一 右額以上の附加的擴大貿易額約六千  
萬圓を設定・求償主義により日滿貿易  
の促進をはかる

日獨醫學親善使節歸獨

フライブルグ(南ドイツ)【七六】去る四  
月日獨醫學親善使節として訪日、東京帝  
大を初め各醫大に講演行脚をなした日本醫  
學界に多大の貢獻をなしたフライブルグ  
大學醫學部教授バル・ウーレンフリート  
博士は廿八日フライブルグに歸着した、  
博士は訪日の印象につき語る

日本訪問中は日獨醫學協會初め各大學  
から大歓迎を受け終始楽しい旅行を續  
けることが出来た、余の訪問が日  
獨文化親善に寄與するところあれば幸  
ひと思ひます

ナポリ【七三】日伊親善の使命を擔ふ我  
が訪伊少年團一行は卅日午前八時半郵船  
伏見丸でナポリに到着した、米國經由で  
先着の三島團長は一旦乗船して十三名の  
團員と共にカーキ色の團服に戰闘帽々々  
しい姿で日章旗國旗を押立て、下船しイ  
タリア・シニョス青年團シニョ代表男女  
多數の熱誠な出迎へを受け日伊兩國少年  
最初の交誼を遂げたいで一行は十時半フ  
アシスト戦隊將士の墓に花輪を懸け十一  
時からシル・ナポリ支部海岸キャンプ村  
を訪問し午後一時一旦宿舎エクスレシヨ  
ア・ホテルに引揚げ午後四時からウエ  
スピアス火山の登山に過し火口を見學七  
時からグレコ海岸キャンプを訪問して訪  
伊第一日を終へた



歐洲・近東諸國

葡、エチオピア併合承認

ローマ【七三】駐伊ポルトガル公使ホ  
セ・ロボ・ダヴィラ・リマ氏は廿日午後  
本國政府の訓令に基きキチ宮にチアノ伊  
外相を訪問、今後ポルトガル公使は「イ  
タリア國王並にエチオピア皇帝」に對し  
て信認するべきものと思惟する旨通告し  
た、これに依りポルトガル政府は事實上  
伊エ併合を承認したわけである

伊艦隊ユーゴ訪問

ベルグラード【七三】イタリア政府は今  
回ユーゴスラヴィアとの親善強化を圖  
るためイタリア艦隊をしてユーゴスラ  
ヴィアを訪問せしむることとなりリカル  
デイ將軍の指揮するイタリア艦隊は廿二  
日アドリア海岸カタツアロ港に到着した  
我が訪伊少年團ナポリ篇

カロニカ條約締結

カロニカ(ギリシヤ)【七三】ブルガリア  
とバルカン協商國間との全面的國交關係  
の調整を期するブルガリア並にバルカン  
協商國政治協定は卅一日午後ギリシヤ註  
刺バルカン協商國各公使立會のもとにバ  
ルカン協商國を代表するギリシヤ首相メ  
タクサス氏とブルガリア首相キョセウア  
ノフ氏との間に正式調印了した、新協  
定の骨子をなすものは

一 ヌイイ條約の軍備條項廢棄、  
ブルガリアの再軍備承認  
一 バルカン協商國、ブルガリア間不  
可侵條約の締結  
一 ローザンヌ條約によつて規定され  
たギリシヤのトラキア國境地帯非武  
裝中立化の撤廢



の三點にある、即ち新協定によりブルガリアの軍備制限を決定したヌイイ條約第四部が廢棄されてブルガリアは今後陸海、空の各部門に亘り再軍備の自由を確保すべく更に不可侵條約の締結によりバルカン協商は事實上ブルガリアを含む新たな「バルカン聯盟」に轉化する譯でバルカン半島に於ける國際關係の新紀元が期待されてゐる、ヌイイ條約の廢棄により戰敗國の非武装を規定した媾和諸條約中未だ效力を存續するものはハンガリーに關するトリアノン條約のみとなつた、因にヌイイ條約は一九一九年十一月フランスのヌイイに於てブルガリアと聯合國側との間に調印された戦後ブルガリアの地位を規定したもので同條約の第四部でブルガリアは陸軍三萬三千の外一切の軍備を禁止されてゐる

新政治協定の意義  
ソフィア(ブルガリア)【六三】ブルガリア、バルカン協商國政治協定の締結によつてブルガリアは遂にヌイイ條約による長年の桎梏を脱して再軍備の自由を確保することとなつたが政治協定が正式調印された廿一日ブルガリアの首都ソフィアは全市を擧げて新協定の成立を謳歌し祝賀氣分に満ちてゐる、政界では新協定は單に既成事實を正式に承認したに過ぎず從つて具體的影響は少なく精神的な反響を齎すのみと觀測してゐるが一方新協定の成立によりブルガリア對バルカン協商國の關係は一步前進したわけであり、結局ブルガリアのバルカン協商參加となつて現はれるだらうと見てゐる、ヌイイ條約の締結國は聯合國對ブルガリアである關係上バルカン協商國の同條約廢棄承認

によつてブルガリアは合法的に完全な再軍備の自由を獲得したとは云ひ得ないが英佛兩國は既に數ヶ月前から新政協定締結交渉の内容につき逐一通報を受けてをり現在の國際情勢から推してブルガリアは事實上再軍備の自由を回復し得たと觀測してゐる

北歐中立國會議決議  
▲聯盟制裁規定の緩和と要求 コペンハーゲン【七二】北歐中立國會議はフィンランド、ノールウェイ、スウェーデン、デンマーク、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの七ヶ國外相出席の下に廿三、廿四の兩日に亘りコーペンハーゲンに於て開催、北歐諸國の中立と平和維持の方策につき協議した結果、次回聯盟總會に聯盟規約による制裁適用の義務免除を要求するに意見一致し廿四日正午散會した、會議の経過につき散會後發表されたコミニケ要旨左の通り

會議參加各國は聯盟に對して引續き協力を惜まぬ決意を有するが同時に聯盟規約の制裁規定が事實上任意的なものとなつて了つたことを認めざるを得ない、從つて參加國は次回の聯盟總會に於て現在總ての聯盟國に對して同様の拘束力を持つ制裁規定の緩和を提唱するに決定した、更に參加國は軍備縮小條約の締結及び空機問題に關する國際會議召集にも協力する用意がある

更にノールウェイ國王ハーコン七世、デンマーク國王クリスチャン十世もロンドンを訪問されるといふこれに對し英帝ジョージ六世も答禮として明年ストックホルム、オスロー、コペンハーゲン等スカンデナヴィア各首都を歴訪される噂もあり英國と北歐諸國との協調強化が豫想されてゐる

波外相諾成訪問  
ワルシャワ【七二】ポーランド外相ベツク氏は廿九日午後九時グダニヤ港を出版ノールウェイ公式訪問の途に上つた、ベツク外相はコペンハーゲン經由八月一日オスローに到着、二日間同地に滞在しノールウェイ政府當局と交遊を遂げる筈である、今回の訪問は二年前ノールウェイ外相コト氏のポーランド訪問に對する答禮といはれてゐるがベツク外相は最近スウェーデン、バルチック諸國の首都を訪問、盛に活躍して居り今回の旅行もベツク外相の提唱するはゆる歐洲第三樞軸の結成運動と關聯あるものと見られる、ベツク外相のノールウェイ訪問に際し廿九日夜ポーランド官邊は同國とオスロー協商國との外交政策の一致を協調し左の如く述べた

ポーランド政府は最近コペンハーゲン會議のコミニケで闡明されたオスロー協商國の外交方針と全く見解を一致するものである、即ちオスロー協商國と同様ポーランドもイデオロギックプロック對立に反對し又聯盟の強制的制裁規定廢棄を要請するものだ、但しポーランドとノールウェイとの外交條約締結の如きは何等考慮されてゐない

洪首相歸國  
ブタペスト【七二】過般ローマを訪問イタリヤ政府首腦と中南歐政局に關し重大協議を遂げたハンガリー首相イムレディ氏は廿五日ブタペストに歸還した、尚一行中の外相デ・カンヤ氏、國防相レーダー將軍は首相歸國後も數日間ローマに滞在する豫定である

リヒテンシュタイン大公逝去  
ヴァヅツツ(リヒテンシュタイン公國)【七二】リヒテンシュタイン大公フランシス一世は廿五日夜テチエスコロヴァキアのフェルツベルグ城に於て逝去された、御齡八十五歳、フランシス一世は一九二九年二月兄大公ヨハン二世の後を襲つて即位、以後十年間に亘つてリヒテンシュタイン公國を統治されて來た、次の大公には現攝政フランシス・ヨーゼフ公が即位される筈である

☆希臘叛亂勃發  
クレイタ島に叛亂勃發  
アテネ【七二】ギリシャのクレイタ島で廿九日突如叛亂勃發し全ギリシャを不安の底に陥れてゐる、約五百名からなる叛徒は廿九日午前クレイタ島の主邑カネアで突如蜂起し無線電信局その他市内の重要建物を占據スファキアナキス總督初めクレイタ總督府の高官を逮捕監禁したもので叛亂勃發の報にギリシャ政府は急遽二個聯隊を同島に急派する一方鎮壓策に腐心してゐる、今回の叛亂は元ギリシャ首相故グエニゼロスの甥ミツオタキス氏を中心とするものでクレイタ島は過去數回ギリシャ王政に叛旗を翻したグエニゼロス翁一派の根據地であつた

希臘政府聲明  
アテネ【七二】クレイタ島の叛亂勃發につきギリシャ政府は直ちに陸軍部隊を派遣する一方海空軍を出動させて極力鎮壓に當つてゐるが叛亂は全く局地的なる旨廿九日午前左の如く聲明した

今回の叛亂はクレイタ島のカネアで起つたものだが同市を除き島内は一般に平靜で大したことはない、恐らく本日中には完全に治安が回復するものと信ずる

叛徒驅逐される  
アテネ【七二】クレイタ島の主邑カネア市を占領した叛徒は其後漸次政府軍の壓迫により廿九日午後には完全にカネア市外に驅逐された、クレイタ總督スファキアナキス氏からメタクサス首相の許に達した無電報告左の通り

政府軍は叛徒をカネア市外に驅逐、市内の主要建物は再び政府側の手に歸した、余初め總督府員は無事である

☆近東諸國  
シリア政變  
エルサレム【七二】ジェミール・マルガム氏を首班とするシリア内閣は廿五日夜總辭職を行つた、ハツチエム大統領は直ちにマルガム首相に對し再組閣を依頼、廿六日中には新内閣が組織されるものと見られるが政界ではこの内閣の更迭はフランス・シリア條約並びに露のサンジャツク問題に隨伴した政變であるとしてゐる

イラク石油會社採油權獲得  
バグダット(イラク)【七二】イラク政府

は過般來バヌラ地方の石油採掘權讓渡問題につきイラク石油會社との間に交渉を進めてゐたが今回交渉成立し廿九日双方の間に調印を了した、石油採掘權讓渡の條件次の通り

- 一 期間 七十五年
- 一 イラク石油會社では採油に掛る迄毎年廿萬磅をイラク政府に支拂ふ
- 一 採油開始以後は採油一噸につき四志を政府に支拂ひ同時に採油量の二割を政府に讓渡する

因にイラク石油會社は英、蘭、米、佛四國の國際コンツェルンで、右石油利權讓渡に當つては國際石油ブローカーとして知られる例のリケット氏も加はり盛んに暗躍したがリケット氏の讓渡要請は政府の拒絶する所となつた、尙イラク石油會社への利權讓渡も未だ最終的に決定した譯ではなく政府との調印後更にイラク會の承認を必要とするものである

# スヘイ

## 人民戦線政府撤収案受諾

バルセロナ【七三】スペイン人民戦線政府は去る六日英國政府から不干渉委員會の國際義勇軍撤収決議案を接受して以來右回答につき慎重に協議してゐたが廿三日午後の閉議に於て回答案文を審議決定し直ちにそれを英國政府に通過した、人民戦線政府は同回答に於て正式に義勇軍撤収案を受諾した模様である、ロンドン政界では右に對し頗る満足の意を表しフランコ政府の方からも至急撤収案受諾回答が通達されることを希望してゐる

## ▲人戦政府佛に報告

イン人民戦線大使マルチネス氏は廿五日外務省にボンネ外相を訪問、不干渉委員會の外國義勇兵撤収案に對する人民戦線政府の回答内容を報告してフランス政府の諒解を求めた、マルケネス大使は人民戦線政府は義勇兵撤収案を留保條件附で受諾するに決定したが正式回答は別途駐英アスカラテ大使を通じて英國政府に通過する旨を傳達した

▲人民戦線政府對英回答 ロンドン【七二】スペイン人民戦線駐英大使アスカラテ氏は廿六日午前英外務省にハリファツクス外相を訪問、不干渉委員會の外國義勇兵撤収案に對する人民戦線政府の正式回答を手交した

## 回答内容

バルセロナ【七三】スペイン人民戦線政府は廿七日バルセロナに於て撤収案受諾に關する覺書を發表した、右覺書は不干渉委員會側が提案した撤収實行の諸取極めを受諾しこれが實施に協力する旨を約束したのだが受諾に際し二、三の付言を附してゐる、但し右付言は受諾に關するスペイン人民戦線政府側の留保條件とは解されてゐない、スペイン政府が右覺書に附した付言の要旨は左の通り

- 一 撤収案はフランコ政權側の外國人義勇兵はマラガ、カディス、人民戦線政府側義勇兵はバロス、カルタヘナの撤収キャンプに夫々集結すべき旨規定してゐるが人民戦線政府側の外人義勇兵總數は一萬名であるのに對しフランコ政權側は十萬に達してゐる事情に鑑み撤収キャンプ數を双方義勇兵數に比例さすべきである
- 一 外國人義勇兵を單に陸海空三軍に分

類してゐるのは不十分である、一九三六年七月十八日内亂勃發以前外人部隊に採用されたムーア土民及び外國人も同様に撤収さるべきである

- 一 双方同數四ヶ所づゝの恒久的看視港を設ける事には反對である、この場合人民戦線政府側の占領地帯に達する経路は全部三等看視港の看視下に立つのに反しフランコ政府側の占領地帯では看視港以外多數の港があり看視を免れる事が出来るからである又海上看視はスペイン領土各地は勿論カナリヤ群島にも及ぼすべきである
- 一 空中監視が等閑視されてゐるのは遺憾である

## 英船爆撃云々

ヴァレンシア【七五】フランコ軍所屬飛行機は廿五日二回に亘つてヴァレンシアを距る南方四十哩のガンディア港を襲撃、猛爆を加へたが爆弾は折柄港内に碇泊中の英國商船デルウイン號に命中同船は見る見る内に沈没した

▲英商船爆撃 ヴァレンシア【七五】フランコ軍所屬飛行機は廿五日の空爆に引續き廿七日又もヴァレンシアを距る南方四十哩のガンディア港を襲撃、猛爆を加へたが爆弾は折柄港内に碇泊中の英國商船デルウイン號に命中同船は見る見る内に沈没した

▲英船機撃 ヴァレンシア【七五】フランコ軍空軍部隊は廿八日又もヴァレンシア市を空襲し港内に爆弾の雨を降らせたが折柄港内碇泊中の英國貨物船クロナクララ號(一、二〇三噸)並にケルウイン號に數弾命中、ケルウイン號乗組の不干渉監視員アルベルト・モエル氏(オランダ人)並びに支那人コック一名は即死した

ノールウエー(モロッコ)【七二】ノールウエー汽船テイラナ號(四三八噸)は廿四日タンジール沖を航行中中國籍不明の飛行機により爆撃を受けたが幸ひ爆弾は一個も命中せず何等損害はなかつた

ホゼソン英代表歸任 ロンドン【七五】英國政府は卅日歸國中のホゼソン代表をアルゴスに歸任せしめることとなり廿九日その旨發表したが最近英船空爆事件が一向止まないにも拘らず一部の理想を棄切つて英國がかくフランコ政府側に對し協調的態度に出た理由としてはチェンバレン首相が要するにフランコ將軍を信頼してゐるのだとの見解が上げられてゐる、即ちロンドン消息通によればチェンバレン首相はフランコ將軍個人はかゝる不法行為を非としてゐると確信してをり問題はフランコ軍に備はれてゐる外人飛行部隊が中央部の命令を聽かず英船空爆を爲す點にあると見てゐる、従つて外國義勇兵の撤収が實現すれば英船に對する意識的爆撃行為は少くとも跡を絶つと期待しこの見地からホゼソン代表を歸任せしめてフランコ側と依然接觸を維持せんとするものだと解されてゐる

英代表、空爆調査團を提議 ロンドン【七三】アルゴス駐在英國政府代表ロバート・ホゼソン氏は過般來ロンドンに於て英國商船空爆問題に關し外務當局と對策を協議中であつたが愈々最後の決定を見たので卅日ロンドン出發アルゴスに向つた、ホゼソン代表はアルゴス到着の上直ちに英國政府の具體案に基き英船空爆問題につきアルゴス政府と折衝を開始する筈であるがホゼソン代表が携行した英國政府の空爆問題處理案は次の諸點を骨子とするものと解される

- 一 最近六件に及ぶフランコ空軍の英船爆撃事件につき重ねてアルゴス政府の反省を促し特に爆撃が故意に行はれてゐる點を強調して同種事件の再發防止を嚴重要請する
- 一 空爆事件調査の爲英國側一名、ブルゴス側一名の海軍士官から成る空爆調査團の組織を提案する

右調査團は直ちに前記六件に及ぶ空爆事件の調査を開始するが兩國委員の意見が一致しない場合は中立國の海軍士官に判定を依頼する、但し英國政府としては内亂勃發以來發生した空爆事件全部を同調査團に依託することに賛成しない、無防備都市空爆反對決議

パリ【七三】國際平和運動聯盟主催の無防備都市空爆反對國際大會は廿四日の日曜日を期しパリで開催された、フランス前空相ビエール・コツト氏議長席につき討議を行つた後被侵略國援助、空爆國に對する輸出禁止等に關する各種の決議を採擇して散會した、各決議の要旨は左の通り

△被侵略國援助並に對空爆國輸出禁止決議 各國は被侵略國に對し財政的援助を與へると共に侵略國に對しては彼等が空爆に使用する石油其他物資の輸出禁止を斷行すべし、更に空爆の危險に曝されてゐる支那並にスペインの民衆を危險區域から避難せしめることに協

カシ他方國際平和運動聯盟所屬の各團體及び代表に對し侵略國に對するボイコット實施運動を組織するよう指令を發す

△對スペイン決議 外國義勇兵の撤收が實現する迄スペイン人民戰線政府に對し武器輸入の權利を復活せしむべし、尙同大會には蔣介石始めスペイン人民戰線政府首相ネグリン氏、チエコ大統領ベネシユ氏等からメッセージが送られたが大體はこれ等に對する返電を發すると共に米のルーズヴェルト大統領に對してもメッセージを發送した、因みに國際平和運動聯盟は英國を中心に各國の平和主義者を以て組織する團體で從來から對支援助、日本ボイコットを盛んに唱道してゐる



第二回最高會議會期決定

モスクワ【七三】ソヴェト聯邦最高會議幹部會は去る一月の第一回會議に引續き來る八月十日モスクワのクレムリン宮に於てソヴェト聯邦最高會議第二回會議を召集するに決定した旨廿七日發表した、因にソヴェト聯邦最高會議はソヴェト新憲法の規定に基き最高會議幹部會により年二回召集されることとなつてゐる

最高會議で農民對策協議か

ワルシヤワ【七三】ソヴェト政府は突如來る八月十日モスクワでソヴェト聯邦最高會議第二回會議を召集するに決定したがこれは極東國境事件、反共產主義國對策等の外交問題の他重要な内政的理由に基くものといはれる、即ちワルシヤワに

入つた情報によれば穀物刈入れ時を控へて全國に渡る急業氣分の爲作物收穫成績一向に上らずウクライナ地方では民衆がコンバイン機械使用に反對し政府の干渉を押切つて手で刈入れをやる始末に例年ならば二週間前にとつてに終つてゐる管の刈入れも五八%しか出來ず他は野原に放置されてゐるといふ、かゝる内政上の問題對策こそ來るべき會議の重點と見られてゐる

再び怪放送

リガ(ラトヴィヤ)【七三】今春頻りにソヴェト當局を悩ました「ソヴェト解放者同盟」の怪放送は其後暫らく杜絶してゐたが廿七日夜に至り再びソ連領内から約廿分間に亘り怪放送が行はれリガに於ても明瞭に聞きとれた、右怪放送に關し廿八日のリガ各紙の報する所次の通り

廿七日夜又復ソヴェト領内の秘密無電臺から二箇の波長で怪放送が聞え出した、すると間もなくソヴェト政府當局はインタナショナル歌を放送する等して聲心にこれを妨害せんとしたが秘密放送は不明瞭ながら依然響き取れた、最初の文句は確かに女アナウンサーの聲で「赤軍の士官、兵卒は團結して現政權に反抗し支那並びにスペインへ派遣されるのを拒絶せよ」と煽動し、次いで「解放者同盟は絶えず擴大しつゝ、ありや一兵卒に至る迄熱心な黨員となりつゝある」と續けたが右怪放送は約廿分の後何等の豫告もなく突然中止された

體育デー行進

モスクワ【七三】ソヴェト體育デーの大

行進は廿四日午後モスクワの赤色廣場に於て全國十一共和國を代表する青年男女三萬五千人参加の下に華々しく舉行された、定刻午後一時開始された行進は前後二時間半の長きに亘りスターリン、モロトフ、ワラシニコフ、リトヴィノフ氏等ソヴェト政府首腦始め各國外交團代表の參觀する前を隊伍々々行進した、青年運動の指導者コサレフ及びシニウエルニクの兩氏は行進開始に先立ち赤色廣場の壇上に立つて夫々ソヴェト青年男女の體位向上を謳歌した演説を行つたが兩者共に次の如く政治問題に言及してソヴェト青年の奮起を促し注目を感じた

△コサレフ(共産青年聯盟中央委員會書記長) 國際情勢は今や異常な緊迫を告げてゐるが就中日本の外交官は武力を以てソヴェトを脅迫せんとした、余は全國の青年を代表して黨並に政府に對しソヴェト青年は敵國をして我國の力に充分の注意を拂はしめるであらうと申上げよう

△シニウエルニク(勞働組合聯盟中央評議會書記長) ファシスト連はスペイン及び支那に於て都市を破壊し非戦闘員若者男女を殺戮してゐる、然しソヴェトのスポーツマン達は世界平和の爲に積極的に闘争し平和の前衛たる任務を遂行してゐる

國勢調査やり直し

モスクワ【七三】ソヴェト聯邦人民委員會は廿六日の會議に於て明三十九年一月十七日を期し全國一齊に國勢調査を行ふに決定した旨發表した、國勢調査は都市では一月十七日から廿七日迄、農村では同十七日から廿六日迄に全部終了する豫定

である、因にソヴェト政府は昨年一月六日ソヴェト全國に亘り國勢調査を行つたが國內紊亂のため全然失敗に歸したため再び調査をやり直すこととなつたものでソヴェト當局では前回の失敗の原因は國民の敵が調査指導部に潜入して統計や政府の命令を組織的に破壊したのによると説明してゐる

☆肅清工作

宗教界の肅清  
モスクワ【七三】宗教方面に延びたスターリンの肅清の手は最近愈々峻烈を極め各地で大量檢舉が行はれてゐるが赤軍機關紙「赤い星」は廿二日の紙上でソヴェト宗教團體の間諜活動を極力反左の如く論じてゐる

今日ソヴェト聯邦にはなほ三萬以上の宗教團體があるといふことは驚くべき事實である、宗教に携つてゐる人々は大陸善良で政治的に無害であるが一部反動的分子の影響力を看過するのは危険である、彼等は民衆を煽動して集團化運動に反對せしめ飢饉や國內經濟の逼迫について虚構の事實を撒き散らして居り女性的場合にあつては外國の間諜となつて活動してゐる者が多い

▲宗教界大手入れ  
モスクワ【七三】廿八日モスクワに到着したロストフ地方共産黨機關紙は最近同地方に於てギリシヤ正教會大司教ビター・セルゲイ僧正他多數のカトリック教徒が反革命分子として檢舉された旨左の如く報道してゐる

最近セルゲイ僧正其他のカトリック教徒の大量檢舉が行はれたが彼等はドイツ及びポーランドの諜報機關と連絡を

とつてスパイ活動を行ひ更に宗教的集團を利用して舊白衛軍の殘存分子を糾合、武装蜂起を準備してゐたことを自白した、彼等は又ローマ教皇とも密接な連絡を保つてゐたものである

國際共產黨に檢舉の手

京城【七三】モスクワより當地に達した信すべき情報によれば最近國際共產黨員の大量檢舉が行はれつゝありルビヤンカ監獄にスペイン人一三〇名、ポーランド人一〇八名(その内十二名自發獨逸人四名、支那人一八名、ハンガリー人一名、ブルガリヤ人一名、フランス人四名)を投獄し濃厚な國際色を呈してゐる、その内五割はコミンテルン各國代表及び勤務員である、この事件はさきに獄中で絶死を遂げた前ポーランド駐ソ連大使ダフチヤンニカが自殺直前書き發した告發文中にトロツキーズム系共産黨員の名を運記したことに端を發したものでこれがためゲ・ペ・ウ長官エーゾフは夏休みもとらず頑張りソ連をトロツキーズムより保障するために必要とあらば更に一萬人の銃殺をも敢行するであらうと警告してゐる有様である

極東肅清工作峻烈

モスクワ【七三】リムニコフ大將逃亡事件で極東赤軍及びゲ・ペ・ウ内部の紊亂が暴露されて以來ソ連當局は極東方面に於て大々的肅清工作を開始したといはれるが廿七日モスクワに到着した極東共産黨機關紙「太平洋の星」によると沿海州地方共産黨會議の報告はこの事實を確認し左の如く述べてゐる

極東シベリアに於ては六月以來日本の

間諜及びトロツキ主義者に對する假借なき肅清工作が開始された、この肅清工作はスターリンの直接指導下に行はれてゐるもので極東シベリアの政府及び軍の指導的地位に迄入り込んだ反革命分子の剔抉を目的として居り今後も容赦なく續行されるであらう

**前沿海州兵團長死刑**

京城【七六】モスクワよりの信すべき情報によれば豫て消息不明を傳へられていた前極東軍沿海州兵團長レワンゾフスキ二等大將は去る廿日死刑に處せられたこれによつて東部ソ聯駐屯赤軍はブリュッヘル元帥を除きシベリア軍管區司令官ガイリット二等大將(統務)極東空軍次長ラービン軍團隊長(自務)並びにレワンゾフスキの三巨頭を失つた譯である、尙ほ肅清の犠牲となつたソ聯軍人民委員會副議長兼ソヴェト統制委員會議長エス・ウエ・コシオールの反ソ事件に關しては同人の一味が極東全體に符機してゐるとの見地から引續き探求に努めつゝある情勢で同事件は如何なる範圍まで擴大するか極東地方共產黨關係者は大衝動を受けてゐると傳へられる

**又もゲペウ諜員逃亡**

京城【七六】當地に達した情報によればソ聯内務人民委員部(ゲ・ペ・ウ)浦鹽本部外國諜員リドルフ・リツドケなるものが肅清の血祭りから逃れて上海に脱走して來た、同人は任務を利用して外國汽船に乗り込み船倉に隠れて浦鹽から上海への逃亡に成功したもので母國ラトヴィヤに出發するに當つて左の如く語つた

沿海州における肅清工作は軍部黨部は

勿論鐵道運輸關係及び産業方面まで假藉なく行はれ僅々一年に幹部の全員が二回も更迭した部門もあり顔觸れは全く一變した、浦鹽要器砲兵隊長及び同副官及び軍團政治委員等は逮捕射殺せられた、尙ゲ・ペ・ウでは被拘禁者を特別獨房室に收容し熱氣を注ぎ入れて拷問する新方法が採用されてゐる、被拘禁者は苦痛の餘り昏倒するや直ちに手當を施して蘇生せしめ更にこれを反覆するのでこれに耐へかねて如何なる罪狀にも署名をする有様でその慘虐さは眼を蔽はしむるものがある

**獨記者のリュシコフ會見記**

ベルリン【七三】ドイツ勞働戰線機關アングリツフ紙は廿一日の紙上第一面に同紙特派員イヴァール・リスナー氏のリュシコフ大將との特別會見記を掲載したが右會見席上リュシコフ大將はソヴェト聯邦内部の紊亂状態につき次の如く述べてゐる

ソヴェト聯邦の間諜組織は最近迄は相當よく活動してゐたがエージョフが内務人民委員に就任して以來、極東のソヴェト間諜組織は肅清者に對する肅清の恐怖に脅かされて全く紊亂の極に達してゐる、更にリトヴィノフ外務人民委員は今や完全に孤立し所謂リトヴィノフ外交陣は崩壊してソヴェト人民の信頼を失つてしまつた、スターリンは國防人民委員ワラシロフ元帥及び極東軍司令官ブリュッヘル元帥の兩者の何れにも信を置かず特にワラシロフ元帥は睨まれてゐる様だ、所謂ソヴェト赤軍の肅清もワラシロフ元帥の腹心を清掃することを目的としてゐるの

だ、これに反しスターリンとブリュッヘルとは相當仲がいいといはれてゐるがこれはスターリンの眼にブリュッヘルがワラシロフの敵對者として映つてゐるといふ事實を示すに過ぎない、余自身エージョフからブリュッヘル元帥を監視せよとの命令を受けつたことがある、以上の様な事實からして余はソ聯邦内に革命が起ることは不可避と思ふ、スターリン政權は崩壊しワラシロフかモロトフがその後繼者とならう、ロシアの將來は全く暗黒そのものである、國內には不満増大しキルギスタン、カザクスタンでは民族分離運動が根強く行はれてゐるが唯大衆テロとモスクワ當局の國境紛争激化政策で押はられてゐる現状である、ソヴェトの狙ふ次の目標は滿洲國だ

**リュシコフ大將後任々命**

モスクワ【七六】ソヴェト政府は、極東ゲ・ペ・ウ長官リュシコフ大將の越境亡命につき從來頼りにこれを否定してゐたが廿八日U・Pモスクワ支局はリュシコフ長官の後任として極東ノヴォシビルスク地方ゲ・ペ・ウ長官グレゴリー・ゴルバツク氏が正式任命された旨左の如く報道してゐる

ソヴェト政府はリュシコフ大將の逃亡以來極東各機關に亘り峻烈な肅清工作を斷行してゐるが右工作の一部として廿八日新たに極東ノヴォシビルスクのゲ・ペ・ウ長官グレゴリー・ゴルバツク氏をリュシコフ大將の後任として極東ゲ・ペ・ウ長官に拔擢任命した、同時に浦鹽の太平洋艦隊並びに沿海州の特別ゲ・ペ・ウ長官にはアルハンゲル

のゲ・ペ・ウ長官ワラシリー・デメンチエフ氏が任命された



**ル大統領は三度立候補するか**

ニューヨーク【七三】「ルーズヴェルト大統領は三度立候補するか」ニューヨークの輿論研究所からこゝいふ問題を提出して一般の回答を求めてゐたところ廿二日その結果が同所から發表された、それによると回答者の三割六分がルーズヴェルト大統領の三度立候補を確信してゐることが判明した、昨年四月同研究所が同じ質問を出した時「イエス」と答へたのは二割八分であつたが一年間に八分増を示し所謂不景氣も噂ほどには大統領の人氣にたゞつてゐないことが證明された

**研究所の報告は結論して曰く**

若しルーズヴェルト大統領がはつきり立候補の意思を表明と同時に民主黨にとつてルーズヴェルト大統領が選挙戦を賭けるに足る唯一の人物なることが明瞭となれば輿論は容易にルーズヴェルト支持に集つて來るだらう

ルーズヴェルト大統領は一九三三年就任以來既に六年、任期四年の大統領の第二期をつとめてゐる譯だが三回續けて就任した例は今迄になく一九四〇年の改選が早くも政界の話題を賑はしてゐる次第である

**ピットマン外交委員長重大宣明**

ワシントン【七三】支那事變、海軍擴張計畫、英米提携問題等を契機に最近米國外交政策の指導原理に關する論議が旺に

行はれてゐるが上院外交委員長キー・ピットマン氏は廿七日多邊的國際條約に代る二國間の双務條約締結の必要を力説するの如き重大宣明を行つた

國際法が全く有名無實の存在と化した今日米國政府はよろしく國際法に代るものとして世界の主要諸國との間に夫々双務條約を締結して國際條約の侵犯に拮抗すべきである、これによつて初めて米國は世界平和の維持に貢獻し得るであらう

不干涉政策を堅持する中立派と之を排撃する積極外交主義者との間にあつてピットマン委員長がかかる重大提言をなしたことは氏が事實上米國外交の代辯者である點に鑑み米國外交の新動向を示唆するものとして注目を惹いてゐる

**國際紛争介入は愚**

セーレム(イリノイ州)【七六】共和黨全國委員長ジョン・ハミルトン氏は廿六日當地で開催された地方在郷軍人會大會に臨み米國が全體主義國家と民主主義諸國との間の闘争に介入し國際警察官の役目を引受けることは愚であると左の如く演説した

現在米國政府の指導的立場に在る人々は米國が條約侵犯國に對する共同闘争を主唱し民主主義國による世界全體主義國及び侵略國の「隔離」に加ふる必要があると論じてゐる、かゝる論議は容易に戰爭勃發の途を開くものだ、一度世界大戰が起れば米國に獨裁政府が樹立されるのは必然である、集團的安全保障制度が地平線上の曇氣模以上のものとなる日が來るかも知れないがその時迄は米國は國際警察官の役目は引受

けてはならない

外國攻撃を非難

ワシントン【七三】元駐日大使ウイリアム・キャツスル氏は昨日ワシントンに於てラデオ放送を行ひ政府官吏が無責任に外國攻撃の擧に出ることを非難して次の如く演説した

最近政府官吏の内には好んで外國政府を攻撃する者が多いがルーズヴェルト大統領のシカゴ演説は日本政府を憤激させ日本國內の排外分子の反米氣勢を煽つたではないか、國務省下僚の演説がもとでドイツ政府を非常に怒らせたこともある、この様に外國に對して色々指圖がましいことを言ふのは見當違ひも甚しい、殊に最後の決戦は民主主義國と獨裁主義國との間で行はれやうなどと政府の責任ある官吏が言明するに至つては危險極くない、かくては全世界に戦争心理を醸成し結局戦争の勃發を見ることゝならう、政府には國內問題調整のためだけでも爲すべきことは山積してゐるではないか

對墨沒收農場の賠償要求

ワシントン【七三】ハル國務長官は廿一日駐米メキシコ大使カステイロ・チヘラ博士を國務省に招致してメキシコ政府の米國人所有農場沒收に關し左の如き通牒を手交、同問題を仲裁々判に附すべき旨提案した

メキシコ政府が米國人の所有にかゝる農場財産を賠償なく沒收したことは不法たる沒收である、よつて米國政府はこの問題を仲裁々判に附して圓滿解決を圖るよう提案する

米國政府は右通牒に於てメキシコ政府の外人所有財産收用の權利は認めるが斯る收用に當つては一般に認められた衡平法の原則に従つて遲滞なく賠償を行ふべきである旨要求したものと見られる、因にメキシコ政府が收用した米國人所有の土地は石油關係財産を除外し約百萬エーカー以上上ると言はれる

對墨外油收用問題解決希望

ワシントン【七三】ハル國務長官は廿一日メキシコ政府に通牒を送り米國人所有農場收用に關し問題を國際仲裁々判に附して解決すべき旨提案したがピットマン上院外交委員長は廿二日更に兩國間に係争中の外國石油會社財産收用問題に就いても同様仲裁々判に附するを力説して左の如く述べた

米國政府の通牒は外油收用問題については何等觸れてゐないがメキシコ政府はこの問題についても仲裁々判に附して解決することを眞剣に考慮すべきである、メキシコ政府が米國の提案を拒否すれば米國外交の基礎を爲す善隣政策は米墨兩國に關する限り破れることとなる、それがため兩國が干戈を交へることは考へられぬが米墨關係の悪化は免れぬ

墨政府米の提案を拒否せん

墨政府米の提案を拒否せん  
メキシコ【七三】メキシコの米人所有農場沒收問題に關しハル國務長官はメキシコ政府に對し強硬な態度を表明しこの問題は一九二九年の米大陸仲裁條約により仲裁々判に附してメキシコ政府に收用された米人所有農場に對する賠償金を決定すべき旨提案した

ハル國務長官の右抗議的通牒は本年三月メキシコ政府の外國系油田財産沒收決定に對する報復手段として同月廿七日米國政府が實行したメキシコ産銀の買上中止の衝撃をメキシコに與へたが而かもメキシコ政府としては右の提案を受諾し得ないものと信ぜられる、右に關し消息通方面では左の如く述べてゐる

もしメキシコ政府が今回の米國の提案を受諾すればそれは米國の投資政策の勝利を意味する事になり延いてラテンアメリカ諸國がメキシコの例に倣つて米國人所有財産を沒收せんとするの出来を恐る事になる

☆ 經 濟

下半年景氣豫想

ニューヨーク【七三】ギヤンランテイ・トラスト・カムパニーは廿五日付の同社月報に於て本年下半年の米國內經濟狀勢を左の如く豫想してゐるが主として企業利潤の觀點よりこれを論じてゐる所頗る注目を惹いてゐる

米國の國內狀勢に關する限り最も重要な問題は商工業の利潤の見透し如何と云ふことである、若し現状に於て生産的企業が収益をあげてもその収益を充分保留して置くことが許されるならば本格的な經濟の恢復は可能である、それ故に今日の經濟界に於て必要な條件は豫算の均衡であつてこれなくして増産或は通貨の再調整が行はれれば經濟界は災厄に見舞はれることゝならう、若し最近の經濟界の見直しに企業家の利潤が追隨しなければこれは一時的にも失敗したものであり且つ人工的な性質

のものにすぎなかつたと見做されやう活動の増加に相應して利潤が増加する以外には企業に對する刺戟材料は存在しないと云へるであらう

經濟界回復歩調を繼續せん

ワシントン【七三】米國經濟界の情勢は最近可成り改善を見つゝあり政府經濟專門家も今同左の如き見解を發表した

米國經濟界は今後一年若しくはそれ以上に亘つて漸進的で目覺しいものになりしめて引續き回復を進めるものと觀測される、聯邦準備局調査の工業生産指數も現在は七六程度であるが本年末迄には八五乃至九五の間に昇騰するものと見られてゐる、尤も一九三七年の高水準に達することは先づあるまい

英米當局ポンドの低落を放任

ロンドン【七三】英米クロスは依然安定の模様な廿五日には又復十六分三仙方の反落を演じた、然し英米政府當局は不當の買支へを行つてポンドが自然的水準に向ふのを妨げないやう努めて居る模様でこの點爲營業者の注目を惹いて居る、尤も兩國政府ともポンドが通貨問題に關する根據なき風説によつて常に動搖してゐる點に就ては懸念して居るが而も一般營業者は

一 ドルが久しくポンドに對して過小評價されて居ること  
二 従つてポンドの低落を放任し舊パリチーに復歸せしめることは望ましくないことである

若し英國が強いてポンド支持を行はんと欲すればロンドン金相場は對米金パリチーに對するプレミアム増大を放任することによつてそれは可能である、然し英國政府がこの政策を採用しないことは英國がポンドの低落に對して痛痒を感じてゐない證左で英國政府としては急激な低落を見た場合に於てのみこれを防止せんとするに止まつてゐるのである

國內銅再値上げ

ニューヨーク【七三】米國の電氣銅國內向標準相場は去る廿八日八分一仙引上げのあとを受けて廿五日更に八分一仙引上げの一〇仙丁度となつた、右は本年五月の高値に顔合せしたもので一方輸出銅相場はハムブルグ向けも一〇仙二二と休日前に比し十二ポイント高を示してゐる、國內銅再値上げの要因は左の通りである

一 輸出銅市場一齊の強調、一 前週末よりの活潑な需要、一 多量であつた手持在荷のかかりの減少、一 思惑的買物再擡頭

屑銅又値上げ

ニューヨーク【七三】米國における屑銅相場は六月十四日反撥に轉じたのち續騰去る十三日ピッツバーグ渡し一級品は十四弗五仙を稱へて今日に至つたが廿五日又々五十仙方の値上げを見せ十五ドル丁度となつた、右は昨年十一月以來の新高値である、屑銅は依然供給薄を報ぜられてゐる

人絹一部値下げ

ニューヨーク【七三】米國における銅安殺人組製造會社として知られるアメリカ

ン・ペンベルグ會社は去る五月廿五日同社製造にかゝる銅安系の一部賣値を一封度につき二仙乃至八仙方引下げたが同社は廿五日右五月の値下げの際に値下げ渡れとなつた高級デニール糸の賣値をも一封度につき五仙方引下げの旨發表した、右の値下げは本月廿一日に遡及實施せられる。

**滿期後も産銀現在價格で買上げ**

ワシントン【七三】昨年十二月卅一日公布された米國內新産銀買上繼續の布告は本年十二月卅一日を以て滿期となるが米國政府は今右滿期後も造幣局に對し國內新産銀全部を依然一フアイン・オンヌにつき六四セント六四の價格を以て買上げる權限を賦與する事となり廿一日大統領の承認を得た、然し右は特別重賦されるべきものでなく、唯現行布告の滿了期限たる本年末以前に採掘された國內新産銀が來年になつても現在同様の價格を以て造幣局に法規上受け入れらるゝか否か、將來問題となる可能性あり仍つて豫めこれを慮つて今回の決定發表を行つたものと見られる。

**小麦融資と明年度産小麦互別**

ニューヨーク【七三】米國農務省は去る十四日一九三八年産小麦に對する融資計畫を發表し農訓法に基く地味減衰作物反別割當よりも五%を超過せざる範圍の小麦作付をなせる農家に對し一ブツセルにつき平均五九乃至六〇セントの融資を行ふこととなつたがドウ・ジョーンズ通信社ワシントン通信社の報道によれば農事調整局當局は二十三日小麦耕作農家の被融資價格につき左の如く發表した

小麦耕作農家が一九三八年産小麦融資を受け得る資格はその農家の次年産小麦作付の如何によつて何等影響を受くるものではない、換言すればこれ等農家が一九三八年産小麦融資を受ける爲にはこれ等農家の一九三八年産小麦反別が農訓法に基く地味減衰反別割當より超過すること五%以上にあることを許さない、これ等農家が若し一九三九年産小麦反別を割當以上に多く植付けることがあつてもそれによつて一九三八年産小麦融資を受ける資格を失ふことにならないのである

**本年は棉花融資出来るだけ回避**

ニューヨーク【七三】ドウ・ジョーンズ通信社ワシントン通信員の通信によれば米國農務省當局は棉花界の成行が新農訓法に基く棉花融資條項の自動的發動を餘儀なくせしむるに至らざる限り本年は新棉に對する融資を出來得る限り避けるべく最善の努力をする意向なる旨を洩した、因みに新農訓法第三百二條C項によると商品金融會社は農務長官の指定する市場に於ける毛筋八分七時ミッドリング現物棉の毎年八月一日に於ける平均相場が當日の棉花の平衡價格よりも五割二分方下廻つてゐるか或は八月の棉花收穫豫想が常觀的國內消費高及び輸出高の合計を超過するかの場合に於ては土壤保全法に基く減反計畫に參加する農家に對して融資をなす

と規定されて居り本年の場合八月一日以後に於て南部現物十市場の平均相場が大體八仙三七見當に低落すれば融資は自動的強制的に施行されることとなる、何れにしても來る八月八日(月)農務省發表

の同月一日調査新棉收穫豫想及びこれに對する市場の反響如何は結局新棉融資實施が否かの分岐點となるものとして注目される

**上半期出超六億弗**

ワシントン【七三】米國商務省は廿五日六月中の米國貿易を輸入一億四千六百萬弗、輸出二億三千三百萬弗差引出超八千七百萬弗と發表したが、本年上半期の累計は輸入は九億六千六百萬弗輸出は十五億九千二百萬弗、出超六億三千二百萬弗に上り昨年上半期一億四千七百萬弗入超に對して著しい改善振りである

**輸出入銀行南米向輸出促進工作**

ワシントン【七三】探知するところによればアメリカ輸出銀行は南米向輸出に於ける外國の競争に對抗するため重工業用機械電氣及び鐵道用材等の如き資本材をはじめその他アメリカ商品の南米向輸出に對し賦拂償還を條件として中期の信用貸出しを行ふことになつた、而してこの主たる目的はアメリカ以外の諸國が多額の補助を與へて南米向輸出を促進せんとするに在り、

にアメリカ政府は輸出入銀行を動員して南米向貿易の増進をはかり以て南米諸國に對する一部歐洲諸國の政治的勢力の遊出を最小限に喰ひ止めんものと期待してゐるものと見られてゐる

**航空機輸出高激増**

数量	金額
航空機	四二七萬 二一、〇〇五 千弗
發動機	六二〇 三、三四五
落下傘	一五〇
その他附屬品	一一、六二〇
合計	三七、二二〇

因みに仕向地別輸出高は發表されなかつたが商務省の一當局者の語るところによれば米國航空機最大の輸出先はアルゼンチンで支那及び日本がこれに次いでゐる

**生糸の新約定取引**

ニューヨーク【七三】ニューヨーク商品取引所生糸部は去る八日同取引所理事會の決定に基き愈々明廿六日より二個の新約定取引を開始する、同取引所が新約定の取引を開始することとなつたのはこれによつて生糸の消費者の繁々操作を現在以上に圓滑ならしめ以て當業者に對するサーヴィスを擴大せんとするもので新約定は特に廣市絹布製織工業方面より歡迎されるものと見られてゐる、新約定の要項は左の通り

- 一 日本糸十四中の取引を第一號約定と稱す
- 一 廿一中の取引を第二號約定と稱しこの取引には日本糸の白廿一中及黃廿一中、支那糸白廿一中並にイタリー糸黃廿一中を要渡適格品とする
- 一 第一號及第二號約定ともに標準品と他の品等との間に格差を設け格上又は格下を決定する

一新約定最初の取引限月は一九三九年三月限とす

一 現行規定による取引の最終限月は一九三九年二月限とし、同年二月廿四日(金曜日)を以て打切とする

**「死刑宣告條項」發動か**

ニューヨーク【七三】廿一日のニューヨーク株式市場は初め騰貴したがその後利喰ひが出て引地み大引相場は結局昨日に比し一弗内外の騰落區々に引けたが公共事業株は證券及取引取締委員會が持株會社取締法に基く「死刑宣告條項」を發動すべしとの報が傳へられて頭重を呈したが然しこれは發動されるにはならないものと信ぜられる、尙鐵道株は六月中の鐵道會社収入見直しの報及び貨物輸送の前途好望並に貨銀問題が結局解決されるであらうとの期待等から硬化した

**經育株式週報**

ニューヨーク【七三】今週のニューヨーク株式市場は製鋼作業率、自動車生産など商工界指針がまず／＼回復を示したことが強材料となりこれに加ふるに製鋼界鐵道會社などの貨銀引下げ交渉の進捗なども手傳つて概して強調を辿つた一方過去二週間市場が驚くべき抵抗力を發したことも底意を強からしめてゐた、今週發表の商工界指針は左の通り

製鋼作業率(全能力)	前週比較
三六%四	四%一増
電力生産高(百萬キロ)	二〇九増
鐵道貨物輸送高(千車)	一〇一増
自動車生産高(千臺)	一〇減



債券市場は株式に伴って引續き強調を示したが市場の活氣は鐵道債を除き一般に前週より幾分減退した、但し鐵道債は鐵道會社の營業狀態が年末までに非常に見直すであらうとの見方に基き、國內のみならずアムステルダム及びロンドンからも買注文が出た、外國債券類も區々でポルトランド債、日本債は週後半仕舞物に見舞はれ前者は一弗乃至四弗方後者は一弗未満乃至二弗方低落した

米ソ通商協定更改

ワシントン【七三】昨年八月六日成立した米ソ通商協定は来る八月五日を以て満期となるので目下新協定締結に關し米、ソ兩政府當局間に交渉が進められてゐるが八月五日迄に新協定成立の見込みがつかないで結局新協定の締結まで暫定的に現行協定の効力を延長し交渉成立を俟つて新通商協定を締結することとなる模様である、目下交渉中の新協定内容は大陸左の如きものと解される

- 一 米國はソヴェト聯邦に對し最惠國待遇を與へる
- 一 ソヴェト聯邦は最低年額四千萬弗の米國商品を購入する

☆ 英米通商交渉

通商協定難澁

ニューヨーク【七三】廿六日のニューヨーク・タイムズ紙は目下ワシントンに於て英米兩國代表によつて續行されてゐる英米通商協定締結交渉は目下非常な難關に逢着してゐる事實を確認、その事情につき次の如く論じてゐる

ロンドン、ジュネーヴ、ワシントンへの新情報及び交渉開始以來既に六ヶ月を経てゐるといふ事實を見ると英米通商協定が早急に締結される見込みのない事が判る、英國は米國にとり又米國は英國にとつて重要な外國市場だから兩國間の貿易を増進するよるな協定が兩國間にとつて有利な事は確かだが一方協定の成立を困難ならしめる原因を兩國共に持つてゐることも明らかだ、即ち米國は自國の紡織業を擁護する立場から英國の毛織及び綿製品に對する關稅を餘りひどく引下げざるを好まず一方農林産物に對して米國の擴充を望んでゐる英國は糧に國內農業の擴充を圖つたがその産額だけでは國內消費に充分でない爲一九三二年のオッター協定に基きこれを自治領からの供給に仰いでゐた、即ちオッター協定の特權で從來農林産物を英本國へ輸出してゐた自治領が新協定の影響を最も強く受ける事になる、従つてこれら自治領が新協定によりその特權を米國に分つ事に對し英本國から相當の報酬を要求するのは自然の勢だ、かくの如く英米協定交渉は米國と英國及びその自治領との利害衝突を含み頗る複雑してゐるがこれを以て解決不可能と見る理由はなく寧ろ解決策の見出される事を望む理由が充分にある、英米間の貿易は世界貿易の四分の一を占め通商協定によつて經濟的に得る所が頗る多いから交渉を失敗せしめるわけには行かない、その上二つの民主國間の協定成功は兩國間に共通な傳統即ち自由主義的思想、制度、文化を世界諸國に再認識せしめるものだ

通商交渉難澁

ロンドン【七三】英米通商交渉は最近チエンパレン首相やハル國務長官の樂觀的聲明にも拘らず行惱み狀態にあると傳へられるが廿九日英國官邊側から得た情報によれば最近に於ける同交渉の経緯は大體次の通りである

英國政府は米國の提出した要求の中若干を受諾し得ないと思つて米國側の再考を求めろ爲ワシントンに居る英國代表團にその旨訓令した、英國政府がそれ等の要求を拒絶したのは主としてスカンデナヴィア諸國其他との既存通商條約の關係によるものである、一方英國側は自治領の負擔が増加する犠牲を拂つても若干の讓歩を爲した、従つて英國政府としては今度は米國側が英國の協同的態度を耐へて自己の要求を再考慮を加ふべきだとしてゐるが米國からは未だ反應なく交渉は停頓狀態に陥つてゐる

戰債問題交渉開始か

ロンドン【七三】英國政府は廿八日の定例閣議に於て英米通商協定問題と共に戰債整理問題を討議したと傳へられるが右に關しロンドンの政界筋では次の如き観測を行つてゐる

戰債問題はモーゲンソー財務長官がパリに於てフランス政府首腦と會談した結果に基つき討議された模様で英國政府はモーゲンソー長官が南佛に於ける休養を終へて米國への歸途ロンドンに立寄つてサイモン蔵相並にチエンパレン首相と戰債問題を討議するよう要請することとなるかも知れぬ、米國政府としては戰債元金を輕減する意圖はないが、戰債利子ならば放棄してもよい

☆ 米藏相訪佛

米佛藏相會談

パリ【七三】目下休暇を利用して訪佛中の米國財務長官モーゲンソー氏は廿五日フランス大藏省にマルシャンド蔵相を訪問刻下の國際金融問題を中心に長時間に亘つて懇談を遂げた、懇談の内容についてはモーゲンソー長官は簡単に「情報交換だ」と語るのみだがアヴアス通信社は左の如く報じてゐる

米佛兩國蔵相は長時間に亘り三國通貨協定につき懇談した結果、同協定の運用が完全なることを承認し今後も協定を維持する必要があるといふに意見の一致をみた

次いでモーゲンソー米財務長官は佛蔵相主催の歡迎慶賀會に出席フランス財界巨頭と交際した

米藏相、佛外相會談

パリ【七三】訪佛中の米國財務長官モーゲンソー氏は前日の佛大藏省訪問に引續き廿六日午前はフランス外務省を訪問、

ボンネ外相と懇談を遂げた、次いでモーゲンソー長官はボンネ外相主催の歡迎午餐會に出席、フランス財界、外交界要人等と懇談したがボンネ外相は財政通として知られ前駐米大使でもありモーゲンソー氏の動靜と關聯して三國通貨協定存續問題が協議されたのではないかと見られてゐる

▲ 米藏相再び佛外相と協談

パリ【七三】米國財務長官モーゲンソー氏は午前の會見に引續き廿六日午後再びフランス外務省を訪問、ボンネ外相と懇談を遂げた、會見の内容は一切發表されないが當然英米佛三國通貨協定の存續問題に觸れたものと見られ更にボンネ外相よりチエコ問題、スペイン問題に對處する英佛の政策を説明且つ英米佛三國の外交政策の原則的共通性を強調したと言はれる、尚モーゲンソー氏は廿六日夜バリエ南佛へ歸養旅行に向つた

☆ フィリッピン

日本の比島鐵礦開發拒絶のさる

マニラ【七三】比島の國營會社「國家開發會社」當局が廿三日語る所によれば同社は今回かねて日本の某社から提案されてゐた比島國有ミンダナオ島スリガオ鐵礦山一部の採掘申込を鐵礦產稅の問題で拒絶したと云はれる、日本の會社は噸當り廿五仙の鐵礦產稅支拂を提議し比島政府はこれにより一千二百五十萬弗の利益を確保し得る好條件であつたが比島政府は自ら同鐵礦山の開發に當る計畫で比島國內の民間會社からの同様の申込も拒絶してゐる

**米紙比大統領聲明を反駁**  
 ポストン【七三】廿五日のポストン・イ  
 ゴニング・トランスクリプト紙は「ケン  
 ソン大統領の信念」と題する社説を掲げ最  
 近日本訪問後ケンソン大統領がなした比島  
 中立に關する聲明を攻撃して左の如く論  
 じてゐる。

「最近日本を訪問したケンソン大統領は若  
 し比島中立の提案が受諾されるやうに  
 なつたら比島人は何等心配することが  
 ないといつてゐるがそれはケンソン大統  
 領の提言としては頗る貧弱なものであ  
 り且つ彼が日支戦闘の現場近くを在り  
 ながら支那の獨立を侵害する行爲に無  
 關心過ぎることを示すものだ、我々は  
 比島の指導者や一般人民がケンソン大統  
 領と同じ様な信念を持てるかどうか  
 を怪まざるを得ぬ、米國が同島に自由  
 を與へる政策を執つた以上比島人自身  
 氣を變へない限り同島が獨立すること  
 は確かなことで我々がこの問題に獨自  
 の意見を持つてゐたとしてもそれにつ  
 いては何も出来るわけのものではない  
 比島が獨立して一旦米國の保護がなくなつた場合同島の安全を保障するには  
 單なる中立以上のものが必要だ、中立  
 だけで獨立を保つに十分かどうかは支  
 那人に問はば判る筈である

**比島から手を引け(米紙)**  
 ニューヨーク【七五】ニューヨーク・デ  
 イリー・ニュース紙は、廿五日の紙上に  
 「ケンソン比島大統領と日本」と題する社説  
 を掲げ米國はよろしく比島から手を引く  
 べしと次の如く論じてゐる  
 過般東京を訪問した比島大統領マヌエ  
 ル・ケンソン氏は日本政府は比島の中立

を保障する協定に参加する意思がある  
 と語つてゐるが日本がこの様な協定に  
 進んで参加するとは思はれない、恐ら  
 く米國政府がケンソン大統領の言つてゐ  
 る様な協定を提案した場合日本政府は  
 嫌々ながら餘儀なく之に参加するとい  
 ふに過ぎまい、一九一四年にベルギー  
 の中立が破れて英國その他歐洲諸國が  
 多大の犠牲を拂つた如く米國が現在比  
 島の中立を保障する責任を負ふのは將  
 來大きな危険を含むものと云へよう、  
 従つて米國は一旦比島を獨立させたら  
 さつぱりこれと手を切つて中立保障の  
 責任を負はないのが得策だ、假令比島  
 が日本の統制下に置かれたらしる或は  
 支那の支配を受ける様になつたにしろ  
 比島人は人種的に見て日支兩國人と近  
 い人種だから米國の支配を受けるより  
 はこの方が幸福だらう、それ故米國は  
 この様な事態を防止しようと手を出す  
 べきではない、わざわざ比島の中立な  
 どを心配しなくとも米國には解決すべ  
 き問題が山積してゐるのだから米國政  
 府はケンソン大統領に對し米比兩國の分  
 離が絶對不可避な所以を知らしめ米國  
 自身の中立を擁護する爲世界最強の海  
 軍を保持すべきである

**對比島日米綿布協定更改**  
 ワシントン【七三】國務省は豫て日本大  
 使館との間に對比島日米綿布輸出紳士協  
 定の更改交渉を行つてゐたが最近兩者の  
 意見一致し来る八月一日から更に一ヶ年  
 間間協定を更改延長することに決定した  
 旨廿六日國務省から發表された、新協定  
 は殆んど舊協定を其體踏襲したもので日  
 本綿布の對比島輸出制限額も年四千五百

萬平方米と據置かれてゐる、因に對比島  
 日米綿布協定は昨年八月一日以降期限一  
 ケ年間を以て締結されてゐたもので七月  
 末日期限が満了することになつてゐる



**世界小麥供給豫想**  
 ワシントン【七五】米國農務省の發表に  
 よればソヴェト聯邦及び支那を除く一九  
 三八年、九年度世界小麥生産高は四十二億  
 ブツセルと見られ前年度收穫高卅八億二  
 千七百萬ブツセルに比し三億七千三百ブ  
 ツセルの増加である、一方一九三八年、九  
 年度の世界供給高は四十八億五千萬ブツ

**チヤコ問題和平條約調印**  
 ブエノスアイレス【七三】パラグワイ、  
 ボリヴィア兩國に多年係争中だつたグラ  
 ン・チヤコ國境紛争問題については米國  
 アルゼンチン、ブラジル、チリ、ペル  
 ー、ウルグワイの六中立國より成るグラ  
 ン・チヤコ紛争調停委員會の斡旋により  
 紛争當事國間に完全な意見の一致を見る  
 に至つたがパラグワイ及びボリヴィア兩  
 國代表委員は廿一日午後三時十五分ブ  
 ノスアイレスのアルゼンチン大統領官邸  
 に於て紛争調停委員出席の下に和平條約  
 に正式調印を行つた、斯くて多年南米の  
 禍とされてゐたグラン・チヤコ問題も茲  
 に圓滿解決を見るに至つたがブエノスア  
 イレス市民は南米の平和克復を祝福して  
 この日全市に亘り盛大祝典を催した

**國際ゴム委員會**  
 ロンドン【七三】發國際ゴム統制委員會  
 は廿六日豫定の如くロンドンに會合を開  
 いたが豫期された如き本年第四期(即ち  
 十月から十二月迄)輸出割當の決定には  
 至らず次回會合を九月十二日に開くこと  
 として散會し第四期輸出割當はこれを次  
 回會合まで延期する旨發表されたがこの  
 報を入れ、廿六日ロンドン・ゴム市場に  
 おいては豫て本年第四期も現行の輸出割  
 當四五%が維持されるものと見て思惑的  
 に買進んだ向から投物を誘發し相場は急  
 落した、尙國際ゴム委員會が何等の決定  
 に到達し得なかつたことは市場一般に失  
 望されてゐるがしかし一方當業者の大部  
 分はアメリカの現状が頗る混沌としてゐ  
 る結果ゴム委員會の任務を極めて困難な  
 ものにしてゐる事實を認めて居り今回の  
 會合の結果に對する市場の反響は一時的  
 なものに過ぎなからうとしてゐる、而し  
 てこれら業者は更に次の如く觀測してゐ  
 る

**大西洋洋斷シーズン活況**  
 ポート・ワシントン(ニューヨーク郊外)  
 【七三】米國の富豪飛行家ハワード・ヒ  
 ユズ氏の新記録樹立に依つて嘩々しく  
 幕を切つて落した今年の大西洋洋斷飛  
 行シーズンの次に次いで英、獨南航空會社の  
 各新銳機が夫々定期空路開拓の試験飛行  
 を開始するに至つて果然活況を呈し新大  
 陸の最終點ポート・ワシントン空港(ニ  
 ユヨーク郊外)は各國機の送迎に大賑  
 ひを呈してゐる、最近發着の飛行機は英  
 國インビリアル航空會社の新案親子機

**國際航空**  
 世界一周獨機の性能  
 ベルリン【七三】驚異的世界新記録を樹

立した米國のヒューズ機に對抗して世界  
 早廻り記録の更新を目指すドイツ、フォ  
 ッケ、ウォルフ航空會社の優秀機コンド  
 ル號は愈々八月九日ベルリンを出發壯途  
 に上る模様だが南方コースを探り佛領印  
 度支那のハノイを通過して東京に直行し  
 それよりコースを北方に轉じ千島を經ア  
 ラスカに出て更にサンフランシスコに着  
 陸、ニューヨークに向ふことゝならう、  
 今回の飛行の乗組員はヘッケ大尉及びホ  
 ン・モロー大尉を始め操縦士一名、無電  
 技師一名、機關士二名計六名になる豫定  
 である、コンドル機は發動機四基附の大  
 型最優秀機で高度三千四百卅米、平均時  
 速三百九十浬の驚異的性能を有してゐる  
 が、更に發動機を交互に使用して安全度  
 を高める裝置になつてをり、發動機三基  
 を使用すれば時速三百四十五浬、發動機  
 二基の場合には時速二百七十五浬を出し  
 得る仕組みになつてゐる、尙同機の実際  
 の乗員收容量は旅客廿六名、操縦士二名  
 無電技師一名及び事務員一名を收容する  
 形大なもので九人用の喫煙室を有する等  
 ドイツ自慢の豪華旅客機である

一 キュリー號及びドイツのルフト・ハンザ會社のノルドメア號、ノルドウィンド號の姉妹機でその状況左の通り

一 マーキュリー號(英國) 廿五日午前七時半ポート・ワシントン出發、廿五日午前九時廿六分モントリオール(カナダ)着、廿五日午後三時モントリオール出發ポトウッド(ニューフウンドランド)へ

一 ノルドメア號(ドイツ) 廿五日午後六時ポート・ワシントン出發、東大西洋上のアズレス群島へ歸航の途に

マーキュリー號機断成功

モントリール(三)英國インペリアル・エアウェイズ會社の大西洋機断水上機マーキュリー號(三四)馬力、四發動機は英國皇帝バ御訪問のニュース映畫その他五百超の貨物を搭載、廿日午後八時アイルランドのフォインズを出發、北大西洋機断飛行の壯途に上つた、今回の飛行は英國が世界に誇る新案親子飛行機の最初の試験飛行でマーキュリー號はフォインズ沖合に於いて見事に親飛行艇マイア號(八一〇一八五〇馬力四發動機)の背から飛び離れ以て好詞を續け一氣に北大西洋を横断東部標準時間廿一日午前十時廿分カナダのモントリールに安着した、所要時間は十九時間廿分である

獨機断機も続着

ニューヨーク【七三】ドイツのルフト・ハンザ會社の機断ノルドメア號は大

西洋上のアズレス島から廿二日午前八時四十二分ニューヨーク郊外のポート・ワシントンに安着した、アズレス島とポート・ワシントン間の所要時間は十七時四十二分である、尙ルフト・ハンザ會社は今夏中にノルドメア號及び姉妹機を以て十回往復飛行を行ふ計畫である

亞成層國旅客機試驗飛行

ロサンゼルス【七六】ノースウエスト航空會社のロックヒード旅客機はミネアポリスよりソールトレイク・シティ經由亞成層國試驗飛行を終へて廿八日ロサンゼルスに着、同機は亞成層國を飛行すること一千九百哩に及び將來一般商業飛行を全部成層國を飛行せしめ速度と安全率を増大せしめんとする計畫の魁けなしたものと注目されてゐる、同機は飛行士九名、科學者一名が搭乗してゐたが何れも成層國飛行用の一見ガム・マスコ類似の特殊呼吸具を着装してゐたが、此の呼吸具は乗機が地上三乃至四哩の高空に達すると自動的に作用して吸氣と酸素ガスとが呼吸具内で混合し之を吸入する仕掛になつてゐるものである、此の呼吸具の發明者ラウレンス氏も乗員の一人として同様に搭乗してゐたが着陸後「新呼吸具は今回の飛行中全行程を通じ満足に作用した」と語つてゐた

クリツパー機還難か

マニラ【七三】汎米航空會社の太平洋機断定期旅客機ハワイアン・クリツパー號は廿九日グアム島からマニラに向ふ途中行方不明となり卅日午前三時現在マニラ到着豫定時間を経過すること既に十五時間に達するも何等消息なく今や乗客六名

乗組九名と共に同機の還難が極度に憂慮されてゐる、クリツパー機は廿八日午後三時卅九分グアム島を出發マニラに向つたが廿九日午後零時三分(マニラ時間)アイリツピン群島サマル島を距る約六百哩の海上よりマニラへ向け飛翔中との無線を發したまゝ行方不明となつたものである、米國陸海軍航空隊では廿九日午後

直に搜索網を張り遭難地と覺しき海上を隈なく搜索したが未だに手懸りなくクリツパー機の運命は愈々不安を加へてゐる遭難のハワイアン・クリツパー號は昨年十一月以來サンフランシスコ香港間定期航空に就航して居たもので姉妹機チャイナ・クリツパー號と同型のマーチン一三〇型、自重十噸、旅客は最大限四十八人を搭載し最大速度は一時間二百九十浬を出し得る大型旅客機の精銳である



アイガー峰北壁征服

ミュンヘン【七四】アルプスの高峰スイスのアイガーの北壁は人も知る難嶺で今迄何人も之を征服したものはないが、數日前登攀を開始した四人のドイツ登山家は見事この難路を征服、廿四日正午頂に到達した、この劃期的壯舉に成功した一行は廿五日午後従來から拓けてゐるアイガー峰西側の斜面を意氣揚々とアイガーレッツチャー登山電車停留所に向け下山した、アイガー峰の北壁は従來も毎年ドイツの登攀隊が征服を試み既に多數の犠牲者を出した處の絶壁である

アラスカの處女峰征服

チストチャイナ(アラスカ)【七六】米國

地理學會のブラッドフォード・ウォシネボーン(マサチューセツ州ケンブリッジ)及びテレイス・ムーア(ロサンゼルス)兩君は過般來アラスカの高峰メタソフォード山(二六、二〇六呎)征服を目指し登攀中だつたが首尾よく處女峰を極め廿六日山麓のチストチャイナに歸還しスタンフォード山征服の模様を語る

去る廿一日遂に處女峰征服に成功し山頂高く米國地理學會旗を樹て、登攀路開拓には昨年撮影した機上からの寫眞が大いに役立つた、又運れて行つたアラスカ大が實に標悍で標高一萬四千呎の高處まで橋を引上げ又途中數回熊の襲撃から守つてくれた

世界長距離水泳記録

サンタ・モニカ(カリフォルニア州)【七五】佛人ポール・シヨットー氏は廿五日カリフォルニア州の南端サンタ・モニカとサンタ・バルバラ島間に於て長距離水泳の世界記録を樹立した、サンタ・モニカ、サンタ・バルバラ島間五十六哩を泳ぎ切る豫定でシヨットー氏がサンタ・バルバラ島から泳ぎ出したのが廿三日正午逆潮となつたかひつゝサンタ・モニカ目指して泳ぎ寄つたが廿五日午前九時目的地を距る十五哩の場所遂に力盡きて水泳を中止した、然し同氏が水中にあることを實に約四十五時間、泳ぎ切つた距離は逆潮を考慮に入れると七十哩に達する世界新記録である、シヨットー氏は本年四十四歳本職はヴァイオリニストであるが一九二六年には英佛海峡横断記録を持つてゐる

同盟旬報

(毎月三回發行) 送料壹部 半年分 五圓五十錢 一年分 拾圓 郵費別取

發行所 同人盟通信社 東京市銀座西八ノ九

同盟通信社發行物に關する御用はすべて左記宛に御願ひします。

電話用專 營業専用 銀座(57)一三三二 銀座(57)三三三三 銀座(57)四八七〇 銀座(57)四九九六

★ 行 刊 社 信 通 盟 同 ★

昭和十三年版 (一九三八年)

時事年鑑

同盟に繼承 面目一新!!

政治、經濟、外交、軍事、勞働、統計  
人名、教育、工業、演藝等の諸年鑑が  
打つて一丸となつてゐる綜合年鑑。

- ◇四六倍判 八四〇頁
- ◇クローヌ裝上製函入
- ◇定價貳圓五拾錢 送料卅三錢

昭和十三年版 (一九三八年)

新聞寫眞年鑑

内容精選 體裁完備!!

本年鑑に收載せる寫眞は昭和十二年  
度に於て、全國各新聞社の寫眞班員  
が撮影せるもの、中より最も優秀な  
るものを選択した寫眞記錄。

- ◇菊倍判 二百數十頁
- ◇總アートの布上製
- ◇定價五圓 送料卅三錢

昭和十三年版 (一九三八年)

レヂヤド・パ・ガイ・ド

貿易の指針 本邦唯一!!

通商貿易の發展及び日本商品を全世  
界に紹介する目的で發行する、本邦  
に於ける最も完備せる「英文貿易年  
鑑」である。我生産品數百を網羅し  
て詳細懇切に解説せり。

- ◇四六倍版 八百余頁
- ◇總革 特製函入
- ◇定價貳拾五圓

東京市橋區銀座西八丁目九番地

同 盟 通 信 社 出 版 部 法 團 社

振替口座東京八五〇〇〇番 專用電話銀座

一四四三  
三八九二  
五七九三  
一〇六一  
（用稿編譯速）  
（用稿編譯速）  
（用稿編譯速）

# 賣切近し！御申込は即刻

## 昭和十三年版 人絹年鑑

昭和十三年版「人絹年鑑」刊行に就いて

我國人絹業は、一昨年来人絹王國アメリカの生産高を凌駕、昨年度の生産高五億封度と世界第一位を保持し、又一方ステープル・ファイバーも生産高一億七千五百萬封度を示し、イタリー並にドイツと輸贏を争ひつゝあります。然るに今や外には各國の關稅引上げ、輸入割當制度あり、内には自治的或は國家的統制の擴大強化あり、人絹人織共眞に多事多端その前途は大いに考究すべきものがあります。

本社は昨年度に我國唯一の「人絹年鑑」を發行し、大方諸賢の絶大なる御賞讃を得ましたが、現時非常時局に鑑み、全部稿を新にして再び「人絹年鑑」を發行以て我國新銳事業發展の一助と致し度い所存であります。本年版には最近の人絹、人織の動きは勿論、新に染色、藥品、機械並にセロファン工業の諸項を加ふると共に豊富なる統計、調査、材料を揃へて完璧を期して居ります。關係業者は勿論、貿易、金融、一般投資家、學校、圖書館等凡ゆる方面に是非一本を備へらるべきものと信じます。

☆菊判壹千五百餘頁  
☆總布表紙特製

### 目次大綱

第一編 日本	第一章 昭和十二年の業界
第一節 人絹織物	第四節 ス・フ織物
第二節 人絹織物	第五節 人絹會社と
第三節 ステープル・ファイバー	ス・フ會社
第二章 人絹織物機業	
第一節 本邦人絹と東洋市場	
第二節 滿洲及支那人絹消費狀況	
第三章 印度の人絹消費狀況	
第四章 人絹關係團體	
第一節 人絹關係團體總覽	第三節 染工聯の素描
第二節 人絹及ス・フ關係日誌	
第五章 人絹工業の沿革	
第一節 人絹工業の沿革	
第二節 生産	
第三節 輸出と輸出市場	
第四節 國內消費	
第五節 各國人絹會社の内容	
第六節 人絹會社の世界的連鎖	
第七節 一九三七年の世界人絹界	
第三編 關係工業	
第一章 バルブ工業	
第二章 世界における木材バルブの生産と需給	
第三章 セロファン工業	
第四章 藥品類	
第四編 わが國人絹創成期の體驗を語る	
人絹と自分	金子清直
創業當時を語る	久逸
グイスコニス人絹工業の搖籃時代を語る	金子清直
附録	三木吉
各國人絹糸布輸入關稅、人絹の國際規格、度量衡各種單位とその換算早見表、各種統計表、人絹各社、材料機械業者表	

御申込は又社支は局へ！

定價
金五圓
送料 市内十二錢 地方二十三錢

東京市京橋區 同盟通信社發行 電話 銀座座 (57) 一三五番 振替 貯金口 東京座 八五〇〇番

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可

發行所 東京市京橋區銀座西七丁目一番地

同盟通信社

電話代表番 銀座座 (57) 二二二番 振替貯金口 東京座 八五〇〇番